

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 18</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルート確認状況 (地震時の影響)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">現場確認結果 (1/8)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 280px; top: 160px;">① 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート [屋内]</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (33)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルート確認状況 (地震時の影響) について</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所における屋内アクセスルートのプラントウォークダウン確認結果を第1図及び第1表に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果 (1/8)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (14)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルート確認状況 (地震時の影響)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">現場確認結果 (1/8)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 820px; top: 200px;">① 島根原子力発電所 2号炉 重大事故等時 アクセスルート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="184 436 854 1495" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="875 378 920 1680" data-label="Caption"> <p>第1図 ②柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート [屋内] 現場確認結果(2/8)</p> </div>	<div data-bbox="994 436 1665 1495" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="964 1512 1706 1596" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果 (2/8)</p> </div>	<div data-bbox="1745 352 2439 1480" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2448 367 2493 1480" data-label="Caption"> <p>第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(2/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="184 432 854 1451" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="866 331 914 1633" data-label="Caption"> <p>第1図 ③柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート[屋内] 現場確認結果(3/8)</p> </div>	<div data-bbox="991 428 1662 1457" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1461 1703 1549" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果 (3/8)</p> </div>	<div data-bbox="1739 310 2433 1556" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2439 407 2487 1516" data-label="Caption"> <p>第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(3/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="184 449 854 1436" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="869 289 914 1587" data-label="Caption"> <p>第1図 ④柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート [屋内] 現場確認結果(4/8)</p> </div>	<div data-bbox="997 449 1656 1436" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1465 1700 1545" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果(4/8)</p> </div>	<div data-bbox="1745 403 2436 1570" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2436 445 2481 1545" data-label="Caption"> <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(4/8)</p> </div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="184 445 825 1394" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 289 884 1591" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑤柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート[屋内] 現場確認結果(5/8)</p> </div>	<div data-bbox="976 432 1673 1451" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="949 1461 1703 1549" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果(5/8)</p> </div>	<div data-bbox="1742 445 2410 1528" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2421 445 2469 1554" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(5/8)</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="189 436 842 1409" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="863 268 908 1566" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑥柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート[屋内] 現場確認結果(6/8)</p> </div>	<div data-bbox="988 443 1668 1446" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1465 1703 1541" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果(6/8)</p> </div>	<div data-bbox="1733 394 2445 1556" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2451 407 2496 1509" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑥島根原子力発電所 2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(6/8)</p> </div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 436 825 1402" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 302 884 1604" data-label="Caption"> <p>第1図 ①柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート [屋内] 現場確認結果(7/8)</p> </div>	<div data-bbox="1003 428 1650 1411" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1411 1703 1486" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果(7/8)</p> </div>	<div data-bbox="1736 436 2436 1562" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2448 449 2496 1554" data-label="Caption"> <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(7/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 436 834 1444" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="845 310 893 1612" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑧柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等時 アクセスルート[屋内] 現場確認結果(8/8)</p> </div>	<div data-bbox="997 436 1659 1486" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="952 1501 1703 1570" data-label="Caption"> <p>第1図 東海第二発電所 屋内アクセスルート 現場確認結果(8/8)</p> </div>	<div data-bbox="1748 436 2445 1558" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2457 451 2504 1558" data-label="Caption"> <p>第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(8/8)</p> </div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
	<p style="text-align: center;">第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (類似処置は代表例の写真を示す) (1/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 15%;">設置場所</th> <th style="width: 60%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分解用治具 (RCICポンプ用)</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">R/B B2FL EL. -4.00m</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>工具箱</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>LPCSポンプベントライン 仮設ホース</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">R/B B1FL EL. +2.00m</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>収納箱 (定検試験機材保管箱)</td> <td>・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ分解治具</td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし</td> </tr> <tr> <td>S/P点検用資材</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>日点工具保管庫 No.1</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置場所	評価	分解用治具 (RCICポンプ用)	R/B B2FL EL. -4.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	工具箱	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	LPCSポンプベントライン 仮設ホース	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	踏み台	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)	R/B B1FL EL. +2.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	収納箱 (定検試験機材保管箱)	・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	RHRポンプ分解治具	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし	S/P点検用資材	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	日点工具保管庫 No.1		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)		<p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、別紙(15)「屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について」にて記載</p>
項目	設置場所	評価																																			
分解用治具 (RCICポンプ用)	R/B B2FL EL. -4.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																			
工具箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																			
LPCSポンプベントライン 仮設ホース		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
踏み台		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
踏み台		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																			
踏み台		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																			
手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)		R/B B1FL EL. +2.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																		
収納箱 (定検試験機材保管箱)	・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)																																				
RHRポンプ分解治具	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし																																				
S/P点検用資材	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																				
日点工具保管庫 No.1		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																			

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (2/11)

項目	設置場所	評価
日常点検工具保管庫	R/B B1FL EL. +2.00m	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
RHRポンプ部品収納箱 (B-1, 2, 3)		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
RHRポンプ部品収納箱 (C-1)		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
RHRポンプ部品収納箱 (D-2)		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
収納箱 RHRポンプ部品収納箱		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
制御棒位置検出器(PIP)収納箱		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
ポンベ運搬用台車		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
ポンベ運搬用台車		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
工具箱		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
RHRポンプ用シャフト	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照) 	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (3/11)

項目	設置場所	評価
手摺り	R/B 1FL EL. +8.20m	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
ダストサンプリング用架台		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
移動式足場		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
手摺		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
清掃用具		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
清掃用具		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
担架収納用キャビネット		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時用防護具		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時用防護具		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
緊急時用ウェス		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
汚染検査BOX		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱		<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
カラーコーン・コーンバー		<ul style="list-style-type: none"> ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
手摺	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照) 	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (4/11)

項目	設置場所	評価
RB 集中清掃系中間集塵機	R/B 2FL EL. +14.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
ダストサンプリング用架台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
CRD 交換用装置収納箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
LPRM シャッター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
緊急用資機材 ケーブル		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
超音波洗浄機及び工具一式	R/B 3FL EL. +20.30m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
超音波洗浄機及び工具一式		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
試験関連保管箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
MSIV 自動フッピング装置		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
MSIV 点検専用工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
チャージングポンプ		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
HCU ベントホース収納用プラスチックコンテナ		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (5/11)

項目	設置場所	評価
キャビネット	R/B 3FL EL. +20.30m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
データ処理装置		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
中継器		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式) (HCU性能試験装置)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
収納庫 (HCU性能試験装置)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
収納庫		・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
弁操作用架台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
MSIV 仮組 L/T 用フランジ		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
MSIV 摺合せ治具		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	
MSIV点検用吊具	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (6/11)

項目	設置場所	評価
遮蔽用鉛毛マット	R/B 4FL EL. +29.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
取外し式梯子		・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
遮蔽用2次容器		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
FPCポンプ定検用倉庫		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納庫 C R D交換装置点検工具 (着脱ヘッド試験治具)		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納箱 S L C系ホース収納箱		・固縛を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
弁操作用架台		・固縛を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
FIMケーブルベアブリッジ	R/B 5FL EL. +38.80m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
パイオトイレ		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
活性炭吸引機		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
DHC 治具		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
放管資材保管用ロッカー		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
ポンプアウトユニット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
SLC点検用治具		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
作業台		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
汚染検査BOX		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
活性炭充填機	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)	
燃料貯蔵プール排気ダクト隔離弁操作 架台用昇降はしご(東側)	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (7/11)

項目	設置場所	評価
金属製物置	R/B 5FL EL. +38.80m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
燃料貯蔵プール排気ダクト隔離弁操作 架台昇降はしご (西側)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
架台		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
ダストサンプリング用架台	R/B 6FL EL. +46.50m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
垂直吊具		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
ラック		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
道工具棚		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
燃料取扱機材		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
リフター	C/S 1FL EL. +8.20m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
踏み台	C/S 2FL EL. +18.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
予備品収納箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (8/11)

項目	設置場所	評価
光ファイバー温度監視装置	C/S 3FL EL. +23.00m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
原子炉格納容器 漏えい率試験装置		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
使用済燃料貯蔵プール 監視カメラ機器収納盤		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
PC ラック		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
オフガス高感度モニタ監視装置		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱 (換気空調設備点検工専用)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式手摺り		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
RPS-MG 模擬負荷抵抗	C/S B1FL EL. +2.56m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター	C/S B1FL EL. +2.56m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
脚立		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
脚立	C/S B1FL EL. +2.56m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
脚立		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (9/11)

項目	設置場所	評価
リフター	C/S B2FL EL. -4.00m	・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
油圧防振器用点検資機材	Rw/B 1FL EL. +8.20m	・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納箱 工具収納箱		・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
ダストサンプラー置き場		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
綿手・ゴム手袋用ラック		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
消耗品ラック		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
TOC計		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
再利用ポリビン保管ラック		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
測定機器用机		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
踏み台		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
No. 1倉庫		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
タンク遠隔点検用資材		・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
油圧防振器予備品		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時対応用ウェス		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (10/11)

項目	設置場所	評価
バッテリー式リフト	Rw/B 1FL EL. +8. 20m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
R/W 開口部用柵	Rw/B 2FL EL. +14. 00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
新樹脂保管用ラック		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
ラック (ISI 試験片用)		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
パイオトイレ		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
SRV 取外・取付用資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 取外・取付用資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資機材		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
踏台・脚立OGハッチ用梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
ハッチ用手摺		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
SRV		・転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし	
SRV 定検資材	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし	
踏み台	Rw/B 3FL EL. +22. 00m	・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(代表例の写真を示す) (11/11)

各項目の転倒防止処置

	設置物の外観	転倒防止対策
写真①	 例：試験関連保管箱	
写真②	 例：予備品収納箱	
写真③	 例：脚立	
写真④	 例：リフター	

写真①：スリング、ワイヤー、チェーンを用いた固縛
 写真②：壁面からのアンカーを用いた固縛
 写真③：サポートを用いた固縛
 写真④：床面からのアンカーを用いた固縛

東海第二発電所の屋内設置物（常置品、仮置資機材）については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常置品、仮置き資機材の設置に対する運用、管理を社内規程に基づき実施する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																	
<p style="text-align: right;">別紙 19</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響 について</p> <p>1. 屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果 屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果及び転倒防止処置の例を以下の表に記す。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (1/3)</u></p> <table border="1" data-bbox="166 699 905 1434"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>評価結果</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扉・ゲート</td> <td>サービス建屋・コントロール建屋連絡水密扉</td> <td>コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500</td> <td>・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋・クリーンアクセス通路連絡水密扉</td> <td>コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500</td> <td>・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">棚・ラック等</td> <td>サービス建屋私服更衣室・ロッカー</td> <td>サービス建屋 1階(非) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋西側 EVホール ・清掃用具保管棚</td> <td>サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋西側 EVホール ・工具棚 (S-2)</td> <td>サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋東側通路 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋北側通路 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋西側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	評価結果	評価結果	扉・ゲート	サービス建屋・コントロール建屋連絡水密扉	コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	コントロール建屋・クリーンアクセス通路連絡水密扉	コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	棚・ラック等	サービス建屋私服更衣室・ロッカー	サービス建屋 1階(非) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○	サービス建屋西側 EVホール ・清掃用具保管棚	サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	サービス建屋西側 EVホール ・工具棚 (S-2)	サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	廃棄物処理建屋東側通路 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	廃棄物処理建屋北側通路 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)	○	廃棄物処理建屋西側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す				<p style="text-align: center;">東海第二発電所 (2018. 9. 18版)</p> <p style="text-align: center;">【比較のため、「別紙 33 屋内アクセスルート確認状況 (地震時の影響) について」の一部を記載】</p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (類似処置は代表例の写真を示す) (1/11)</u></p> <table border="1" data-bbox="952 716 1706 1745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置場所</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分解用治具 (R C I Cポンプ用)</td> <td rowspan="10">R/B B2FL EL. -4.00m</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>工具箱</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>LPCS ポンプベントライン 仮設ホース</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>資材保管ハウス</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>収納箱 (定検試験機材保管箱)</td> <td rowspan="3">R/B B1FL EL. +2.00m</td> <td>・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ分解治具</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)</td> </tr> <tr> <td>S/P点検用資材</td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)</td> </tr> <tr> <td>日点工具保管庫 No.1</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置場所	評価	分解用治具 (R C I Cポンプ用)	R/B B2FL EL. -4.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	工具箱	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	LPCS ポンプベントライン 仮設ホース	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	資材保管ハウス	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	収納箱 (定検試験機材保管箱)	R/B B1FL EL. +2.00m	・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	RHRポンプ分解治具	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	S/P点検用資材	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	日点工具保管庫 No.1		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	<p style="text-align: right;">別紙 (15)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による 影響について</p> <p>1. アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果 アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第1表に記す。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(1/2)</u></p> <table border="1" data-bbox="1760 716 2484 1283"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>評価結果</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">棚・ラック等</td> <td>原子炉建物南西エリア ・手摺</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 4階 E L. 42.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物北通路 ・手摺</td> <td>原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m</td> <td>・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物北通路 ・資機材保管箱</td> <td>原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>西側PCVベネトレーション室前 ・資機材</td> <td>原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>西側PCVベネトレーション室前 ・資機材</td> <td>原子炉建物 原子炉棟 2階 E L. 23.8m</td> <td>・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため撤去する</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A-非常用電気室 ・資機材保管庫</td> <td>原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-非常用電気室 ・踏み台</td> <td>原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	評価結果	評価結果	棚・ラック等	原子炉建物南西エリア ・手摺	原子炉建物 原子炉棟 4階 E L. 42.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	原子炉建物北通路 ・手摺	原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する	○	原子炉建物北通路 ・資機材保管箱	原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○	西側PCVベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	西側PCVベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建物 原子炉棟 2階 E L. 23.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため撤去する	○	A-非常用電気室 ・資機材保管庫	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	B-非常用電気室 ・踏み台	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す				<p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、現場確認結果を別紙(14)に、機器等の転倒防止処置等確認結果を別紙(15)に記載(東海第二は別紙(33)にまとめて記載)</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 プラントの相違に伴う表の内容の相違</p>
項目	設置箇所	評価結果	評価結果																																																																																																																	
扉・ゲート	サービス建屋・コントロール建屋連絡水密扉	コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																
	コントロール建屋・クリーンアクセス通路連絡水密扉	コントロール建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・壁面に固定用アンカーを打設し、転倒防止を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																
棚・ラック等	サービス建屋私服更衣室・ロッカー	サービス建屋 1階(非) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○																																																																																																																
	サービス建屋西側 EVホール ・清掃用具保管棚	サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	サービス建屋西側 EVホール ・工具棚 (S-2)	サービス建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+6,500	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	廃棄物処理建屋東側通路 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	廃棄物処理建屋北側通路 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)	○																																																																																																																
	廃棄物処理建屋西側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す																																																																																																																			
	項目	設置場所	評価																																																																																																																	
分解用治具 (R C I Cポンプ用)	R/B B2FL EL. -4.00m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
工具箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
LPCS ポンプベントライン 仮設ホース		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
踏み台		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
資材保管ハウス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
踏み台		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
踏み台		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
手摺り (機器ハッチ用/LPCS・HPCS)		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
収納箱 (定検試験機材保管箱)	R/B B1FL EL. +2.00m	・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)																																																																																																																		
RHRポンプ分解治具		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)																																																																																																																		
S/P点検用資材		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)																																																																																																																		
日点工具保管庫 No.1		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)																																																																																																																		
項目	設置箇所	評価結果	評価結果																																																																																																																	
棚・ラック等	原子炉建物南西エリア ・手摺	原子炉建物 原子炉棟 4階 E L. 42.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																
	原子炉建物北通路 ・手摺	原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する	○																																																																																																																
	原子炉建物北通路 ・資機材保管箱	原子炉建物 付属棟 3階 E L. 34.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○																																																																																																																
	西側PCVベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	西側PCVベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建物 原子炉棟 2階 E L. 23.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため撤去する	○																																																																																																																
	A-非常用電気室 ・資機材保管庫	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																
	B-非常用電気室 ・踏み台	原子炉建物 付属棟 2階 E L. 23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																
	※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す																																																																																																																			

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)</p> <p>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (2/3)</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18版)</p> <p>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (類似処置は代表例の写真を示す) (2/11)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(2/2)</p>	<p>備考</p>																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>評価結果</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理建屋-海水熱交換器エリア連絡通路 ・PHS関連機器 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋北側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋南側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚</td> <td>廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側通路 ・長期保管工具棚</td> <td>6号炉 原子炉建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>南側壁 ・工具棚</td> <td>7号炉 原子炉建屋 4階(管) T.M.S.L.+31,700</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真5参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>北側通路 ・潤滑油保管棚 (7-2A, 7-2B)</td> <td>7号炉 原子炉建屋 2階(管) T.M.S.L.+18,100</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東側通路 ・工具棚</td> <td>7号炉 タービン建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300</td> <td>・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	評価結果	評価結果	廃棄物処理建屋-海水熱交換器エリア連絡通路 ・PHS関連機器 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	廃棄物処理建屋北側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	廃棄物処理建屋南側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	東側通路 ・長期保管工具棚	6号炉 原子炉建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)	○	南側壁 ・工具棚	7号炉 原子炉建屋 4階(管) T.M.S.L.+31,700	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真5参照)	○	北側通路 ・潤滑油保管棚 (7-2A, 7-2B)	7号炉 原子炉建屋 2階(管) T.M.S.L.+18,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	東側通路 ・工具棚	7号炉 タービン建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置場所</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常点検工具保管庫</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ部品収納箱 (B-1, 2, 3)</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ部品収納箱 (C-1)</td> <td></td> <td>・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ部品収納箱 (D-2)</td> <td></td> <td>・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>取外し式梯子</td> <td></td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>取外し式梯子</td> <td></td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>踏み台</td> <td></td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>取外し式梯子</td> <td>R/B B1FL EL.+2.00m</td> <td>・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>収納箱 RHRポンプ部品収納箱</td> <td></td> <td>・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)</td> </tr> <tr> <td>制御棒位置検出器(PIP)収納箱</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>ボンベ運搬用台車</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>ボンベ運搬用台車</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>工具箱</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> <tr> <td>RHRポンプ用シャフト</td> <td></td> <td>・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置場所	評価	日常点検工具保管庫		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	RHRポンプ部品収納箱 (B-1, 2, 3)		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	RHRポンプ部品収納箱 (C-1)		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	RHRポンプ部品収納箱 (D-2)		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	踏み台		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	取外し式梯子	R/B B1FL EL.+2.00m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	収納箱 RHRポンプ部品収納箱		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	制御棒位置検出器(PIP)収納箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	ボンベ運搬用台車		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	ボンベ運搬用台車		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	工具箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	RHRポンプ用シャフト		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>評価結果</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボンベ A-事故時 サンプリング室 ・窒素ガスボンベ</td> <td>原子炉建物 付属棟1階 E.L.15.3m</td> <td>・アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動することによりアクセス性に問題なし</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物南東エリア ・清掃用具保管庫</td> <td>原子炉建物 原子炉棟1階 E.L.15.3m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物南東エリア ・踏み台</td> <td>原子炉建物 付属棟地下1階 E.L.8.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物北東エリア ・点検資機材</td> <td>原子炉建物 原子炉棟地下1階 E.L.8.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用再循環送風機室 ・資機材保管棚</td> <td>廃棄物処理建物 2階 E.L.22.1m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>補助盤室連絡通路 ・資機材保管庫</td> <td>廃棄物処理建物 1階 E.L.16.9m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>充電器室 ・踏み台</td> <td>廃棄物処理建物 地下中1階 E.L.12.3m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御室建物北西エリア ・ロッカー</td> <td>制御室建物 2階 E.L.8.8m</td> <td>・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	評価結果	評価結果	ボンベ A-事故時 サンプリング室 ・窒素ガスボンベ	原子炉建物 付属棟1階 E.L.15.3m	・アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動することによりアクセス性に問題なし	○	原子炉建物南東エリア ・清掃用具保管庫	原子炉建物 原子炉棟1階 E.L.15.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	原子炉建物南東エリア ・踏み台	原子炉建物 付属棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	原子炉建物北東エリア ・点検資機材	原子炉建物 原子炉棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	中央制御室非常用再循環送風機室 ・資機材保管棚	廃棄物処理建物 2階 E.L.22.1m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	補助盤室連絡通路 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 1階 E.L.16.9m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	充電器室 ・踏み台	廃棄物処理建物 地下中1階 E.L.12.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○	制御室建物北西エリア ・ロッカー	制御室建物 2階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○	<p>※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す</p>
項目	設置箇所	評価結果	評価結果																																																																																																																	
廃棄物処理建屋-海水熱交換器エリア連絡通路 ・PHS関連機器 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
廃棄物処理建屋北側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
廃棄物処理建屋南側通路 ・工具棚 ・長期保管工具棚	廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
東側通路 ・長期保管工具棚	6号炉 原子炉建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真4参照)	○																																																																																																																	
南側壁 ・工具棚	7号炉 原子炉建屋 4階(管) T.M.S.L.+31,700	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真5参照)	○																																																																																																																	
北側通路 ・潤滑油保管棚 (7-2A, 7-2B)	7号炉 原子炉建屋 2階(管) T.M.S.L.+18,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
東側通路 ・工具棚	7号炉 タービン建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
項目	設置場所	評価																																																																																																																		
日常点検工具保管庫		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
RHRポンプ部品収納箱 (B-1, 2, 3)		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
RHRポンプ部品収納箱 (C-1)		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
RHRポンプ部品収納箱 (D-2)		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
踏み台		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
取外し式梯子	R/B B1FL EL.+2.00m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
収納箱 RHRポンプ部品収納箱		・固縛を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)																																																																																																																		
制御棒位置検出器(PIP)収納箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
ボンベ運搬用台車		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
ボンベ運搬用台車		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
工具箱		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
RHRポンプ用シャフト		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)																																																																																																																		
項目	設置箇所	評価結果	評価結果																																																																																																																	
ボンベ A-事故時 サンプリング室 ・窒素ガスボンベ	原子炉建物 付属棟1階 E.L.15.3m	・アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動することによりアクセス性に問題なし	○																																																																																																																	
原子炉建物南東エリア ・清掃用具保管庫	原子炉建物 原子炉棟1階 E.L.15.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
原子炉建物南東エリア ・踏み台	原子炉建物 付属棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																	
原子炉建物北東エリア ・点検資機材	原子炉建物 原子炉棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																	
中央制御室非常用再循環送風機室 ・資機材保管棚	廃棄物処理建物 2階 E.L.22.1m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
補助盤室連絡通路 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 1階 E.L.16.9m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	
充電器室 ・踏み台	廃棄物処理建物 地下中1階 E.L.12.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○																																																																																																																	
制御室建物北西エリア ・ロッカー	制御室建物 2階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○																																																																																																																	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果 (3/3)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果
ポンベ コントロール建屋ダ ーティ通路 ・空気ポンベ	コントロール建 屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	・ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止の実 施又はアクセスルート近傍から撤去する (転倒防止処置例は写真6参照)	○
ク レ ン MURC ポンプ弁室 ・MURC ポンプ点検用 クレーン	7号炉 廃棄物処理建屋 地下3階(管) T.M.S.L.-6,100	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又 は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真7参照)	○
リ フ ター	A系非常用電気品室 ・リフター	6号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○
	南側EV横 ・リフター	6号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○
	南東EV付近 ・移動はしご	7号炉 原子炉建屋 1階(管) T.M.S.L.+12,300	○
	A系非常用電気品室 ・リフター	7号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○
	B系非常用電気品室 ・リフター	7号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○
	C系非常用電気品室 ・リフター	7号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○
ケ ー ブル	A系非常用電気品室 ・電源車第2ルート 用ケーブル	6号炉 原子炉建屋 地下1階(非) T.M.S.L.+4,800	○

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(類似処置は代表例の写真を示す) (3/11)

項目	設置場所	評価
手摺り	R/B 1FL EL.+8.20m	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
ダストサンプリング用架台		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
移動式足場		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし
手摺		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
清掃用具		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
清掃用具		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
担架収納用キャビネット		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時防護具		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時防護具		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
緊急時用ウェス		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
汚染検査BOX		・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なた め、移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)	
カラーコーン・コーンバー	・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なた め、移設を行うことから問題なし	
手摺	・固縛、転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なた めアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (4/11)

項目	設置場所	評価
RB 集中清掃系中間集塵機	R/B 2FL EL. +14.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
ダストサンプリング用架台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
CRD 交換用装置収納箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
LPRM シャッター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
緊急用資機材 ケーブル		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
超音波洗浄機及び工具一式	R/B 3FL EL. +20.30m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
超音波洗浄機及び工具一式		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
試験関連保管箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
MSIV 自動フッピング装置		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
MSIV 点検専用工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
チャージングポンプ		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
HCU ベントホース収納用プラスチックコンテナ		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (5/11)

項目	設置場所	評価
キャビネット	R/B 3FL EL. +20.30m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
データ処理装置		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
中継器		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式) (HCU性能試験装置)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
収納庫 (HCU性能試験装置)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
収納庫 (HCU点検用工具一式)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
収納庫		・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
弁操作用架台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
MSIV 仮組 L/T 用フランジ		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
MSIV 摺合せ治具		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	
MSIV点検用吊具	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (6/11)

項目	設置場所	評価
遮蔽用鉛毛マット	R/B 4FL EL. +29.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
取外し式梯子		・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
遮蔽用2次容器		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
FPCポンプ定検用倉庫		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納庫 C R D交換装置点検工具 (着脱ヘッド試験治具)		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納箱 S L C系ホース収納箱		・固縛を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
弁操作用架台		・固縛を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
FIMケーブルベアブリッジ	R/B 5FL EL. +38.80m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
パイオトイレ		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
活性炭吸引機		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
DHC 治具		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
放管資材保管用ロッカー		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
ポンプアウトユニット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
SLC点検用治具		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
作業台		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
汚染検査BOX		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
活性炭充填機	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)	
燃料貯蔵プール排気ダクト隔離弁操作 架台用昇降はしご (東側)	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)	

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (7/11)

項目	設置場所	評価
金属製物置	R/B 5FL EL. +38.80m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
燃料貯蔵プール排気ダクト隔離弁操作 架台用昇降はしご (西側)		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式梯子		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真③参照)
架台		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
ダストサンプリング用架台	R/B 6FL EL. +46.50m	・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
垂直吊具		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真①参照)
ラック		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
道工具棚		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
キャビネット		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
燃料取扱機材		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
リフター	C/S 1FL EL. +8.20m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
予備品収納箱	C/S 2FL EL. +18.00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
踏み台		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (8/11)

項目	設置場所	評価
光ファイバー温度監視装置	C/S 3FL EL. +23.00m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
原子炉格納容器 漏えい率試験装置		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
使用済燃料貯蔵プール 監視カメラ機器収納盤		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
PC ラック		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
オフガス高感度モニタ監視装置		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱 (換気空調設備点検工所用)		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
取外し式手摺り		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
RPS-MG 模擬負荷抵抗	C/S B1FL EL. +2.56m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
脚立		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
脚立		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)
脚立		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真③参照)

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (9/11)

項目	設置場所	評価
リフター	C/S B2FL EL. -4.00m	・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
リフター		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
油圧防振器用点検資機材	Rw/B 1FL EL. +8.20m	・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
収納箱 工具収納箱		・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
ダストサンプラー置き場		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
綿手・ゴム手袋用ラック		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
消耗品ラック		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
TOC 計		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
再利用ポリビン保管ラック		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
測定機器用机		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
踏み台		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
No. 1 倉庫		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
タンク遠隔点検用資材		・ 転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし
油圧防振器予備品		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
工具箱		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
工具箱		・ 固縛, 転倒防止策を実施している ・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
緊急時対応用ウェス		・ 転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
 (類似処置は代表例の写真を示す) (10/11)

項目	設置場所	評価
バッテリー式リフト	Rw/B 1FL EL. +8. 20m	・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
R/W 開口部用柵	Rw/B 2FL EL. +14. 00m	・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真①参照)
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
新樹脂保管用ラック		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
ラック (ISI 試験片用)		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
パイオトイレ		・固縛, 転倒防止策を実施している (転倒防止処置例は写真④参照)
SRV 取外・取付用資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 取外・取付用資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資機材		・固縛, 転倒防止策を実施している ・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし (転倒防止処置例は写真④参照)
踏台・脚立OGハッチ用梯子		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
ハッチ用手摺		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真②参照)
SRV		・転倒防止策を実施している ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
SRV 定検資材		・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性の問題なし
踏み台	Rw/B 3FL EL. +22. 00m	・転倒した場合に通行可能な通路幅の確保が困難なため, 移設を行うことから問題なし

各項目の転倒防止処置

	設置物の外観	転倒防止対策
扉・ゲート (写真1)		
棚・ラック等 (写真2)		
棚・ラック等 (写真3)		
棚・ラック等 (写真4)		

第1図 転倒防止処置 (1/3)

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果
(代表例の写真を示す) (11/11)

各項目の転倒防止処置


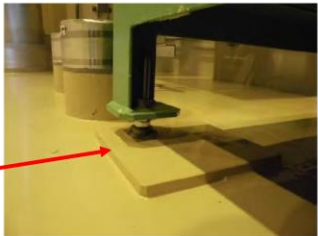




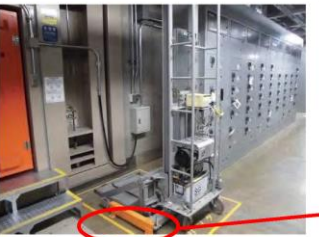



	設置物の外観	転倒防止対策
写真①	 例：試験関連保管箱	
写真②	 例：予備品収納箱	
写真③	 例：脚立	
写真④	 例：リフター	

写真①：スリング、ワイヤー、チェーンを用いた固縛
写真②：壁面からのアンカーを用いた固縛
写真③：サポートを用いた固縛
写真④：床面からのアンカーを用いた固縛

	設置物の外観	転倒防止対策
棚・ラック等 (写真1)		
棚・ラック等 (写真2)		
棚・ラック等 (写真3)		

第1図 転倒防止処置例

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違に伴う転倒防止処置例の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
	設置物の外観	転倒防止対策					
棚・ラック等 (写真5)							
ポンペ (写真6)							
クレーン (写真7)							
第1図 転倒防止処置 (2/3)							
	設置物の外観	転倒防止対策					
リフター (写真8)							
ケーブル (写真9)							
第1図 転倒防止処置 (3/3)							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>柏崎刈羽原子力発電所の屋内設置物（仮置，保管物品）の固縛については，<u>中越沖地震時に，仮置きしていた資機材が地震動により移動し，ほう酸水注入系配管の保温材を变形させた事象を踏まえ，以下の方針に基づき設置物の固縛を実施する運用としている。</u></p> <p>① <u>設置物についてはその物品の形状や保管状態，人の退避空間の確保，現場へのアクセスルート確保を検討の上，改善すべき点があれば固定・固縛・転倒防止・レイアウトの変更等を行う。</u></p> <p>② <u>設置物については本設の重要設備近傍には近づけない（重要設備近傍に設置する場合は，固定・固縛を実施する。）</u></p> <p>2. <u>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について</u> <u>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について，有効性評価の時間余裕が短い場合であっても時間内にアクセス可能であることを，以下のとおり評価した。</u></p> <p><u>〔評価対象操作〕</u> <u>有効性評価の各事象の対応操作において，最も時間的余裕がなく，現場への移動を要する操作として，ガスタービン発電設備から交流電源を受電するための非常用電源室での操作とする。</u></p> <p><u>〔評価条件〕</u></p>	<p>東海第二発電所の屋内設置物（常置品，仮置資機材）については，地震等による転倒によって，重大事故等対応の障害になることを防止するため，常置品，仮置き資機材の設置に対する運用，管理を社内規程に基づき実施する</p> <p style="text-align: center;">【ここまで】</p>	<table border="1" data-bbox="1780 220 2448 504"> <thead> <tr> <th></th> <th>移動前</th> <th>移動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">窒素ガスボンベ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2図 窒素ガスボンベ移動状況</p> <p>2. <u>まとめ</u> 島根原子力発電所の屋内設置物（常置品，仮置資機材）については，<u>地震等による転倒によって，重大事故等対応の障害になることを防止するため，常置品，仮置資機材の設置に対する運用，管理を社内規程に基づき実施する。</u></p>		移動前	移動後	窒素ガスボンベ			<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は，柏崎 6/7 の中越沖地震等と同様な被害実績はない ・記載表現の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は，常置品及び仮置資機材の設置に対する運用，管理を社内規程に基づき実施する ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は，資機材設備の転倒等により影響があるアクセスルートはない
	移動前	移動後							
窒素ガスボンベ									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ <u>アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒するものとする。</u></p> <p>・ <u>設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が 30cm あれば通過可能とする。</u></p> <p>・ <u>設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能とする。</u></p> <p>・ <u>転倒した設置物の乗り越え通過時間については、アクセス通路上で乗り越える設置物のうち最大のものについて乗り越え通過時間を計測し、その計測時間をその他の乗り越え設置物の通過時間とする（アクセスルート上で 5 つの設置物を乗り越える場合、最大の設置物を 5 回乗り越えるものとする。）。</u></p> <p><u>[評価結果]</u></p> <p><u>中央制御室から非常用電源室までのアクセスルートにおいて、乗り越えないと通過できないものの中で最大のものは、サービス建屋地下 1 階に設置されている工具棚であった。</u></p> <p><u>(棚の寸法、高さ約 1,900mm、奥行き約 900mm、幅約 1,150mm)</u></p> <p><u>この工具棚が転倒したことを想定し、操作員 6 名による乗り越え時間を測定した結果、最も時間を要した操作員の乗り越え時間は 5.4 秒であった。</u></p> <p><u>また、中央制御室から非常用電源室までのアクセスルートで設置物を乗り越え箇所は、6 号炉 2 箇所、7 号炉 2 箇所である。よって 2 箇所の乗り越え時間は 10.8 秒となる。</u></p>			

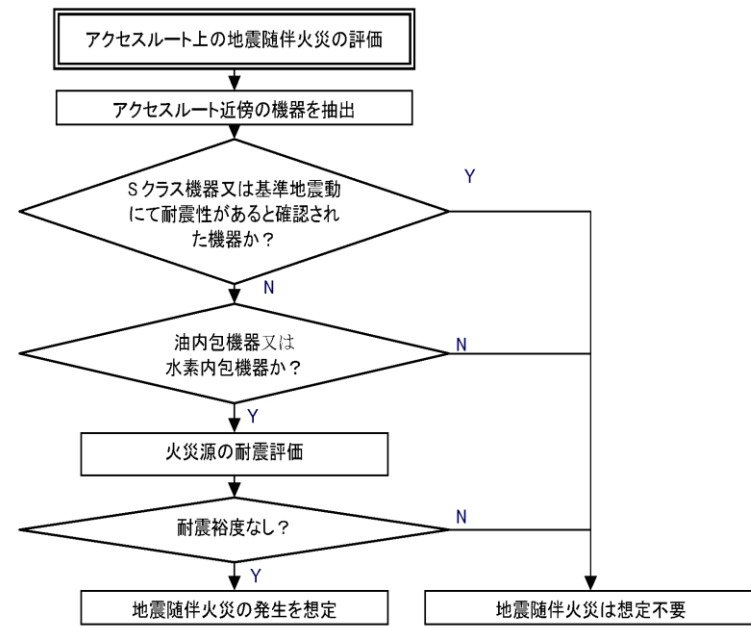
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)				東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)				島根原子力発電所 2号炉				備考			
		写真		1回目 タイム		2回目 タイム									
①	女性			4. 9秒		3. 9秒									
②	男性			4. 9秒		4. 0秒									
③	男性			4. 7秒		3. 8秒									
④	男性			5. 4秒		3. 9秒									
⑤	男性			2. 9秒		2. 5秒									
⑥	男性			5. 0秒		4. 8秒									

第2図 資機材設備転倒時における乗り越え評価
中央制御室から6号及び7号炉非常用電源室までのアクセス
時間は通常の歩行で4分程度であり、転倒した機材の乗り越え
時間によるアクセス時間への影響はほとんどない。

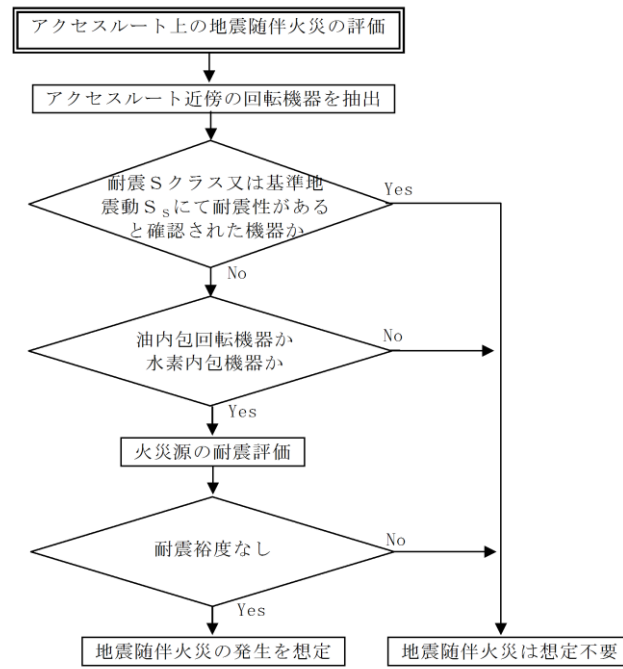
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 20</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>懐中電灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト(ランタンタイプ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明設備</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト(三脚タイプ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、蓄電池内蔵型照明を建屋内に設置(別紙17参照)している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第2図 バッテリー内蔵型の照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (28)</p> <p>アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段について</p> <p>アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段については、第1図～第3図に示すような設備を確保する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ランタン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、耐震性はないが停電時に使用可能な蓄電池内蔵型照明を建屋内に設置している。(別紙(30)参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第2図 蓄電池内蔵型の照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (16)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>懐中電灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (ランタンタイプ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (三脚タイプ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (フロアタイプ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置(別紙(13)参照)している。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第2図 電源内蔵型照明</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 確保している可搬型 照明設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="240 310 427 453"></div> <div data-bbox="566 275 736 474"></div> <div data-bbox="195 548 403 709"></div> <div data-bbox="433 541 641 720"></div> <div data-bbox="670 541 878 720"></div> <p data-bbox="418 793 685 825">第3図 通信連絡設備</p> <p data-bbox="157 972 605 1003">※<u>携帯型音声呼出電話設備</u>の使用方法</p> <p data-bbox="181 1014 923 1272">中央制御室や現場（建屋内）の壁面に設置されている専用接続箱から接続ケーブルを引出し、<u>携帯型音声呼出電話機</u>へ接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続箱と遠い場合は、<u>中継用ケーブルドラム</u>（100m／本，6号及び7号炉用に各5台設置）を使用することで中央制御室と現場の通信連絡が可能である。</p>	<div data-bbox="1071 260 1222 443"></div> <div data-bbox="1457 260 1578 443"></div> <div data-bbox="1012 554 1199 701"></div> <div data-bbox="1308 527 1391 716"></div> <div data-bbox="1540 527 1635 716"></div> <p data-bbox="1199 793 1466 825">第3図 通信連絡設備</p> <p data-bbox="1739 972 2080 1003">※<u>有線式通信設備</u>の使用方法</p> <p data-bbox="1762 1014 2504 1230">中央制御室や現場（建物内）の壁面に設置されている専用接続端子に有線式通信機を接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続端子と遠い場合は、<u>コードリール</u>（100m／本，6台設置）を使用することで中央制御室と現場の通信連絡が可能である。</p>	<div data-bbox="1828 268 2041 443"></div> <div data-bbox="2178 268 2410 443"></div> <div data-bbox="1768 548 1920 695"></div> <div data-bbox="2041 548 2184 695"></div> <div data-bbox="2288 548 2469 695"></div> <p data-bbox="1982 793 2249 825">第3図 通信連絡設備</p> <p data-bbox="2534 972 2742 1003">・記載方針の相違</p> <p data-bbox="2534 1014 2816 1230">【東海第二】 島根2号炉は、柏崎6/7同様に有線式通信設備の使用方法について記載</p>	

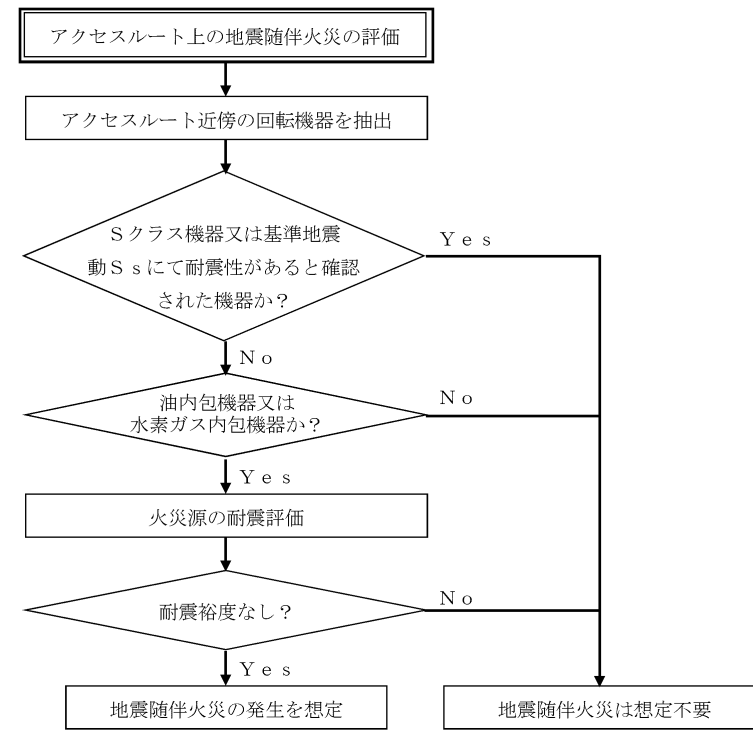
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 21</p> <p style="text-align: center;">地震随伴火災の影響評価</p> <p>屋内アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出した火災源となる機器リストを第1表～第3表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器^{※1}を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動にて耐震性があると確認された機器は損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、又は基準地震動にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器及び水素ガスを内包する機器については地震により支持構造物が損壊し漏えいした油又は水素ガス(4vol%以上)に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラスの機器と同様に基準地震動S_sで評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 <p>※1: 盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいことから除外する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (31)</p> <p style="text-align: center;">地震随伴火災源の影響評価について</p> <p>屋内アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。抽出フローを第1図、抽出した火災源となる機器のリストを第1表、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器[※]を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動S_sにて耐震性があると確認された機器は地震により損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器ではない、かつ基準地震動S_sにて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器については地震により支持構造物が損壊し、漏えいした油又は水素ガス(4vol%以上)に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラスの機器と同様に基準地震動S_sで評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 <p>※ <u>アクセスルート近傍のケーブルトレイ及び電源盤は、「設置許可基準規則」第八条「火災による損傷の防止」において得られた火災防護を適用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が考えにくいことから除外する。</u> <u>なお、火災時に煙充満による影響については、煙が滞留するような箇所は自動起動又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置することからアクセス性に影響はないと考えられるが、速やかなアクセスが困難な場合は迂回路を使用する。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙 (17)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価</p> <p>アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出した火災源となる機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器[*]を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動S_sにて耐震性があると確認された機器は地震により損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、又は基準地震動S_sにて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器及び水素ガスを内包する機器については地震により支持構造物が損壊し漏えいした油又は水素ガス(4vol%以上)に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラスの機器と同様に基準地震動S_sで評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 <p>※: <u>盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいことから除外する。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、アクセスルート近傍に地震随伴火災を想定する機器はない



第1図 地震随伴火災評価対象機器抽出フロー図



第1図 想定火災源の熱影響評価対象抽出フロー



第1図 地震随伴火災評価対象機器抽出フロー図

アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包機器又は水素ガス内包機器について基準地震動S_sにて耐震評価を実施し、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。
 なお、評価結果により耐震補強を実施する機器はない。

・記載表現の相違
 【柏崎6/7，東海第二】
 島根2号炉は、評価結果を記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

第1表 地震随伴火災を考慮する機器リスト (6号炉)

番号	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値 (MPa)	許容基準値 (MPa)	設置区分
1	ほう酸水注入系ポンプ (A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	非常用ディーゼル発電機 (B) 空気圧縮機 (1) (2)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	空調ユニット温水ループポンプ (A) (B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	9	207	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	7	159	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	10	196	
				せん断	5	151	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	10	207	
				せん断	6	159	
2	非常用ディーゼル発電設備 (B) エリア排風機 (A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
3	非常用ガス処理系排風機 (A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
3	非常用ガス処理室排風機 (A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
4	原子炉補機冷却系ポンプ (A) (D)	-	-	-	-	-	Sクラス
4	原子炉補機冷却海水系ポンプモータ (A) (D)	-	-	-	-	-	Sクラス
5	原子炉補機冷却系ポンプ (B) (E)	-	-	-	-	-	Sクラス
5	原子炉補機冷却海水系ポンプモータ (B) (E)	-	-	-	-	-	Sクラス

東海第二発電所 (2018.9.18版)

第1表 地震随伴火災源 一覧表 (1/5)

No	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設置区分
					MPa	MPa	
①	原子炉冷却材浄化系プリコートポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	12	220	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	7	169	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	2	186	
				せん断	4	143	
②	燃料プール冷却浄化系プリコートポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	12	220	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	7	169	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	2	186	
				せん断	4	143	
③	ドライウエル除湿系冷凍機 ^{※1}	機能損傷	基礎ボルト	引張	98	154	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	67	143	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	15	186	
				せん断	9	143	
④	ドライウエル除湿系冷水ポンプ	機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	1	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	3	143	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	9	186	
				せん断	6	143	
⑤	非常用ガス再循環系排風機 (A), (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
⑥	ほう酸水注入ポンプ (A), (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
⑦	燃料プール冷却浄化系循環ポンプ (A), (B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	12	198	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	11	152	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	3	186	
				せん断	11	143	
⑧	燃料プール冷却浄化系逆洗水移送ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	13	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	8	143	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	8	186	
				せん断	4	143	
機能損傷	原動機取付ボルト	引張	1	186			
		せん断	4	143			

※1 スクリュー式冷凍機であることから基礎ボルトにて評価

島根原子力発電所 2号炉

第1表 地震随伴火災を考慮する機器リスト (1/2)

No	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設置区分
					MPa	MPa	
1	原子炉隔離時冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
1	原子炉隔離時冷却系タービン	-	-	-	-	-	Sクラス
1	RCICタービン油ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
1	RCICタービン真空ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
1	RCICタービン復水ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-残留熱除去封水ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-残留熱除去ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	C-残留熱除去ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-ディーゼル発電設備	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-空気圧縮機 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-ターニング装置 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	B-ディーゼル発電設備	-	-	-	-	-	Sクラス
2	B-空気圧縮機 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	B-ターニング装置 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	C-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	B-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	D-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
2	A-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	47	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	23	146	
		構造損傷	ポンプ取付ボルト	引張	83	153	
				せん断	11	118	
2	B-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	36	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	22	146	
		構造損傷	ポンプ取付ボルト	引張	47	190	
				せん断	23	146	
構造損傷	原動機取付ボルト	引張	83	153			
		せん断	11	118			
2	A-空調換気設備冷却水冷凍機	構造損傷	基礎ボルト	引張	182	199	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	59	161	
		構造損傷	ポンプ取付ボルト	引張	36	190	
				せん断	22	146	
2	B-空調換気設備冷却水冷凍機	構造損傷	基礎ボルト	引張	182	199	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	59	161	
		構造損傷	ポンプ取付ボルト	引張	182	199	
				せん断	59	161	

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違に伴う表の内容の相違

第2表 地震随伴火災を考慮する機器リスト (7号炉)

番号	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値 (MPa)	許容基準値 (MPa)	設置区分
6	非常用ディーゼル発電設備 (C)エリア送風機(A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
7	非常用ディーゼル発電設備 (B)エリア送風機(A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
8	非常用ディーゼル発電機 (B) 空気圧縮機 (1) (2)	-	-	-	-	-	Sクラス
8	空調ユニット温水ループポンプ(A) (B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	13	190	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	8	146	
		機能損傷	ポンプベース取付ボルト	引張	6	179	
				せん断	3	138	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	9	190	
				せん断	6	146	
9	非常用ディーゼル発電設備 (B)エリア排風機(A) (B)	-	-	-	-	-	Sクラス
9	原子炉補機冷却系ポンプ (A) (D)	-	-	-	-	-	Sクラス
9	原子炉補機冷却海水系ポンプモータ (A) (D)	-	-	-	-	-	Sクラス
10	原子炉補機冷却系ポンプ (B) (E)	-	-	-	-	-	Sクラス
10	原子炉補機冷却海水系ポンプモータ (B) (E)	-	-	-	-	-	Sクラス

第1表 地震随伴火災源 一覧表 (2/5)

No	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設置区分
					MPa	MPa	
9	原子炉冷却材浄化系 逆洗水移送ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	9	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	4	143	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	1	186	
				せん断	4	143	
10	原子炉再循環流量制御系ユニット (A), (B)	機能損傷	原動機取付ボルト	引張	9	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	5	143	
		機能損傷	基礎ボルト	引張	31	180	
				せん断	51	143	
11	主蒸気隔離弁漏えい抑制系ユニット (A), (B)	機能損傷	原動機(ポンプ含む)取付ボルト	引張	29	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	16	143	
		機能損傷	基礎ボルト	引張	29	200	
				せん断	16	154	
12-1	原子炉冷却材浄化系 循環ポンプ (A) ※2	機能損傷	基礎ボルト	引張	15	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	5	143	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	5	186	
				せん断	3	143	
12-2	原子炉冷却材浄化系 循環ポンプ (B) ※2	機能損傷	基礎ボルト	引張	15	200	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	12	154	
		機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	2	186	
				せん断	6	143	
13	クラリ苛性ポンプ	機能損傷	原動機取付ボルト	引張	11	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	6	143	
		機能損傷	基礎ボルト	引張	17	200	
				せん断	13	154	
14	クラリ凝集剤ポンプ	機能損傷	ポンプ取付ボルト	引張	2	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	6	143	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	13	186	
				せん断	9	143	
15	クラリ高分子凝集剤ポンプ	-	-	-	-	-	休止設備

※2 原動機の重量が (A), (B) で異なる

第1表 地震随伴火災を考慮する機器リスト(2/2)

No	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設置区分
					MPa	MPa	
9	A-原子炉棟排風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	176	185	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	68	161	
		構造損傷	ケーシング	引張	180	210	
				せん断	31	161	
9	B-原子炉棟排風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	56	488	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	34	375	
		構造損傷	ケーシング	引張	240	247	
				せん断	91	161	
10	A-中央制御室送風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	142	210	Sクラス
				せん断	35	161	
		構造損傷	基礎ボルト	引張	56	488	
				せん断	34	375	
10	B-中央制御室送風機	-	-	-	-	-	Sクラス
10	A-中央制御室	-	-	-	-	-	Sクラス
10	冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
10	B-中央制御室	-	-	-	-	-	Sクラス
10	冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
10	A-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
10	B-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
11	ドライウェル冷水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	24	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	14	146	
		構造損傷	ポンプ	引張	67	153	
				せん断	11	118	
11	ドライウェル冷凍機	構造損傷	原動機	引張	39	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	21	146	
		構造損傷	取付ボルト	引張	134	152	
				せん断	70	146	
12	N2ガス製造装置空気圧縮機	構造損傷	基礎ボルト	引張	72	216	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	19	166	
		構造損傷	圧縮機	引張	157	193	
				せん断	14	148	
13	A, B-IA コンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	引張	28	193	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	8	148	
		構造損傷	取付ボルト	引張	75	189	
				せん断	21	146	
14	A, B-計装用空気脱湿装置	構造損傷	取付ボルト	引張	114	189	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	30	146	
		構造損傷	送風機	引張	14	207	
				せん断	13	159	
14	A, B-計装用空気脱湿装置	構造損傷	取付ボルト	引張	20	198	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	7	152	
		構造損傷	原動機	引張	10	207	
				せん断	6	159	
15	A, B-HA コンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	引張	75	189	B, Cクラス (耐震裕度有)
				せん断	21	146	
		構造損傷	取付ボルト	引張	114	189	
				せん断	30	146	

第3表 地震随伴火災を考慮する機器リスト (6号炉及び7号

炉共通)

番号	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値 (MPa)	許容基準値 (MPa)	設置区分
11	6号炉換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)(C)	-	-	-	-	-	Sクラス
11	6号炉換気空調補機非常用冷却水系ポンプ(A)(C)	-	-	-	-	-	Sクラス
12	6号炉換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(B)(D)	-	-	-	-	-	Sクラス
12	6号炉換気空調補機非常用冷却水系ポンプ(B)(D)	-	-	-	-	-	Sクラス
13	7号炉換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)(C)	-	-	-	-	-	Sクラス
13	7号炉換気空調補機非常用冷却水系ポンプ(A)(C)	-	-	-	-	-	Sクラス
14	6号炉復水移送ポンプ(A)(B)(C)	機能損傷	基礎ボルト	引張	8	207	BCクラス (耐震裕度有)
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	7	159	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張り	10	207	
14	7号炉復水移送ポンプ(A)(B)(C)	機能損傷	基礎ボルト	引張	16	207	BCクラス (耐震裕度有)
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	12	159	
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張り	19	207	

第1表 地震随伴火災源 一覧表 (3/5)

No	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		許容基準値	設置区分
					MPa	MPa		
16	クラリファイアー供給ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	10	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	6	154		
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	1	186		
17	凝縮水収集ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	11	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	8	154		
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	3	143		
18	廃液濃縮器循環ポンプ(A),(B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	11	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	8	143		
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	9	186		
19	廃液濃縮器補助循環ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	33	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	20	154		
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	2	186		
20	床ドレンフィルタ保持ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	7	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	4	154		
		機能損傷	原動機取付ボルト	引張	1	186		
21	廃液フィルタ保持ポンプ(A),(B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	5	143	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	ボンプ取付ボルト	せん断	3	186		
		機能損傷	原動機取付ボルト	せん断	2	143		
22	プリコートポンプ(A),(B)	-	-	-	-	-	休止設備	
23	りん酸ソーダポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	81	200	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	駆動部(ボンプ,原動機)取付ボルト	せん断	20	154		
		機能損傷	駆動部(ボンプ,原動機)取付ボルト	引張	47	186		
24	中和硫酸ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	19	143	BCクラス (耐震裕度有)	
		機能損傷	基礎ボルト	引張	22	200		
		機能損傷	駆動部(ボンプ,原動機)取付ボルト	せん断	7	154		

第1表 地震随伴火災源 一覧表 (4/5)

No	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設備区分
					MPa	許容基準値 MPa	
㉔	中和苛性ポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	22	200	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	7	154	
			駆動部(ポンプ, 原動機)取付ボルト	引張	11	186	
				せん断	6	143	
㉕	非常用ディーゼル発電機 (2C)	-	-	-	-	-	Sクラス
㉖	高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機	-	-	-	-	-	Sクラス
㉗	非常用ディーゼル発電機 (2D)	-	-	-	-	-	Sクラス
㉘	制御棒駆動水ポンプ (A), (B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	20	200	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	14	154	
			ポンプ取付ボルト	引張	18	186	
				せん断	13	143	
			増速機取付ボルト	引張	8	186	
				せん断	4	143	
原動機取付ボルト	引張	12	186				
	せん断	8	143				
㉙	制御棒駆動水ポンプ補助油ポンプ (A), (B)	機能損傷	基礎ボルト	引張	20	200	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	14	154	
			ポンプ取付ボルト	引張	3	186	
				せん断	2	143	
			原動機取付ボルト	引張	15	186	
				せん断	2	143	
㊱	原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ	機能損傷	基礎ボルト	引張	1	186	BCクラス (耐震裕度有)
				せん断	2	143	
			ポンプ取付ボルト	引張	2	186	
				せん断	1	143	
			原動機取付ボルト	引張	3	186	
				せん断	2	143	
㊲	残留熱除去系レグシールポンプ	-	-	-	-	-	BCクラス (波及的影響確認機器)
㊳	低压炉心スプレイ系レグシールポンプ	-	-	-	-	-	BCクラス (波及的影響確認機器)

第1表 地震随伴火災源 一覧表 (5/5)

No	機器名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値		設備区分
					MPa	許容基準値 MPa	
㊴	残留熱除去系ポンプ (A), (B), (C)	-	-	-	-	-	Sクラス
㊵	原子炉隔離時冷却系ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
㊶	低压炉心スプレイ系ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 493 807 1570" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="816 504 866 1570" data-label="Caption"> <p>第2図 ①柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/8)</p> </div>	<div data-bbox="949 493 1706 1480" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1501 1558 1543" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (1/8)</p> </div>	<div data-bbox="1736 451 2433 1617" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2433 588 2478 1533" data-label="Caption"> <p>第2図 ①島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 489 828 1444" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="845 436 893 1501" data-label="Caption"> <p>第2図 ②柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(2/8)</p> </div>	<div data-bbox="961 485 1694 1402" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1417 1558 1459" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (2/8)</p> </div>	<div data-bbox="1739 436 2439 1598" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2457 562 2504 1501" data-label="Caption"> <p>第2図 ②島根原子力発電所 2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(2/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 525 831 1495" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="845 510 893 1577" data-label="Caption"> <p>第2図 ③柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(3/8)</p> </div>	<div data-bbox="958 525 1694 1407" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1080 1417 1555 1457" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (3/8)</p> </div>	<div data-bbox="1739 466 2421 1627" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2448 585 2496 1535" data-label="Caption"> <p>第2図 ③島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(3/8)</p> </div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 445 851 1440" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="866 415 914 1480" data-label="Caption"> <p>第2図 ④柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(4/8)</p> </div>	<div data-bbox="961 445 1694 1480" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1507 1555 1549" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (4/8)</p> </div>	<div data-bbox="1745 470 2421 1530" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2436 520 2484 1470" data-label="Caption"> <p>第2図 ④島根原子力発電所 2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(4/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 480 854 1446" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="863 432 911 1499" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑤柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(5/8)</p> </div>	<div data-bbox="964 480 1688 1446" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1459 1558 1499" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (5/8)</p> </div>	<div data-bbox="1745 495 2421 1560" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2436 583 2484 1533" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑤島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(5/8)</p> </div>	

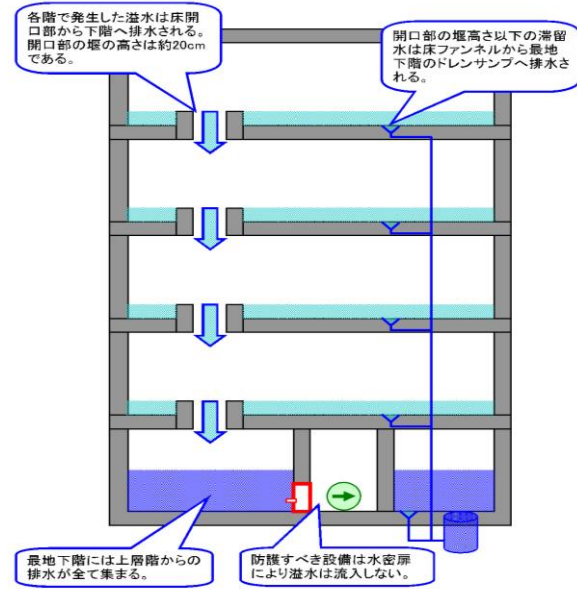
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 489 819 1440" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 466 884 1528" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑥柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(6/8)</p> </div>	<div data-bbox="982 474 1673 1367" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1373 1558 1411" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (6/8)</p> </div>	<div data-bbox="1739 449 2415 1612" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2427 541 2475 1486" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑥島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(6/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 491 839 1480" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="854 436 905 1507" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑦柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(7/8)</p> </div>	<div data-bbox="958 476 1694 1495" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1507 1558 1549" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (7/8)</p> </div>	<div data-bbox="1751 459 2442 1549" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2442 525 2493 1474" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑦島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(7/8)</p> </div>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 478 842 1453" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="854 457 905 1522" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑧柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/8)</p> </div>	<div data-bbox="955 491 1700 1482" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1507 1558 1549" data-label="Caption"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出 (8/8)</p> </div>	<div data-bbox="1739 474 2412 1638" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2433 562 2484 1507" data-label="Caption"> <p>第2図 ⑧島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/8)</p> </div>	

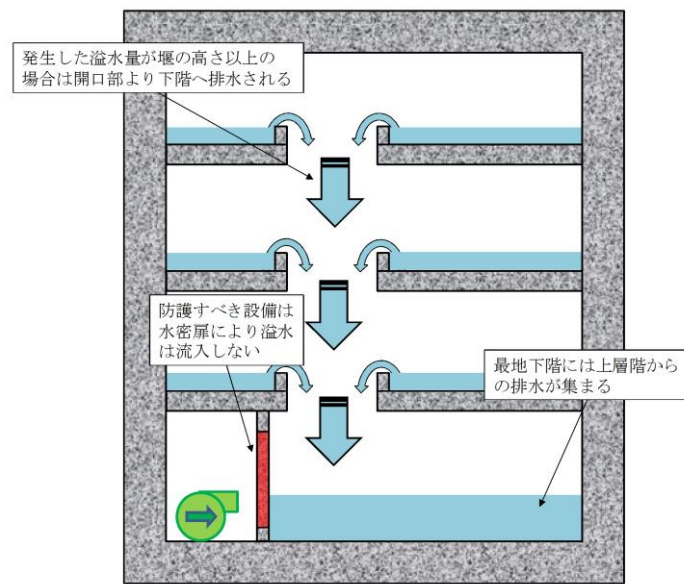
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 22</p> <p style="text-align: center;">地震随伴内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価を以下のとおり実施する。評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>(1) アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>(2) 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、<u>使用済燃料プールのスロッシング</u>を想定する。 また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、<u>基準地震動に対する耐震性が確認されていない機器</u>も抽出する。 なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故時に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動を考慮して評価する。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートの溢水水位は、上層階に関しては床開口部からの排水により、<u>堰高さ(約20cm)程度に抑えられることを想定</u>。 最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるとして水位を算出する。 なお、<u>実際は堰高さ以下の滞留水については床ファンネルからの排水により時間経過に伴い、全量排水されることが期待</u>できる。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (32)</p> <p style="text-align: center;">地震随伴内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>(1) アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>(2) 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、<u>使用済燃料プールのスロッシング等</u>を想定する。 また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスのうち、<u>基準地震動S_sに対する耐震性が確保されていない機器</u>も抽出する。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートの溢水水位は<u>内部溢水対策(堰高さ10cm等)により、最終滞留区画である原子炉棟地下2階の西側区画を除き、歩行可能な水深20cm以下に抑えられる。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙 (18)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリア(<u>以下「アクセスルートエリア」という。</u>)を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、<u>燃料プールのスロッシング</u>を想定する。 また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、<u>基準地震動S_sによる地震力によって破損が生じるおそれのある機器</u>も抽出する。 <u>なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S_sを考慮して評価する。</u></p> <p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートの溢水水位は、<u>上層階に関しては床開口部からの排水により、カーブ高さ(約8cm)程度に抑えられることを想定する。</u> <u>最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるとして水位を算出する。</u> <u>なお、実際はカーブ高さ以下の滞留水については、時間経過に伴い床目皿からの排水により全量排水されることが期待</u>できる。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)



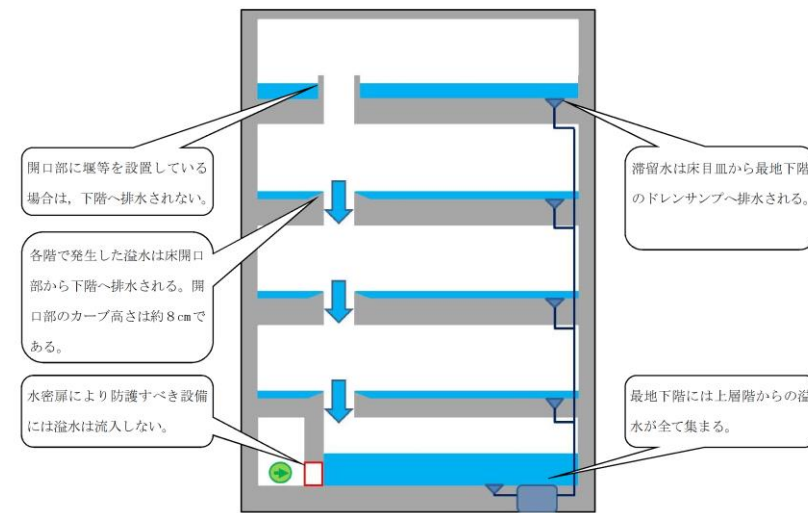
第2図 水位評価概要図

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)



第2図 水位評価概要図

島根原子力発電所 2号炉



第2図 水位評価概要図

備考

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違による記載内容の相違

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート

エリア

T.M. S.L.	原子炉建屋 (管理区域)		原子炉建屋 (非管理区域)		コントロール建屋 (管理区域)		タービン建屋 (管理区域)		タービン建屋 (非管理区域)		廃棄物処理建屋 (管理区域)		廃棄物処理建屋 (非管理区域)	
	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉
31,700	○	③④	④⑤	⑤⑦										
30,900														
27,200	○	○	—	③④										
23,500	③④	③④	③④⑦	⑦										
20,400														
18,100	④⑤	④⑤	⑦	④⑤										
17,300			○	○										
16,100														
12,300	③④⑤	③④⑤	○	○	○	○	③④⑤	③④⑤	③④	③④	③④	③④	○	○
6,500	③④⑤	③④⑤			③④⑤	③④⑤	③④⑤	③④⑤	③④	③④	③④	③④	③④	③④
4,900									③④	③④				
4,800	③④	○	①②③	①②③	④⑤⑦	④⑤⑦								
1,000														
-1,100														
-1,700	③④⑤	③④⑤												
-2,700					③④	③④								
-5,100														
-6,100										①③⑤	①③⑤			
-8,200	○	○												

【凡例】
○(数字なし) 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力1.1~1.19でアクセスするフロア
○(数字あり) 有効性評価でアクセスするフロア — アクセスしないフロア ■ 建屋外の対象外フロア

No	事故対象シーケンス	No	事故対象シーケンス
1	① 高圧・低圧注水機能喪失	13	⑧ 容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用しない場合)
2	② 高圧注水・減圧機能喪失	14	⑧ 高圧溶融物放出/格納容器容閉気直接加熱(代替循環冷却系を使用しない場合)
3	③ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)	15	⑧ 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用
4	④ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+BCIC失敗	16	⑧ 水素燃焼
5	⑤ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+直流電源喪失	17	⑧ 溶融炉心・コンクリート相互作用
6	⑥ 全交流動力電源喪失(外部電源喪失+DG喪失)+SRV再開失敗	18	— 想定事故1
7	⑦ 崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)	19	⑧ 想定事故2
8	⑧ 崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)	20	⑧ 崩壊熱除去機能喪失(停止時)
9	— 原子炉停止機能喪失	21	⑧ 全交流動力電源喪失(停止時)
10	① LOCA時注水機能喪失	22	⑧ 原子炉冷却材の流出(停止時)
11	⑥ 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)	23	— 反応度の誤投入(停止時)
12	⑦ 容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用する場合)		

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスエリア

EL. (m)	原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋付属棟	原子炉建屋付属棟(廃棄物処理棟)
+46.50	⑥		
+38.80	① ⑥		
+30.50		⑧ ④	
+29.00	③ ④ ⑤ ⑩		
+29.00	① ⑤ ⑥		
+27.00			
+25.30			
+23.00		③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	
+22.00		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨	
+22.00			⑬ ⑧
+20.30	③ ④ ⑤ ⑩ ⑪		
+20.30	① ② ⑤ ⑥		
+18.00		③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	
+18.00		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨	
+14.00	③ ④ ⑤ ⑩ ⑪		
+14.00	① ② ⑤ ⑥		
+13.70		③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	
+13.70		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨	
+10.50			
+8.20	③ ④ ⑤ ⑩ ⑪ ⑲	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	③ ④ ⑤ ⑩ ⑪ ⑬ ⑲
+8.20	① ② ⑤ ⑥	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
+2.56		③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑬	
+2.00	⑲ ①		
-0.50			⑧ ④ ⑦
-4.00	⑲ ①	③ ④ ⑤ ⑥ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑲	

【凡例 (1/2)】
黒丸数字*: 有効性評価でアクセスするフロア
白抜き丸数字*: 技術的能力手順でアクセスするフロア (有効性評価外)
※ 次頁に黒・白抜き丸数字の対応表を掲載
— : アクセスしないフロア
■ : 対象フロアなし

【凡例 (2/2)】

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス対応表

No	事故シーケンス	No	事故シーケンス
①	高圧・低圧注水機能喪失	②	高圧注水・減圧機能喪失
③	全交流動力電源喪失(長期T B)	④	全交流動力電源喪失(T B D, T B U)
⑤	全交流動力電源喪失(T B P)	⑥	崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)
⑦	崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)	⑧	原子炉停止機能喪失
⑨	LOCA時注水機能喪失	⑩	格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)
⑪	津波浸水による最終ヒートシンク喪失	⑫	容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用する場合)
⑬	容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)	⑭	高圧溶融物放出/格納容器容閉気直接加熱
⑮	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	⑯	水素燃焼
⑰	溶融炉心・コンクリート相互作用	⑳	想定事故1
⑱	想定事故2	㉑	崩壊熱除去機能喪失(停止時)
㉒	全交流動力電源喪失(停止時)	㉓	原子炉冷却材の流出(停止時)
㉔	反応度の誤投入(停止時)		

原子炉建屋へのアクセスがある技術的能力手順(有効性評価外)対応表

No	技術的能力手順
①	【技術的能力1.2】 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
②	【技術的能力1.3】 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
③	【技術的能力1.5】 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
④	【技術的能力1.7】 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
⑤	【技術的能力1.8】 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
⑥	【技術的能力1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
⑦	【技術的能力1.13】 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等
⑧	【技術的能力1.14】 電源の確保に関する手順等
⑨	【技術的能力1.16】 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート

エリア

E L (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	⑥				
34.800	③⑥⑧	②③⑤⑧			
30.500	③⑥⑧	②③④⑤⑧			
23.800	②③④⑥⑧	①②③④⑤⑧⑨			
22.100				③⑤⑧	
16.900			①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨
15.300	②③④⑥⑧	①②③④ ⑤⑦⑧⑨			
12.800					○
12.300				②③⑤⑧	
8.800	③	③⑦⑧⑨	○		○
2.800		③⑧			
1.300	○				

【凡例】
「○(数字なし)」: 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力1.1~1.19でアクセスするフロア
「○(数字あり)」: 有効性評価でアクセスするフロア
「—」: アクセスしないフロア
■: 建物に存在しないフロア

No	事故対象シーケンス	No	事故対象シーケンス
1	— 高圧・低圧注水機能喪失	13	⑤ 容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(残留熱代替除去系を使用しない場合)
2	① 高圧注水・減圧機能喪失	14	③ 高圧溶融物放出/格納容器容閉気直接加熱
3	② 全交流動力電源喪失(長期T B)	15	— 原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用
4	② 全交流動力電源喪失(T B U)	16	— 水素燃焼
5	② 全交流動力電源喪失(T B D)	17	— 溶融炉心・コンクリート相互作用
6	② 全交流動力電源喪失(T B P)	18	⑥ 想定事故1
7	③ 崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)	19	⑥ 想定事故2
8	— 崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)	20	⑦ 崩壊熱除去機能喪失(停止時)
9	— 原子炉停止機能喪失	21	⑧ 全交流動力電源喪失(停止時)
10	— LOCA時注水機能喪失	22	⑧ 原子炉冷却材の流出(停止時)
11	④ 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)	23	— 反応度の誤投入(停止時)
12	③ 容閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(残留熱代替除去系を使用する場合)		

備考
・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違による有効性評価における対応手段, 作業場所の相違

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート

溢水水位

T.M. S.L.	原子炉建屋 (管理区域)		原子炉建屋 (非管理区域)		コントロール建屋		タービン建屋 (管理区域)		タービン建屋 (非管理区域)		廃棄物処理建屋 (管理区域)		廃棄物処理建屋 (非管理区域)	
	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉	6号炉	7号炉
31,700	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし										
30,900														
27,200	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし										
23,500	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし										
20,400														
18,100	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし										
17,300					溢水なし	溢水なし								
16,100														
12,300	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし	溢水なし	溢水なし	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし	堰高さ	堰高さ		
6,500					溢水なし	溢水なし							堰高さ	堰高さ
4,900														
4,800	堰高さ	堰高さ	溢水なし	溢水なし										
1,000														
-1,100														
-1,700	堰高さ	堰高さ												
-2,700					溢水なし	溢水なし								
-5,100														
-6,100														
-8,200	◇	◇												

【凡例】
「堰高さ」：下層階へ排水する開口部高さ:約20cm
「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
「◇」：操作エリアは溢水したが、階段エリアが溢水するため対応策が必要なエリア

6号及び7号炉の原子炉建屋最上階については、使用済燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置している。そのため、過渡的には「約100 cm」の溢水水位に到達するが、その後、階段室・床ファンネルから排水されるため影響はない。

建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深及び水压でドアが開かなくなる水深等から30cmと設定しているが、アクセスルートにおける溢水水位は堰高さ約20 cm程度であることから、胴長靴(長さ約120cm)を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスエリア

溢水水位

EL (m)	原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋付属棟	原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟)
+46.50	堰高さ以下		
+38.80	堰高さ以下		
+30.50		滞留水なし	
+29.00	堰高さ以下		
+27.00			
+25.30			
+23.00		滞留水なし	
+22.00			滞留水なし
+20.30	堰高さ以下		
+18.00		滞留水なし	
+14.00	堰高さ以下		滞留水なし
+13.70		滞留水なし	
+10.50			
+8.20	堰高さ以下	滞留水なし	滞留水なし
+2.56	堰高さ以下	滞留水なし	
-0.50			滞留水なし
-4.00	最大64 cm	滞留水なし	

【凡例】
— : アクセスしないフロア
■ : 対象フロアなし
「堰高さ」 : 下層階へ排水する開口部高さ
「滞留水なし」 : 溢水源がない又は下層階への排水により当該エリアでの滞留水なし

地震時に最終滞留区画となる原子炉棟地下2階の西側エリアを除く、アクセスルートにおける最大溢水水位は、20cm以下であることから、胴長靴を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート

溢水水位

E L (m)	原子炉建物 (管理区域)	原子炉建物 (非管理区域)	タービン建物 (非管理区域)	廃棄物処理建物 (非管理区域)	制御室建物
42.800	約19cm				
34.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
30.500	—	溢水なし			
23.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
22.100				溢水なし	
16.900			カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ
15.300	カーブ高さ	カーブ高さ			
12.800					カーブ高さ
12.300				溢水なし	
8.800	溢水なし	カーブ高さ	—		カーブ高さ
2.800		約9cm			
1.300	約95cm				

【凡例】
「カーブ高さ」：下層階へ排水する開口部高さ(約8cm)
「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
「—」：アクセスしないエリア
■：建物に存在しないフロアレベル

原子炉建物最上階には、燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置しており、溢水水位は「約19cm」である。

建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水压でドアが開かなくなる水深等から30 cmと設定しており、作業用長靴(長さ約40 cm)を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違による溢水水位の相違

・設備の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉は、原子炉建物最上階は溢水水位19cmであり、排水を考慮しなくても、アクセス可能

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
配備する装備の名称の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、実際には床ファンネルによる排水が期待できるためアクセスは容易になる。</p> <p><u>原子炉建屋最地下階へのアクセスが必要となる、原子炉隔離時冷却系の現場操作については、内部溢水の影響により階段エリアから入室出来ない場合も想定し、原子炉建屋地下 2 階にある上部ハッチより入室することで、現場操作を行うこととする。また、その他の原子炉建屋最地下階での作業は、アクセスが出来ない場合には対応不要な冷却水系の負荷カット等の対応である。</u></p>	<p><u>なお、最終滞留区画については、最大 64 cmの溢水水位となる。このため、現場へのアクセス及び操作が可能となるよう必要な高さの歩廊を設置する。</u></p> <p><u>また、アクセスルートと溢水防護区画の関係及び薬品タンクの配置を第 3 図に示す。</u></p>	<p><u>また、実際には床目皿による排水が期待できるためアクセスは容易になる。</u></p> <p><u>原子炉建物（管理区域）の最終滞留区画であるトール室については、アクセス及び操作が必要となるが、トール室の歩廊は床面から約 7.5m の高さに設置しており、溢水水位約 95cm に対し十分に高い位置にあるためアクセスは可能である。なお、その他の原子炉建物最地下階のアクセスが必要となる区画の溢水はない。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、柏崎 6/7 同様に床目皿による排水効果を記載 ・運用の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 島根 2 号炉は、全ての現場作業に対して溢水が滞留するエリアへのアクセスが必要となる現場操作はない ・記載表現の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、4. アクセスルートエリアの溢水による影響にて記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)

第3-1表 アクセスルートの溢水源「6号炉 原子炉建屋 (管理区域)」

号炉	フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
6号炉	T.M.S.L. 31,700 (地上4階)	換気空調補機常用冷却水系	36.9	約7	約100 ^{※1}	防食剤	無
		所内温水系	36.9	約58		防食剤	無
		使用済燃料プールスロッシング	690	約35		無	有
	T.M.S.L. 27,200 (地上中4階)	燃料プール冷却浄化系	51.6	約35	約20	無	有
		換気空調補機常用冷却水系	49.6	約7		防食剤	無
		所内温水系	39.5	約58		防食剤	無
	T.M.S.L. 23,500 (地上3階)	原子炉補機冷却水系	26.8	約35	約20	防食剤	無
		燃料プール冷却浄化系	70.3	約35		無	有
		換気空調補機常用冷却水系	56.5	約7		防食剤	無
	T.M.S.L. 18,100 (地上2階)	所内温水系	57.5	約58	約20	防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	34.1	約35		防食剤	無
		燃料プール冷却浄化系	91.0	約35		無	有
	T.M.S.L. 12,300 (地上1階)	換気空調補機常用冷却水系	66.3	約7	約20	防食剤	無
		所内温水系	59.8	約58		防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	37.7	約35		防食剤	無
	T.M.S.L. 4,800 (地下1階)	原子炉冷却材浄化系	6.5	約280	約20	無	有
		燃料プール冷却浄化系	91.1	約35		無	有
		換気空調補機常用冷却水系	84.5	約7		防食剤	無
	T.M.S.L. 1,700 (地下2階)	所内温水系	62.6	約58	約20	防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	64.3	約35		防食剤	無
		原子炉冷却材浄化系	15.9	約280		無	有
	T.M.S.L. -8,200 (地下3階)	燃料プール冷却浄化系	100.8	約35	約20	無	有
		換気空調補機常用冷却水系	87.2	約7		防食剤	無
		所内温水系	63.3	約58		防食剤	無
T.M.S.L. -1,700 (地下2階)	非放射性ドレン移送系	20.6	-	約20	無	有	
	原子炉補機冷却水系	148.1	約35		防食剤	無	
	放射性ドレン移送系	2.9	-		無	有	
T.M.S.L. -1,700 (地下2階)	原子炉冷却材浄化系	50.8	約280	約20	無	有	
	燃料プール冷却浄化系	114.5	約35		無	有	
	換気空調補機常用冷却水系	122.0	約7		防食剤	無	
T.M.S.L. -8,200 (地下3階)	所内温水系	63.3	約58	約20	防食剤	無	
	原子炉補機冷却水系	193.9	約35		防食剤	無	
	放射性ドレン移送系	4.8	-		無	有	
T.M.S.L. -8,200 (地下3階)	原子炉冷却材浄化系	60.0	約280	約20	無	有	
	燃料プール冷却浄化系	114.6	約35		無	有	
	換気空調補機常用冷却水系	133.3	約7		防食剤	無	
T.M.S.L. -8,200 (地下3階)	原子炉補機冷却水系	264.2	約35	約20	防食剤	無	
	放射性ドレン移送系	43.1	-		無	有	
	使用済燃料プールスロッシング	690	約35		無	有	

※1 使用済燃料プールスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を設置。過渡的に溢水水位に到達するが、アクセス時には階段室・床ファンネルから排水されるため影響はない。
 ※2 溢水は原子炉建屋最地下階に滞留するため、階段からのアクセスは不可。

東海第二発電所 (2018.9.18版)

第3表 アクセスエリアの溢水源 (原子炉建屋原子炉棟) (1/2)

フロア	区画番号 ^{※1}	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無		
E.L. (+4.6, -5.0m)	RB-6-1	SFP スロッシング	81.49	65	12	無	有		
		E.L. (+3.8, -8.0m)	RB-5-1	無し	0.00	-	0	-	-
			RB-5-2	無し	0.00	-	10 ^{※2}	-	-
			RB-5-3	ほう酸水注入系	0.80	30	4	有	無
			RB-5-14	無し	0.00	-	0	-	-
		E.L. (+2.9, 0.0m)	RB-4-1	無し	0.00	-	0	-	-
			RB-4-2	無し	0.00	-	10 ^{※2}	-	-
			RB-4-3	無し	0.00	-	0	-	-
			RB-4-22	無し	0.00	-	0	-	-
		E.L. (+2.0, -3.0m)	RB-3-1	原子炉再循環系	0.07	52	1	無	有
			RB-3-2	無し	0.00	52	10 ^{※2}	-	-
			RB-3-4	無し	0.00	52	10 ^{※2}	-	-
RB-3-6	原子炉再循環系		0.38	60	7	無	有		
RB-3-8	無し		0.00	-	0	-	-		
E.L. (+1.4, 0.0m)	RB-2-3	無し	0.00	-	0	-	-		
	RB-2-9	無し	0.00	52	10 ^{※2}	-	-		

※1 内部溢水にて影響評価を行っている区画番号
 ※2 他区画からの流入による

島根原子力発電所 2号炉

第3-1表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物(管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 42,800m (4階)	空調換気設備冷却水系	38	約40	約19	防錆剤	無
	復水輸送系	1	約40		無	有
	補給水系	8	約40		無	無
	消火系	57	約40		無	無
E.L. 34,800m (3階)	燃料プールスロッシング	130	約40	約8	無	有
	原子炉補機冷却水系	58	約44		防錆剤	無
	燃料プール冷却系	16	約52		無	有
	復水輸送系	2	約40		無	有
E.L. 23,800m (2階)	補給水系	28	約40	約8	無	無
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	104	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	167	約44		防錆剤	無
E.L. 15,300m (1階)	復水輸送系	28	約40	約8	無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	復水給水系	163	約95以上		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	205	約44		防錆剤	無
復水輸送系	30	約40	無	有		
E.L. 1,300m (地下2階)	補給水系	28	約40	約95	無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	224	約44		防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・機器)	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (機器ドレン)	182	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・床)	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	復水輸送系	34	約40		無	有
補給水系	32	約40	無	無		
燃料プール補給水系	1	約40	無	有		

・設備の相違
 【柏崎6/7, 東海第二】
 プラントの相違による溢水源の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

第3-2表 アクセスルートの溢水源「7号炉 原子炉建屋 (管理区域)」

号炉	フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
7号炉	T.M.S.L.31,700 (地上4階)	換気空調補機常用冷却水系	27.3	約7	約100 ^{※1}	防食剤	無
		使用済燃料プールスロッシング	710	約35		無	有
	T.M.S.L.27,200 (地上中4階)	燃料プール冷却浄化系	76.4	約35	約20	防食剤	無
		換気空調補機常用冷却水系	56.7	約7		防食剤	無
		所内温水系	32.8	約45		防食剤	無
	T.M.S.L.23,500 (地上3階)	原子炉補機冷却水系	24.2	約35	約20	防食剤	無
		燃料プール冷却浄化系	80.5	約35		無	有
		換気空調補機常用冷却水系	56.8	約7		防食剤	無
	T.M.S.L.18,100 (地上2階)	所内温水系	34.3	約45	約20	防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	26.6	約35		防食剤	無
		燃料プール冷却浄化系	90.8	約35		無	有
	T.M.S.L.12,300 (地上1階)	換気空調補機常用冷却水系	72.6	約7	約20	防食剤	無
		所内温水系	35.8	約45		防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	38.1	約35		防食剤	無
	T.M.S.L.4,800 (地下1階)	原子炉冷却材浄化系	1.7	約278	約20	無	有
		燃料プール冷却浄化系	92.1	約35		無	有
		換気空調補機常用冷却水系	81.0	約7		防食剤	無
	T.M.S.L.-1,700 (地下2階)	所内温水系	36.1	約45	約20	防食剤	無
		原子炉補機冷却水系	53.6	約35		防食剤	無
		原子炉冷却材浄化系	37.8	約278		無	有
	T.M.S.L.-8,200 (地下3階)	燃料プール冷却浄化系	93.1	約35	約20	無	有
		換気空調補機常用冷却水系	84.9	約7		防食剤	無
		非放射性ドレン移送系	9.6	-		無	無
	T.M.S.L.-1,700 (地下2階)	原子炉補機冷却水系	138.7	約35	約20	防食剤	無
原子炉冷却材浄化系		62.8	約278	無		有	
燃料プール冷却浄化系		96.0	約35	無		有	
T.M.S.L.-8,200 (地下3階)	換気空調補機常用冷却水系	97.3	約7	約20	防食剤	無	
	非放射性ドレン移送系	9.6	-		無	無	
	原子炉補機冷却水系	159.1	約35		防食剤	無	
T.M.S.L.-8,200 (地下3階)	放射性ドレン移送系	2.2	-	約20	無	有	
	原子炉冷却材浄化系	70.3	約278		無	有	
	燃料プール冷却浄化系	96.0	約35		無	有	
T.M.S.L.-8,200 (地下3階)	換気空調補機常用冷却水系	112.1	約7	約20	防食剤	無	
	非放射性ドレン移送系	25.8	-		無	無	
	原子炉補機冷却水系	220.9	約35		防食剤	無	
T.M.S.L.-8,200 (地下3階)	放射性ドレン移送系	34.3	-	約20	無	有	
	使用済燃料プールスロッシング	710	約35		無	有	

※1 使用済燃料プールスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を設置。過渡的に溢水水位に到達するが、アクセス時には階段室・床ファンネルから排水されるため影響はない。
 ※2 溢水は原子炉建屋最地下階に滞留するため、階段からのアクセスは不可。

東海第二発電所 (2018.9.18版)

第3表 アクセスエリアの溢水源 (原子炉建屋原子炉棟) (2/2)

フロア	区画番号 ^{※1}	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L.+8.200m (地上1階)	RB-1-1	無し	0.00	-	1 ^{※2}	-	-
	RB-1-2	無し	0.00	52	10 ^{※2}	-	-
E.L.+2.200m (地下1階)	RB-B1-1	無し	0.00	-	1 ^{※2}	-	-
	RB-B1-2	無し	0.00	-	10 ^{※2}	-	-
	RB-B1-9	無し	0.00	-	0 ^{※2※3}	-	-
E.L.+4.000m (地下2階)	RB-B2-3	無し	0.00	-	64 ^{※2}	-	-
	RB-B2-5	無し	0.00	-	64 ^{※2}	-	-
	RB-B2-6	無し	0.00	-	64 ^{※2}	-	-
	RB-B2-7	無し	0.00	-	0	-	-
	RB-B2-8	無し	0.00	-	0	-	-
	RB-B2-10	無し	0.00	-	0	-	-
	RB-B2-11	無し	0.00	-	1 ^{※2}	-	-
	RB-B2-12	無し	0.00	-	1 ^{※2}	-	-
	RB-B2-13	無し	0.00	-	1 ^{※2}	-	-
	RB-B2-14	無し	0.00	-	64 ^{※2}	-	-
	RB-B2-15	無し	0.00	-	0	-	-
	RB-B2-17	無し	0.00	-	0	-	-

※1 内部溢水にて影響評価を行っている区画番号
 ※2 他区画からの流入による
 ※3 開口部から下層へ落水するため

第4表 アクセスエリアの溢水源 (原子炉建屋付属棟)

フロア	区画番号 ^{※1}	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L.+2.300m (地上3階)	CS-3-1	無し	0.00	-	0	-	-
E.L.+1.800m (地上2階)	CS-2-1	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-2-2	無し	0.00	-	0	-	-
E.L.+1.370m (地上中2階)	CS-M2-1	無し	0.00	-	0	-	-
E.L.+8.200m (地上1階)	CS-1-3	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-1-4	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-1-5	無し	0.00	-	0	-	-
E.L.+2.56m (地下1階)	CS-B1-1	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-B1-2	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-B1-3	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-B1-4	無し	0.00	-	0	-	-
	CS-B1-5	無し	0.00	-	0	-	-
E.L.-4.000m (地下2階)	CS-B2-1	無し	0.00	-	0	-	-

※1 内部溢水にて影響評価を行っている区画番号

島根原子力発電所 2号炉

第3-2表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L.34.800m (3階)	原子炉補機冷却水系	58	約44	約8	防錆剤	無
E.L.23.800m (2階)	原子炉補機冷却水系	182	約44	約8	防錆剤	無
	消火系	59	約40		無	無
E.L.15.300m (1階)	消火系	60	約40	約8	無	無
E.L.8.800m (地下1階)	原子炉補機冷却水系	223	約44	約8	防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	補給水系	32	約40		無	無
E.L.8.800m (地下2階)	消火系	69	約40	約9	無	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無

第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建屋
(管理区域)」

号炉	フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
6号炉	T.M.S.L. 12, 300 (地上1階)	雑用水系	1024.1	約30	約20	無	無
		換気空調補機常用冷却水系	84.5	約7		防食剤	無
		所内温水系	62.6	約58		防食剤	無
		非放射性ドレン移送系	0.7	-		無	無
		原子炉補機冷却水系	64.3	約35		防食剤	無
		放射性ドレン移送系	1.3	-		無	有
		タービン補機冷却系	103.1	約35		防食剤	無
		復水及び給水系	2642.2	約215		無	有
		消火系	1091.1	約30		無	無
		所内蒸気戻り系	14.6	約90		無	無
7号炉	T.M.S.L. 12, 300 (地上1階)	雑用水系	1024.8	約30	約20	無	無
		換気空調補機常用冷却水系	81.0	約7		防食剤	無
		所内温水系	36.1	約45		防食剤	無
		非放射性ドレン移送系	0.4	-		無	無
		原子炉補機冷却水系	53.6	約35		防食剤	無
		タービン補機冷却系	95.7	約35		防食剤	無
		復水及び給水系	2898.0	約207		無	有
		消火系	1097.7	約30		無	無
		純水補給水系	2021.9	約30		無	無

第3-4表 アクセスルートの溢水源「廃棄物処理建屋
(非管理区域)」

号炉	フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
6号及び 7号炉共 通	T.M.S.L. 6, 500 (地下1階)	雑用水系	2024	約30	約20	無	無
		消火系	2100	約30		無	無
		換気空調補機常用冷却水系	172.1	約7		防食剤	無
		所内蒸気戻り系	15.2	約90		防食剤	無
		所内温水系	62.6	約45		防食剤	無
		非放射性ドレン移送系	9.7	-		無	無
		純水補給水系	4032	約30		無	無
		原子炉補機冷却水系	285.6	約30		防食剤	無
		タービン補機冷却系	120.4	約30		防食剤	無

第3-5表 アクセスルートの溢水源「廃棄物処理建屋
(管理区域)」

号炉	フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
6号及び 7号炉共 通	T.M.S.L. 12, 300 (地上1階)	雑用水系	2024	約30	約20	無	無
		消火系	2097	約30		無	無
		換気空調補機常用冷却水系	165.5	約7		防食剤	無
		所内蒸気戻り系	14.6	約90		防食剤	無
		所内温水系	62.6	約45		防食剤	無
		純水補給水系	4027	約30		無	無
		原子炉補機冷却水系	116.7	約30		防食剤	無
		タービン補機冷却系	103.1	約30		防食剤	無

第5表 アクセスエリアの溢水源(原子炉建屋付属棟
(廃棄物処理棟))

フロア	区画番号*	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
E L, +2.2 階 0.0m	RW-3-1	原子炉補機冷却水系 ^{※2}	1.95	27	0 ^{※3}	防食剤	無
		復水・純水系 ^{※2}	0.18	35		無	無
		消火系 ^{※2}	0.04	40		無	無
		加熱蒸気系 ^{※2}	0.00	◆ ^{※4}		0	—
	RW-3-2	原子炉補機冷却水系 ^{※2}	0.02	27	1	防食剤	無
	RW-3-3	原子炉補機冷却水系 ^{※2}	0.02	27	1	防食剤	無
E L, +1.4 階 0.0m	RW-2-3	原子炉補機冷却水系 ^{※2}	1.53	27	0 ^{※3}	防食剤	無
		復水・純水系 ^{※2}	0.18	35		無	無
		消火系 ^{※2}	0.23	40		無	無
		タービン補機冷却水系 ^{※2}	0.08	36		防食剤	無
	RW-2-4	無し	0.00	—	0	—	—
E L, +8.2 階 0.0m	RW-1-1	無し	0.00	—	0	—	—
	RW-1-2	無し	0.00	—	0	—	—
	RW-1-3	無し	0.00	—	0	—	—
	RW-1-4	原子炉補機冷却水系 ^{※2}	1.28	27	0 ^{※3}	防食剤	無
		気体廃棄物処理系 ^{※2}	1.02	7		無	無
		機器ドレン系 ^{※2}	16.40	50		無	無
		凝縮水処理系 ^{※2}	1.25	50		無	無
		濃縮廃液・廃液中和スラッジ系 ^{※2}	2.32	30		無	無
		復水・純水系 ^{※2}	2.24	35		無	無
	RW-1-5	機器ドレン系 ^{※2}	132.60	30	0 ^{※3}	無	無

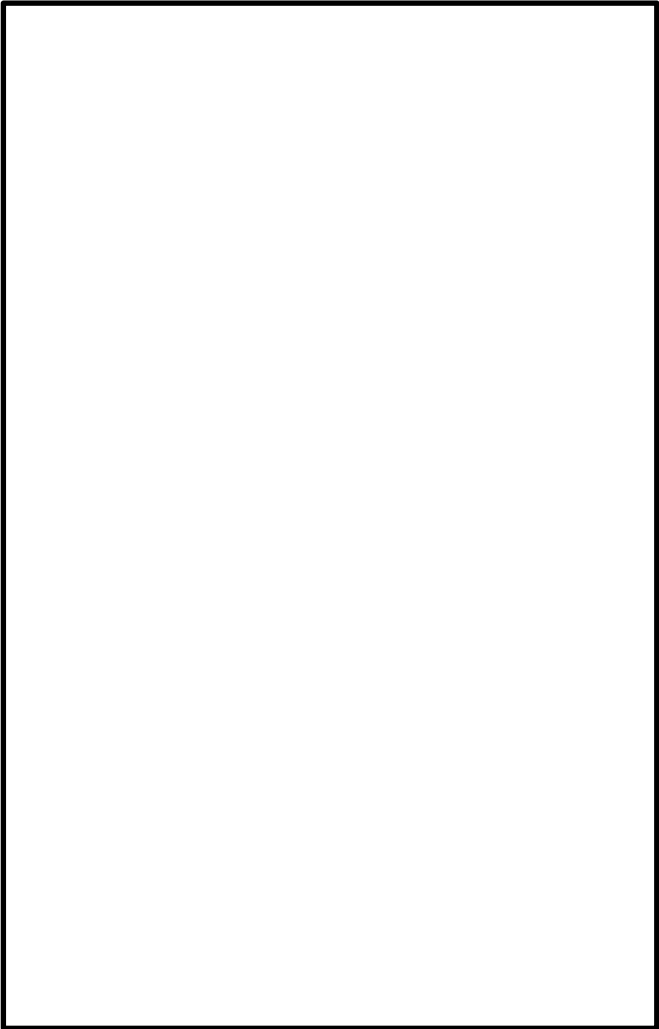
※1 内部溢水にて影響評価を行っている区画番号
 ※2 系統名「放射性廃棄物処理系」を省略
 ※3 開口部から下層へ落水するため
 ※4 高エネルギー配管

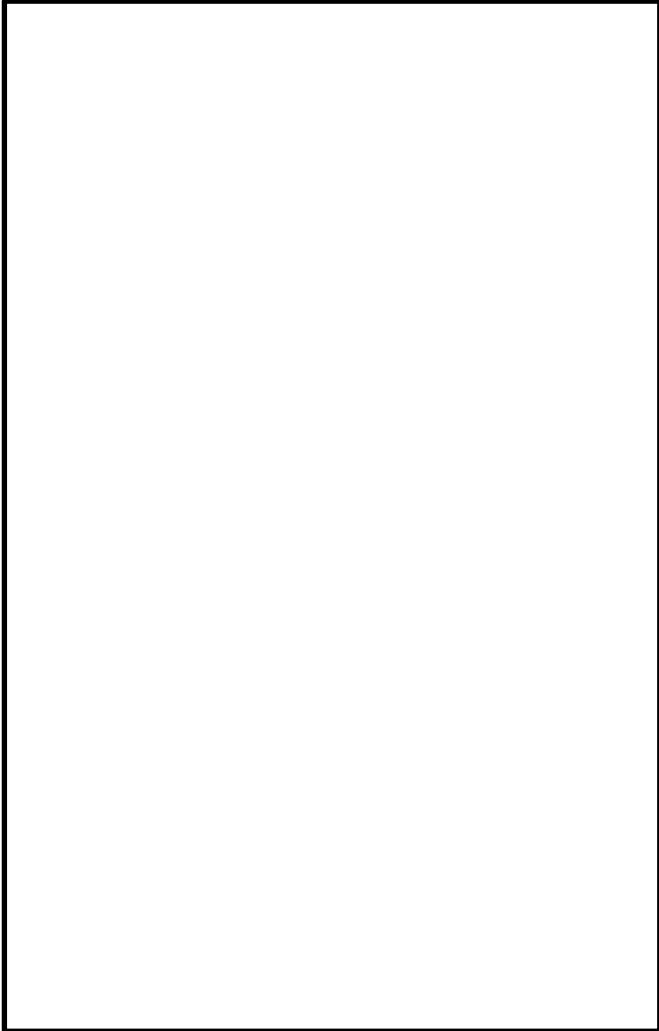
第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建物
(非管理区域)」

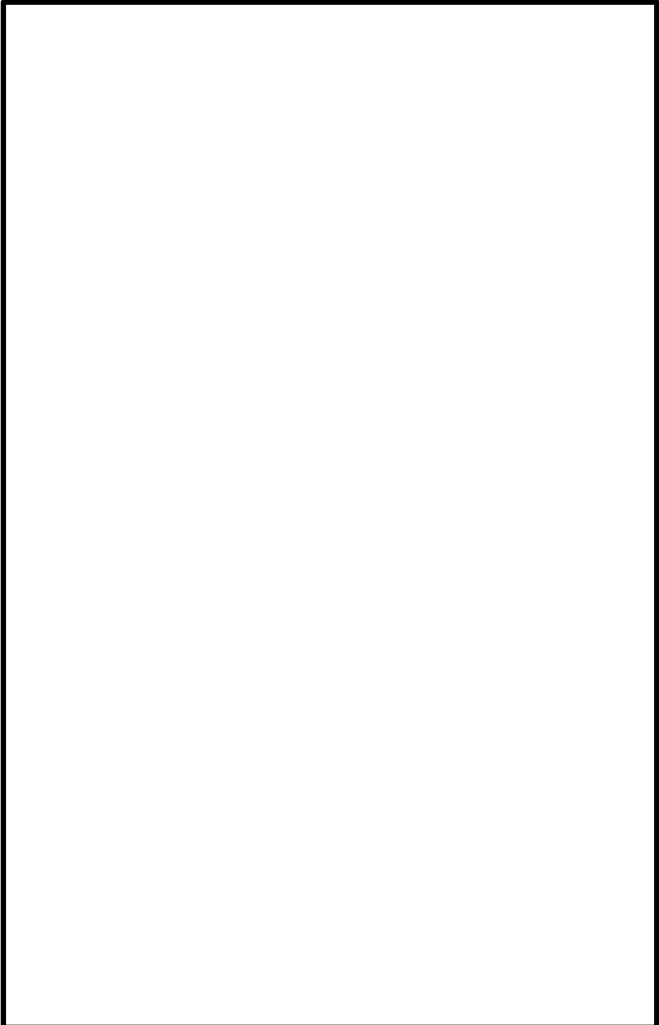
フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
E L 16.900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無

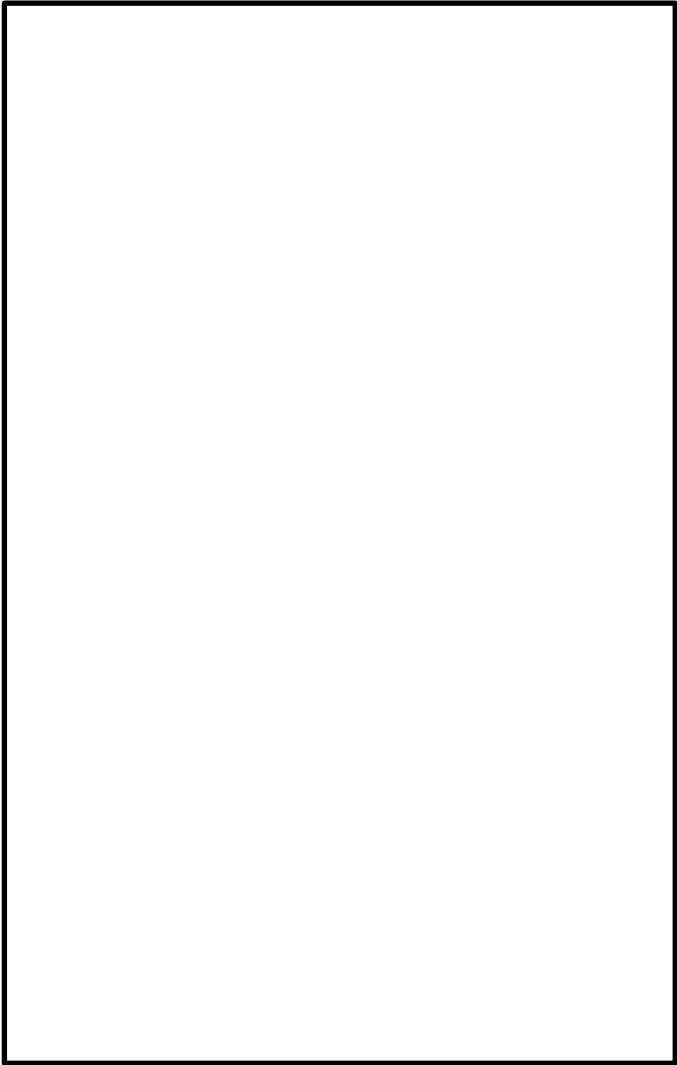
第3-4表 アクセスルートの溢水源「制御室建物」

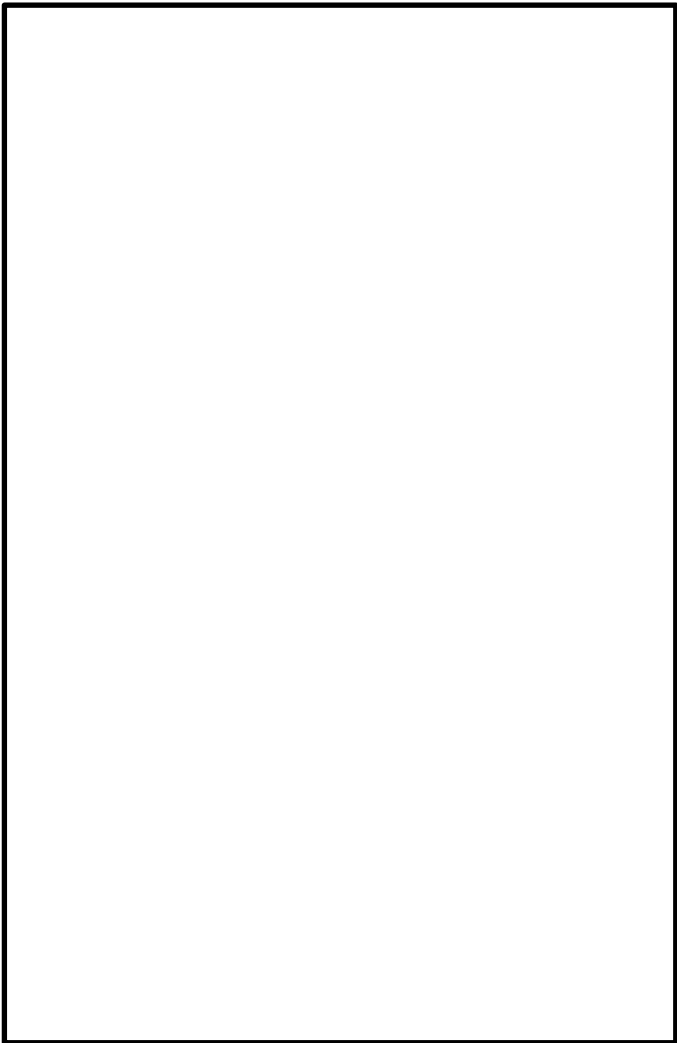
フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能の 有無
E L 16.900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無
E L 12.800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無
E L 8.800m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無
	所内上水系	8	約40		無	無

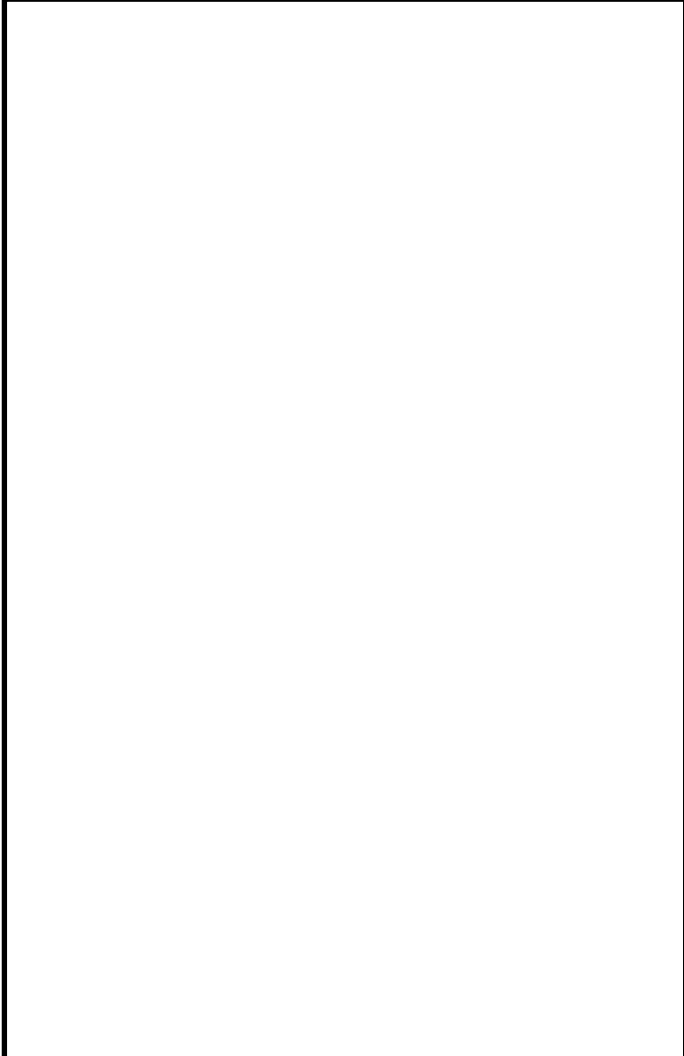
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1656 672 1697 1260">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (1/8)</p>		

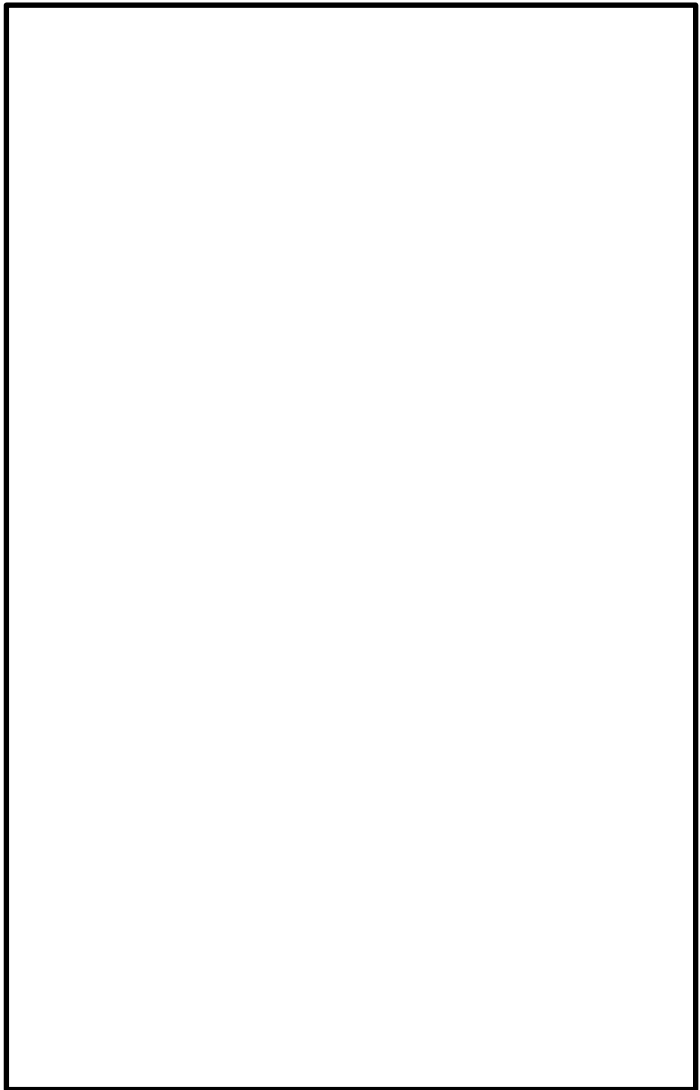
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1665 695 1700 1278">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (2/8)</p>		

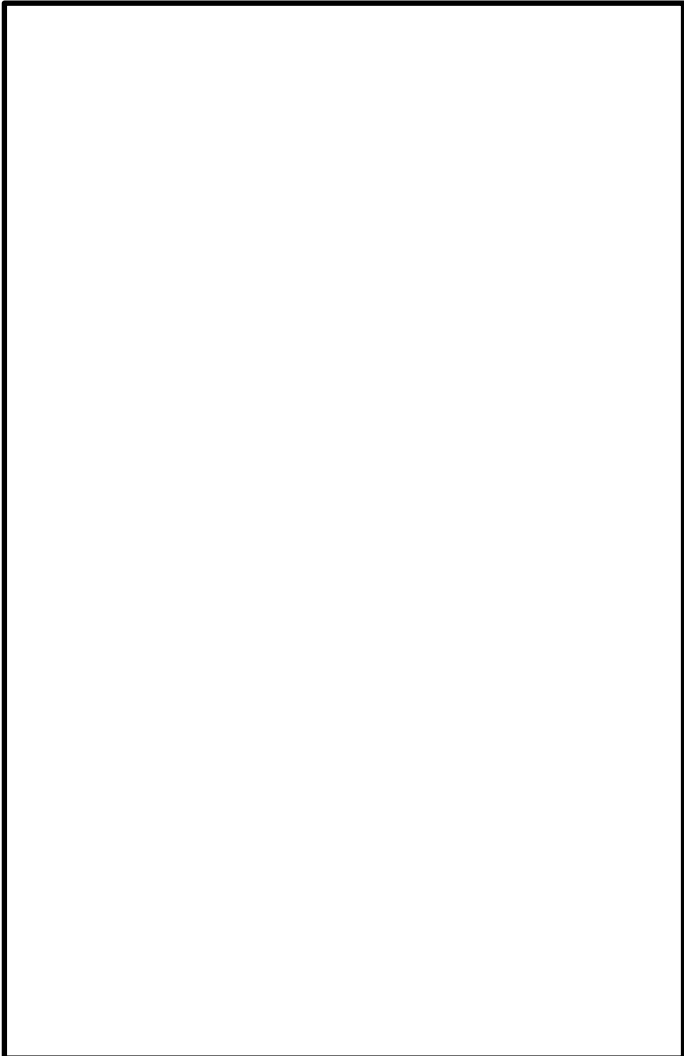
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1656 697 1697 1285">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (3/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1673 722 1709 1310">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (4/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1665 730 1703 1312">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (5/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1662 724 1706 1312">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (6/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1673 722 1715 1310">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (7/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1662 735 1706 1333">第3図 東海第二発電所 溢水防護区画図 (8/8)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>アクセスルートエリアの溢水による影響</u></p> <p>1) <u>アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</u></p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「<u>原子炉冷却材浄化系</u>」及び「<u>給復水系</u>」が考えられる。いずれも漏えいを検知・<u>隔離するインターロックが作動し自動的に隔離される。</u></p> <p>漏えいにより一時的に原子炉建屋（<u>管理区域</u>）内は高温になるが、<u>隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</u></p> <p>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「<u>格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</u>」の場合、<u>漏えい直後約50℃まで上昇するが、3時間程度で約38℃となると評価されている。</u></p> <p><u>有効性評価において原子炉建屋（管理区域）での作業完了時間が最も早い事故シナリオは「使用済燃料プール事故（想定事故2）」であり、使用済燃料プール水位低下調査及び隔離操作を「2.5時間」で完了することになっている。しかし、このシナリオでは原子炉停止から10日後を想定しているため、高温の影響はないと考えられる。</u></p> <p><u>原子炉が運転中において、作業完了時間が最も早い事故シナリオは「全交流動力電源喪失」の格納容器ベント準備操作であり、「16時間」で完了することになっている。作業完了までの時間余裕があるため、高温の影響はないと考えられる。</u></p> <p>2) <u>アクセスルートエリアの溢水による線量の影響</u></p> <p>放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「<u>原子炉冷却材浄化系</u>」であ</p>	<p>(4) <u>アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</u></p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「<u>放射性廃棄物処理系加熱蒸気系</u>」が考えられる。<u>放射性廃棄物処理系加熱蒸気系は、アクセスルート上の配管の耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</u></p> <p><u>したがって、有効性評価における原子炉建屋内での作業における高温状態による影響はないと考えられる。</u></p> <p>なお、「<u>格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</u>」は、このインターロックによる自動隔離対象外の事象であり、<u>原子炉建屋内が高温環境になることが考えられるが、漏えい箇所の隔離作業に係る区画の雰囲気温度は、作業開始を想定する原子炉減圧操作後に原子炉建屋内環境が静定する事象発生2時間から、現場隔離操作が完了する5時間までの最大で41℃程度（ブローアウトパネルに期待しない場合でも約44℃程度）であることから、屋内現場作業における高温状態による影響はないと考えられる。</u></p> <p>(5) <u>アクセスルートエリアの溢水による線量の影響</u></p> <p>放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「<u>使用済燃料プールのスロツ</u></p>	<p>4. <u>アクセスルートエリアの溢水による影響</u></p> <p>(1) <u>アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</u></p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「<u>主蒸気系</u>」、「<u>原子炉浄化系</u>」及び「<u>復水・給水系</u>」が考えられる。<u>いずれも漏えい検知による自動隔離等のインターロックが設置されている。</u></p> <p><u>漏えいにより一時的に原子炉建物二次格納容器内は高温になるが、隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</u></p> <p><u>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」がA又はBー残留熱除去系で発生した場合を評価した結果、原子炉棟内環境が静定する事象発生9時間後から現場操作の完了時間として設定している10時間後までの温度は最大で約44℃であり、原子炉棟内の滞在時間はAー残留熱除去系の場合で約38分、Bー残留熱除去系の場合で約37分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。</u></p> <p><u>Cー残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系で発生した場合を評価した結果、漏えいにより原子炉建物二次格納容器内の温度は僅かに上昇するが、現場操作の完了時間として設定している事象発生10時間後までの温度は最大で約31℃であり、想定している作業環境（最大約44℃）未満で推移する。原子炉棟内の滞在時間はCー残留熱除去系の場合で約37分、低圧炉心スプレイ系の場合で約41分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。なお、この時ブローアウトパネルの開放圧力には到達しない。</u></p> <p><u>※想定している作業環境（最大約44℃）においては、主に低温やけどが懸念されるが、一般的に、接触温度と低温やけどになるまでのおおよその時間の関係は、44℃で3時間～4時間として知られている。（出典：消費者庁 News Release（平成25年2月27日））</u></p> <p>(2) <u>アクセスルートエリアの溢水による線量の影響</u></p> <p>放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「<u>原子炉浄化系</u>」である。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>地震による溢水源の中で高温の流体を内包する系統の相違</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>プラントの相違による温度評価の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、有効性評価における重要事故シーケンスの重畳は考慮しないため、インターフェイスシステムLOCAを代表して記載</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る。</p> <p>内部溢水で評価しているとおおり、原子炉冷却材浄化系の漏えいによる被ばく線量は数 mSv 程度となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響</p> <p>化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「<u>ほう酸水溶液（五ほう酸ナトリウム溶液）</u>」「<u>補機冷却水系に含まれる防食剤</u>」がある。</p> <p>「<u>ほう酸水溶液（五ほう酸ナトリウム溶液）</u>」は、<u>ほう酸水タンク内に貯留されており、その周囲にはタンク内の全容量分を滞留可能な堰が設置されているため、万が一漏えいした場合でも影響範囲を堰内に制限することができる。</u></p> <p>「<u>補機冷却水系に含まれる防食剤</u>」は、濃度が十分低く防護装備により安全性を向上させていることから作業は可能であると考えられる。</p> <p>なお、<u>廃棄物処理建屋には高電導度廃液系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、格納容器 pH 制御装置に苛性ソーダが存在するが、堰が設置されているため、その影響範囲を堰内に制限することができる。また、アクセスルートエリアとは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</u></p>	<p><u>シング</u>」である。</p> <p>使用済燃料プールのスロッシングによる被ばく線量は数 mSv 程度となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(6) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響</p> <p>化学薬品を含む溢水源の中には「<u>ほう酸水溶液</u>」、「<u>補機冷却水系に含まれる防食剤</u>」が存在し、<u>溢水源の周辺の堰内や近傍のエリアに滞留が想定されるが、ガスの発生が想定されないことから、炉心損傷のおそれがある場合は溢水を考慮した放射線防護具（アノラック等）、炉心損傷のおそれがない場合は通常の装備を着用する。</u></p> <p>原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟）の溢水源には苛性ソーダ、硫酸及びりん酸ソーダが存在する。<u>当該タンクの周辺には堰が設置されているため、薬品の漏えい時には堰内に薬品が滞留し、ガスの発生が想定される。そのため、原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟）内の作業時は、炉心損傷のおそれがある場合は放射線防護具のうち自給式呼吸用保護具、炉心損傷のおそれがない場合は薬品防護具を着用する。また、当該薬品タンクの設置場所を迂回することが可能である。</u></p> <p><u>第3図に薬品タンクの配置を示す。</u></p>	<p>内部溢水で評価しているとおおり、原子炉浄化系の漏えいによる被ばく線量は数mSv程度となり、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響</p> <p>化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「<u>原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）</u>」がある。</p> <p>「<u>原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）</u>」は、濃度が十分低く防護具により安全性を確保していることから作業は可能であると考えられる。</p> <p>なお、<u>廃棄物処理建物（管理区域）には液体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、固体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸等が存在するが、通行するルートは廃棄物処理建物（非管理区域）であり、薬品設置箇所とは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</u></p>	<p>【東海第二】</p> <p>溢水による線量の影響が最も厳しくなる系統の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉のアクセスルートは、ほう酸水貯蔵タンクの影響を受けないルートを選定している</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、保護具の着用について別紙(35)に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、被ばくを考慮した放射線防護具を着用し作業を実施</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、薬品タンクが管理区域に設置されており、アクセスルートは非管理区域に設定しているため、影響を受けることはない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4) 照明への影響 照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、<u>建屋全体に設置されている</u>。溢水の影響により照明設備が喪失しても可搬型照明により対応可能である。</p> <p>5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されることが考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。 なお、<u>絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する</u>。</p> <p>6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よって、アクセス性に対して影響はない。</p> <p>【内部溢水に対する対応】 地震による内部溢水の発生により、<u>建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能</u>なよう、必要となる防護具が<u>配備されていることを確認した</u>。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p> <p>配備箇所：中央制御室<u>内</u></p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択） ・<u>全面マスク（チャコールフィルター）</u> ・<u>エアラインマスク</u></p>	<p>(7) 照明への影響 照明設備については、<u>常用電源若しくは非常用電源から受電しており、建屋全体に設置されている</u>。溢水の影響により照明設備が喪失しても可搬型照明により対応可能である。<u>（別紙（27）参照）</u></p> <p>(8) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されることが考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。 なお、<u>第4図に示す保護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する</u>。</p> <p>(9) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よって、アクセス性に対して影響はない。</p> <p>(10) 内部溢水に対する対応方針 地震による内部溢水の発生により、<u>建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能</u>なよう、必要となる防護具を<u>配備する</u>。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は<u>約12分</u>で実施できることを確認した。 <u>第4図に防護具の着用例を示す</u>。</p> <p>配備場所：中央制御室、緊急時対策所<u>建屋</u></p> <p>防護具：『マスク』 …<u>全面マスク、ガスマスク</u></p>	<p>(4) 照明への影響 照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、<u>建物全体に設置されている</u>。溢水の影響により照明機能が喪失しても、<u>可搬型照明により対応可能である</u>。<u>（別紙（16）参照）</u></p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されることが考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。 なお、<u>第3図に示す絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する</u>。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物となることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <p>【内部溢水に対する対応】 地震による内部溢水の発生により、<u>建物内の床面が水没した場合を考慮しても対応作業が可能</u>なよう、必要となる防護具を<u>配備する</u>。<u>なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する</u>。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、<u>予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した</u>。 <u>アクセスに係る防護具等を第3図に示す</u>。</p> <p>配備箇所：中央制御室、<u>緊急時対策所</u></p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択） ・<u>全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付き全面マスク）</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、現場に防護具を携帯する</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、緊急時対策所にも防護具を配備しており、必要に応じて防護具を着用</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・セルフエアセット</p> <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴム手袋 ・ C 服 ・ アノラック (水をはじく加工が施されており C 服の上に着る) ・ 耐熱服 ・ 胴長靴 (長さ 120cm) 等 <div data-bbox="210 940 884 1480"> <p>全面マスク セルフエアセット 汚染作業用長靴</p> <p>アノラック 耐熱服 胴長靴 (長さ 120cm)</p> </div>	<p>『服装』</p> <p>…<u>タイベック, アノラック, 綿手袋, ゴム手袋, 長靴, 胴長靴, 消防服</u></p> <p>薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙 (36) 参照。 ※ 今後の検討により, 変更・追加となる可能性がある。</p> <div data-bbox="973 926 1685 1451"> <p>胴長靴 タイベック+全面マスク アノラック+全面マスク</p> <p>長靴 全面マスク</p> </div> <p>第4図 防護具の着用例</p>	<p>・<u>酸素呼吸器</u></p> <p>・<u>セルフエアーセット</u></p> <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴム手袋 ・ <u>汚染防護服</u> ・ <u>被水防護服</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>耐熱服</u>※ ・ <u>作業用長靴</u> <p>※ <u>第2チェックポイント (原子炉建物1階) に配備</u></p> <p>薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙 (35) 参照</p> <div data-bbox="1819 909 2407 1644"> <p>全面マスク セルフエアーセット 酸素呼吸器</p> <p>汚染防護服 被水防護服 作業用長靴</p> <p>耐熱服</p> </div> <p>第3図 溢水時に着用する防護具 (例)</p>	<p>使用する防護具の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は, 移動性を考慮し原子炉建物原子炉棟入り口付近に配備 ・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 配備する防護具の相違による図の内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 23</p> <p>屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">第1図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (22)</p> <p>屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧) について</p> <p>第1図に地震後の屋外アクセスルートの被害想定 (一覧) を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>第1図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (19)</p> <p>屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 380px; width: 100%;"></div> <p>第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定 (一覧)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 24</p> <p style="text-align: center;">資材設置後の作業成立性</p> <p>6号及び7号炉においては、<u>重大事故等対処設備である可搬型代替注水ポンプを用いて、防火水槽及び復水貯蔵槽への補給、使用済燃料プールへの注水を行う。</u></p> <p><u>可搬型代替注水ポンプの配置場所は、淡水貯水池近傍及び原子炉建屋近傍となり、ホース敷設ルートは淡水貯水池から防火水槽までの構内道路の一部及び原子炉建屋近傍となる。</u></p> <p>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</p> <p>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (27)</p> <p style="text-align: center;">資機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対処設備である<u>可搬型代替注水大型ポンプ等を用いて、原子炉への注水や使用済燃料プールへの注水等を行う。</u></p> <p><u>可搬型代替注水大型ポンプは、水源である代替淡水貯槽やSA用海水ピットの近傍に設置し、接続先までアクセスルート上にホース等を敷設する。</u></p> <p><u>そのため、敷設したホースが可搬型設備のアクセス性に支障が出ないように、ホースブリッジ等の資機材を確保・設置する。</u></p> <p><u>今後、配備予定のホースブリッジ及び車両通行概要図を第1図に示す。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙 (20)</p> <p style="text-align: center;">資材設置後の作業成立性</p> <p>重大事故等対処設備である<u>大量送水車、大型送水ポンプ車を用いて、輪谷貯水槽（西1 / 西2）及び低圧原子炉代替注水槽への補給、燃料プール等への注水を行う。</u></p> <p><u>大量送水車の配置場所は輪谷貯水槽（西1 / 西2）近傍及び原子炉建物近傍、大型送水ポンプ車の配置場所は海水取水箇所近傍となり、ホース敷設ルートは輪谷貯水槽（西1 / 西2）から原子炉建物近傍まで、海水取水箇所から原子炉建物近傍及び輪谷貯水槽（西1 / 西2）までとなる。</u></p> <p><u>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</u></p> <p><u>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 送水に用いる重大事故等対処設備及び水源の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は、補給及び燃料プールに加えて、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による注水等の各種注水を含むため「等」を記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 送水に用いる重大事故等対処設備、水源及びホース敷設ルートの相違</p>



第1図 ホースブリッジ



第1図 ホースブリッジ及び車両通行概要図

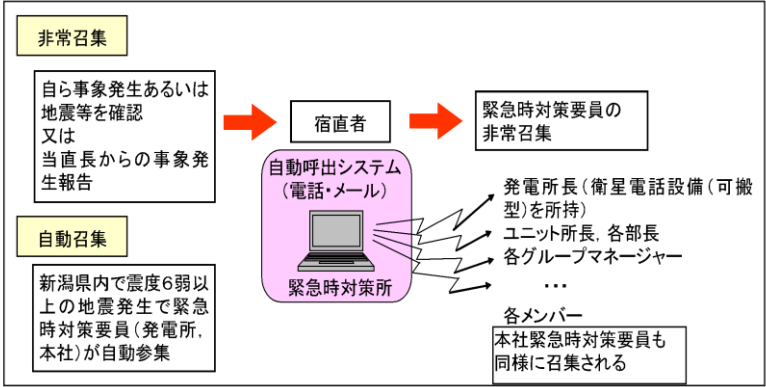
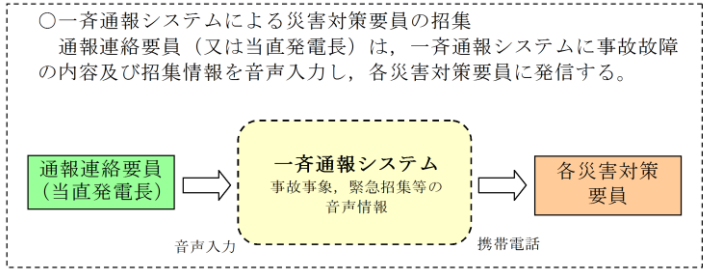
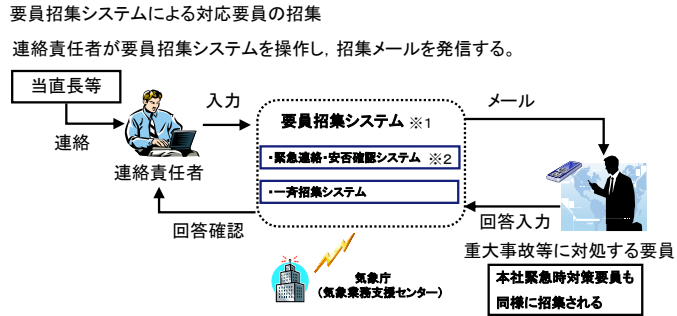


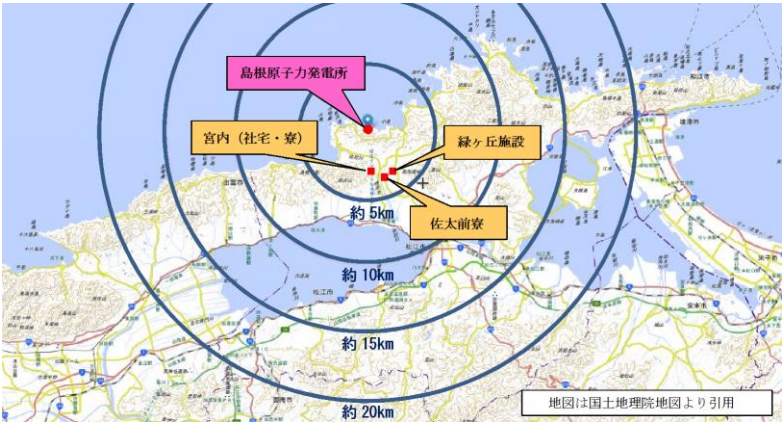
第1図 ホースブリッジ

・設備の相違
 【柏崎6/7, 東海第二】
 使用するホースブリ
 ッジの仕様の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 25</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所，<u>屋外</u>アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに排水路等について，以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い，健全性を確認する。また，台風，地震，大雨，強風，津波等が発生した場合には，<u>土木専門技術者による臨時点検</u>を行い，必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>保管場所，<u>屋外</u>アクセスルート及びそれらの周辺斜面については，応急復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており（別紙 11 参照），当該設備の性能が維持できる運用・管理体制を整えている。また，排水路については，<u>排水路とは別に排水用フラップゲートを設置していることから，屋外</u>アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認した（別紙 30 参照）。</p> <p>○保管場所：外観目視点検を 1 回/年 ○アクセスルート：外観目視点検を 1 回/年 ○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を 1 回/年 ○<u>排水用</u>フラップゲート：動作確認，外観目視点検を 1 回/年 ○排水路：外観目視点検を 1 回/年</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (25)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルート等の点検について</p> <p>保管場所，<u>屋外</u>アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに排水路等について，以下に示すように定期的に土木及び建築専門技術者による点検を行い，健全性を確認する。また，台風，地震，大雨，強風，津波等が発生した場合には，<u>土木及び建築専門技術者による臨時点検</u>を行い，必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p><u>屋外</u>アクセスルートについては，復旧が可能な重機や土のう等の資機材をあらかじめ備えており（別紙 (20)），<u>屋外</u>アクセスルートの性能が維持できる運用を整えている。また，排水路については，<u>設計基準としての降水量 (127.5mm/h) に対し，降水が敷地内に滞留しないような設計としていることから，屋外</u>アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認した（別紙 (2)）。</p> <p><u>第 1 図に保管場所及びアクセスルートの配置を示す。</u></p> <p>○保管場所：外観目視点検を 1 回/年 ○アクセスルート：外観目視点検を 1 回/年 ○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を 1 回/年 ○排水路：外観目視点検を 1 回/年</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (21)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所，アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに排水路等について，以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い，健全性を確認する。また，台風，地震，大雨，強風，津波等が発生した場合には土木専門技術者による臨時点検を行い，必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p><u>保管場所，アクセスルート及びそれらの周辺斜面</u>については，応急復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており（別紙(9)参照），<u>当該設備の性能が維持できる運用・管理体制</u>を整えている。また，排水路については，<u>十分な排水能力を有しており，敷地内に滞留するおそれはなく，アクセスルートの</u>アクセス性に支障がないことを確認した。（別紙(26)参照）</p> <p>○保管場所：外観目視点検を 1 回/年 ○アクセスルート：外観目視点検を 1 回/年 ○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を 1 回/年 ○<u>フラップゲート：動作確認，外観目視点検を 1 回/年</u> ○排水路：外観目視点検を 1 回/年</p> <p><u>第 1 図に保管場所及びアクセスルートの配置を示す。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7，東海第二】 島根 2 号炉は，排水路とは別にフラップゲートを設置していないものの，別紙(26)に示す評価のとおり，排水路のみで十分な排水能力を有しているため記載内容が相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 プラントの相違による点検対象設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="290 928 747 961">第1図 保管場所及びアクセスルート</p>	 <p data-bbox="1089 928 1546 961">第1図 保管場所及びアクセスルート</p>	 <p data-bbox="1890 974 2347 1008">第1図 保管場所及びアクセスルート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 26</p> <p style="text-align: center;">発電所構外からの要員の参集について</p> <p>1. 要員の召集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる緊急時対策要員を速やかに非常召集するため、「自動呼出・安否確認システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う。（第1図）</p>  <p>第1図 自動呼出・安否確認システムによる非常召集連絡</p> <p>新潟県内で震度6弱以上の地震発生で緊急時対策要員（発電所、本社）が自動参集</p> <p>新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集連絡がなくても自発的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合同所は、基本的には柏崎エネルギーホール又は刈羽寮（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>柏崎エネルギーホール又は刈羽寮に集合した要員は、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。柏崎エネルギーホール、刈羽寮には通信連絡設備として衛星電話設備（可搬型）を各10台配備する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (34)</p> <p style="text-align: center;">発電所構外からの災害対策要員の参集について</p> <p>1. 要員の参集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発電所構外にいる災害対策要員への情報提供及び非常召集を速やかにするために、「一斉通報システム」を活用する。（第1図）</p>  <p>第1図 一斉通報システムの概要</p> <p>また、発電所周辺地域（東海村）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、各災害対策要員は、社内規程に基づき自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や地方公共団体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>発電所参集要員（拘束当番）である災害対策要員は、直接発電所へ参集する。発電所参集要員（拘束当番）以外の参集要員は、発電所外参集場所となる第三滝坂寮に集合し、発電所外参集場所で災害対策本部と参集に係る以下①～⑤の情報確認及び調整を行い、災害対策本部からの要員派遣の要請に従い、集団で発電所に移動する。（第2図）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (22)</p> <p style="text-align: center;">発電所構外からの要員の参集について</p> <p>1. 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常召集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う。（第1図）</p>  <p>第1図 要員招集システム</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常召集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合同所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し），発電所に行くための必要な装備（放射線防護服，マスク，線量計を含む））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等，移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数，体調，移動手段（徒歩，車両），連絡先）</p> <p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により，必要の都度，発電所の連絡責任者と連絡をとり，発電用原子炉施設の運転に関し，保安上の指示を行う。</p>	<p>①発電所の状況（設備及び所員の被災等）</p> <p>②参集した要員の確認（人数，体調等）</p> <p>③重大事故等対応に必要な装備（汚染防護具，マスク，線量計等）</p> <p>④発電所への持参品（通信連絡設備，照明機器等）</p> <p>⑤気象及び災害情報等</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し），発電所に行くための必要な装備（放射線防護服，マスク，線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等，移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数，体調，移動手段（徒歩，車両），連絡先）</p> <p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により，必要の都度，発電所の連絡責任者と連絡をとり，発電用原子炉施設の運転に関し，保安上の指示を行う。</p>	
 <p>第2図 柏崎刈羽原子力発電所とその周辺</p>	 <p>第2図 東海第二発電所とその周辺</p>	 <p>第2図 島根原子力発電所とその周辺</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>2. <u>緊急時対策要員の所在について</u> <u>発電所員の約8割(第1表)が居住している柏崎市街地、刈羽村の大半は、柏崎刈羽原子力発電所から半径10km圏内(第2図)に位置しており、社員寮についても半径10km圏内に設置されている。</u></p> <p>第1表 居住地別の発電所員数(平成29年4月時点)</p> <table border="1" data-bbox="172 632 902 741"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>柏崎市</th> <th>刈羽村</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>820名 (73%)</td> <td>81名 (7%)</td> <td>223名 (20%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート (1) 概要</p> <p>柏崎市、刈羽村からの要員参集ルートについては、第3図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成19年新潟県中越沖地震においても、橋梁本体の損傷による構造安全性に著しい影響のあるような損傷は見られず(※1)、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p>	居住地	柏崎市	刈羽村	その他地域	居住者数	820名 (73%)	81名 (7%)	223名 (20%)	<p>2. <u>災害対策要員の所在について</u> <u>東海村の大半は東海第二発電所から半径5km圏内であり、発電所員の約5割が居住している。更に、東海村周辺のひたちなか市、那珂市など東海第二発電所から半径5km～10km圏内には、発電所員の約2割が居住しており、おおむね東海第二発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。(第2図)(第1表)</u></p> <p>第1表 居住地別の発電所員数(平成28年7月時点)</p> <table border="1" data-bbox="964 632 1694 762"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>東海村 (半径5km圏内)</th> <th>東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5km～10km圏内)</th> <th>その他の地域 (半径10km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>133名 (52%)</td> <td>58名 (23%)</td> <td>64名 (25%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所構外からの災害対策要員の参集ルート 3.1 概要</p> <p>発電所構外から参集する災害対策要員の主要な参集ルートについては、第3図に示すとおりである。</p> <p>東海第二発電所が立地する東海村は比較的平坦な土地であり、発電所構外の拠点となる要員の集合場所(第三滝坂寮)から発電所までの参集ルートは、通行に支障となる地形的な要因の影響が少ない。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。このため、参集要員は通行可能な道路等を状況に応じて選択して参集できる。</p> <p>この他の参集に係る障害要因としては、地震による橋梁の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩壊については、参集ルート上の橋梁が崩壊等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成23年の東北地方太平洋沖地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p>	居住地	東海村 (半径5km圏内)	東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5km～10km圏内)	その他の地域 (半径10km圏外)	居住者数	133名 (52%)	58名 (23%)	64名 (25%)	<p>2. <u>重大事故等に対処する要員の所在について</u> <u>発電所員の社宅・寮がある島根原子力発電所から半径5km圏内に、発電所員(約540名)の約4割が居住している。更に、島根原子力発電所から半径5～10km圏内には、発電所員の約3割が居住しており、おおむね島根原子力発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。(第2図)(第1表)</u></p> <p>第1表 居住地別の発電所員数(平成31年4月時点)</p> <table border="1" data-bbox="1757 621 2487 730"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>5km圏内</th> <th>5～10km圏内</th> <th>10～20km圏内</th> <th>その他地域 (半径20km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>236名 (44%)</td> <td>154名 (29%)</td> <td>74名 (14%)</td> <td>71名 (13%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート (1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第3図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成12年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p>	居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)	居住者数	236名 (44%)	154名 (29%)	74名 (14%)	71名 (13%)	<p>備考</p> <p>・地理的要因の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉建設後の最も大きな地震実績で確認</p>
居住地	柏崎市	刈羽村	その他地域																										
居住者数	820名 (73%)	81名 (7%)	223名 (20%)																										
居住地	東海村 (半径5km圏内)	東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5km～10km圏内)	その他の地域 (半径10km圏外)																										
居住者数	133名 (52%)	58名 (23%)	64名 (25%)																										
居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)																									
居住者数	236名 (44%)	154名 (29%)	74名 (14%)	71名 (13%)																									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

新潟県が実施した広域避難シミュレーション(※2)によれば、大規模な地震が発生により、発電所で重大事故等が発生した場合、住民避難のため発電所の南西の海側ルートに交通渋滞が発生しやすいという結果が得られている。交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。



第3図 主要な参集ルート

島根原子力発電所 2号炉

大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。



第3図 発電所構外からの参集ルート

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3 図に図示した海沿いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p> <p>※1 参考文献：2007 年新潟県中越沖地震の被害とその特徴／小長井一男（東京大学教授生産技術研究所）ほか 国土技術政策研究所資料 No. 439, 土木研究所資料 No. 4086, 建築研究資料 No. 112 「平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震被害調査報告」</p> <p>※2 参考文献：新潟県殿向け「平成 2 6 年度新潟県広域避難時間推計業務」～最終報告書～BGS-BX-140147 平成 2 6 年 8 月 三菱重工業株式会社 http://www.pref.niigata.lg.jp/genshi-ryoku/1356794481823.html</p>	<p>参集ルートが津波により浸水した場合には、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には、基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3 図に示す、ひたなか市（那珂湊方面）及び日立市の比較的海に近いルート）は使用せず、これ以外の参集ルートを使用して参集する。</p>	<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3 図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p>	<p>・地理的要因の相違 【柏崎 6/7】 新潟県固有の調査結果</p>

(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート

柏崎市津波ハザードマップによると、柏崎市中心部から発電所までの要員参集ルートへの影響はほとんど見られない(川岸で数十cm程度)が、大津波警報発生は、津波による影響を想定し海側や鯖石川の河口付近を避けたルートにより参集する。(第3図)



第3図 柏崎市、刈羽村からの要員参集ルート

3.2 津波による影響が考えられる場合の参集ルート

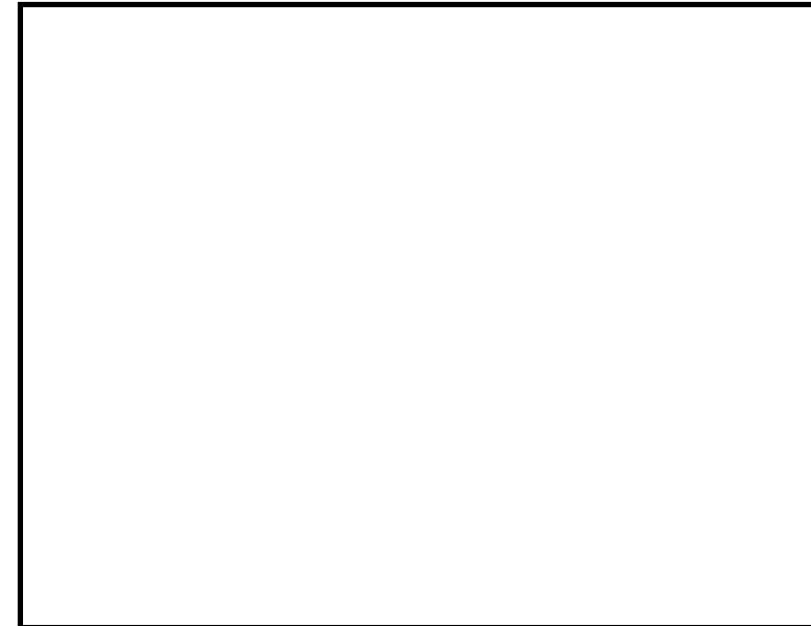
東海村津波ハザードマップ(第4図)によると、東海村中心部から東海第二発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない(川岸で数10cm程度)が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や新川の河口付近を避けたルートにより参集する。



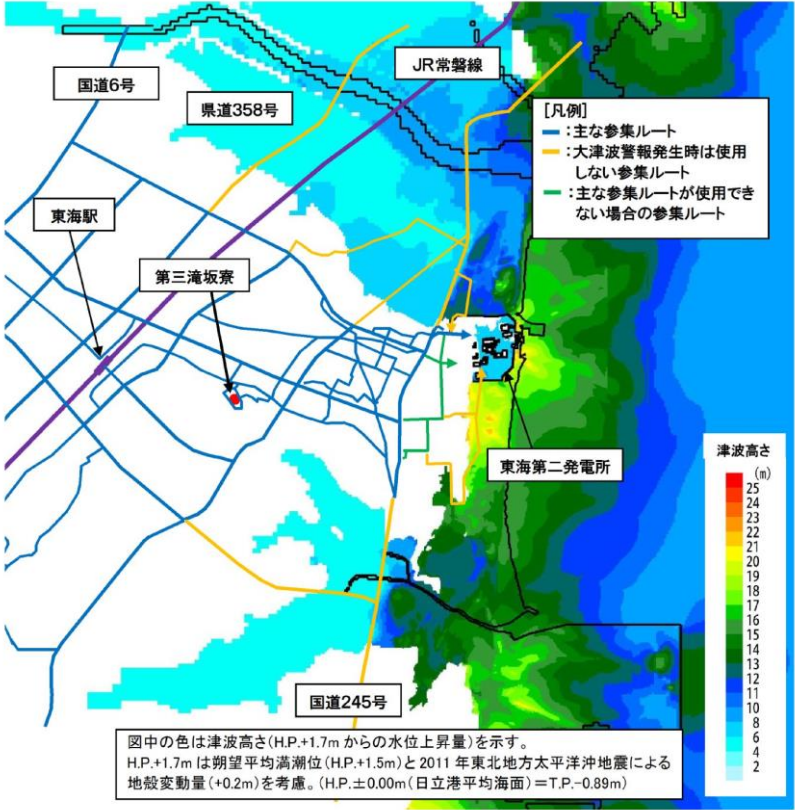
第4図 茨城県(東海村)の津波浸水想定図(抜粋)

(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート

松江市津波ハザードマップによると、松江市中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない(川岸で数10cm程度)が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する。(第4図)



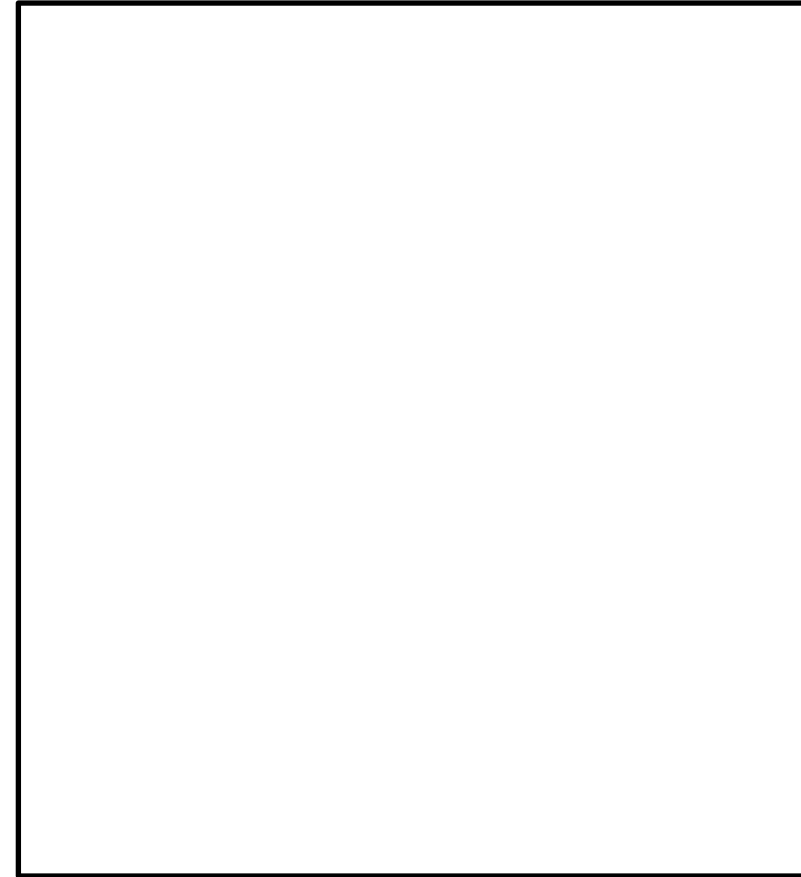
第4図 構外参集拠点からの参集ルート

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>また、東海第二発電所では、津波PRAの結果を踏まえ、基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地遡上津波」という。）に対して影響を考慮する必要がある。敷地遡上津波の遡上範囲の解析結果（第5図）から、発電所周辺に浸水する範囲が認められるが、東海村中心部から東海第二発電所の敷地までの参集ルートに津波の影響がない範囲が確認できることから、津波の影響を避けたルートを選択することにより参集することは可能である。</p>  <p>第5図 敷地に遡上する津波の遡上範囲想定図</p>		<p>・評価内容の相違 【東海第二】 島根2号炉は、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。(第4図)</p> <div data-bbox="178 934 896 1486" style="border: 1px solid black; height: 263px; width: 242px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第4図 発電所構内への参集ルート</p>	<p>3.3 住民避難がなされている場合の参集について</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始されている場合には、住民の避難方向と逆方向に移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>3.4 発電所構内への参集ルート</p> <p>東海第二発電所の敷地周辺の参集ルートについては、以下に示す敷地の特徴を踏まえて、複数の参集ルートを設定している。</p> <div data-bbox="994 934 1662 1795" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 225px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第6図 発電所構内への参集ルート</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。(第5図)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>・<u>東海第二発電所への参集に当たっては必ず国道 245 号線</u> <u>を通過することから、同国道の交通状態及び道路状態に</u> <u>よるアクセス性への影響を受けないように、同国道を通</u> <u>行する距離を短くするとともに、できるだけ多くの参集</u> <u>ルートを設定し、更に各参集ルートの構内への進入場所</u> <u>をできるだけ離す</u></p> <p>・<u>敷地入口近傍にある 275kV 及び 154kV の送電鉄塔の倒壊</u> <u>による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない</u> <u>参集ルートを設定する。</u></p> <p>・<u>敷地高さを踏まえ、敷地を遡上する津波によっても影響</u> <u>を受けずに緊急時対策所に到達できる参集ルートを設定</u> <u>する</u></p> <p><u>この考え方に基づき、発電所構外から発電所構内への参集ル</u> <u>ートとして、正門ルート（通常時のルート）の他に、南側ル</u> <u>ート、南西側ルート、西側ルート及び北側ルートを設定する。</u> <u>（第 6 図、第 7 図）</u></p> <p><u>各参集ルートの考慮すべき外的事象を第 2 表に示す。また、</u> <u>送電鉄塔の倒壊時における通行の考え方を、別紙補足 1 に示</u> <u>す。</u></p> <p><u>災害対策要員が参集する際は、各参集ルートの状況を踏まえ</u> <u>て安全に通行できるルートを選定する。</u></p> <p><u>なお、正門ルート及び代替正門ルートを通行できない場合</u> <u>は、隣接する他機関の敷地内を通行する南側ルート、南西側ル</u> <u>ート、西側ルート及び北側ルートを介して災害対策要員が発電</u> <u>所に参集する。このため、他機関とは、通行に係る運用及び参</u> <u>集ルートに影響する障害物の撤去等に係る運用について、あら</u> <u>かじめ取り決めることとしている。</u></p>	<p><u>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊</u> <u>による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ル</u> <u>ートを設定する。</u></p> <p><u>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊</u> <u>による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え</u> <u>方を別紙補足 1 に示す。</u></p>	<p>・地理的要因の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、複数の ルートで参集が可能</p> <p>・評価内容の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、事故 シーケンスとして津波 特有の事故シーケンス を選定していない</p> <p>・東海第二固有の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、他機 関の敷地を通行しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3.5 <u>緊急時対策所への参集ルート</u></p> <p>平日の勤務時間帯においては、<u>災害対策要員の多くは事務本館で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、<u>災害対策要員（初動）が事務本館等での執務若しくは発電所構内に設けた待機場所に待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>事務本館及び発電所構内に設けた待機場所から緊急時対策所までの参集ルートを、<u>第8図</u>に示す。</p> <div data-bbox="982 709 1685 1264" style="border: 1px solid black; height: 264px; width: 237px; margin: 10px auto;"></div> <p><u>第7図 発電所周辺の送電線路と発電所への参集ルート</u></p>	<p><u>平日の勤務時間帯においては、緊急時対策要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までのアクセスルートを、第5図に示す。</u></p>	



第8図 緊急時対策所までの参集ルート



第5図 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート

第2表 各参集ルートの特徴を踏まえた要員参集の適合性

参集ルート (国道245号線からの進入→ →構内への進入→)	考慮すべき外的事象による 参集ルートへの影響の可能性		要員参集の適合性 (対応)	
	送電鉄塔 の倒壊※1	津波浸水※2	災害発生後1日程度以内	災害発生後1週間程度
正門 _{東→}	△	△	・送電鉄塔が倒壊した場合は、安全性(停電)を確認できた場合のみ離隔を維持して通行する。 ・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・倒壊した送電鉄塔の撤去及び遇上津波による影響(がれき除去)を行うことで通行可能。
代替正門 _{東→}	△	△	・送電鉄塔が倒壊した場合は、安全性(停電)を確認できた場合のみ離隔を維持して通行する。 ・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・倒壊した送電鉄塔を撤去することで通行可能。
→西側 _{東→}	△	○	・送電鉄塔が倒壊した場合は、安全性(停電)を確認できた場合のみ離隔を維持して通行する。 ・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・倒壊した送電鉄塔を撤去することで通行可能。
南側 _{東→}	○	△	・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・遇上津波による影響(がれき除去)を行うことで通行可能。
→正門 _{東→}	○	△	・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・遇上津波による影響(がれき除去)を行うことで通行可能。
南西側 _{東→}	○	○	(通行の支障なし)	(通行の支障なし)
→西側 _{東→}	○	○	(通行の支障なし)	(通行の支障なし)
西側 _{東→}	△	○	・送電鉄塔が倒壊した場合は、安全性(停電)を確認できた場合のみ離隔を維持して通行する。 ・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・倒壊した送電鉄塔を撤去することで通行可能。
北側 _{東→}	○	△	・遇上津波の影響によっては通行できない可能性あり。	・遇上津波による影響(がれき除去)を行うことで通行可能。

＜凡例＞ ○：影響の可能性なし（通行可能）、△：影響の可能性あり（状況に応じて通行可否を判断する）
 ※1 参集ルートの幅の一部あるいは全幅が、送電鉄塔の倒壊範囲と重複すると評価される場合は△とした。
 ※2 参集ルートの一部が、敷地を越える津波により浸水する範囲の評価結果（T.P.+8m）と重複する場合は△とした。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 夜間及び休日における要員参集について</p> <p>(1) 要員の想定参集時間</p> <p>第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において<u>直接徒歩移動</u>で参集する場合であっても、<u>参集時間は約3時間30分</u>と考えられる。</p> <p>また、<u>大地震等が発生している状況では要員の自宅が被災する可能性もあるため、出発までの準備時間が約1時間必要であると仮定した場合であっても、発電所への参集時間は約4時間30分と考えられる。</u></p> <p>さらに、<u>要員集合場所(柏崎エネルギーホール又は刈羽寮)に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、集合場所に立寄るために遠回りする時間を1時間、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約6時間で発電所に参集可能であると考えられる。</u></p> <p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、重大事故等が発生した場合の<u>緊急時対策要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む)～集合場所(情報収集時間を含む)～発電所までの参集に要する時間)</u>を評価した結果、<u>要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、5時間30分以内に参集可能な要員は350名以上と考えられる。</u></p> <p>なお、<u>自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</u></p>	<p>4. <u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の要員参集条件及び参集時間について</u></p> <p><u>実際に実施した参集訓練等で得られた結果及び各種のハザードを考慮した参集条件を保守的に設定し、これを用いて災害対策要員の参集時間を以下に評価した。</u></p> <p>4.1 <u>評価条件</u></p> <p>(1) <u>自宅等を出発するまでの時間</u></p> <p><u>事象発生後に、あらかじめ拘束当番に指名されており発電所に参集する災害対策要員は、災対本部からの招集連絡を受けて、発災30分後に自宅を出発するものとする。(第7図)</u></p>	<p>5. 夜間及び休日における要員参集について</p> <p>(1) 要員の想定参集時間</p> <p>第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、<u>発災30分後に自宅を出発するものとし、徒歩移動で参集する場合であっても、参集時間は約6時間30分</u>と考えられる。</p> <p><u>さらに、要員集合場所(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約7時間で発電所に参集可能であると考えられる。</u></p> <p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、重大事故等が発生した場合の<u>重大事故等に対処する要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む)～集合場所(情報収集時間を含む)～発電所までの参集に要する時間)</u>を評価した結果、<u>要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上(発電所員約540名の約3割)と考えられる。</u></p> <p><u>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</u></p> <p><u>また、集合場所(緑ヶ丘施設)からの参集訓練結果について別紙補足2に示す。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、集合場所を経由した場合の移動時間を考慮して時間を算出 ・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない ・体制及び運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内について記載 ・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、集合場所からの参集訓練結果について記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><参考：要員参集調査による評価></p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の緊急時対策要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休（シルバーウィーク※）日中」「大型連休（シルバーウィーク※）夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（自宅、発電所、それ以外の場所の場合は最寄りの集合場所までの移動時間を回答）を調査することで、参集状況を評価。</p> <p>○要員集合場所（柏崎エネルギーホール又は刈羽寮）での情報収集時間 30 分を考慮（第 5 図）。</p> <p>※ 要員参集調査時期が 2015 年 9 月であり大型連休の対象をシルバーウィークとした。</p>		<p><参考：要員参集調査による評価></p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（発電所からの直線距離に応じた区分を回答）を調査することで、参集状況を評価する。（第 7 図及び第 8 図）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）での情報収集時間 30 分を考慮する。（第 6 図）</p> <p>○過去 3 回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7 時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は 150 名以上（発電所員約 540 名の約 3 割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54 名）は、要員参集の目安としている 8 時間以内に確保可能であることを確認している*。</p> <p>※：（a）平成 28 年 5 月：162 名（うち、実施組織 109 名（復旧班 49 名、プラント監視班 60 名）） （b）平成 29 年 5 月：167 名（うち、実施組織 118 名（復旧班 67 名、プラント監視班 51 名）） （c）平成 30 年 1 月：151 名（うち、実施組織 102 名（復旧班 50 名、プラント監視班 52 名））</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、発電所からの直線距離に応じた区分を回答し、その距離を基に移動時間を算出</p>



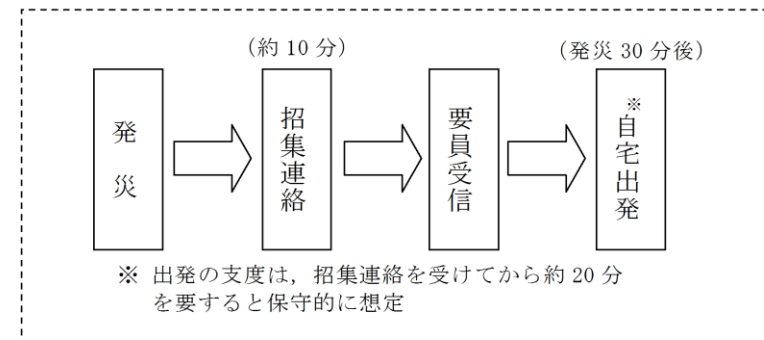
第5図 要員参集の流れについて (イメージ)

a. 車が使える場合 (第6図)

- 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く)
- 大型連休でも、3時間30分以内に約6割の要員が参集可能な場所にいる。

b. 徒歩移動のみの場合 (第7図)

- 車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、7割程度の要員は、5時間30分以内に参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く)
- 通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約2割多い要員が柏崎刈羽地域近傍から不在(徒歩5時間30分以上)となるが、5時間30分以内で参集可能な要員は約半数。

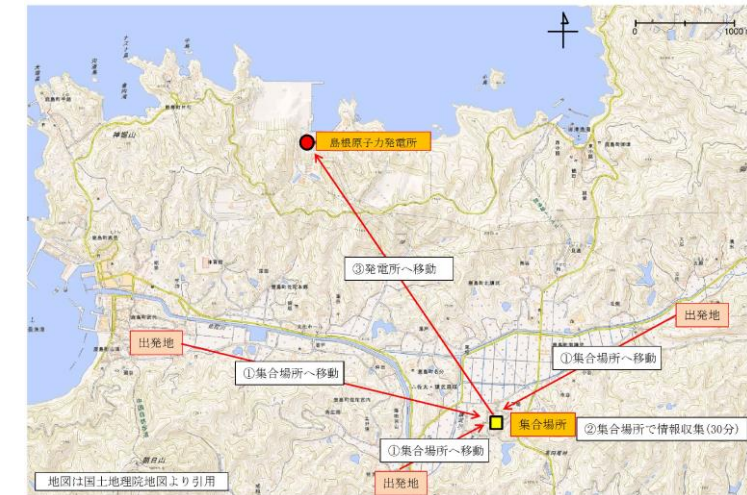


第7図 要員の招集から自宅出発までの概要

(2) 移動手段・移動速度

徒歩による移動とする。参集訓練実績をもとに移動速度を4.0km/h (67m/min) ※とする。なお、参考として、自転車で参集する場合を想定し、同様の考え方で移動速度を12km/h (200m/min) とする。(別紙補足2)

※ 参集訓練の実績5.0km/h (80m/min) に対して保守的に4.0km/h (67m/min) とする。自転車は、訓練実績を踏まえて保守的に「12km/h (200m/min)」とする。



第6図 要員参集の流れについて (イメージ)

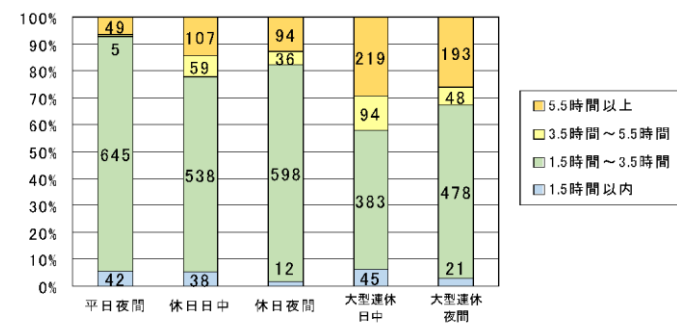
a. 車が使える場合 (第7図)

- 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く。)
- 大型連休でも、3時間30分以内に約5割の要員が参集可能な場所にいる。

b. 徒歩移動のみの場合 (第8図)

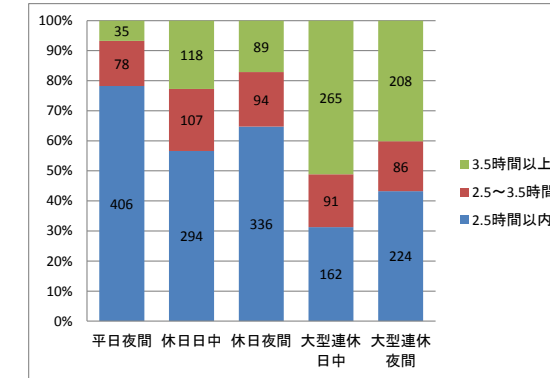
- 車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、6割程度の要員は、7時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く。)
- 通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約3割多い要員が半径10km圏内から不在(徒歩7時間以上)となるが、7時間以内で参集可能な要員は約3割。

・運用の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内について記載
・訓練内容の相違
【東海第二】
島根2号炉は、徒歩による訓練を実施

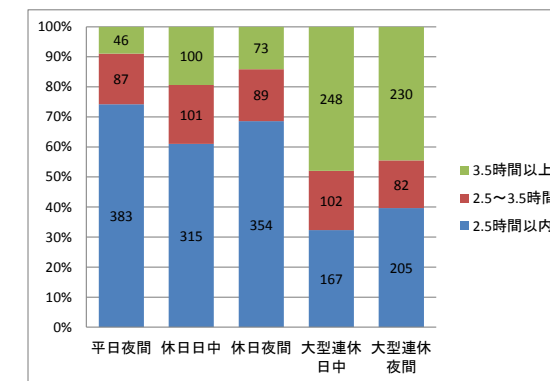


※ 各所在場所から集合場所（柏崎エネルギーホール、刈羽寮）までの移動に要する時間を回答してもらい、その時間に以下の数値を加えて算出。
 ・自宅からの参集の場合、出発までの準備時間：30分
 ・集合場所での情報収集時間：30分
 ・集合場所から発電所への移動時間：30分

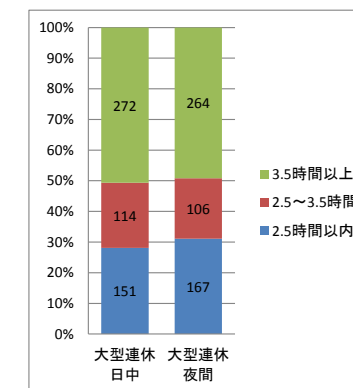
第6図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）



(a) 平成28年5月



(b) 平成29年5月

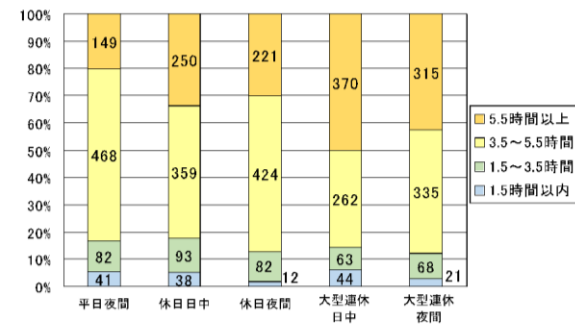


(c) 平成30年1月

※：発電所からの直線距離に応じた区分を回答してもらい、その区分に応じた移動時間（30分以内（～10km）、30分～1.5時間（10～30km）、1.5時間以上（30km～））に以下の数値を加えて算出。

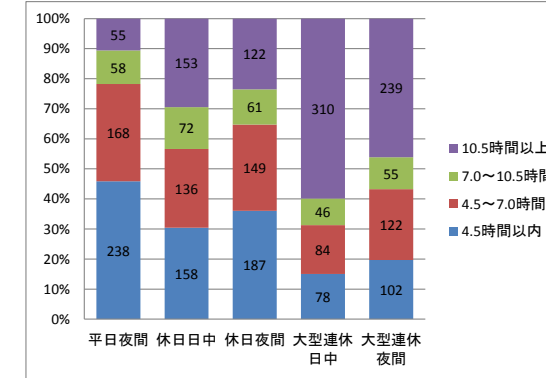
- ・出発までの準備時間：30分
- ・集合場所での情報収集時間：30分
- ・集合場所から発電所間に設ける一時立寄場所に駐車し、そこから徒歩で発電所までの移動時間：1時間

第7図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）

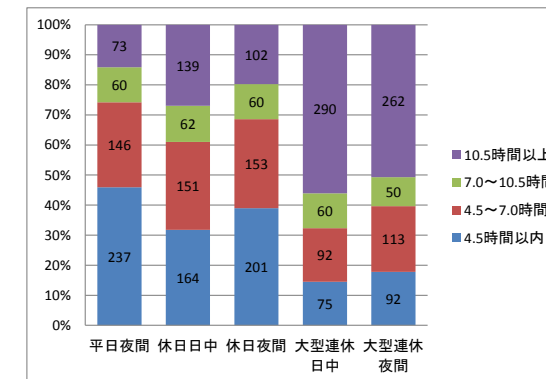


※ 出発までの準備時間を考慮の上、天候が良好な状況を想定し、集合場所を経由した場合の発電所（5号炉原子力発電所緊急時対策所）までの移動距離 1時間以内（～3km）、1～3時間（3～10km）、3～5時間（10～17km）、5時間以上（17km～）により算出。
 ※ 集合場所での情報収集時間の30分を考慮した。
 ※ 自宅以外からの参集の場合、各所在場所から参集に要する時間を回答。

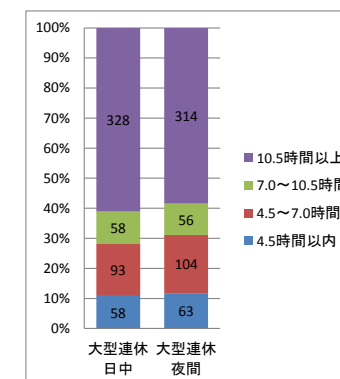
第7図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）



(a) 平成28年5月



(b) 平成29年5月



(c) 平成30年1月

※：出発までの準備時間を考慮の上、天候が良好な状況を想定し、集合場所を経由した場合の発電所（緊急時対策所）までの移動距離 4.0時間以内（～3.5km）、4.0～6.5時間（3.5～10km）、6.5～10.0時間（10～20km）、10.0時間以上（20km～）により算出。なお、移動速度は参集訓練の実績（4.0km/h（67m/min））を基に算出している。
 ※：発電所からの直線距離に応じた区分を回答。
 ※：集合場所での情報収集時間の30分を考慮。

第8図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
	<p>(3) 参集ルート</p> <p>参集する災害対策要員は、津波による浸水を受ける発電所周辺の浸水エリアを迂回したルートで参集する設定とした。</p> <p>4.2 参集に要する時間と災害対策要員数</p> <p>事象発生時には、発電所敷地内に既に待機している災害対策要員（初動）（39名）を除く、あらかじめ拘束当番に指名されている災害対策要員（72名）を含む全ての災害対策要員※が発電所に参集する。</p> <p>※ 発電所に参集する要員数は、全ての災害対策要員（255名、平成28年7月時点、第1表参照）から災害対策要員（初動）39名を差し引いた216名となる。拘束当番である災害対策要員（72名）は、216名の内数である。</p> <p>参集する災害対策要員が、東海第二発電所の敷地に参集する（発電所構外の拠点となる集合場所を経由しない）までの所要時間と参集する災害対策要員数の関係を第3表に示す。</p> <p>第3表 参集に係る所要時間と災害対策要員数の関係 (平成28年7月時点)</p> <table border="1" data-bbox="964 1150 1685 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="3">参集に係る所要時間</th> <th colspan="3">参集する災害対策要員数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">徒歩 (4.0km/h)</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>徒歩 (5.0km/h)</th> <th>自転車 (12km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60分以内</td> <td>4名</td> <td>12名</td> <td>126名</td> </tr> <tr> <td>90分以内</td> <td>100名</td> <td>112名</td> <td>176名</td> </tr> <tr> <td>120分以内</td> <td>128名</td> <td>132名</td> <td>200名</td> </tr> </tbody> </table>	参集に係る所要時間	参集する災害対策要員数			徒歩 (4.0km/h)	参 考		徒歩 (5.0km/h)	自転車 (12km/h)	60分以内	4名	12名	126名	90分以内	100名	112名	176名	120分以内	128名	132名	200名		
参集に係る所要時間	参集する災害対策要員数																							
	徒歩 (4.0km/h)		参 考																					
		徒歩 (5.0km/h)	自転車 (12km/h)																					
60分以内	4名	12名	126名																					
90分以内	100名	112名	176名																					
120分以内	128名	132名	200名																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の緊急時対策要員は事象発生から約6時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、5時間30分以内に参集可能な緊急時対策要員は350名以上と考えられることから、事象発生から10時間以内に外部から発電所へ参集する6号及び7号炉の対応を行うために必要な緊急時対策要員※（106名（1～7号炉の対応を行う必要な要員は合計114名））は確保可能であることを確認した。</p> <p>また、事象発生から10時間以内の重大事故等時の対応においては、発電所内に常時確保する44名の緊急時対策要員により対応が可能であるが、早期に班長以下の要員数が約2倍となれば、より迅速・多様な重大事故等への対応が可能と考えられる。このため、徒歩参集、要員自身の被災、過酷な天候及び道路の被害等を考慮し、事象発生から約6時間を目処に、外部から発電所に参集する40名の緊急時対策要員※を確保する。</p> <p>※ 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>第3表より、あらかじめ拘束当番に指名されており発電所に参集する災害対策要員（72名）は、事象発生後120分には参集していると考えられる。また、参集ルート状況により自転車で参集できる場合には、更に短時間で参集が可能となる。</p> <p>上記の参集に係る所要時間は、事象発生時に、構外から参集する災害対策要員に求められる参集時間（最短で約3時間、可搬型代替注水中型ポンプへの燃料補給）と比較して十分に早い。（別紙補足3、別紙補足4）</p> <p>参集する災害対策要員は、参集ルート上に建物等の倒壊他により通行が困難な状態を確認した場合には、それを避けた別の参集ルートを通行する。この場合、参集時間に影響すると思われるが、第3表の評価結果は、以下に示す保守的な条件設定に基づく評価結果であるため、実際の参集性には影響はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員は発災30分後（招集連絡を受信してから20分後）に出発することとしているが、実態は数分で出発可能である。 ・移動手段は、発電所周辺の道路の通行に支障があることを想定し、道路状況に応じて参集ルートを選べる徒歩による移動とした。 ・移動速度は参集訓練の実績（5.0km/h）に対し、保守的に4.0km/hとした。 ・参集ルートは、発電所周辺には複数の道路があることから、主要な幹線道路を用いた主要参集ルートが通行できない場合でも比較的近い場所を迂回参集ルートとして通行することが可能である。このため、迂回参集ルートは主要参集ルートと比較して移動距離及び移動時間はあまり変わらない。（別紙補足5） 	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の重大事故等に対処する要員は事象発生から約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名※）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p> <p>※：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内として設定</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員には期待していないが、一定の緊急時対策要員が参集する目安時間を設定</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員には期待していないが、一定の緊急時対策要員が参集する目安時間を設定</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙補足 1</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊とアクセスルートについて 発電所周囲には 275kV 及び 154kV の送電線鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。 送電線の脱落及び断線、あるいは送電線鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電線鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所へ参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定し通行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報発生の有無 ・ 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状態及び送電線の停電状況 ・ 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況 	<p style="text-align: right;">別紙補足 1</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には 500kV, 220kV 及び 66kV の送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(第 1 図) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報発生の有無 ・ 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状態及び送電線の停電状況 ・ 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況 <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="text-align: center;">第 1 図 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載方針の相違 <p>【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、送電鉄塔倒壊時の通行の考え方を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.1 275kV No. 2 鉄塔が倒壊した場合 <u>発電所進入道路を阻害することになる、275kV No. 2 鉄塔の南側への倒壊又は154kV No. 5 鉄塔の北側への倒壊が起きても、275kV No. 2 鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。(第1図)</u></p> <div data-bbox="967 489 1685 1129" style="border: 1px solid black; height: 305px; width: 242px; margin: 10px auto;"></div> <p>第1図 鉄塔倒壊時のアクセスルート (代替正門ルート)</p> <p>2.2 154kV No. 3 鉄塔が倒壊した場合 <u>西側ルートは、国道245号から2箇所のあるため、154kV No. 3 送電鉄塔が倒壊しても、影響を受けない入口からアクセスすることは可能。また、154kV No. 3 送電鉄塔を迂回した場合は、JAEA敷地内を通行して南西側ルートよりアクセスすることも可能である。(第2図)</u></p>	<p>(1) 66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔が倒壊した場合 <u>発電所進入道路を阻害することになる66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔の倒壊が起きても、これらの送電鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。(第2図)</u></p> <div data-bbox="1768 499 2487 1140" style="border: 1px solid black; height: 305px; width: 242px; margin: 10px auto;"></div> <p>第2図 一矢入口周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="973 205 1685 827" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1012 842 1644 869">第2図 鉄塔倒壊時のアクセスルート (西側ルート)</p> <p data-bbox="943 932 1427 959">2.3 154kV No. 2~4 鉄塔が倒壊した場合</p> <p data-bbox="973 978 1712 1140">154kV No. 1~4 鉄塔が全て西側へ倒壊して国道 245 号の通行を阻害しても、発電所周囲の別の道に迂回することで154kV 鉄塔の倒壊の影響を避けて発電所進入道路へアクセスすることは可能。(第3図)</p> <div data-bbox="985 1157 1673 1759" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1107 1782 1555 1856">第3図 鉄塔倒壊時のアクセスルート (迂回路(国道 245 号迂回))</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="943 212 1427 239">2.4 154kV No. 2～4 鉄塔が倒壊した場合</p> <p data-bbox="973 258 1709 464">275kV No. 2 鉄塔の南側への倒壊又は154kV No. 5 鉄塔の北側への倒壊が発生し、かつ154kV No. 1～4 送電鉄塔が全て西側へ倒壊して国道 245 号の通行を阻害している場合、津波警報が発生していない状況であれば、標高の低い箇所を辿る北側及び南側ルートを用いてアクセスすることが可能である。(第4図)</p> <div data-bbox="967 480 1688 1402" style="border: 1px solid black; height: 439px; width: 243px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="973 1423 1679 1451">第4図 鉄塔倒壊時のアクセスルート(北側, 南側ルート)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を第5図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 強風による鉄塔の倒壊事例①^{※1} 強風による鉄塔の倒壊事例②^{※1} </p> <div style="text-align: center;">  <p>地震による斜面の崩落に伴う鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <p style="font-size: x-small;"> 【出典】 ※1 電力安全小委員会送電線鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書(H14.11.28) ※2 原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(H24.3月) </p> <p style="text-align: center;"><u>第5図 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例</u></p> <p>いずれの自然災害においても、送電鉄塔は鉄骨間の間隙を保って倒壊していることが確認できることから、災害対策要員は、送電線の停電など安全を確認した上で倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を離隔を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{※1} 強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{※1} </p> <div style="text-align: center;">  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="text-align: right; font-size: x-small;"> 【出典】 ※1 電力安全小委員会送電線鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書(平成14年11月28日) ※2 原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成24年3月) </div> <p style="text-align: center;"><u>第3図 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例</u></p> <p>重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認した上で、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙補足 2</p> <p style="text-align: center;">参集訓練の実施結果</p> <p>1. 概要</p> <p><u>重大事故等時において、発電所外から参集する災害対策要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。参集する要員は、居住地及び年齢など種々の組み合わせを考慮して選定し、発電所まで参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。</u></p> <p>この結果から、発電所外から参集する災害対策要員の参集するための<u>保守的な移動速度を設定した。</u></p> <p>2. 参集訓練の実施</p> <p>参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。</p> <p>2.1 参集訓練の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移動経路は発電所の東側を除いた、北側、西側及び南側で2ルートの合計4ルートを設定して実施。</u> ・<u>移動速度の計測は、移動手段を徒歩として実施。ただし、南側のルートの計測では、自転車での速度の計測も実施。</u> ・<u>各コースとも2名/組で実施し、年齢層によるバラツキをなくすため、各組の合計年齢が同じようになるように設定(各組で80歳~100歳)。</u> 	<p style="text-align: right;">別紙補足 2</p> <p style="text-align: center;">参集訓練の実施結果について</p> <p>1. 概要</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。集合場所である緑ヶ丘施設から緊急時対策所に参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。</u></p> <p><u>この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための移動速度を設定した。</u></p> <p>2. 参集訓練の実施</p> <p><u>参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。</u></p> <p>(1) 参集訓練の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移動経路は、通常参集ルートである一矢入口及び本谷入口、迂回ルートである宇中入口及び内カネ入口を通過して発電所にアクセスする4ルートを設定して実施。(第1図)</u> ・<u>移動速度の計測は、移動手段を徒歩として実施。</u> ・<u>各コースとも2名/組で実施。</u> <div data-bbox="1765 1360 2472 1864" style="border: 1px solid black; height: 240px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 集合場所(緑ヶ丘施設)からの参集訓練ルート</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、集合場所からの参集訓練結果について記載</p> <p>・訓練内容の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、集合場所から緊急時対策所までの参集時間を計測</p> <p>・訓練内容の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、徒歩による訓練を実施</p>

2.2 参集訓練の実施結果

第1表 参集訓練の実施結果 (平成27年9月29日実施)

No.	対象者	実際の移動距離	移動手段	参集時間 ^{※1}	実際の移動速度	備考
1	A, B	16.4km	徒歩	200分	4.9km/h (82m/min)	主に発電所の南側から参集するルート
2	C, D	11.5km	徒歩	122分	4.6km/h (76m/min)	主に発電所の西側から参集するルート
3	E, F	11.8km	徒歩	146分	4.9km/h (81m/min)	主に発電所の南側のうち内陸側から参集するルート
4	G, H	12.3km	徒歩	125分	5.9km/h (98m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート
5	I, J	12.3km (往路)	自転車	58分	12.7km/h (212m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート
6	I, J	12.3km (復路)	自転車	60分	12.3km/h (205m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート
平均移動速度				徒歩: 5.0km/h(83m/min) 自転車: 12.5km/h(208m/min)		

※1 休憩等を含む時間

3. 参集訓練の評価

第1表参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は83m/min (5.0km/h)と算出され、本訓練の評価用歩行速度を67m/min (4.0km/h)で設定した。

また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を67m/min (4.0km/h)とした。

なお、自転車を用いた移動速度は208m/min (12.5km/h)と評価でき、参集に自転車を用いれば参集に係る所要時間は更に短縮できることを確認した。

(2) 参集訓練の実施結果

第1表 参集訓練の実績結果 (令和元年11月22日実施)

ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考
①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート
②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート
③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート
④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート
平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)			

3. 参集訓練の評価

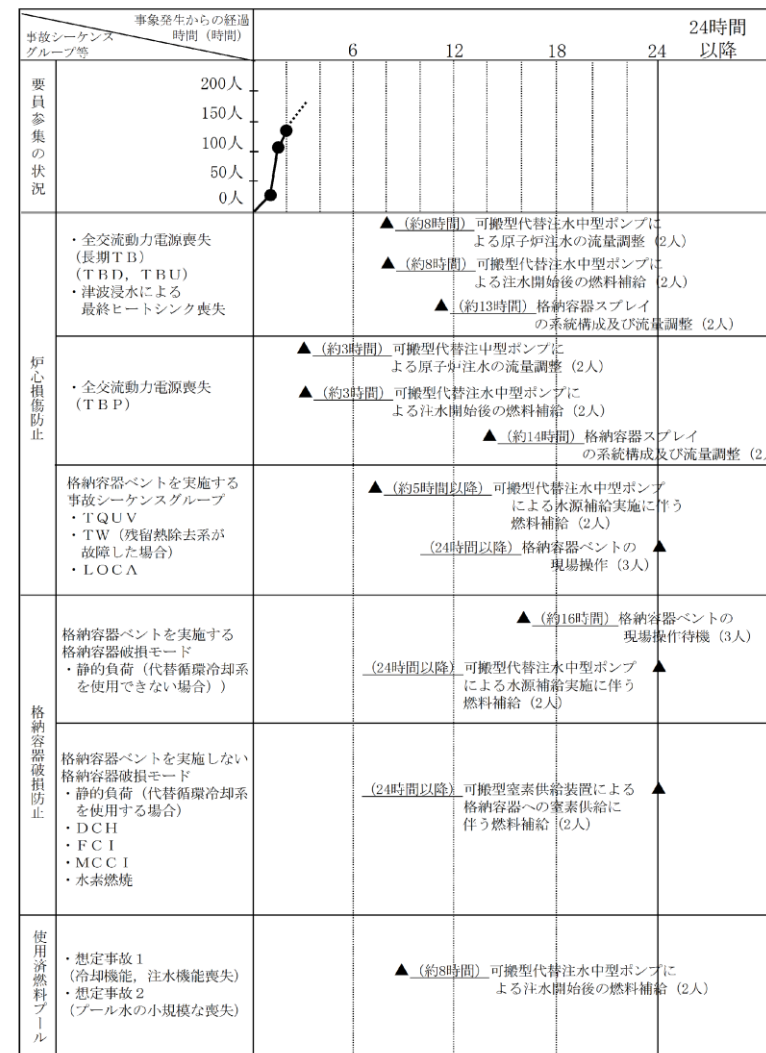
第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は73m/min (4.4 km/h)と算出され、本訓練の評価用歩行速度を67m/min (4.0 km/h)で設定した。

また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を67m/min (4.0 km/h)とした。

・訓練内容の相違
【東海第二】
島根2号炉は、徒歩による訓練を実施

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>4. 参集訓練の様子 参集訓練の様子を第1図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>北側ルート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>南側(内陸側)ルート</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>南側(海側)ルート (徒歩)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>南側(海側)ルート (自転車)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 参集訓練の様子</p>	<p>4. 参集訓練の様子 参集訓練の様子を第2図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>一矢ルート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>本谷ルート</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>宇中ルート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>内カネルート</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第2図 参集訓練の様子</p>	

別紙補足 3



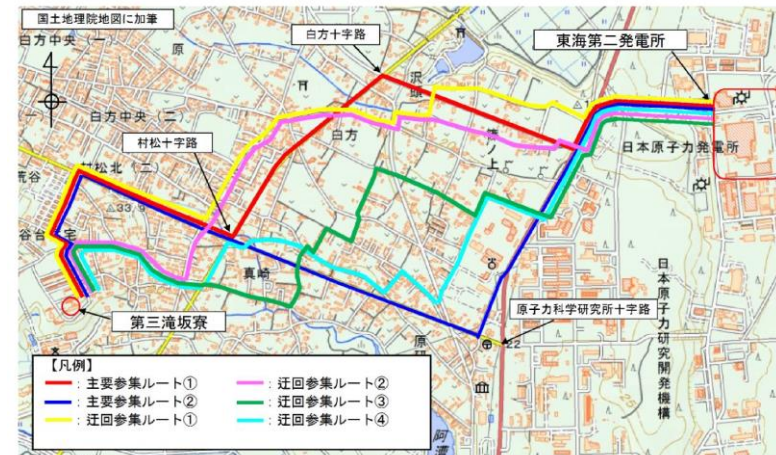
第1図 各事故シナリオにおける参集要員に求める主な対応と参集時間

・運用の相違
【東海第二】
 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない

別紙補足5

参集ルートに対する迂回参集ルートの移動距離及び
移動時間の影響

東海第二発電所の構外の拠点（第三滝坂寮）から東海第二発電所の敷地までの参集ルートを広範囲に複数設定した場合に、各参集ルートの移動距離と所要時間を第1図及び第1表に比較した。



第1図 発電所の構外拠点から発電所敷地までの参集ルート
及び迂回参集ルート

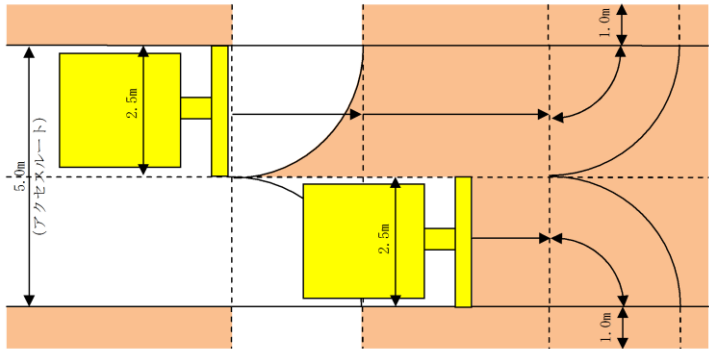
第1表 第1図における参集ルート及び迂回参集ルートの
移動距離及び所要時間

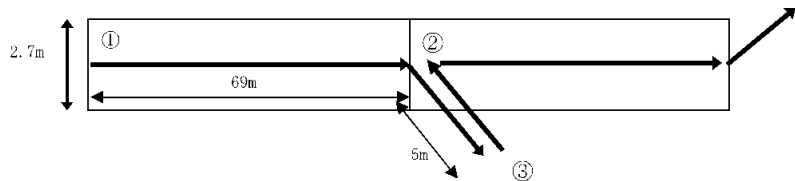
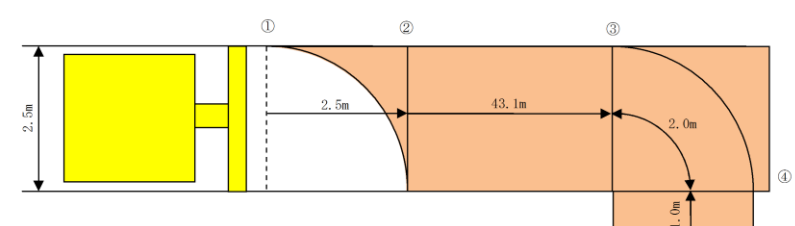
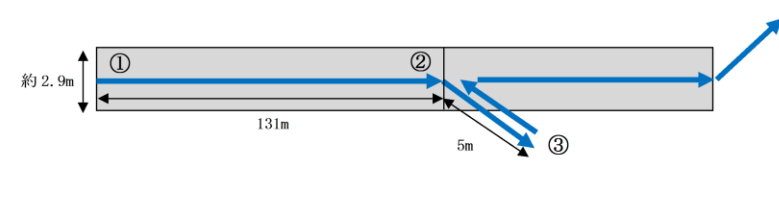
ルート	距離 (m)	所要時間	
		移動速度：4.0km/h	(参考) 移動速度：5.0km/h
参集ルート①	3,180	47分28秒	38分10秒
参集ルート②	3,630	54分11秒	43分34秒
迂回参集ルート①	3,150	47分1秒	37分48秒
迂回参集ルート②	2,980	44分29秒	35分46秒
迂回参集ルート③	3,215	47分59秒	38分35秒
迂回参集ルート④	3,230	48分13秒	38分46秒

参集ルートと迂回参集ルートについて、距離の差は最大で650m、所要時間の差は最大で9分42秒である。参集に係る所要時間と災害対策要員数の関係の結果（4.2項 第3表）を踏まえると、迂回参集ルート所要時間の増加による要員参集結果への影響は少ない。

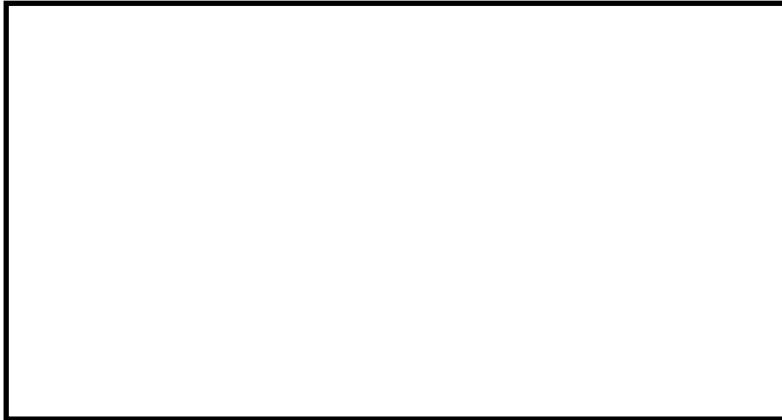
・記載箇所の相違
【東海第二】
島根2号炉は、発電所構外の集合場所から緊急時対策所までの参集ルートについて、複数のルートの参集時間を実際に計測した結果を別紙補足2に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 27</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート 除雪時間評価</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>14.17t</u></p> <p>○バケット全幅 : <u>270cm</u></p> <p>○走行速度(1速) : <u>前進・後進 0~8km/h</u></p> <p>2. 除雪速度の算出</p> <p><降雪条件></p> <p>○積雪量 : 20cm (構内アクセスルート(車両)は降雪量 5cm~10cm で除雪作業開始としていることから、保守的に 20cm として設定。)</p> <p>○単位重量 : 積雪量 1cm あたり <u>29.4N/m² (3kg/m²)</u> 積雪密度 : <u>3kg/m² ÷ 0.01m = 300kg/m³ (0.3t/m³)</u></p> <p><除雪方法></p> <p>アクセスルート上に降り積もった雪を、ホイールローダで道路脇へ 5m 押し出し除去する。</p> <p>1 回の押し出し可能量を <u>11.3t</u> とし、<u>11.3t</u> の雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を 1 サイクルとして繰り返す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (3)</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート 除雪時間評価について</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>7t</u> (けん引力 8.8t × アスファルト摩擦係数 0.8)</p> <p>○バケット全幅 : <u>2.5m</u></p> <p>○走行速度(1速の走行速度の 1/2) : <u>前進 1.1m/s (4.0km/h)</u> <u>後進 1.1m/s (4.0km/h)</u></p> <p>2. 降雪除去速度の算出</p> <p>(1) 降雪条件</p> <p>○積雪量 : <u>30cm (安全施設において考慮する積雪量を準拠する)</u></p> <p>○密度 : <u>200kg/m³ (0.2t/m³)</u></p> <p>(2) 除去方法</p> <p>○アクセスルート上に降り積もった雪を、ホイールローダで道路脇へ <u>1m</u> 押し出し除去する。</p> <p>○1 回の押し出し可能量を <u>7t</u> とし、<u>7t</u> の雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を 1 サイクルとして繰り返す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (23)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 除雪時間評価</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>16t</u></p> <p>○バケット全幅 : <u>292cm</u></p> <p>○走行速度(1速) : <u>前進 0~6.6 km/h, 後進 0~7.1km/h</u></p> <p>2. 除雪速度の算出</p> <p><降雪条件></p> <p>○積雪量 : <u>20cm</u> (アクセスルート(車両)は 10cm で除雪作業開始としていることから、保守的に 20cm として設定)</p> <p>○単位体積重量 : 積雪量 1cm あたり <u>20N/m² (2.1kg/m²)</u> 積雪密度 : <u>2.1kg/m² ÷ 0.01m = 210kg/m³ (0.21t/m³)</u> (<u>松江市建築基準法施行細則</u>)</p> <p><除雪方法></p> <p>・アクセスルート上に降り積もった雪を、ホイールローダで道路脇へ <u>5m</u> 押し出し除去する。</p> <p>・1 回の押し出し可能量を <u>16t</u> とし、<u>16t</u> の雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を 1 サイクルとして繰り返す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ホイールローダの仕様の相違 (以下, 別紙 (23)-①の相違)</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 除雪作業開始基準の相違</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 プラントの相違に伴う単位体積重量, 密度の相違 (六条に示す積雪の単位荷重より引用)</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は, 出典を明確化</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (23)-①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1 回の集積で進める距離 X $11.3t \div (\text{積雪厚さ } 0.2m \times \text{幅 } 2.7m \times 0.30t/m^3) = 69.7m \approx 69m$</p> <p>1 サイクル当りの作業時間は、1 速の走行速度(0~8km/h)の平均 <u>4km/h</u> で作業すると仮定して</p> <p>A : 押し出し(①→②→③) : $(69m+5m) \div 4km/h = 66.6 \text{ 秒} \approx 67 \text{ 秒}$ B : ギア切替え : 3 秒 C : 後進 : (③→②) : $5m \div 4km/h = 4.5 \text{ 秒} \approx 5 \text{ 秒}$</p>	<p>○バケット幅が 2.5m であることから、5.0m の道幅を確保するために、2 台のホイールローダで作業を行う。なお、車両による速度の差はないため、1 台分の時間を評価の対象とする。(第 1 図参照)</p>  <p>第 1 図 除去イメージ図</p> <p>・ 1 サイクルで重機にて除去可能な降雪面積 $7t (\text{けん引力}) \div (0.2t/m^3 (\text{密度}) \times 30cm (\text{降雪量})) = 116.66m^2$</p> <p>・ 各区間での除去面積と走行距離 (第 2 図参照)</p> <p>①~②の撤去範囲 (前サイクルの取残し部の面積, 距離) : $1.35m^2, 2.5m$ ②~③の撤去範囲 (直進部の面積, 距離) : $107.9m^2, 43.1m$ ③~④の撤去範囲 (旋回部の面積, 距離) : $4.91m^2, 2.0m$ ④~⑤の撤去範囲 (押出部の面積, 距離) : $2.5m^2, 1.0m$</p> <p>(3) 1 サイクル当りの作業時間 走行速度 (前進 $1.1m/s$, 後進 $1.1m/s$) で作業すると仮定して、</p> <p>・ A : 押し出し (①→②→③→④→⑤) : $48.6m \div 1.1m/s \approx 45 \text{ 秒}$ ・ B : ギア切替え : 6 秒 ・ C : 後進 : (⑤→④→③) : $3.0m \div 1.1m/s = 2.73 \text{ 秒} \approx 3 \text{ 秒}$ ・ D : ギア切替え : 6 秒</p>	<p>・ 1 回の集積で進める距離 $X = 16t \div (\text{積雪厚さ } 0.2m \times \text{幅 } 2.9m \times 0.21t/m^3) = 131.3m \approx 131m$</p> <p>・ 1 サイクル当りの作業時間は、1 速の走行速度 (前進 0~6.6, 後進 0~7.1km/h) の平均 3.3 km/h (前進), $3.5km/h$ (後進) で作業を実施すると仮定して</p> <p>A : 押し出し (①→②→③) : $(131m + 5m) \div 3.3km/h = 148.3 \text{ 秒} \approx 149 \text{ 秒}$ B : ギア切替え : 3 秒 C : 後進 (③→②) : $5m \div 3.5km/h = 5.1 \text{ 秒} \approx 6 \text{ 秒}$ D : ギア切替え : 3 秒</p>	<p>・ 運用の相違 【東海第二】 ホイールローダの仕様及び確保する道路幅の相違に伴う除雪作業方法の相違 (以下, 別紙(23)-②の相違)</p> <p>・ 運用の相違 【東海第二】 別紙(23)-②の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙(23)-①の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙(23)-①の相違</p> <p>・ 運用の相違 【東海第二】 別紙(23)-②の相違</p> <p>・ 設計方針の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1 サイクル当りの作業時間 (A+B+C) = <u>67 秒+3 秒+5 秒=75 秒</u></p>	<p>1 サイクル当りの作業時間 (A+B+C+D) = <u>45 秒+6 秒+3 秒+6 秒=60 秒</u></p>	<p>1 サイクル当りの作業時間 (A+B+C+D) = <u>149 秒+3 秒+6 秒+3 秒=161 秒</u></p>	<p>【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、ギア切替えに要する時間も考慮</p>
			
	<p><各区分での除去面積の算出></p> <ul style="list-style-type: none"> ①～②の除去面積 (前サイクルでの取残し部の面積) = $2.5m \times 2.5m - 2.5m \times 2.5m \times \pi \times 90 / 360 \approx 1.35m^2$ ③～④の除去面積 (旋回部の面積) = $2.5m \times 2.5m \times \pi \times 90 / 360 \approx 4.91m^2$ ④～⑤の除去面積 (押し出し部の面積) = $1.0m \times 2.5m = 2.5m^2$ ②～③の除去面積 (直進部の面積) = 1回の除去可能面積m^2 - 取残し部面積m^2 - 旋回部面積m^2 - 押し出し部面積m^2 = $116.66m^2 - 1.35m^2 - 4.91m^2 - 2.5m^2 = 107.9m^2$ <p><各区分での除去距離の算出></p> <ul style="list-style-type: none"> ①～②の除去距離 (バケット幅の長さと同様) = 2.5m ②～③の除去距離 (直進部の距離) = 直進部の面積m^2 / バケット幅 = $107.9m^2 / 2.5m = 43.16m \approx 43.1m$ ③～④の除去距離 (旋回部の距離) = バケット幅 / $2 \times 2 \times \pi \times 90 / 360 \approx 2.0m$ ④～⑤の除去距離 (押し出し部の距離) = 1.0m ①～⑤の合計距離 = $2.5m + 43.1m + 2.0m + 1.0m = 48.6m$ 		
	<p align="center">第 2 図 降雪除去のサイクル図</p>		
	<p>(4) 1 サイクル当りの除去延長 取残し部①～②の距離 + 直進部②～③の距離 = <u>$2.5m + 43.1m = 45.6m$</u></p>		<p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (23)-①の相違</p>
<p><除雪速度></p> <p>1 サイクル当りの除雪延長 ÷ 1 サイクル当りの除雪時間 <u>$69m \div 75 \text{ 秒} = 0.92m/\text{秒} = 3.31km/h \approx 3.3km/h$</u></p>	<p>(5) 除雪速度 1 サイクル当りの除雪延長 ÷ 1 サイクル当りの作業時間 <u>$45.6m \div 60 \text{ 秒} = 0.76m/s = 2.736km/h \approx 2.73km/h$</u></p>	<p><除雪速度></p> <p>1 サイクル当りの除雪延長 ÷ 1 サイクル当りの除雪時間 <u>$131m \div 161 \text{ 秒} = 2.92km/h \approx 2.9km/h$</u></p>	<p>・運用の相違 【東海第二】 別紙 (23)-②の相違</p>
<p>3. まとめ</p> <p>○ 降雪の除雪速度について、<u>3.3km/h</u>とする。</p>	<p>3. まとめ</p> <p>除雪速度は <u>2.73km/h</u>とする。南側保管場所から可搬型設備が通行する水源 (西側淡水貯水設備, 代替淡水貯槽), 接続先, 送水先までのルート上の除雪に要する時間評価を第 3 図～第 12 図に示す。</p>	<p>3. まとめ</p> <p>降雪の除雪速度について、<u>2.9km/h</u>とする。緊急時対策所及び保管場所から可搬型設備が通行する水源 (輪谷貯水槽 (西 1 / 西 2), 非常用取水設備), 接続先, 送水先までのルートの除雪に要する時間評価を第 1 図～第 3 図及び第 1 表～第 3 表に示す。</p>	<p>・設備, 運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (23)-①, ②の相違</p>
			<p>・設備, 運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (23)-①, ②の相違</p>

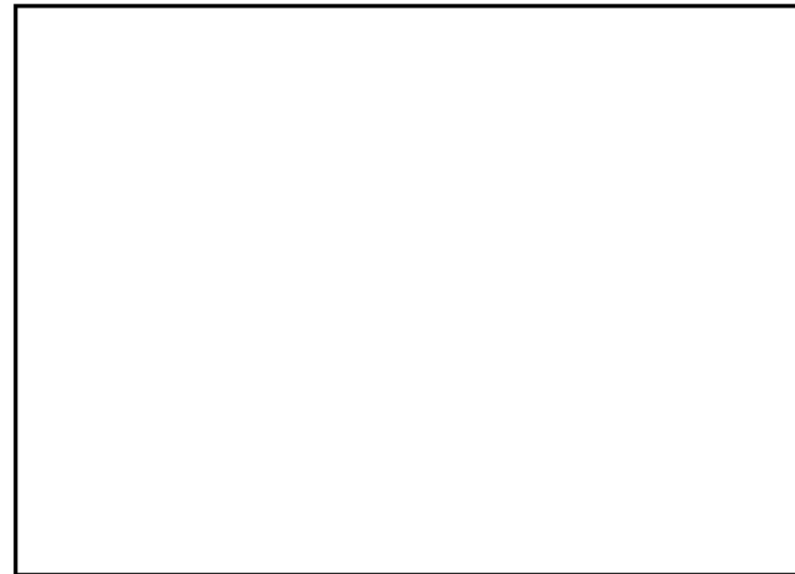
①大湊側高台保管場所からのルート



区間	距離 (m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
第二企業センター [※] →①	約 770	徒歩移動	4	12	12
①→②	約 590	除雪	3.3	11	23
②→③	約 240	ホイールローダ移動	15	1	24
③→④	約 780	除雪	3.3	15	39
④→⑤	約 80	ホイールローダ移動	15	1	40
⑤→⑥	約 130	除雪	3.3	3	43
⑥→⑦	約 260	ホイールローダ移動	15	2	45
⑦→⑧	約 130	除雪	3.3	3	48
⑧→⑨	約 230	ホイールローダ移動	15	1	49
⑨→⑩	約 500	除雪	3.3	10	59

※初動対応要員が滞在する「第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所」については、第二企業センターを起点として評価する。

第1図 大湊側高台保管場所からの除雪ルート及び仮復旧時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	489	降雪除去	2.73	11	15
③→④	66	降雪除去	2.73	2	17

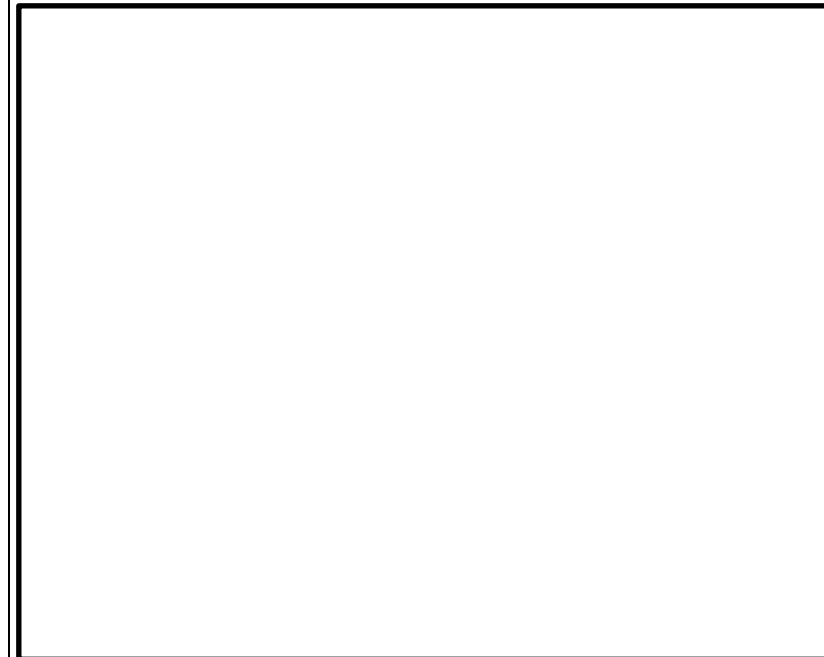
第3図 設定したAルートの除雪に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③ (②→④)	250 (301)	降雪除去	2.73	6 (7)	10 (11)

第4図 設定したBルートの除雪に要する時間

(1) 第1保管エリアからのルート



※：図に記載のある除雪ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第1図 第1保管エリアからの除雪ルート (ルートA②)

第1表 第1保管エリアからの仮復旧時間 (ルートA②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所→①	750	除雪	2.9	16	16
①→②	600	移動	10	4	20
②→③	1610	除雪	2.9	34	54
③→④	240	除雪	2.9	5	59
④→⑤	130	除雪	2.9	3	62
⑤→⑥	120	除雪	2.9	3	65
⑥→⑤	120	移動	10	1	66
⑤→④	130	移動	10	1	67
④→⑦	110	除雪	2.9	3	70
⑦→④	110	移動	10	1	71
④→③	240	移動	10	2	73
③→⑧	150	除雪	2.9	4	77

・設備、運用の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
ホイールローダの仕様及び除雪ルートの相違

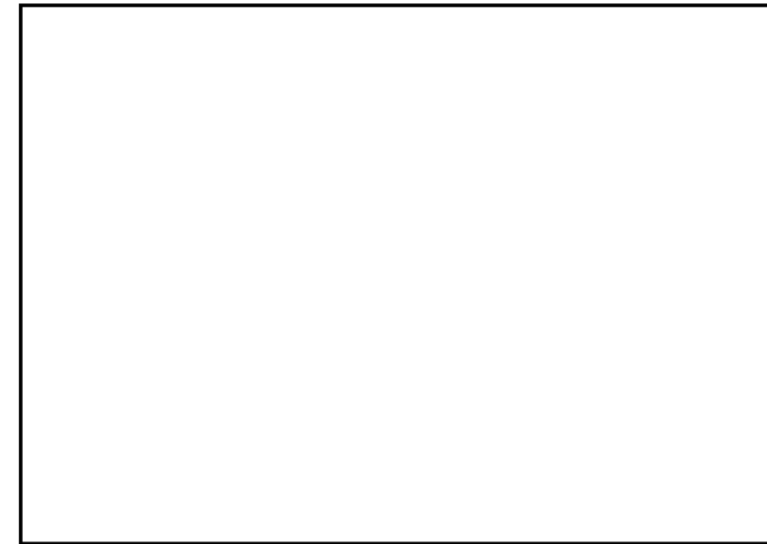
②荒浜側高台保管場所からのルート



区間	距離 (m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
第二企業センター [※] →①	約 420	徒歩移動	4	7	7
①→②	約 750	除雪	3.3	14	21
②→③	約 130	ホイールローダ移動	15	1	22
③→④	約 890	除雪	3.3	17	39
④→⑤	約 80	ホイールローダ移動	15	1	40
⑤→⑥	約 130	除雪	3.3	3	43
⑥→⑦	約 260	ホイールローダ移動	15	2	45
⑦→⑧	約 130	除雪	3.3	3	48
⑧→⑨	約 230	ホイールローダ移動	15	1	49
⑨→⑩	約 500	除雪	3.3	10	59

※初動対応要員が滞在する「第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所」については、第二企業センターを起点として評価する。

第2図 荒浜側高台保管場所からの除雪ルート及び仮復旧時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,008	降雪除去	2.73	23	27
③→④	66	降雪除去	2.73	2	29

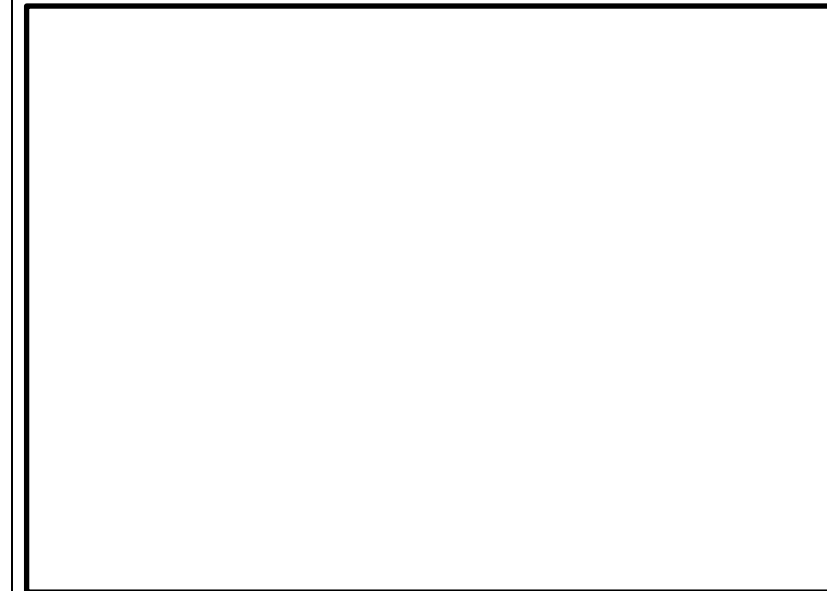
第5図 設定したCルートの除雪に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	489	降雪除去	2.73	11	15
③→④	540	降雪除去	2.73	12	27

第6図 設定したDルートの除雪に要する時間

(2)第4保管エリアからのルート

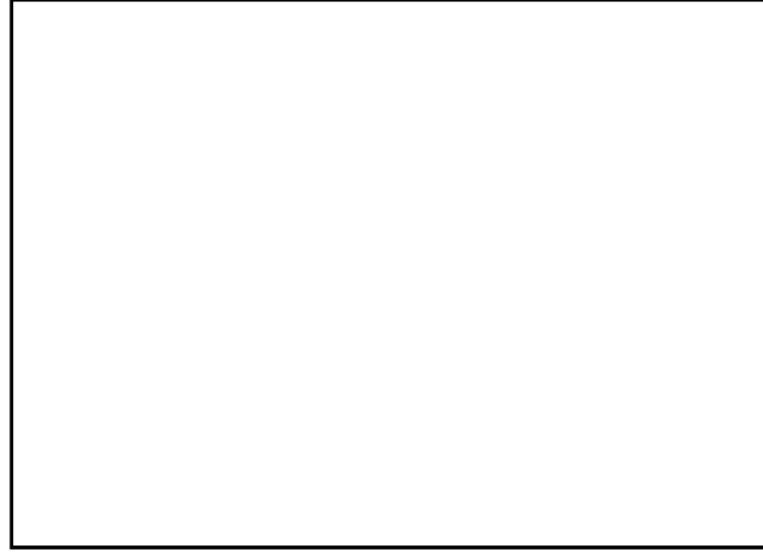


※：図に記載のある除雪ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第2図 第4保管エリアからの除雪ルート (ルートB②)

第2表 第4保管エリアからの仮復旧時間 (ルートB②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所 → 第4保管エリア	2,710	要員移動	4.0	41	41
第4保管エリア →①	250	除雪	2.9	6	47
①→②	240	除雪	2.9	5	52
②→③	110	除雪	2.9	3	55
③→②	110	移動	10	1	56
②→④	130	除雪	2.9	3	59
④→⑤	120	除雪	2.9	3	62
⑤→④	120	移動	10	1	63
④→②	130	移動	10	1	64
②→①	240	移動	10	2	66
①→⑥	150	除雪	2.9	4	70



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	250	降雪除去	2.73	6	10
③→④	239	降雪除去	2.73	6	16

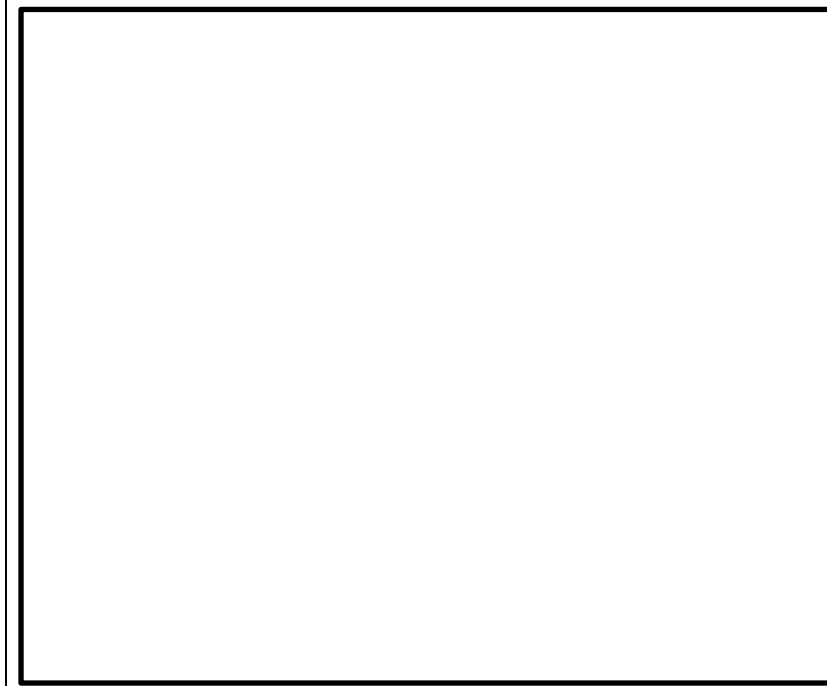
第7図 設定したEルート^①の除雪に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	250	降雪除去	2.73	6	10
③→④	880	降雪除去	2.73	20	30

第8図 設定したFルート^①の除雪に要する時間

(3) 第3保管エリアからのルート

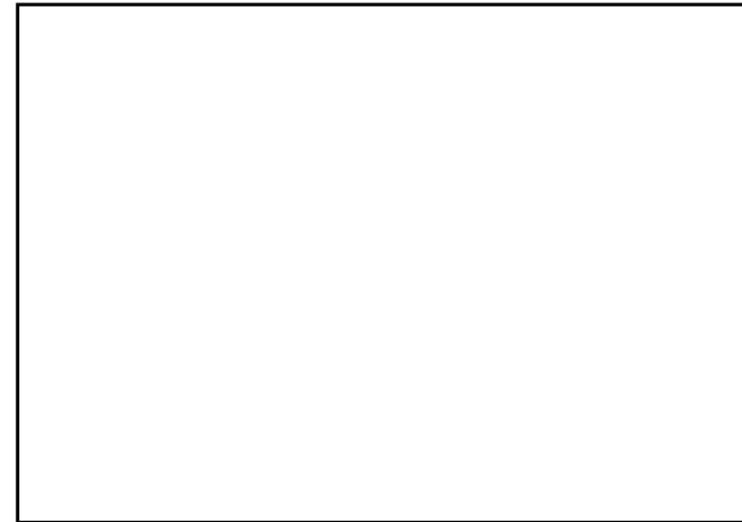


※：図に記載のある除雪ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第3図 第3保管エリアからの除雪ルート (ルートD^②)

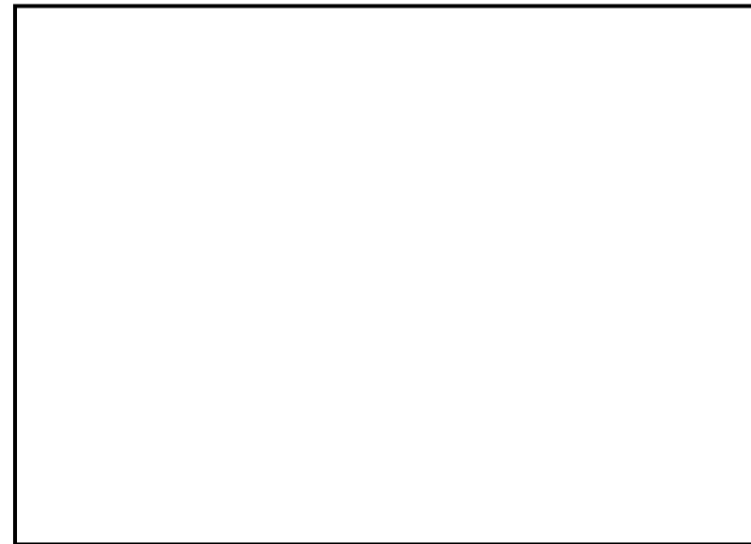
第3表 第3保管エリアからの仮復旧時間 (ルートD^②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所→ 第3保管エリア	2,310	要員移動	4.0	35	35
第3保管エリア → ①	820	除雪	2.9	17	52



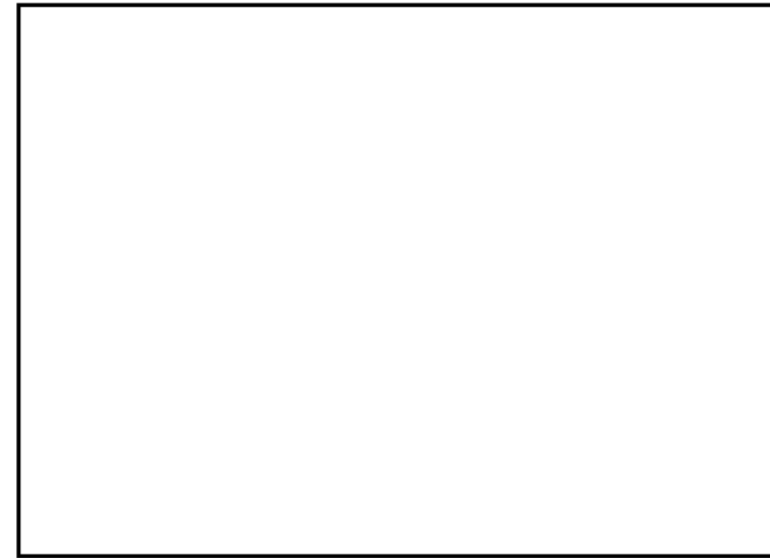
区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	453	降雪除去	2.73	10	14

第9図 設定したGルートでの除雪に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,074	降雪除去	2.73	24	28

第10図 設定したHルートでの除雪に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,031	降雪除去	2.73	23	27

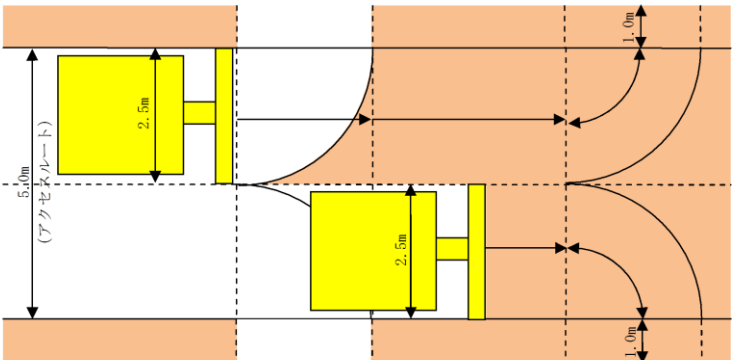
第 11 図 設定した I ルートの除雪に要する時間

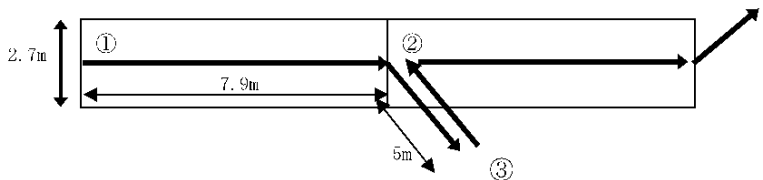
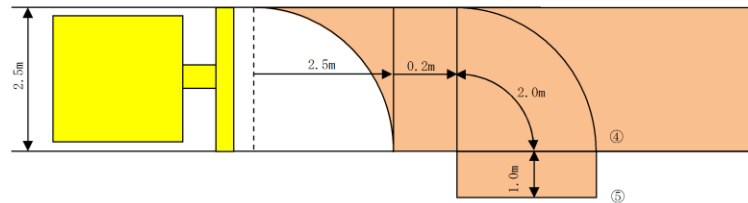
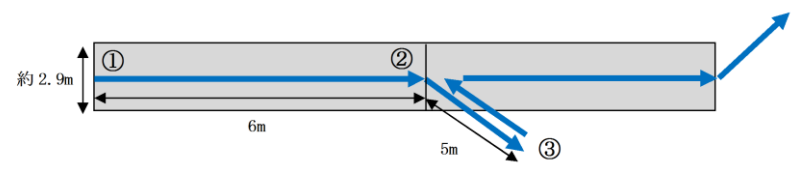


区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,092	降雪除去	2.73	24	28

第 12 図 設定した J ルートの除雪に要する時間

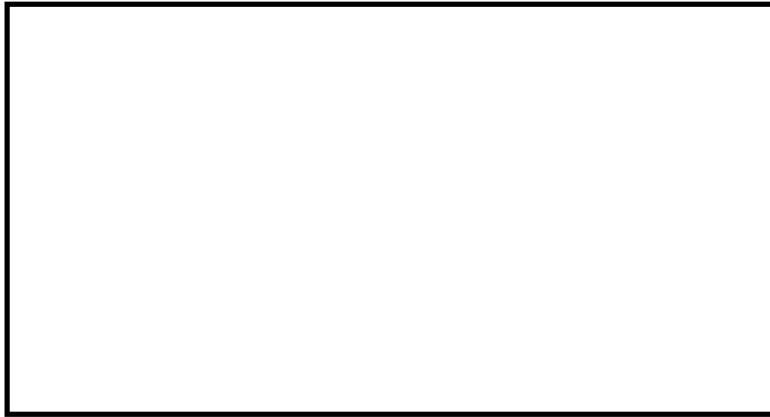
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 28</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート 除灰時間評価</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>14.17t</u></p> <p>○バケット全幅 : <u>270cm</u></p> <p>○走行速度(1速) : <u>前進・後進 0~8km/h</u></p> <p>2. 除灰速度の算出</p> <p><降灰条件></p> <p>○厚さ : <u>35cm</u></p> <p>○単位体積重量 : 1.5t/m³</p> <p><除灰方法></p> <p>アクセスルート上に降り積もった火山灰を、ホイールローダで道路脇へ押し出し除去する。</p> <p>二回の押し出し可能量を <u>11.3t</u> とし、<u>11.3t</u> の火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業 1 サイクルとして繰り返す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (4)</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート 除灰除去時間評価について</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>7t</u> (けん引力8.8t×アスファルト摩擦係数 0.8)</p> <p>○バケット全幅 : <u>2.5m</u></p> <p>○走行速度 (1速の走行速度の1/2) : <u>前進1.1m/s (4.0km/h)</u> <u>後進1.1m/s (4.0km/h)</u></p> <p>2. 除灰除去速度の算出</p> <p>(1) 降灰条件</p> <p>○降灰量 : <u>50cm (降下火砕物シミュレーション等から設定した降灰量)</u></p> <p>○密度 : <u>湿潤状態 1.5g/cm³ (1.5t/m³)</u></p> <p>(2) 除去方法</p> <p>○アクセスルート上の降灰を、ホイールローダで道路脇へ <u>1m</u> 押し出し除去する。</p> <p>○1回の押し出し可能量を <u>7t</u> とし、<u>7t</u> の降灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。</p> <p>○バケット幅が <u>2.5m</u> であることから、<u>5.0m</u> の道幅を確保するために、<u>2台のホイールローダで作業を行う。なお、車両による速度の差はないため、1台分の時間を評価対象とする。(第1図参照)</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙 (24)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 除灰時間評価</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <p>○最大けん引力 : <u>16 t</u></p> <p>○バケット全幅 : <u>292cm</u></p> <p>○走行速度 (1速) : <u>前進 0~6.6 km/h, 後進 0~7.1km/h</u></p> <p>2. 除灰速度の算出</p> <p><降灰条件></p> <p>○厚さ : <u>56cm (設計基準)</u></p> <p>○単位体積重量 : 1.5t/m³ (宇井忠秀編「火山噴火と災害」東京大学出版)</p> <p><除灰方法></p> <p>・アクセスルート上に降り積もった火山灰を、ホイールローダで道路脇へ <u>5m</u> 押し出し除去する。</p> <p>・<u>1</u> 回の押し出し可能量を <u>16t</u> とし、<u>16t</u> の火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を 1 サイクルとして繰り返す。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ホイールローダの仕様の相違 (以下, 別紙 (24)-①の相違)</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 プラントの相違による厚さ, 降灰量の相違 (六条に示す降下火砕物の設計条件より引用)</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は, 出典を明確化</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (24)-①の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 ホイールローダの仕様及び確保する道路幅の相違に伴う除灰作業方法の相違 (以下, 別</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1 回の集積で進める距離 X $= 11.3t \div (\text{火山灰厚さ } 0.35m \times \text{幅 } 2.7m \times 1.5t/m^3)$ $= 7.97m \approx 7.9m$</p> <p>1 サイクル当りの作業時間は、1 速の走行速度(0~8km/h)の平均 <u>4km/h</u> で作業すると仮定して</p> <p>A : 押し出し(①→②→③) : $(7.9m+5m) \div 4km/h = 11.6 \text{ 秒} \approx 12 \text{ 秒}$</p> <p>B : ギア切替え : 3 秒</p> <p>C : 後進 : (③→②) : $5m \div 4km/h = 4.5 \text{ 秒} \approx 5 \text{ 秒}$</p> <p>1 サイクル当りの作業時間 (A+B+C) = <u>12 秒+3 秒+5 秒=20 秒</u></p>	 <p>第1図 除去イメージ図</p> <p>・1サイクルで重機にて降灰除去可能な面積 $7t (\text{けん引力}) \div (1.5t/m^3 (\text{密度}) \times 50cm (\text{降灰量})) = 9.33m^2$</p> <p>・各区間での除去面積と走行距離 (第2図参照)</p> <p>①~②の撤去範囲 (前サイクルの取残し部の面積, 距離) : <u>1.35m², 2.5m</u></p> <p>②~③の撤去範囲 (直進部の面積, 距離) : <u>0.57m², 0.2m</u></p> <p>③~④の撤去範囲 (旋回部の面積, 距離) : <u>4.91m², 2.0m</u></p> <p>④~⑤の撤去範囲 (押し出し部の面積, 距離) : <u>2.5m², 1.0m</u></p> <p>(3) 1サイクル当りの作業時間 走行速度 (前進1.1m/s, 後進1.1m/s) で作業すると仮定して、</p> <p>・A : 押し出し (①→②→③→④→⑤) : $5.7m \div 1.1m/s = 6 \text{ 秒}$</p> <p>・B : ギア切替え : <u>6秒</u></p> <p>・C : 後進 : (⑤→④→③) : $3.0m \div 1.1m/s = 2.73 \text{ 秒} \approx 3 \text{ 秒}$</p> <p>・D : ギア切替え : <u>6秒</u></p> <p>1 サイクル当たりの作業時間 (A+B+C+D)</p>	<p>・1 回の集積で進める距離 X = $16t \div (\text{火山灰厚さ } 0.56m \times \text{幅 } 2.9m \times 1.5t/m^3) = 6.56m \approx 6m$</p> <p>・1 サイクル当りの作業時間は、1 速の走行速度 (前進 0~6.6, 後進 0~7.1km/h) の平均 3.3 km/h (前進), 3.5km/h (後進) で作業を実施すると仮定して</p> <p>A : 押し出し (①→②→③) : $(6m+5m) \div 3.3km/h = 12 \text{ 秒}$</p> <p>B : ギア切替え : <u>3秒</u></p> <p>C : 後進 (③→②) : $5m \div 3.5km/h = 5.1 \text{ 秒} \approx 6 \text{ 秒}$</p> <p>D : ギア切替え : <u>3秒</u></p> <p>1 サイクル当りの作業時間 (A+B+C+D)</p>	<p>紙(24)-②の相違)</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 別紙(24)-②の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 別紙(24)-②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙(24)-①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙(24)-①の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 別紙(24)-②の相違</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>2.7m</p> <p>①</p> <p>7.9m</p> <p>②</p> <p>5m</p> <p>③</p> <p><除灰速度></p> <p>1 サイクル当りの除灰延長÷1 サイクル当りの除灰時間 $= 7.9\text{m} \div 20 \text{ 秒} = 0.395\text{m/秒} = 1.422\text{km/h} \approx 1.4\text{km/h}$</p> <p>3. まとめ</p> <p>○火山灰の除灰速度について、<u>1.4km/h</u>とする。</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)</p> <p>$= 6 \text{ 秒} + 6 \text{ 秒} + 3 \text{ 秒} + 6 \text{ 秒} = 21 \text{ 秒}$</p>  <p>2.5m</p> <p>2.5m</p> <p>0.2m</p> <p>2.0m</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>1.0m</p> <p><各区分での除去面積の算出></p> <ul style="list-style-type: none"> ①～②の除去面積 (前サイクルでの取残し部の面積) $= 2.5\text{m} \times 2.5\text{m} - 2.5\text{m} \times 2.5\text{m} \times \pi \times 90 / 360 \approx 1.35\text{m}^2$ ②～③の除去面積 (旋回部の面積) $= 2.5\text{m} \times 2.5\text{m} \times \pi \times 90 / 360 \approx 4.91\text{m}^2$ ③～④の除去面積 (押出し部の面積) $= 1.0\text{m} \times 2.5\text{m} = 2.5\text{m}^2$ ④～⑤の除去面積 (直進部の面積) $= 1\text{回} \times \text{除去可能面積} - \text{取残し部面積} - \text{旋回部面積} - \text{押出部面積}$ $= 9.33\text{m}^2 - 1.35\text{m}^2 - 4.91\text{m}^2 - 2.5\text{m}^2 = 0.57\text{m}^2$ <p><各区分での除去距離の算出></p> <ul style="list-style-type: none"> ①～②の除去距離 (バケット幅の長さと同等) $= 2.5\text{m}$ ②～③の除去距離 (直進部の距離) $= \text{直進部の面積} / \text{バケット幅} = 0.57\text{m}^2 / 2.5\text{m} = 0.228\text{m} \approx 0.2\text{m}$ ③～④の除去距離 (旋回部の距離) $= \text{バケット幅} / 2 \times 2 \times \pi \times 90 / 360 = 2.0\text{m}$ ④～⑤の除去距離 (押出し部の距離) $= 1.0\text{m}$ ①～⑤の合計距離 $= 2.5\text{m} + 0.2\text{m} + 2.0\text{m} + 1.0\text{m} = 5.7\text{m}$ <p>第2図 降灰除去のサイクル図</p> <p>(4) 1サイクル当りの除去延長</p> <p><u>取残し部①～②の距離+直進部②～③の距離</u> $= 2.5\text{m} + 0.2\text{m} = 2.7\text{m}$</p> <p>(5) 降灰除去速度</p> <p>1 サイクル当りの除去延長÷1 サイクル当りの作業時間 $2.7\text{m} \div 21 \text{ 秒} = 0.128\text{m/s} = 0.462\text{km/h} \approx 0.46\text{km/h}$</p> <p>3. まとめ</p> <p>降灰の除去速度は<u>0.46km/h</u>とする。南側保管場所からの可搬型設備が通行する水源 (西側淡水貯水設備, 代替淡水貯槽), 接続先, 送水先までのルートでの除灰に要する時間評価を第3図～第12図に示す。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>$= 12 \text{ 秒} + 3 \text{ 秒} + 6 \text{ 秒} + 3 \text{ 秒} = 24 \text{ 秒}$</p>  <p>約2.9m</p> <p>①</p> <p>6m</p> <p>②</p> <p>5m</p> <p>③</p> <p><除灰速度></p> <p>1 サイクル当りの除灰延長÷1 サイクル当りの除灰時間 $= 6\text{m} \div 24 \text{ 秒} = 0.9\text{km/h}$</p> <p>3. まとめ</p> <p>火山灰の除灰速度について、<u>0.9km/h</u>とする。緊急時対策所及び保管場所から可搬型設備が通行する水源 (輪谷貯水槽 (西1/西2), 非常用取水設備), 接続先, 送水先までのルートの除灰に要する時間評価を第1図～第3図及び第1表～第3表に示す。</p>	<p>備考</p> <p>島根2号炉は、ギア切替えに要する時間も考慮</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (24)-①の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 別紙 (24)-②の相違</p> <p>・設備, 運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (24)-①, ②の相違</p> <p>・設備, 運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 別紙 (24)-①, ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

①大湊側高台保管場所からのルート

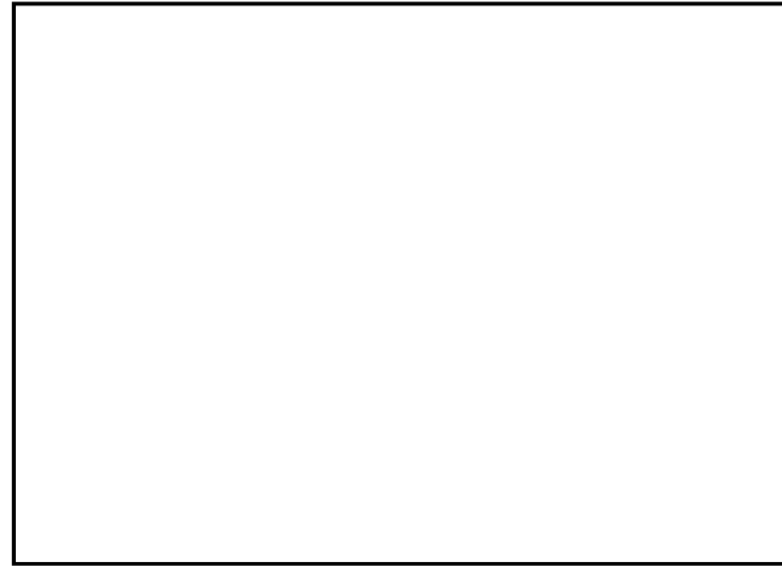


区間	距離 (m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
第二企業センター*→①	約 770	徒歩移動	4	12	12
①→②	約 590	除灰	1.4	26	38
②→③	約 240	ホイールローダ移動	15	1	39
③→④	約 780	除灰	1.4	34	73
④→⑤	約 80	ホイールローダ移動	15	1	74
⑤→⑥	約 130	除灰	1.4	6	80
⑥→⑦	約 260	ホイールローダ移動	15	2	82
⑦→⑧	約 130	除灰	1.4	6	88
⑧→⑨	約 230	ホイールローダ移動	15	1	89
⑨→⑩	約 500	除灰	1.4	22	111

※初動対応要員が滞在する「第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所」については、第二企業センターを起点として評価する。

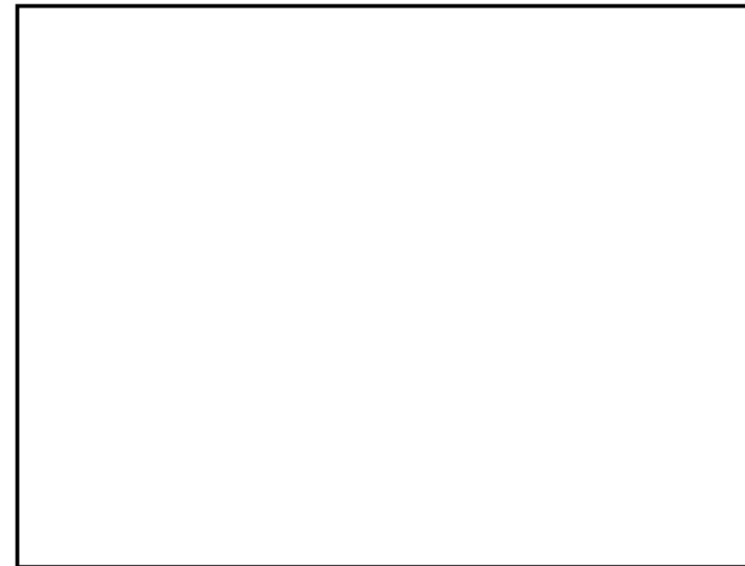
第1図 大湊側高台保管場所からの除灰ルート及び仮復旧時間

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	489	降灰除去	0.46	64	68
③→④	66	降灰除去	0.46	9	77

第3図 設定したAルートの除灰に要する時間

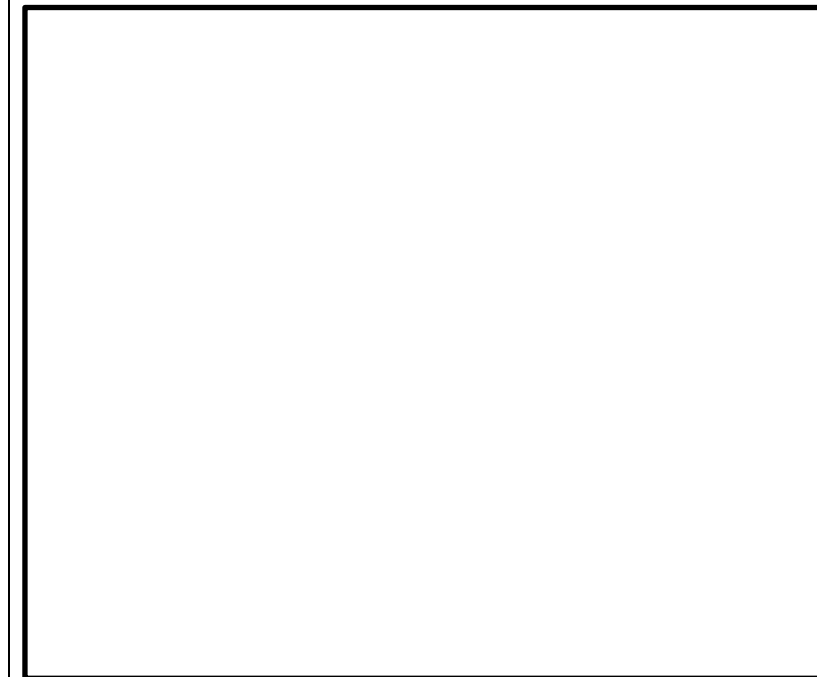


区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	250	降灰除去	0.46	33	37
②→④	(301)			(40)	(44)

第4図 設定したBルートの除灰に要する時間

島根原子力発電所 2号炉

(1)第1保管エリアからのルート



※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第1図 第1保管エリアからの除灰ルート (ルートA②)

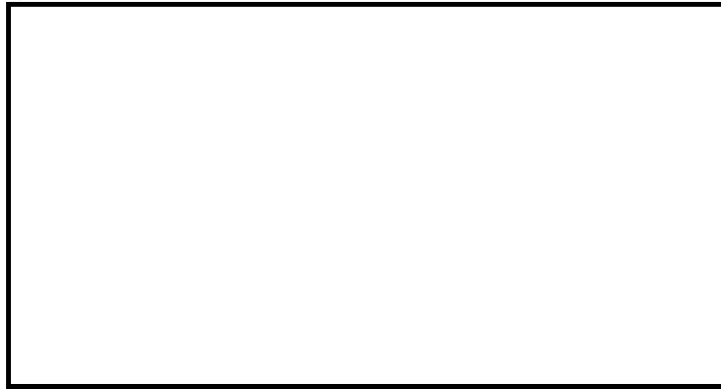
第1表 第1保管エリアからの仮復旧時間 (ルートA②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所→①	750	除灰	0.9	50	50
①→②	600	移動	10	4	54
②→③	1610	除灰	0.9	108	162
③→④	240	除灰	0.9	16	178
④→⑤	130	除灰	0.9	9	187
⑤→⑥	120	除灰	0.9	8	195
⑥→⑤	120	移動	10	1	196
⑤→④	130	移動	10	1	197
④→⑦	110	除灰	0.9	8	205
⑦→④	110	移動	10	1	206
④→③	240	移動	10	2	208
③→⑧	150	除灰	0.9	10	218

備考

・設備、運用の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
ホイールローダの仕様及び除灰ルートの相違

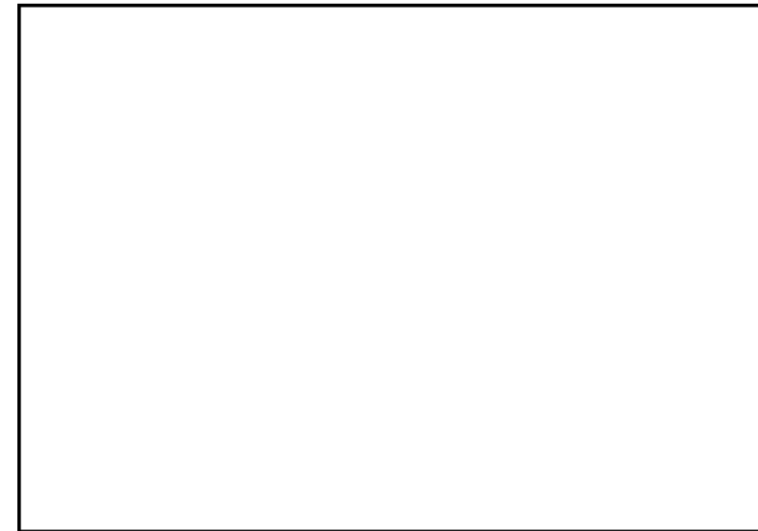
②荒浜側高台保管場所からのルート



区間	距離 (m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
第二企業センター [※] →①	約 420	徒歩移動	4	7	7
①→②	約 750	除灰	1.4	33	40
②→③	約 130	ホイールローダ移動	15	1	41
③→④	約 890	除灰	1.4	39	80
④→⑤	約 80	ホイールローダ移動	15	1	81
⑤→⑥	約 130	除灰	1.4	6	87
⑥→⑦	約 260	ホイールローダ移動	15	2	89
⑦→⑧	約 130	除灰	1.4	6	95
⑧→⑨	約 230	ホイールローダ移動	15	1	96
⑨→⑩	約 500	除灰	1.4	22	118

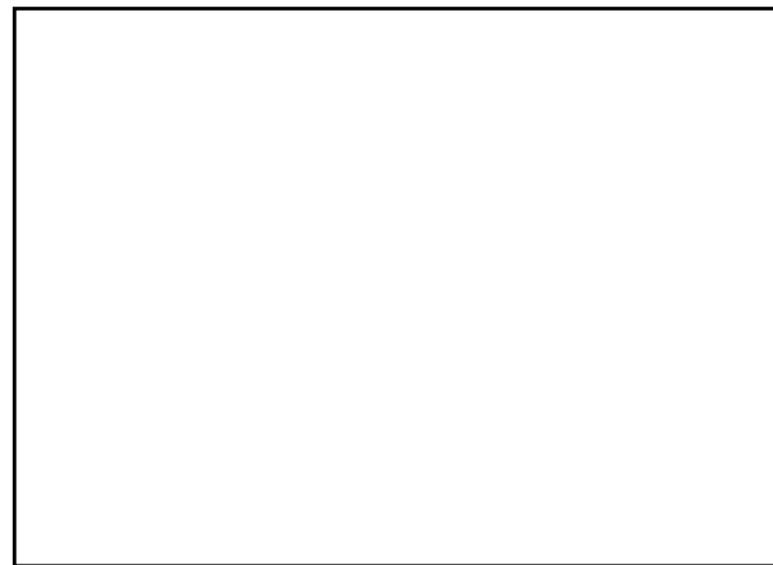
※初動対応要員が滞在する「第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所」については、第二企業センターを起点として評価する。

第2図 荒浜側高台保管場所からの除灰ルート及び仮復旧時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,008	降灰除去	0.46	132	136
③→④	66	降灰除去	0.46	9	145

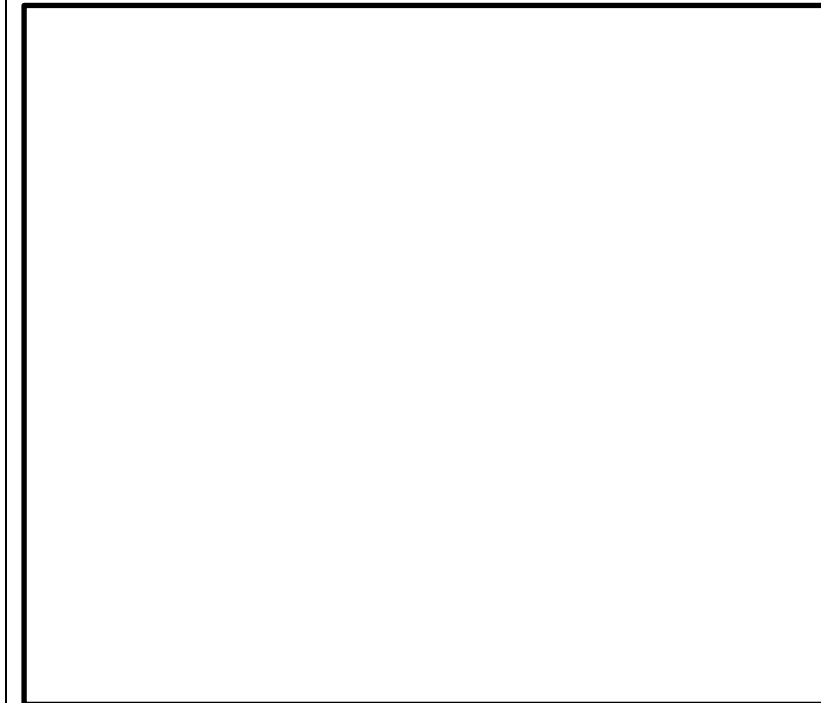
第5図 設定したCルートの除灰に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	489	降灰除去	0.46	64	69
③→④	540	降灰除去	0.46	71	140

第6図 設定したDルートの除灰に要する時間

(2) 第4保管エリアからのルート

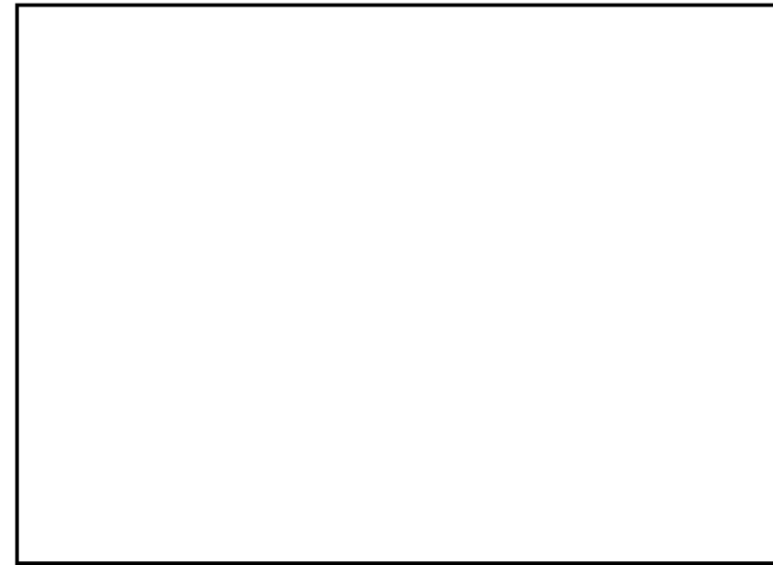


※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第2図 第4保管エリアからの除灰ルート (ルートB②)

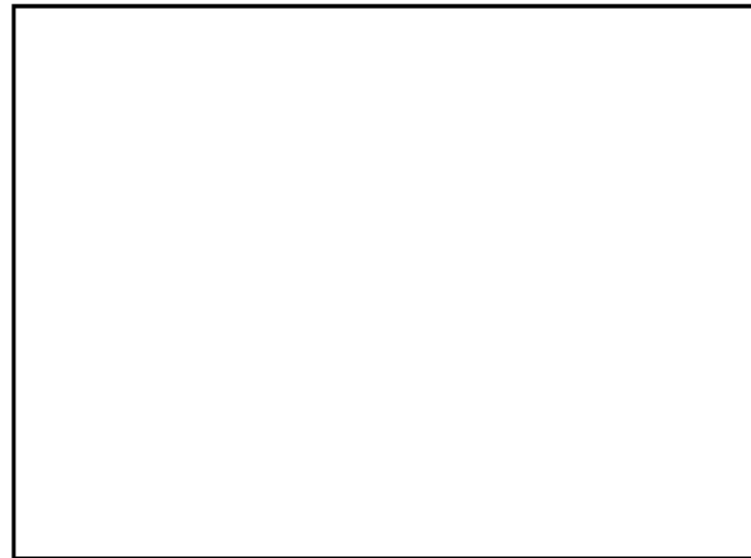
第2表 第4保管エリアからの仮復旧時間 (ルートB②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所 → 第4保管エリア	2,710	要員移動	4.0	41	41
第4保管エリア→ ①	250	除灰	0.9	17	58
①→②	240	除灰	0.9	16	74
②→③	110	除灰	0.9	8	82
③→②	110	移動	10	1	83
②→④	130	除灰	0.9	9	92
④→⑤	120	除灰	0.9	8	100
⑤→④	120	移動	10	1	101
④→②	130	移動	10	1	102
②→①	240	移動	10	2	104
①→⑥	150	除灰	0.9	10	114



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	250	降灰除去	0.46	33	37
③→④	239	降灰除去	0.46	32	69

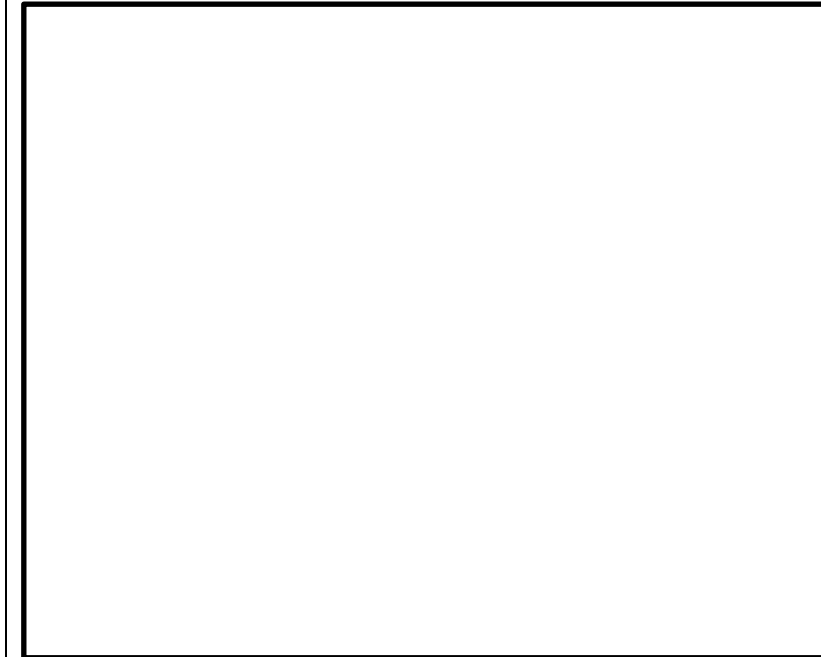
第7図 設定したEルートでの除灰に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	250	降灰除去	0.46	33	37
③→④	880	降灰除去	0.46	115	152

第8図 設定したFルートでの除灰に要する時間

(3) 第3保管エリアからのルート

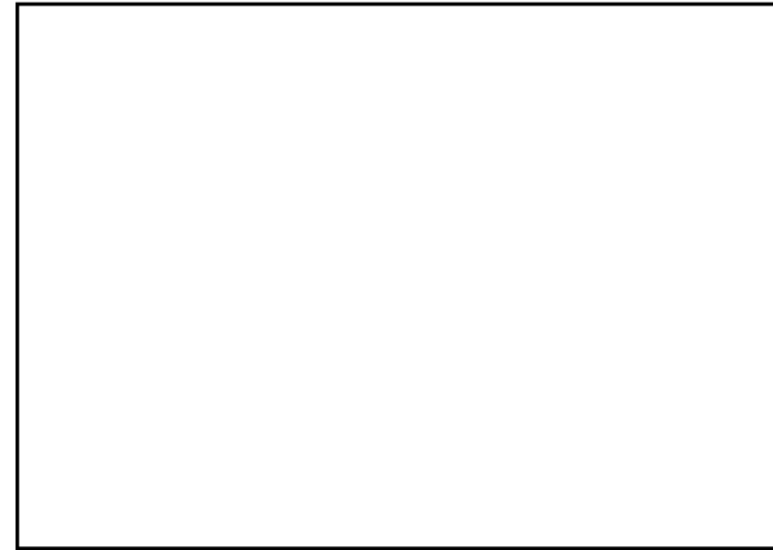


※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第3図 第3保管エリアからの除灰ルート (ルートD②)

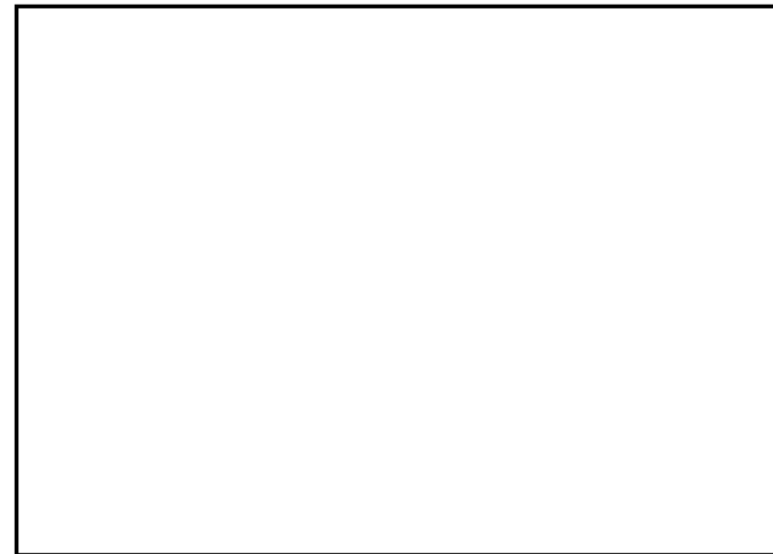
第3表 第3保管エリアからの仮復旧時間 (ルートD②)

区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所 → 第3保管エリア	2,310	要員移動	4.0	35	35
第3保管エリア → ①	820	除灰	0.9	55	90



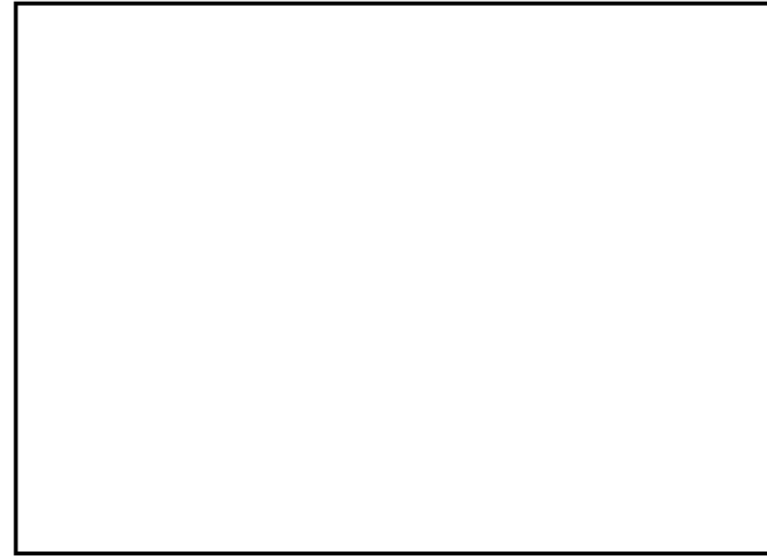
区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	453	降灰除去	0.46	60	64

第9図 設定したGルートでの除灰に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,074	降灰除去	0.46	141	145

第10図 設定したHルートでの除灰に要する時間



区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,031	降灰除去	0.46	135	139

第 11 図 設定した I ルートの除灰に要する時間




区間	距離 (約 m)	時間評価 項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
①→②	216	徒歩移動	4	4	4
②→③	1,092	降灰除去	0.46	143	147

第 12 図 設定した J ルートの除灰に要する時間

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 29</p> <p>森林火災発生時における屋外アクセスルートの影響</p> <p>森林火災が発生し発電所構内へ延焼するおそれがある場合は、構内道路の一部を防火帯として機能させる。その際には、防火帯内の車両を規制し、防火帯内から車両がない状態を確立する。</p> <p>森林火災発生時のアクセスルートは下図のとおりである。アクセスルートが防火帯に近接しており、<u>通行不可能な場合の影響が大きい中央交差点における森林火災時の放射熱強度を評価したところ、最大でも 2.1kW/m²*程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはないことを確認している。</u></p> <p>よって、森林火災が発生した場合においても、アクセスルートは通行が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (6)</p> <p>森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について</p> <p>防火帯に近接する保管場所及びアクセスルートについて、森林火災及び防火帯内植生の火災による影響を評価した。</p> <p>1. 森林火災による影響</p> <p>保管場所に近接した場所で森林火災が発生し、火炎が防火帯外縁まで到達した場合、放射強度が 1.6kW/m²*以下となる森林からの離隔距離は約 53m となるが、西側及び南側保管場所の可搬型設備の保管エリアは、森林から約 53m 以上の離隔を確保しているため、熱影響を受けない。また、各保管場所から熱影響を受けないアクセスルートを確保していることから、可搬型設備の走行及び運搬に影響はない。</p> <p>さらに、西側保管場所に埋設及び南側保管場所近傍に設置されている可搬型設備用軽油タンクは、地下式のため熱影響を受けない。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの位置関係を第 1 図に示す。</p> <p>なお、飛び火の影響については、防火帯を設置することで森林火災による飛び火が保管場所へ延焼するおそれはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近に予防散水を行い、万一の飛び火による影響を防止する。予防散水は、消火栓及び防火水槽等から水槽付消防ポンプ自動車等を用いて実施する。</p> <p>第 2 図に敷地内の屋外消火栓及び防火水槽の配置を示す。保管場所及びアクセスルートの設置に伴って高所に設置する消火</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (25)</p> <p>森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p> <p>森林火災が発生し発電所構内へ延焼するおそれがある場合は、構内道路の一部を防火帯として機能させる。その際には、防火帯内の車両を規制し、防火帯内から車両がない状態を確立する。</p> <p>森林火災発生時のアクセスルートは第 1 図のとおりである。アクセスルートが防火帯に近接している箇所についても、<u>空地を確保しているため、森林火災時の放射影響を評価したところ、最大でも 1.6kW/m²*¹程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはないことを確認している。</u></p> <p>よって、森林火災が発生した場合においても、アクセスルートは通行が可能である。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの位置関係を第 1 図に示す。</p> <p>アクセスルートとして設定している第二輪谷トンネル内は、防火帯の外側に位置するが、地上部ではなくトンネル区間となっている。火災による熱の影響は、<u>地中深くなるにしたがって温度は低下するため、トンネル区間が位置するところでは、森林火災による熱的影響を受けるおそれはない。</u>なお、トンネル区間の出入口部*²は、防火帯の内側に設置しており、森林火災による熱的影響を受けるおそれはない。トンネル区間の概要図を第 2 図に示す。</p> <p>また、飛び火の影響については、防火帯を設置することで森林火災による飛び火が保管場所へ延焼するおそれはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近に予防散水を行い、万一の飛び火による影響を防止する。予防散水は、消火栓、防火水槽等から化学消防自動車等を用いて実施する。</p> <p>第 3 図に敷地内の屋外消火栓及び防火水槽の配置を示す。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は、アクセスルートに対して空地を確保した上で防火帯を設置している</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、放射熱強度を保守的な「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m²に設定</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は、アクセスルートの一部であるトンネル区間が防火帯外に位置する</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、飛び火の影響について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、中央交差点近傍における森林火災の燃焼継続時間（約14時間）のうち、中央交差点において、人が長時間さらされても苦痛を感じない放射熱強度（1.6kW/m²）※を超えている時間は数十秒程度である。</p> <p>※石油コンビナートの防災アセスメント指針（別紙8参照）</p>  <p>第1図 森林火災発生時のアクセスルート</p>	<p>栓は、保管場所やアクセスルートの消火活動が行えるような位置に設置し、数量を確保する。</p> <p>※ 人が長時間さらされても苦痛を感じない強度（出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針）</p>  <p>第1図 防火帯と保管場所及び屋外アクセスルートの位置</p>	<p>※1：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（別紙(6)参照）</p> <p>※2：第二輪谷トンネルの出入口における斜面の安定性評価については、アクセスルート周辺斜面の安定性評価において説明する。</p>  <p>第1図 防火帯と保管場所及びアクセスルートの位置</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、放射熱強度を保守的な「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である1.6kW/m²に設定</p>

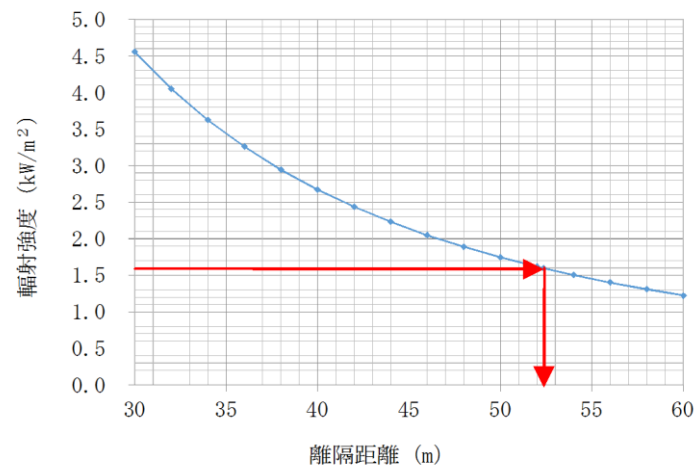
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1893 1241 2318 1272">第2図 防火帯外側のトンネル区間</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="943 212 1676 823" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1050 835 1567 869" data-label="Caption"> <p>第2図 屋外消火栓及び防火水槽の配置図</p> </div> <p data-bbox="923 1062 1685 1094">2. <u>防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響</u></p> <p data-bbox="923 1106 1685 1182">2.1 <u>防火エリアによる可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋の機能確保</u></p> <p data-bbox="967 1197 1685 1499">防火帯内に、保管場所、アクセスルート及び緊急時対策所建屋を設置する。これらの設置場所は植生（飛砂防備保安林含む。）に囲まれているため、防火エリア※（第3図、補足-1参照）を設けることにより、植生火災発生時において、可搬型設備及びアクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）、緊急時対策所建屋の機能を確保する。</p> <p data-bbox="967 1556 1685 1724">※ <u>防火エリア：樹木を伐採し、植生の発生を防止する施工（モルタル吹付け等）を行うことにより、可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋への植生火災の影響を防止するエリア</u></p>	<div data-bbox="1724 212 2481 873" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1843 884 2359 917" data-label="Caption"> <p>第3図 屋外消火栓及び防火水槽の配置図</p> </div>	<p data-bbox="2502 1062 2807 1318">・設計方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、植栽に囲まれていないため重大事故等対処設備に対しての影響はない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="943 222 1679 852" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="997 884 1626 957" style="text-align: center;">第3図 保管場所及びアクセスルート、緊急時対策所 建屋周辺防火エリア設置状況</p> <p data-bbox="928 1020 1130 1052">2.2 火災の覚知</p> <p data-bbox="973 1062 1679 1136"><u>防火帯内保管場所等周辺植生火災時における火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</u></p> <p data-bbox="961 1152 1694 1318">(1) <u>発電所構内で作業を行う者に対し、火災を発見した場合、当直守衛員に速やかに通報することを、社内規程で定めている。通報を受けた者は所内関係者に連絡するとともに、消防機関（119番）に連絡を行う。</u></p> <p data-bbox="961 1333 1694 1543">(2) <u>想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する構内監視カメラを使用して防火帯内保管場所等周辺植生火災に対する監視を行う。構内監視カメラは、24時間要員が常駐する中央制御室及び守衛所からの監視が可能な設計とする。</u></p> <p data-bbox="928 1604 1101 1635">2.3 消火活動</p> <p data-bbox="973 1646 1679 1766"><u>保管場所等周辺の植生火災が発生した場合、可搬型設備及び緊急時対策所建屋への延焼を防止するため、消防車等を用いた消火活動を行う。</u></p> <p data-bbox="973 1780 1679 1854"><u>これらの消火活動については、発電所に24時間常駐している初期消火活動要員により対応する。（別紙（17）参照）</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;"><u>補足-1</u></p> <p><u>防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響</u></p> <p>1. <u>防火エリアの設定について</u></p> <p>1.1 <u>防火エリア設定の考え方について</u></p> <p><u>防火帯内に設置する保管場所、アクセスルート及び緊急時対策所建屋は、植生に囲まれているため、防火エリアを設けることにより、植生火災発生時において、可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋の機能を確保する。防火エリア設定の考え方は以下のとおり。</u></p> <p>(1) <u>保管場所</u></p> <p><u>西側保管場所及び南側保管場所の2箇所が同時に植生火災の影響を受けないようにするため、それぞれの保管場所について、以下の措置を実施する。</u></p> <p>a. <u>可搬型設備への植生火災の延焼を防止するために必要な離隔距離を確保するように、防火エリアを設置</u></p> <p>b. <u>可搬型設備への植生火災からの熱影響を防止するために必要な離隔距離を確保するように、防火エリアを設置</u></p> <p>(2) <u>アクセスルート</u></p> <p><u>重大事故等時において、少なくとも1つのアクセスルートを確保するため、以下の措置を実施する。</u></p> <p>a. <u>アクセスルート上の可搬型設備への植生火災の延焼を防止するために必要な離隔距離を確保するように、アクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）周囲に防火エリアを設置</u></p> <p>b. <u>アクセスルート上の可搬型設備及び災害対策要員への植生火災からの熱影響を防止するために必要な離隔距離を確保するように、アクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）周囲に防火エリアを設置</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所建屋</u></p> <p><u>植生火災の影響を受けないようにするため、緊急時対策所建屋について、以下の措置を実施する。</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所建屋への植生火災の延焼を防止するため</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>に必要な離隔距離を確保するように、防火エリアを設置</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所建屋への植生火災からの熱影響を防止するために必要な離隔距離を確保するように、防火エリアを設置</u></p> <p>c. <u>緊急時対策所建屋へ出入りする災害対策要員への植生火災からの熱影響を防止するために必要な離隔距離を確保するように、防火エリアを設置</u></p> <p>1.2 <u>延焼防止、熱影響防止に必要な離隔距離</u></p> <p><u>延焼防止、熱影響防止に必要な離隔距離は、「設置許可基準規則」第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」において実施する森林火災影響評価から得られる火線強度及び火炎輻射発散度を用いて算出する。</u></p> <p>1.2.1 <u>森林火災影響評価の火線強度及び火炎輻射発散度を用いることについて</u></p> <p><u>森林火災影響評価は、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて評価する。</u></p> <p><u>FARSITE植生データとして防火帯外縁100mの範囲は、落葉広葉樹、マツ、スギ、Brush（茂み）、Short Grass（短い草）を入力している。このうち最大火線強度はBrush、最大火炎輻射発散度は、マツを入力したメッシュで発生している。</u></p> <p><u>一方、保管場所等周辺の植生は、落葉広葉樹、マツであり、森林火災影響評価で入力している植生に包絡されることから、森林火災影響評価で得られた防火帯外縁100mの範囲の最大火線強度及び最大火炎輻射発散度を用いて算出する。</u></p> <p>1.2.2 <u>延焼を防止するために必要な離隔距離</u></p> <p><u>防火帯外の森林火災影響評価から得られる最大火線強度から算出される防火帯幅23mを延焼を防止するために必要な離隔距離とする。</u></p> <p>1.2.3 <u>可搬型設備及び災害対策要員に対する熱影響を防止するために必要な離隔距離</u></p> <p><u>防火帯外の森林火災影響評価結果を基に、最も高い火炎輻射発散度が、一様に保管場所周辺の植生に存在すると仮定</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>し、ある離隔距離において物体が受ける輻射強度を算出した。離隔距離と輻射強度の関係を第1図に示す。</p> <p>熱影響を防止するために必要な離隔距離は、第1表に示す「人が長時間さらされても苦痛を感じない輻射強度」とされる $1.6\text{kW}/\text{m}^2$以下となる距離として設定する。</p> <p>第1図より、輻射強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$以下となる距離約53mを熱影響を防止するために必要な離隔距離とする。</p>  <p>第1図 離隔距離と輻射強度の相関図</p>		

第1表 輻射強度の影響

(石油コンビナートの防災アセスメント指針より抜粋)

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(最近可能)1分間以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱風規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を及ぼすのに十分な強度	*5)

*1) 理科年表
 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
 *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
 *4) 長谷見雄二, 重川希志依：火災時における人間の耐放射熱限界について, 日本火災学会論文集, Vol.31, No.1(1981)
 *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

1.2.4 緊急時対策所建屋への熱影響を防止するために必要な離

隔距離

防火帯外の森林火災影響評価結果をもとに、以下のとおり植生火災による建屋外壁に対する熱影響評価を行い、緊急時対策所建屋への熱影響を防止するために必要な離隔距離を約18mとする。

(1) 許容温度

火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃を許容温度とする。

(2) 評価結果

火災が発生した時間から燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、1次元非定常熱伝導方程式を差分法より解くことで建屋外壁が許容温度となる輻射強度を求め、植生から建屋外壁までがこの輻射強度となる離隔距離(危険距離)を求め、危険距離約18mを算出。

1.3 防火エリアの設定

延焼を防止するために必要な離隔距離約23m、可搬型設備及び災害対策要員への熱影響を防止するために必要な離隔距離約53m及び緊急時対策所建屋への熱影響を防止するために

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="973 212 1685 380"> <u>必要な離隔距離約 18m を考慮し、保管場所、アクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）及び緊急時対策所建屋の周囲に防火エリアを設定する（第 2 図参照）。</u> </p> <div data-bbox="952 428 1670 1318" style="border: 1px solid black; height: 424px; width: 242px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="1154 1331 1472 1365" style="text-align: center;">第 2 図 防火エリアの設定</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2. <u>保管場所等周辺の防火帯内植生火災時における発火の想定</u></p> <p>(1) <u>発火の想定</u></p> <p><u>自然現象にて抽出した自然現象 13 事象及び外部人為事象にて抽出した外部人為事象 7 事象 (別紙 (1) 参照), 故意による大型航空機の衝突を考慮し, 保管場所等周辺の防火帯内植生の発火又は植生への延焼の有無を評価した上で発火の想定を行う。</u></p> <p>(2) <u>立地条件を考慮した発火箇所の設定</u></p> <p>(1) <u>の方針に基づき, 発火箇所を以下のとおり設定した。発火箇所の設定に係る評価結果を第 2 表, 第 3 表に示す。</u></p> <p>a. <u>予備変圧器</u></p> <p><u>耐震性が低い予備変圧器の損傷による発火を想定。植生までは一定の離隔距離があることや自衛消防隊による消火活動を行うことにより植生への延焼の可能性は低いと考えられるが, 万一, 植生に延焼することを想定し, 予備変圧器を発火箇所として設定</u></p> <p>b. <u>保管場所等周辺植生の任意の場所</u></p> <p><u>竜巻による危険物 (公道を走行する車両等) の飛来による発火や落雷, 爆発物の飛来, 近隣工場の火災 (構内作業等) による発火を想定。保管場所等周辺植生全域で発生する可能性があるため, 植生上の任意の点を発火箇所として設定</u></p> <p>c. <u>原子炉建屋へ衝突した大型航空機</u></p> <p><u>原子炉建屋への大型航空機衝突による航空機火災の植生への延焼を想定。原子炉建屋と植生までの距離は 100m 以上あるが, 万一, 火災が植生に延焼する場合を想定し, 原子炉建屋に衝突した大型航空機を発火箇所として設定</u></p>		

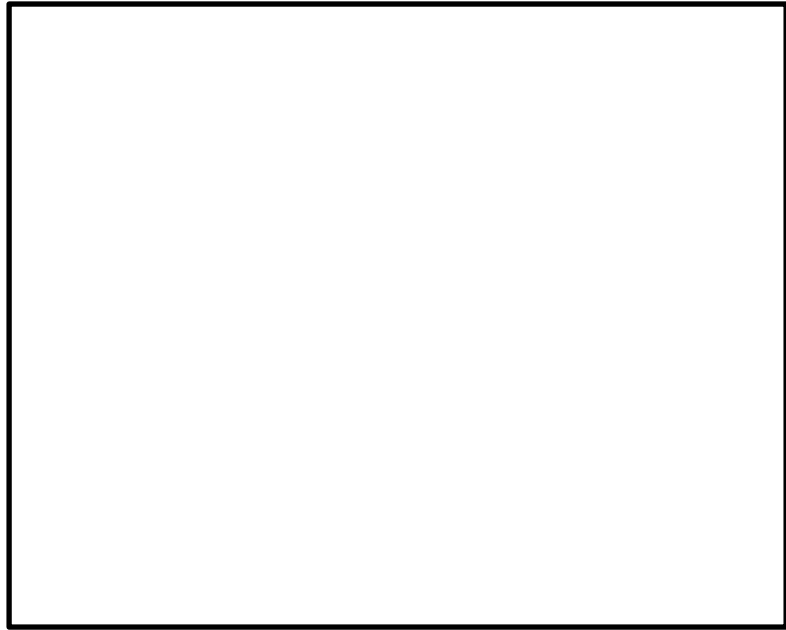
第2表 発火箇所の設定に係る評価結果 (自然現象)

自然現象	植生の発火又は植生への延焼の想定	発火箇所の想定
地震	耐震性が低い可燃物を内包する施設 (予備変圧器) の火災の植生への延焼 (第3図参照)	予備変圧器設置箇所
津波	保管場所等周辺植生への浸水はないため、漂流物等による発火は発生しない。	—
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害は生じない。	—
風 (台風)	竜巻の評価に包含	保管場所等周辺植生全域
竜巻	危険物の飛来 (公道を走行する油を内包する車両等) による植生の発火 (第4図参照)	保管場所等周辺植生全域
凍結	植生の発火は発生しない。	—
降水	植生の発火は発生しない。	—
積雪	植生の発火は発生しない。	—
落雷	落雷による発火 (第4図参照)。	保管場所等周辺植生全域
火山の影響	降下火砕物による植生の発火は発生しない。	—
生物学的事象	植生の発火は発生しない。	—
森林火災	防火帯設置、消火活動により、防火帯内側の植生火災は発生しない。	—
高潮	保管場所周辺植生は、高潮の影響を受けない敷地高さにあるため、影響を受けない。	—

第3表 発火箇所の設定に係る評価結果 (外部人為事象)

外部人為事象	植生の発火又は植生への延焼の想定	発火箇所の想定
飛来物 (航空機落下)	— (防護設計の要否判断の基準を超えないことから設計上考慮不要。航空機落下による発火は、近隣工場の火災にて評価)	—
ダムの崩壊	ダムの崩壊による流出水は敷地勾配により発電所敷地まで遡上しないため、影響を受けない。	—
爆発	公道上での燃料輸送車両の爆発物の飛来による植生の発火 (第4図参照)	保管場所等周辺植生全域
近隣工場等の火災	(1) 構内作業による発火 (第4図参照) (2) 航空機墜落による植生の発火 (第4図参照)	保管場所等周辺植生全域
有毒ガス	植生の発火は発生しない。	—
船舶の衝突	— (船舶の衝突による影響は、取水機能への評価であり、船舶の衝突による発火は、近隣工場等の火災にて評価)	—
電磁的障害	植生の発火は発生しない。	—
大型航空機衝突	原子炉建屋への大型航空機の衝突による火災の植生への延焼 (第5図参照)	原子炉建屋へ衝突した大型航空機

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="946 218 1670 808" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1050 835 1576 915" data-label="Caption"> <p>第3図 耐震性が低い可燃物を内包する施設 (予備変圧器) の発火</p> </div> <div data-bbox="946 974 1670 1577" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1020 1602 1605 1682" data-label="Caption"> <p>第4図 風(台風), 竜巻による危険物の飛来, 落雷, 爆発物の飛来, 近隣工場の火災による発火</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="994 835 1626 871">第5図 原子炉建屋への大型航空機の衝突による発火</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. <u>影響評価</u></p> <p>3.1 <u>予備変圧器の発火に対する影響評価</u></p> <p><u>予備変圧器の火災が保管場所等周辺植生に延焼した場合でも、2箇所の保管場所、アクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）及び緊急時対策所建屋は、防火エリアの設定により、延焼の防止及び熱影響の防止が可能であり、可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋の機能は確保できる。</u></p> <p>3.2 <u>保管場所等周辺植生の任意の場所の発火に対する影響評価</u></p> <p><u>竜巻による危険物（公道を走行する車両等）の飛来、落雷、爆発物の飛来、近隣工場の火災（構内作業等）により保管場所等周辺植生が発火した場合でも、2箇所の保管場所、アクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）及び緊急時対策所建屋は、防火エリアの設定により、延焼の防止及び熱影響の防止が可能であり、可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋の機能は確保できる。</u></p> <p>3.3 <u>原子炉建屋へ衝突した大型航空機の発火に対する影響評価</u></p> <p><u>原子炉建屋への大型航空機衝突による火災が保管場所等周辺植生に延焼した場合でも、2箇所の保管場所及びアクセスルート（西側保管場所～南側保管場所～常設代替高圧電源装置付近）、緊急時対策所建屋は、防火エリアの設定により、延焼の防止及び熱影響の防止が可能であり、可搬型設備、アクセスルート及び緊急時対策所建屋の機能は確保できる。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 30</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価結果について</p> <p>1. はじめに 柏崎刈羽原子力発電所において、降雨が継続した場合の屋外アクセスルートへの影響について評価する。</p> <p>2. 評価概要 柏崎刈羽原子力発電所における雨水流出量と排水量を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>2.1 降雨強度 柏崎観測所の観測記録(1976年～2012年)のうち最大1時間降水量は52mm(2007年8月22日)であるが、外部事象の考慮において、<u>年超過確率評価</u>に基づき設計基準を設定していることから、<u>柏崎市の10⁻⁴確率降水量(1時間降水量101.3mm)の設計雨量強度</u>を用いて評価する。</p> <p>2.2 雨水流出量 柏崎刈羽原子力発電所の雨水は、集水範囲ごとに設置される排水路を通じて海域に排水する。 雨水流出量の評価に当たっては、集水範囲ごとに集水面積を積算した上で<u>101.3mm/h</u>降雨時の第1図に示す排水路流末への雨水流出量を算出する。 雨水流出量Q₁の算出には、「<u>新潟県農林水産部:新潟県林地開発許可申請審査要領, 2014</u>」を参照して、以下のラショナル式を用いる。</p> $Q_1 = 1/360 \times f \times r \times A$ <p>Q₁: 雨水流出量 (m³/s) f: 流出係数 r: 設計雨量強度 (mm/h) A: 集水区域面積 (ha)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価について</p> <p>1. 概要 東海第二発電所において、降雨が継続した場合の屋外アクセスルートへの影響について、<u>評価を実施する。</u></p> <p>2. 評価方法 東海第二発電所における雨水流出量と流末排水路の排水量を比較し、<u>降水の影響について評価を行う。集水流域、幹線排水路及び流末排水路位置を第1図に示す。</u></p> <p>2.1 降雨強度 降雨強度は、<u>設計基準としての降水量である127.5mm/h</u>を用いて評価する。<u>なお、気象庁の気象統計情報における降水量の観測記録によれば、東海第二発電所の最寄りの気象官署である水戸地方気象台(水戸市)で観測された観測史上1位の降水量は81.7mm/hである。</u></p> <p>2.2 雨水流出量の算出 雨水流出量は、<u>集水流域ごとに設計基準としての降水量127.5mm/h</u>を用いて算出する。 雨水流出量Q₁の算出には、「<u>森林法に基づく林地開発許可申請の手びき</u>」(平成28年4月茨城県)を参照し、以下の合理式(ラショナル式)を用いる。</p> $Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q₁: 雨水流出量 (m³/s) f: 流出係数 (開発部: 0.9, 林地: 0.5) r: 設計基準としての降水量 (127.5mm/h) A: 集水区域面積 (ha)</p> <p><u>また、集水区域面積は、第1表のとおり。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙 (26)</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価結果について</p> <p>1. はじめに 島根原子力発電所において、降雨が継続した場合の屋外アクセスルートへの影響について評価する。</p> <p>2. 評価概要 島根原子力発電所における雨水流出量と排水量を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>(1) 降雨強度 外部事象の考慮において、<u>松江市の観測記録の極値に基づき設計基準を設定していることから、松江地方気象台の観測記録(1941年～2018年)における既往最大時間降雨量(77.9mm/h)</u>を用いて評価する。</p> <p>(2) 雨水流出量 島根原子力発電所の雨水は、<u>集水範囲ごとに設置される排水路を通じて海域に排水する。</u> 雨水流出量の評価にあたっては、集水範囲ごとに集水面積を積算した上で、<u>77.9mm/h</u>降雨時の第1図及び第2図に示す排水路流末への雨水流出量を算出する。 雨水流出量Qの算出には、「<u>林地開発許可申請の手引き</u>」(平成12年4月 島根県農林水産部森林整備課)を参照して、以下の合理式を用いる。</p> $Q = 1/360 \times f \times I \times A$ <p>ここで、Q: 雨水流出量 (m³/s) f: 流出係数 I: 降雨強度 (mm/h) A: 流域面積 (ha)</p>	<p>備考</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 プラント立地箇所の相違による観測記録又は規格・基準値の相違(六条に示す雨水流出量より引用)</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 プラント立地箇所の相違による観測記録又は規格・基準値の相違(六条に示す雨水流出量より引用)</p>

第1表 集水区域面積内訳

流域	流域面積 (ha)	開発部面積 (ha)	林地面積 (ha)
①	14.5	13.6	0.9
②	18.7	16.6	5.2
③	8.56	8.56	0.0
④	0.92	0.92	0.0
⑤	2.81	2.81	0.0

2.3 排水量

排水路流末における排水量 Q_2 及び排水用フラップゲートの排水量 Q_3 は「新潟県農林水産部:新潟県林地開発許可申請審査要領, 2014」を参照して、以下のマンニング式に基づき評価する。

$$Q_2(Q_3) = V \times A$$

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$Q_2(Q_3)$: 排水量 (m^3/s)

V : 平均流速 (m/s)

n : マニングの粗度係数

R : 径深= A/P (m)

A : 流水断面積 (m^2)

P : 潤辺 (m)

I : 勾配

2.3 流末排水路排水量

流末排水路における流末排水路排水量 Q_2 は、「開発行為の技術基準」(平成10年10月茨城県)を参照し、以下のマンニング式を用いる。

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q_2 = V \cdot A$$

Q_2 : 流末排水路排水量 (m^3/s)

V : 平均流速 (m/s)

n : マニングの粗度係数

R : 径深= A/S (m) (S : 潤辺 (m))

A : 流末排水路流水断面積 (m^2)

I : 勾配

(3) 排水量

排水路流末における排水量 Q' は「林地開発許可申請の手引き」(平成12年4月島根県農林水産部森林整備課)を参照して、以下のマンニング式に基づき評価する。

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$$

$$Q' = A \cdot V$$

ここで、 V : 流速 (m/s)

n : 粗度係数

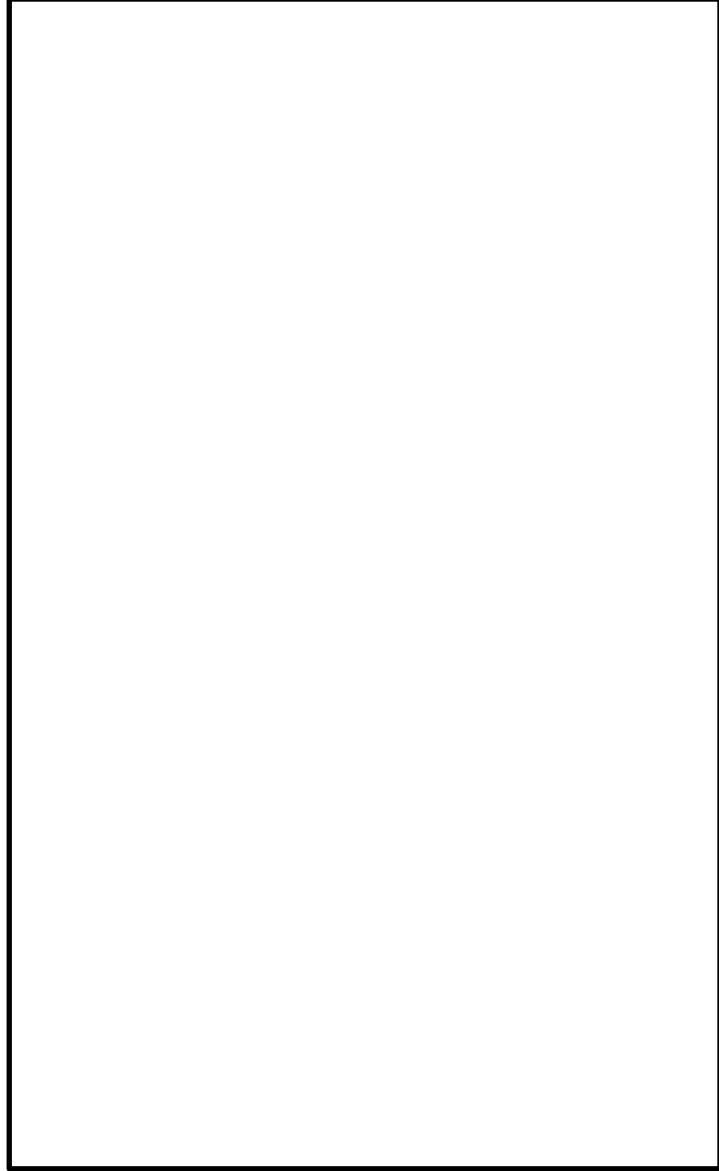
R : 径深 (m) = A/P

A : 通水断面積 (m^2)

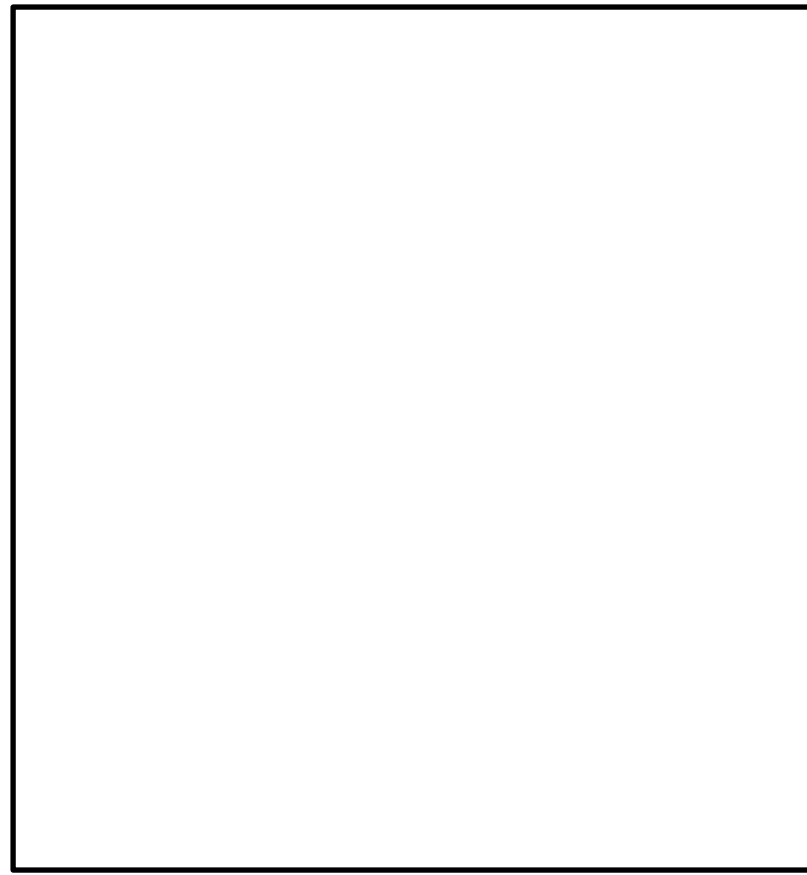
P : 潤辺 (m)

i : 水路勾配

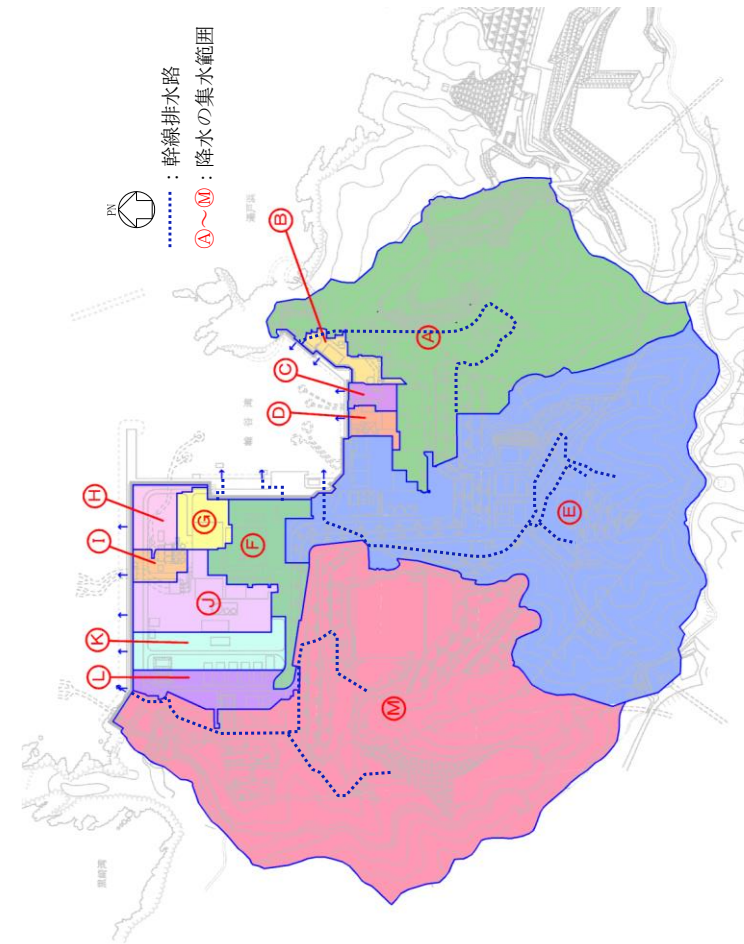
Q' : 排水量 (m^3/s)



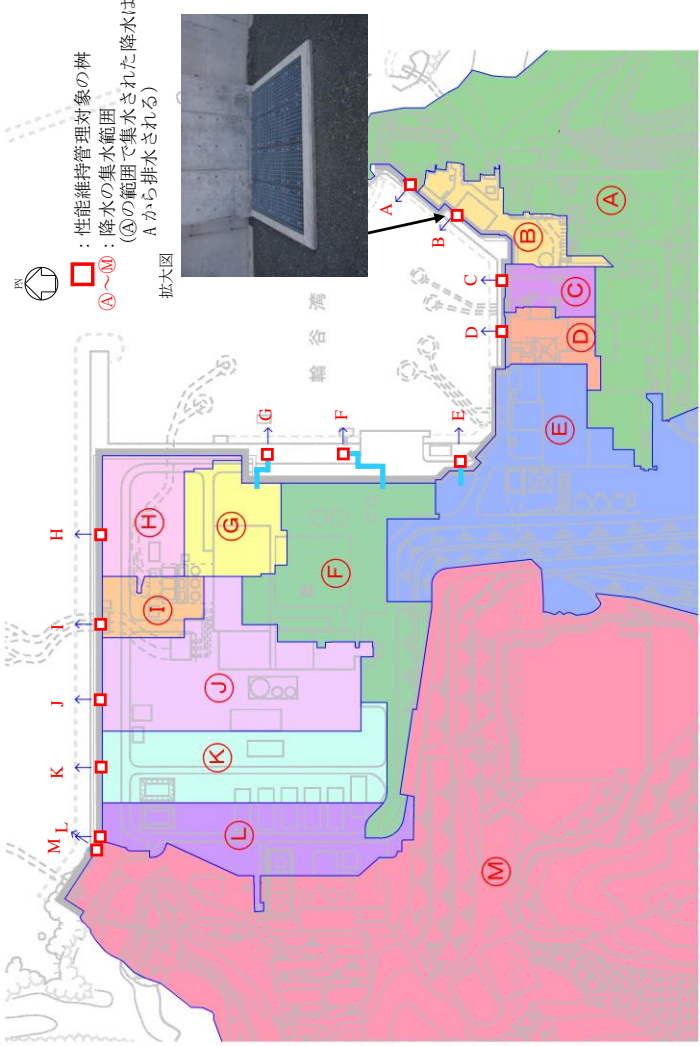
第1図 集水範囲及び排水路末位置



第1図 集水流域，幹線排水路及び流末排水路位置



第1図 降水の集水範囲

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>第2図 性能維持管理対象の樹の設置場所</p> <p> ①~⑭ : 性能維持管理対象の樹 ①~⑭ : 降水の集水範囲 (①の範囲で集水された降水はAから排水される) 社大図 </p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 評価結果</p> <p>雨水流出量と排水路流末の排水量の比較結果を第 1 表に、<u>雨水流出量が排水量を上回る場合の滞留水発生位置及び想定範囲を第 2 図に、滞留水深さの算定結果を第 2 表に、排水用フラップゲート位置を第 3 図に示す。</u></p> <p><u>〔荒浜側〕</u></p> <p><u>荒浜側については、流域 A, B を除いて、排水量が雨水流出量を上回り、既存の排水路から雨水を海域に排水することが可能である。</u></p> <p><u>流域 A, B については、T.M.S.L.+約 13m の地点で排水量が雨水流出量を下回ることから、全ての滞留水が流域 B に流れ込むと保守的に仮定すると、その滞留水深さは約 8cm/h となる。</u></p> <p><u>ただし、荒浜側には第 3 図に示すとおり排水路とは別に排水用フラップゲートが設置されており、この滞留水は排水用フラップゲートを通じて速やかに排水されるため、屋外アクセスルートへのアクセス性に支障はない。</u></p> <p><u>〔中央土捨場〕</u></p> <p><u>中央土捨場については、流域 G の排水量が雨水流出量を上回り、既存の排水路から雨水を海域に排水することが可能である。</u></p> <p><u>〔大湊側〕</u></p> <p><u>大湊側については、流域 H, K を除いて、排水量が雨水流出量を上回り、既存の排水路から雨水を海域に排水することが可能である。</u></p>	<p>2.4 判定基準</p> <p><u>「2.3 流末排水路排水量の算出」において算出した流末排水路排水量 Q_2 が、「2.2 雨水流出量の算出」において算出した雨水流出量 Q_1 を上回ることを確認することにより、雨水を遅滞なく海域に排水することが可能であること及び敷地内が降水によって浸水しないことを判定基準とする。</u></p> <p>3. 評価結果</p> <p>雨水流出量と流末排水路の排水量の比較結果を第 2 表、敷地高さ及び地表水流下想定を第 2 図に示す。流末排水路の排水量が雨水流出量を上回る設計とすること及び敷地勾配を考慮した設計とすることで、雨水を遅滞なく海域に排水することが可能である。</p> <p><u>なお、地表を流下する雨水についても、敷地傾斜に従い流下し、流末排水路より速やかに排水されること、屋外アクセスルート及びその周辺には雨水が滞留するようなくぼ地はないことから、屋外アクセスルートのアクセス性に支障はない。</u></p>	<p>3. 評価結果</p> <p>雨水流出量と排水路流末の排水量の比較結果を第 1 表に示す。</p> <p><u>すべての排水路流末の排水量が雨水流出量を上回り、既存の排水路から雨水を海域に排水することが可能であることから、屋外へのアクセスルートのアクセス性に支障はない。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 では、一部の排水路で排水量が雨水流出量を下回ることから、滞留水がフラップゲートで排水できるとしているが、島根 2号炉は、全ての排水路で排水量が雨水流出量を上回るため、記載しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>流域 I については、放水路を通じて排水しているが、運転時の放水流量が7号炉で92m³/sに対して、放水路への雨水流出量は0.73m³/sと小さいことから放水路の排水に影響はない。</u></p> <p><u>流域 H については、T.M.S.L.+約8mの地点で排水量が雨水流出量を下回るが、大湊側の6号及び7号炉の設置高さT.M.S.L.+12mよりも低いため、滞留せずに海に流出する。</u></p> <p><u>流域 K については、T.M.S.L.+12mの地点で排水量が雨水流出量を下回ることから、全ての滞留水が流域 K のT.M.S.L.+12mの範囲に流れ込むと保守的に仮定すると、その滞留水深さは約2cm/hとなる。</u></p> <p><u>ただし、大湊側には第3図に示すとおり排水路とは別に排水用フラップゲートが設置されており、この滞留水は排水用フラップゲートを通じて速やかに排水されるため、屋外アクセスルートへのアクセス性に支障はない。</u></p> <p><u>以上のことから、一部滞留水が発生するものの排水用フラップゲートから滞留水を速やかに海域に排水することが可能であることから、屋外アクセスルートのアクセス性に支障はない。</u></p> <p><u>なお、排水用フラップゲートについては、本評価の中では排水設備の一部として位置付けている。</u></p>			

第1表 雨水流出量と排水路流末排水量の比較結果

流域	集水区域面積 A _i (ha)	雨水流出量 Q _i (m ³ /s)	排水路流末排水量 Q _e (m ³ /s)	安全率 Q _e /Q _i	滞留水量 (Q _i -Q _e) × 3600 (m ³ /h)	備考 (接続先)	
荒浜側	A	121.98*	11.20*	7.57	0.67	13,068*	
	B	20.81	3.52	3.72	1.05	—	流域A排水路
	C	3.29	0.66	1.75	2.65	—	
	D	3.08	0.51	1.75	3.43	—	
	E	13.50	2.36	3.32	1.40	—	
	F	22.28	3.27	4.62	1.41	—	
中央 土橋場	G	19.46	2.15	5.48	2.54	—	
大浜側	H	①	65.31	6.84	6.42	0.93	1,512
		②	4.96	0.56	1.12	2.00	—
	I	3.99	0.73	1.06	1.45	—	7号炉排水路
	J	5.88	1.17	11.99	10.24	—	
	K	62.76	6.21	5.72	0.92	1,764	

※ 合流する流域Bを含む

第2表 雨水流出量と流末排水路の排水量の比較結果

流域	集水区域面積 A (ha)	雨水流出量 Q ₁ (m ³ /h)	流末	流末排水路排水量*Q ₂ (m ³ /h)	判定 (Q ₁ <Q ₂)	備考
①	14.5	約 16,200	①-1	約 20,700	○	流末①-2で排水できない雨水は地表を流下し、流末①-1で排水される
			①-2	約 8,760		
②	18.7	約 18,900	②	約 21,800	○	
③	8.56	約 9,900	③-1	約 3,900	○	流末③-1で排水できない雨水は地表を流下し、流末③-2で排水される
			③-2	約 11,600		
④	0.92	約 1,060	④	約 1,100	○	
⑤	2.81	約 3,230	⑤	約 12,000	○	

※ 今後の詳細設計により、変更の可能性がある。

第1表 雨水流出量と排水路流末の排水量の比較結果

流域	雨水流出量 Q (m ³ /s)	排水設備	排水路流末排水量 Q' (m ³ /s)	安全率 (Q'/Q)
A	5.40	ヒューム管φ1500	8.07	1.49
		VS側溝 B=1000, H=700		
B	0.22	ヒューム管φ800	2.41	10.95
C	0.12	ヒューム管φ800	2.41	20.08
D	0.15	ヒューム管φ800	2.41	16.07
E	7.55	BOX2000×2000	16.44	2.18
F	0.90	ヒューム管φ800	1.87	2.08
G	0.32	ヒューム管φ800	2.29	7.16
H	0.34	ヒューム管φ1500	8.51	25.03
I	0.17	ヒューム管φ1500	8.51	50.06
J	0.82	ヒューム管φ1500	8.51	10.38
K	0.64	ヒューム管φ1500	8.51	13.30
L	0.54	ヒューム管φ1500	8.51	15.76
M	8.36	ヒューム管φ2000	15.22	1.82

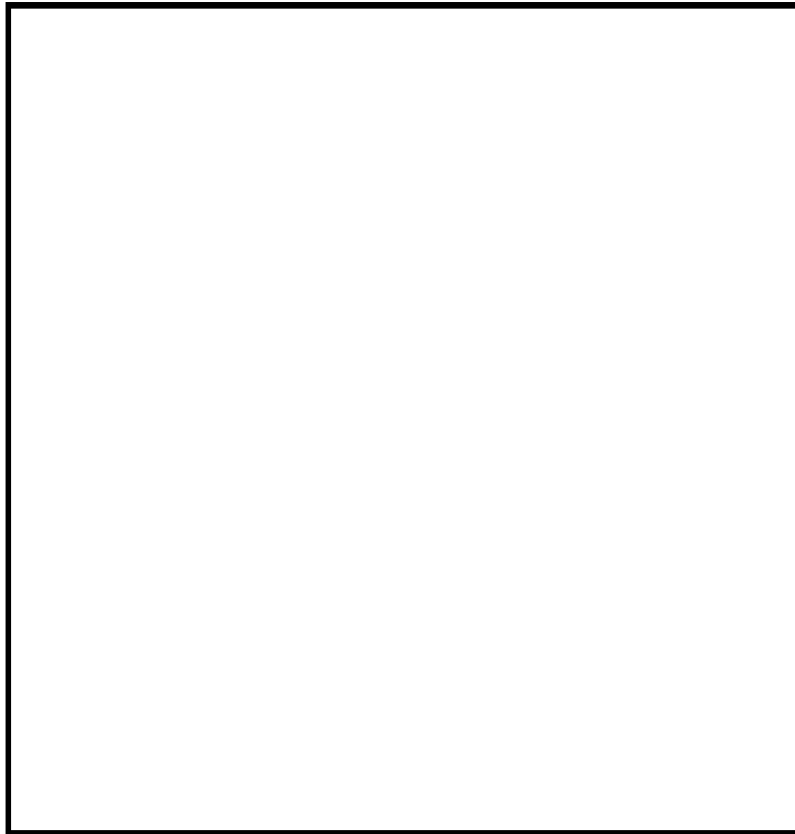
・設備の相違
【柏崎6/7】
 柏崎6/7では、一部の排水路で排水量が雨水流出量を下回ることから、滞留水がフラップゲートで排水できるとしているが、島根2号炉は、全ての排水路で排水量が雨水流出量を上回るため、一部項目を記載しない

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="157 254 810 1318" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="825 579 866 1031" data-label="Caption"> <p>第2図 滞留水発生位置及び想定範囲</p> </div>	<div data-bbox="943 254 1679 1056" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1083 1062 1543 1094" data-label="Caption"> <p>第2図 敷地高さ及び地表水流下想定</p> </div>		

第2表 滞留水深さの算定結果

流域		滞留水量 (m ³ /h)	滞留水拡散面積* (ha)	滞留水深さ (m/h)
荒浜側	A	13,068	17.6	0.08
大湊側	H	1,512	T.M.S.L.+約8mの地点で排水量が雨水流出量を下回るが、大湊側の6号及び7号炉の設置高さT.M.S.L.+12mよりも低いため、滞留せずに海に流出する	-
	K	1,764	9.1	0.02

※ 原子炉・タービン・サービス建屋等主要建屋の面積を除く



























第3図 排水用フラップゲート位置図

・設備の相違
【柏崎6/7】
 柏崎6/7では、一部の排水路で排水量が雨水流出量を下回ることから、滞留水がフラップゲートで排水できるとしているが、島根2号炉は、全ての排水路で排水量が雨水流出量を上回るため、一部項目を記載しない

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
<p>次に、排水路が閉塞した事態を想定した場合の降水の影響について、検討する。</p> <p>この検討では、第1図に示す流域の全ての雨水が荒浜側、大湊側の建屋周りに流れ込むと保守的に仮定した場合の雨水流出量と排水用フラップゲートの排水量を比較し、降水の影響を評価する。</p> <p>検討の結果は第3表に示すとおり、荒浜側、大湊側ともに排水量が雨水流出量を上回り、排水用フラップゲートから雨水を海域に排水することが可能であることから、排水路が閉塞した事態を想定した場合においても屋外アクセスルートへのアクセス性に支障がないことを確認した。</p> <p>第3表 雨水流出量とフラップゲート排水量の比較結果</p> <table border="1" data-bbox="142 808 899 1333"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>集水区域面積 A₁ (ha)</th> <th>雨水流出量 Q₁ (m³/s)</th> <th>フラップゲート排水量 Q₂ (m³/s)</th> <th>安全率 Q₂/Q₁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">荒浜側</td> <td>A</td> <td>121.98^{※1}</td> <td>11.20^{※1}</td> <td rowspan="8">-</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>20.81</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3.29</td> <td>0.66</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>3.08</td> <td>0.51</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>13.50</td> <td>2.36</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>22.28</td> <td>3.27</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>9.73^{※2}</td> <td>1.08^{※2}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>19.08^{※3}</td> <td>103.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">大湊側</td> <td>G</td> <td>9.73^{※2}</td> <td>1.08^{※2}</td> <td rowspan="7">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H</td> <td>①</td> <td>65.31</td> <td>6.84</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>4.96</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>3.99</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>5.88</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>62.76</td> <td>6.21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>16.59</td> <td>19.95</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 合流する流域Bを含む ※2 流域Gからの雨水は、荒浜側、大湊側にそれぞれ1/2が流れ込むと仮定 ※3 流域Bの雨水流出量は流域Aに含まれることから、合計に加算しない</p>	流域	集水区域面積 A ₁ (ha)	雨水流出量 Q ₁ (m ³ /s)	フラップゲート排水量 Q ₂ (m ³ /s)	安全率 Q ₂ /Q ₁	荒浜側	A	121.98 ^{※1}	11.20 ^{※1}	-	B	20.81	3.52	C	3.29	0.66	D	3.08	0.51	E	13.50	2.36	F	22.28	3.27	G	9.73 ^{※2}	1.08 ^{※2}	合計	-	19.08 ^{※3}	103.20	大湊側	G	9.73 ^{※2}	1.08 ^{※2}	-	H	①	65.31	6.84	②	4.96	0.56	I	3.99	0.73	J	5.88	1.17	K	62.76	6.21	合計	-	16.59	19.95	1.20		<p>4. 排水設備の性能維持に係る運用管理について</p> <p>(1) 性能維持管理対象について</p> <p>排水設備の手前、複数の管路が合流する箇所等には柵が設けられている。排水設備の排水能力を維持する上では、排水設備の手前にある柵の性能が直接的に寄与することから、当該柵を性能維持管理の対象とする。性能維持管理対象とする柵の設置場所は第2図のとおり。</p> <p>なお、排水設備は敷地内の低所に設けられており、仮に当該柵に至るまでの排水路の性能が低下している場合においても道路等を伝っての流下が期待できることから、これらの排水路は維持管理対象外とする。</p> <p>(2) 運用管理について</p> <p>性能維持管理の対象である柵及び当該柵からの排水路は、外観点検を1回/年実施し、フラップゲートは、外観点検及び動作確認を実施することにより、排水能力を維持する。</p> <p>また、上記点検に併せて、柵及び当該柵からの排水路の清掃を実施する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、排水路とは別の排水用フラップゲートはない</p>
流域	集水区域面積 A ₁ (ha)	雨水流出量 Q ₁ (m ³ /s)	フラップゲート排水量 Q ₂ (m ³ /s)	安全率 Q ₂ /Q ₁																																																									
荒浜側	A	121.98 ^{※1}	11.20 ^{※1}	-																																																									
	B	20.81	3.52																																																										
	C	3.29	0.66																																																										
	D	3.08	0.51																																																										
	E	13.50	2.36																																																										
	F	22.28	3.27																																																										
	G	9.73 ^{※2}	1.08 ^{※2}																																																										
	合計	-	19.08 ^{※3}		103.20																																																								
大湊側	G	9.73 ^{※2}	1.08 ^{※2}	-																																																									
	H	①	65.31		6.84																																																								
		②	4.96		0.56																																																								
	I	3.99	0.73																																																										
	J	5.88	1.17																																																										
	K	62.76	6.21																																																										
	合計	-	16.59		19.95	1.20																																																							

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																							
<p style="text-align: right;">別紙 31</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備の小動物対策について</p> <p>屋外保管場所に保管している可搬型設備については、小動物が開口部等から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。</p> <p>以下に現状の可搬型設備の開口部有無と対策内容を示す。</p> <p><u>(1) 可搬型設備の開口部確認結果</u></p> <table border="1" data-bbox="142 989 890 1434"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>開口部有無</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備 (電源車)</td> <td>有</td> <td>貫通部パッキン処理</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2 級消防車)</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-1 級消防車)</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>6号炉用, 7号炉用 代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>6号炉用, 7号炉用 可搬型窒素供給装置</td> <td>有</td> <td>金網設置</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4kl/16kl)</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型設備名	開口部有無	対策内容	可搬型代替交流電源設備 (電源車)	有	貫通部パッキン処理	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級消防車)	有	貫通部シール処理	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級消防車)	有	貫通部シール処理	6号炉用, 7号炉用 代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット	有	貫通部シール処理	6号炉用, 7号炉用 可搬型窒素供給装置	有	金網設置	大容量送水車	有	貫通部シール処理	泡原液搬送車	有	貫通部シール処理	タンクローリ (4kl/16kl)	無	-	ホイールローダ	無	-	<p style="text-align: right;">別紙 (5)</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備の小動物対策について</p> <p>可搬型設備は小動物が開口部等から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。今後配備予定の車両についても同様な対策を実施する。</p> <p>また、発電所における小動物の生息状況について構内従事者への聞き取り、モグラ塚の有無等から確認した結果、ねずみ、モグラ等の一般的な小動物が確認されている。ただし、設備の機能に影響を及ぼすほど大量に発生した実績はなく、開口部への侵入防止対策を行うことで、可搬型設備の機能に影響を及ぼすおそれはないと判断した。</p> <p>第1表及び第1図に配備済みの可搬型設備の開口部有無と対策内容を示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 可搬型設備の開口部確認結果</u></p> <table border="1" data-bbox="946 984 1673 1526"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>開口部有無</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>無*</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② ホース展張車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>③ 可搬型代替低圧電源車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>④ 可搬型ケーブル運搬車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>⑤ タンクローリ</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ 可搬型窒素供給装置 (小型)</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理 防虫網設置</td> </tr> <tr> <td>⑦ 放射能観測車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理 金網設置</td> </tr> <tr> <td>⑧ ホイールローダ</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 小動物侵入により機能影響を及ぼす閉鎖的空間無し</p>	設備名称	開口部有無	対策内容	① 可搬型代替注水中型ポンプ	無*	-	② ホース展張車	有	貫通部シール処理	③ 可搬型代替低圧電源車	有	貫通部シール処理	④ 可搬型ケーブル運搬車	有	貫通部シール処理	⑤ タンクローリ	無	-	⑥ 可搬型窒素供給装置 (小型)	有	貫通部シール処理 防虫網設置	⑦ 放射能観測車	有	貫通部シール処理 金網設置	⑧ ホイールローダ	有	貫通部シール処理	<p style="text-align: right;">別紙 (27)</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備の小動物対策について</p> <p>屋外保管場所に保管している可搬型設備については、小動物が開口部から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。</p> <p>以下に現状の可搬型設備の開口部有無と対策内容を示す。</p> <p><u>1. 可搬型設備の開口部確認結果例</u></p> <table border="1" data-bbox="1739 980 2472 1619"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>開口部有無</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備名</td> <td>開口部有無</td> <td>対策内容</td> </tr> <tr> <td>高圧発電機車</td> <td>有</td> <td>貫通部パッキン処理 貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>有</td> <td>閉止板設置</td> </tr> <tr> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>有</td> <td>金網設置</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ 出口水素濃度</td> <td>有</td> <td>貫通部キャップ取付 貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型設備名	開口部有無	対策内容	可搬型設備名	開口部有無	対策内容	高圧発電機車	有	貫通部パッキン処理 貫通部シール処理	大量送水車	有	貫通部シール処理	移動式代替熱交換設備	有	閉止板設置	可搬式窒素供給装置	有	貫通部シール処理	大型送水ポンプ車	有	金網設置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度	有	貫通部キャップ取付 貫通部シール処理	タンクローリ	無	-	ホイールローダ	無	-	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 可搬型設備の相違による対策内容の相違</p>
可搬型設備名	開口部有無	対策内容																																																																																								
可搬型代替交流電源設備 (電源車)	有	貫通部パッキン処理																																																																																								
可搬型代替注水ポンプ (A-2 級消防車)	有	貫通部シール処理																																																																																								
可搬型代替注水ポンプ (A-1 級消防車)	有	貫通部シール処理																																																																																								
6号炉用, 7号炉用 代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット	有	貫通部シール処理																																																																																								
6号炉用, 7号炉用 可搬型窒素供給装置	有	金網設置																																																																																								
大容量送水車	有	貫通部シール処理																																																																																								
泡原液搬送車	有	貫通部シール処理																																																																																								
タンクローリ (4kl/16kl)	無	-																																																																																								
ホイールローダ	無	-																																																																																								
設備名称	開口部有無	対策内容																																																																																								
① 可搬型代替注水中型ポンプ	無*	-																																																																																								
② ホース展張車	有	貫通部シール処理																																																																																								
③ 可搬型代替低圧電源車	有	貫通部シール処理																																																																																								
④ 可搬型ケーブル運搬車	有	貫通部シール処理																																																																																								
⑤ タンクローリ	無	-																																																																																								
⑥ 可搬型窒素供給装置 (小型)	有	貫通部シール処理 防虫網設置																																																																																								
⑦ 放射能観測車	有	貫通部シール処理 金網設置																																																																																								
⑧ ホイールローダ	有	貫通部シール処理																																																																																								
可搬型設備名	開口部有無	対策内容																																																																																								
可搬型設備名	開口部有無	対策内容																																																																																								
高圧発電機車	有	貫通部パッキン処理 貫通部シール処理																																																																																								
大量送水車	有	貫通部シール処理																																																																																								
移動式代替熱交換設備	有	閉止板設置																																																																																								
可搬式窒素供給装置	有	貫通部シール処理																																																																																								
大型送水ポンプ車	有	金網設置																																																																																								
第1ベントフィルタ 出口水素濃度	有	貫通部キャップ取付 貫通部シール処理																																																																																								
タンクローリ	無	-																																																																																								
ホイールローダ	無	-																																																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 可搬型設備の対策実施例</p> <p>①可搬型代替交流電源設備</p>   <p>②可搬型代替注水ポンプ (A-2 級消防車)</p>   <p>③可搬型代替注水ポンプ (A-1 級消防車)</p>   <p>④大容量送水車</p>  	<p>①可搬型代替注水中型ポンプ</p>  <p>②ホース展張車</p>   <p>③可搬型代替低圧電源車</p>   <p>④可搬型ケーブル運搬車</p>   <p style="text-align: center;">第1図 可搬型設備 小動物対策例 (1/2)</p>	<p>2. 可搬型設備の対策実施例</p> <p>(1)大量送水車</p>     <p>(2)可搬式窒素供給装置</p>  	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>⑤タンクローリ</p>  <p>⑥可搬型窒素供給装置 (小型)</p>   <p>⑦放射能観測車</p>    <p>⑧ホイールローダ</p>   <p>第1図 可搬型設備 小動物対策例 (2/2)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 32</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出し、抽出した構造物に対しアクセスルートへの影響評価を実施した。また、影響評価における建物の倒壊による影響範囲については、過去の地震時の建屋被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (15)</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物等を抽出し、抽出した構造物等に対しアクセスルートへの影響評価を実施した。また、建物の損壊による影響範囲については、過去の地震時の建屋被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p> <p>屋外アクセスルートに影響する構造物等の抽出及び影響評価は以下の手順で行った。</p> <p>手順①：防潮堤内側の構造物等を抽出 (1項) 防潮堤内側の構造物等を全て抽出する。</p> <p>手順②：構造物等の損壊による屋外アクセスルートへの影響範囲の評価 (2項) 構造物等が損壊した場合の影響範囲をもとに、アクセスルートへの干渉の有無を確認の上、以下の点を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートに干渉する全ての構造物等について、単独で損壊した場合に必要な幅員が確保可能か ・損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物等について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か <p>手順③：アクセスルートに影響がある構造物の詳細確認 (3項) 手順②の評価結果のうち、がれき撤去によりアクセス</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (28)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>保管場所及びアクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出し、抽出した構造物に対し保管場所及びアクセスルートへの影響評価を実施した。また、影響評価における建物の損壊による影響範囲については、過去の地震時の建物被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p> <p>1. 保管場所における影響評価手順 保管場所に影響する構造物の抽出及び影響評価は以下の手順で行った。 手順①：発電所構内の構造物を抽出 発電所構内の構造物を全て抽出する。 手順②：構造物の損壊による保管場所への影響範囲の評価 各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。</p> <p>2. アクセスルートにおける影響評価手順 アクセスルートに影響する構造物の抽出及び影響評価は以下の手順で行った。 手順①：発電所構内の構造物を抽出 (3項) 発電所構内の構造物を全て抽出する。 手順②：構造物の損壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価 (4項) 構造物が損壊した場合の影響範囲をもとに、アクセスルートへの干渉の有無を確認の上、以下の点を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートに干渉する全ての構造物について、単独で損壊した場合に必要な幅員が確保可能か ・損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か <p>なお、手順②の評価結果からアクセスルートに影響がある構</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、保管場所における抽出及び影響評価の手順を明確化</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、アクセスルートにおける抽出及び影響評価の手順を明確化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) <u>屋外アクセスルート近傍の構造物の抽出</u></p> <p>図面確認並びに現場調査により、<u>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を第1-1表、第1-2表に示すとおり抽出した。抽出した構造物の配置を第1-1図～第1-5図に示す。</u></p>	<p><u>ルートの確保、又は人力にて送水ホースを敷設することで対応する</u>とした構造物等の対応の成立性について、<u>詳細に確認する。</u></p> <p>1. <u>屋外アクセスルート近傍の構造物等の抽出</u></p> <p>図面確認並びに現場調査により、<u>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物等を抽出した。抽出した構造物等を第1表及び第2表に示す。また、構造物等の配置を第1図～第4図に示す。</u></p>	<p><u>造物が抽出された場合は重大事故時等対応の成立性について詳細確認を行う。</u></p> <p>3. <u>アクセスルート近傍の構造物の抽出</u></p> <p>図面確認並びに現場調査により、<u>アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出した。抽出した構造物を第1表及び第2表に示す。また、構造物の配置を第1図～第5図に示す。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

第1-1表 アクセスルートの周辺構造物(建屋)

管理番号	構造物名称	参照図面	管理番号	構造物名称	参照図面
1	環境管理棟	第1-1図	51	6/7号炉廃棄物処理建屋	第1-3図
2	水循環ポンプ小屋		52	6/7号炉コントロール建屋	
3	社員駐車場連絡通路(東側)		53	6/7号炉サービス建屋	
4	No.2保全部倉庫		54	6/7号炉連絡通路	
5	総務部倉庫		55	6号炉タービン建屋	
6	詰所		56	6号炉原子炉建屋	
7	発電所車庫(F棟)		57	OP-CV 洞道入口建屋	
8	電気自動車電源設備倉庫		58	5号炉H2, O2, CO2ポンベ建屋	
9	情報センター棟増築		59	5号炉N2, CO2ポンベ建屋	
10	総合情報センター棟		60	5号炉海水熱交換器建屋排風機室	
11	事務建屋(第III期)	第1-2図	61	5号炉ボール捕集器ピット上屋	第1-4図
12	事務建屋(第I期)		62	5号炉大物搬入建屋	
13	事務建屋(第II期)		63	5号炉タービン建屋	
14	免震重要棟		64	補助ボイラー建屋	
15	免震重要棟排水槽用貯水槽ポンプ室		65	雑固体廃棄物焼却設備建屋(大液側)	
16	宿直棟		66	5号炉サービス建屋車庫	
17	重量品倉庫1		67	5号炉格納容器圧力透かし装置基礎	
18	重量品倉庫2		68	5号炉主排気モニタ建屋	
19	技術部倉庫		69	5号炉原子炉建屋	
20	燃料G倉庫		70	5号炉サービス建屋	
21	備品倉庫	第1-5図	71	大液側緊急用電気品倉庫	第1-6図
22	純水移送ポンプ室		72	大液側高台資機材倉庫	
23	飲料水ポンプ室		73	大液側津波対策品倉庫	
24	No.1倉庫		74	固体廃棄物処理建屋	
25	保安倉庫		75	固体廃棄物貯蔵庫	
26	荒浜側発電倉庫		76	固体廃棄物ポンプ室建屋	
27	第二資材倉庫		77	協力企業A社 事務所	
28	No.1~3 高圧ガスボンベ倉庫		78	協力企業A社 倉庫	
29	荒浜側予備品倉庫		79	協力企業B社 柏崎事業所	
30	潤滑油倉庫(危険物倉庫)		80	協力企業C社 事務所棟	
31	北側66kV開閉所	第1-3図	81	協力企業C社 食堂売店棟	第1-6図
32	荒浜立坑換気塔		82	協力企業D社/E社合同棟 事務所・詰所	
33	荒浜側緊急用M/C建屋		83	協力企業D社/E社合同棟 仮設事務所	
34	154kV変電所遮断壁		84	協力企業D社/E社合同棟 倉庫棟	
35	大液立坑換気塔		85	協力企業D社/E社合同棟 仮設事務所2	
36	大液側予備品倉庫		86	協力企業F社 事業所	
37	給水建屋		87	協力企業事務所	
38	大液側ディーゼル駆動消火ポンプ建屋		88	協力企業G社 仮設詰所・倉庫	
39	5号炉地震観測計器室		89	協力企業G社 仮設詰所・倉庫2	
40	出入管理建屋(大液側)(増築)		90	協力企業G社 仮設詰所・倉庫3	
41	出入管理建屋(大液側)	第1-3図	91	協力企業G社 事務所	第1-6図
42	7号炉H2, O2, CO2ポンベ建屋		92	協力企業G社 詰所	
43	7号炉ボール捕集器ピット上屋		93	協力企業H社 事務所	
44	7号炉復水器連続洗浄装置制御盤室他		94	土木企業体 現場事務所①	
45	6号炉H2, O2, CO2ポンベ建屋		95	土木企業体 現場事務所②	
46	6号炉ボール捕集器ピット上屋		96	土木企業体 現場事務所③	
47	6号炉復水器連続洗浄装置制御盤建屋		97	土木企業体 現場事務所④	
48	6号炉CO2ポンベ建屋		98	土木企業体 現場事務所⑤	
49	7号炉タービン建屋		99	土木企業体 現場事務所⑥	
50	7号炉原子炉建屋		100	土木企業体 現場事務所⑦	

東海第二発電所(2018.9.18版)

第1表 アクセスルートの周辺構造物(建屋)

No	構造物名称	参照図面	No	構造物名称	参照図面
1	機械工作室用ボンベ庫	第2,5図	46	タービンホール(東海発電所)	第4,7図
2	監視所		47	サービス建屋(東海発電所)	
3	消防自動車車庫		48	燃料倉庫	
4	H2O2ボンベ庫		49	工具倉庫	
5	機械工作室		50	固化処理建屋	
6	屋内開閉所		51	サイトバンカー建屋	
7	パトロール車庫		52	放射性廃液処理施設	
8	H2CO2ガスボンベ貯蔵庫		53	地下タンク上屋(東)	
9	主発電機用ガスボンベ庫		54	地下タンク上屋(西)	
10	タービン建屋		55	使用済燃料貯蔵施設	
11	原子炉建屋	第2,5図	56	Hバンカー	第4,7図
12	サービス建屋		57	黒鉛スリッパ貯蔵庫	
13	水電解装置建屋		58	燃料スリッパ貯蔵庫	
14	ベネラー建屋		59	低放射性固体廃棄物詰ドラム貯蔵庫	
15	サンブルタンク室(R/W)		60	修繕機材倉庫	
16	ヘパフィルター室		61	ボリリングコア倉庫	
17	マイクロ無殺機室		62	ランドリー建屋	
18	モルタル溜槽建屋		63	再利用物品置場テントNo.4	
19	廃棄物処理建屋		64	再利用物品置場テントNo.5	
20	排気塔モニター室		65	再利用物品置場テントNo.6	
21	機器搬入口建屋	第3,6図	66	ボイラー上屋	第4,7図
22	地下排水上屋(東西)		67	使用済燃料乾式貯蔵建屋	
23	CO2ポンベ室		68	非常用ディーゼルポンプ室	
24	チェックポイント		69	C.W.P制御盤室	
25	サービス建屋〜チェックポイント歩道上屋		70	油倉庫	
26	サービス建屋ボンベ庫		71	配電設備室	
27	所内ボイラーループボンベ庫		72	水処理倉庫	
28	擁壁①		73	資料2号倉庫	
29	別館		74	資料5号倉庫	
30	PR第二電気室		75	資料4号倉庫	
31	給水処理建屋	第4,7図	76	擁壁②	第1図
32	固体廃棄物貯蔵庫A棟		77	常設代替高圧電源装置	
33	固体廃棄物貯蔵庫B棟		78	排水処理建屋	
34	給水加熱器保管庫		79	送水ポンプ室	
35	取水口電気室		80	受水槽量水器小屋	
36	屋外第二電気室		81	加圧式空気圧縮機小屋	
37	補修装置等保管倉庫		82	飲料水ポンプ室	
38	焼却炉用プロパンボンベ庫		83	空気圧縮機室	
39	機材倉庫		84	ホットワークショップ	
40	No.1修繕用油倉庫		85	屋外タンク上屋	
41	No.2修繕用油倉庫	第4,7図	86	飲料水次亜塩素酸装置室	第1図
42	固体廃棄物作業建屋		87	緊急時対策所建屋	
43	緊急時対策室建屋		88	原子力館	
44	事務本館		89	正門監視所	
45	原子炉建屋(東海発電所)		90	放管センター	

島根原子力発電所 2号炉

第1表 アクセスルートの周辺構造物(建物)(1/2)

管理番号	構造物名称	参照図面
1	緊急時対策所	第2図
2	1号水ろ過装置室	第2図, 第3図
3	技術訓練棟2号館	
4	管理事務所1号館	第2図, 第4図
5	管理事務所2号館	
6	ガスタービン発電機建物	第3図
7	協力企業A社事務所1	
8	協力企業A社事務所2	
9	協力企業A社事務所3	
10	協力企業A社事務所4	
11	協力企業B社事務所1	
12	協力企業B社事務所2	
13	協力企業B社事務所3	
14	協力企業C社事務所1	
15	協力企業D社売店	
16	合併処理施設機械室	第4図
17	固体廃棄物貯蔵所B棟	
18	1号炉原子炉建物	
19	1号炉廃棄物処理建物	
20	2号炉原子炉建物	
21	2号炉廃棄物処理建物	
22	2号炉タービン建物	
23	屋内開閉所	
24	44m 盤事務所	
25	プラスチック固化設備建物	
26	西側事務所	
27	北口警備所	
28	2号炉取水コントロール建物	
29	2号炉鉄イオン貯蔵建物	
30	2号炉排気筒モニタ室	
31	地下湧水浄化設備	

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
プラントの相違による表の内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉 第1表 アクセスルートの周辺構造物 (建物) (2 / 2) <table border="1" data-bbox="1745 275 2460 890"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>構造物名称</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>32</td><td>3号炉原子炉建物</td><td rowspan="20">第5図</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号炉サービス建物</td></tr> <tr><td>34</td><td>3号炉出入管理棟</td></tr> <tr><td>35</td><td>放水路モニタ建物</td></tr> <tr><td>36</td><td>給水設備建物</td></tr> <tr><td>37</td><td>野外放射線モニタ関係資材倉庫</td></tr> <tr><td>38</td><td>第1危険物倉庫</td></tr> <tr><td>39</td><td>3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物</td></tr> <tr><td>40</td><td>7号倉庫</td></tr> <tr><td>41</td><td>8号倉庫</td></tr> <tr><td>42</td><td>9号倉庫</td></tr> <tr><td>43</td><td>10号倉庫</td></tr> <tr><td>44</td><td>資材倉庫</td></tr> <tr><td>45</td><td>新2号倉庫</td></tr> <tr><td>46</td><td>恒常物品保管倉庫</td></tr> <tr><td>47</td><td>協力企業A社倉庫1</td></tr> <tr><td>48</td><td>協力企業A社倉庫2</td></tr> <tr><td>49</td><td>協力企業A社倉庫3</td></tr> <tr><td>50</td><td>協力企業C社事務所2</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	32	3号炉原子炉建物	第5図	33	3号炉サービス建物	34	3号炉出入管理棟	35	放水路モニタ建物	36	給水設備建物	37	野外放射線モニタ関係資材倉庫	38	第1危険物倉庫	39	3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物	40	7号倉庫	41	8号倉庫	42	9号倉庫	43	10号倉庫	44	資材倉庫	45	新2号倉庫	46	恒常物品保管倉庫	47	協力企業A社倉庫1	48	協力企業A社倉庫2	49	協力企業A社倉庫3	50	協力企業C社事務所2	備考
管理番号	構造物名称	参照図面																																											
32	3号炉原子炉建物	第5図																																											
33	3号炉サービス建物																																												
34	3号炉出入管理棟																																												
35	放水路モニタ建物																																												
36	給水設備建物																																												
37	野外放射線モニタ関係資材倉庫																																												
38	第1危険物倉庫																																												
39	3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物																																												
40	7号倉庫																																												
41	8号倉庫																																												
42	9号倉庫																																												
43	10号倉庫																																												
44	資材倉庫																																												
45	新2号倉庫																																												
46	恒常物品保管倉庫																																												
47	協力企業A社倉庫1																																												
48	協力企業A社倉庫2																																												
49	協力企業A社倉庫3																																												
50	協力企業C社事務所2																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)			東海第二発電所(2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉			備考
第1-2表 アクセスルート周辺の構造物(建屋以外)			第2表 アクセスルート周辺の構造物等(建屋以外)			第2表 アクセスルート周辺の構造物(建物以外)(1/2)			
管理番号	構造物名称	参照図面	No	構造物名称	参照図面	管理番号	構造物名称	参照図面	
A	154kV 荒浜線鉄塔 No.25, No.26	第1-1図	A	275kV送電鉄塔 (No.1)	第1図	A	通信用無線鉄塔	第2図	
B	500kV 新新潟幹線鉄塔 No.1, No.2		B	154kV・66kV送電鉄塔 (No.6)		B	統合原子力防災NW用屋外アンテナ		
C	500kV 南新潟幹線鉄塔 No.1, No.2		C	154kV・66kV送電鉄塔 (No.7)		C	除だく槽設備		
D	通信鉄塔		D	154kV・66kV送電鉄塔 (No.8)		D	1号ろ過水タンク	第2図, 第3図	
E	1/2号炉主排気筒	第1-2図	E	多目的タンク	第2,5図	E	2号開閉所遮風壁	第3図	
F	3号炉主排気筒		F	純水貯蔵タンク		F	2号開閉所防護壁		
G	4号炉主排気筒		G	ろ過水貯蔵タンク		G	輪谷貯水槽(西1)		
H	免震重要棟屋外遮蔽壁		H	原水タンク		H	輪谷貯水槽(西2)		
I	No.1ろ過水タンク		I	溶融炉苛性ソーダタンク		I	輪谷貯水槽(東1)		
J	No.2ろ過水タンク		J	溶融炉アンモニアタンク		J	輪谷貯水槽(東2)		
K	6号炉軽油タンク		K	主要変圧器		K	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔		
L	5号炉主変圧器		L	所内変圧器		L	66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔		
M	6号炉主変圧器	M	起動変圧器	M		220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔	第3図		
N	7号炉軽油タンク	N	予備変圧器	N		220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔			
O	7号炉主変圧器	O	廃棄物処理建屋 換気空調ダクト	O	第2-66kV 開閉所屋外鉄構				
P	6/7号炉非放射性廃液収集タンク	P	主排気ダクト	P	ガスタービン発電機用軽油タンク				
Q	5号炉非放射性廃液収集タンク	Q	排気筒	Q	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク				
R	5号炉軽油タンク(A)	R	排気筒(東海発電所)	R	碍子水洗タンク	第4図			
S	5号炉軽油タンク(B)	S	No.1所内トランスN2タンク	S	協力企業B社設備1				
T	泡原液貯蔵タンク	T	No.1主トランスN2タンク	T	協力企業B社設備2				
U	圧力抑制室プール水サージタンク(大湊側)	U	No.2主トランスN2タンク	U	協力企業B社設備3				
V	5号炉主排気筒	V	No.2所内トランスN2タンク	V	協力企業B社倉庫1				
W	大湊側 純水タンク No.3	W	600t純水タンク	W	協力企業B社倉庫2				
		X	154kV引留鉄構	X	宇中系統中継水槽(西山水槽)				
		Y	崩壊土砂①	Y	雑用水タンク				
		Z	崩壊土砂②	Z	2号炉NGC液体窒素貯蔵タンク				
		AA	側方流動	AA	2号炉NGC液体窒素蒸発装置				
					a	1号炉復水貯蔵タンク	第4図		
					b	固化材タンク			
					c	防火壁			
					d	原子炉建物空気冷却系冷凍機			
					e	原子炉建物空気冷却系冷凍機制御盤			
					f	1,2号炉開閉所間電路接続用洞道			
					g	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽			
					h	第1ベントフィルタ格納槽			
					i				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉 第2表 アクセスルートの周辺構造物 (建物以外) (2 / 2) <table border="1" data-bbox="1724 262 2481 1129"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>構造物名称</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>j</td> <td>補助消火水槽</td> <td rowspan="16">第4図</td> </tr> <tr> <td>k</td> <td>2号炉非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク(B系)</td> </tr> <tr> <td>l</td> <td>2号炉復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>m</td> <td>2号炉補助復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>2号炉トラス水受入タンク</td> </tr> <tr> <td>o</td> <td>2号炉排気筒</td> </tr> <tr> <td>p</td> <td>燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</td> </tr> <tr> <td>q</td> <td>2号炉鉄イオン溶解タンク</td> </tr> <tr> <td>r</td> <td>取水槽除じん機エリア防水壁</td> </tr> <tr> <td>s</td> <td>取水槽海水ポンプエリア防水壁</td> </tr> <tr> <td>t</td> <td>2号炉起動変圧器</td> </tr> <tr> <td>u</td> <td>2号炉所内変圧器</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>2号炉主変圧器</td> </tr> <tr> <td>w</td> <td>取水槽ガントリクレーン</td> </tr> <tr> <td>x</td> <td>1号炉排気筒</td> </tr> <tr> <td>y</td> <td>防波壁</td> <td>第4図, 第5図</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>配管ダクト出入口建物</td> <td rowspan="3">第5図</td> </tr> <tr> <td>aa</td> <td>配管・ケーブル架台</td> </tr> <tr> <td>bb</td> <td>訓練用模擬水槽</td> </tr> <tr> <td>cc</td> <td>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)</td> <td rowspan="3">第1図</td> </tr> <tr> <td>dd</td> <td>500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>ee</td> <td>500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>ff</td> <td>500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔</td> <td rowspan="3">第1図, 第3図</td> </tr> <tr> <td>gg</td> <td>第二輪谷トンネル</td> </tr> <tr> <td>hh</td> <td>連絡通路</td> <td>第2図, 第4図</td> </tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	j	補助消火水槽	第4図	k	2号炉非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク(B系)	l	2号炉復水貯蔵タンク	m	2号炉補助復水貯蔵タンク	n	2号炉トラス水受入タンク	o	2号炉排気筒	p	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備	q	2号炉鉄イオン溶解タンク	r	取水槽除じん機エリア防水壁	s	取水槽海水ポンプエリア防水壁	t	2号炉起動変圧器	u	2号炉所内変圧器	v	2号炉主変圧器	w	取水槽ガントリクレーン	x	1号炉排気筒	y	防波壁	第4図, 第5図	z	配管ダクト出入口建物	第5図	aa	配管・ケーブル架台	bb	訓練用模擬水槽	cc	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)	第1図	dd	500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	ee	500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	ff	500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔	第1図, 第3図	gg	第二輪谷トンネル	hh	連絡通路	第2図, 第4図	備考
管理番号	構造物名称	参照図面																																																												
j	補助消火水槽	第4図																																																												
k	2号炉非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク(B系)																																																													
l	2号炉復水貯蔵タンク																																																													
m	2号炉補助復水貯蔵タンク																																																													
n	2号炉トラス水受入タンク																																																													
o	2号炉排気筒																																																													
p	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備																																																													
q	2号炉鉄イオン溶解タンク																																																													
r	取水槽除じん機エリア防水壁																																																													
s	取水槽海水ポンプエリア防水壁																																																													
t	2号炉起動変圧器																																																													
u	2号炉所内変圧器																																																													
v	2号炉主変圧器																																																													
w	取水槽ガントリクレーン																																																													
x	1号炉排気筒																																																													
y	防波壁		第4図, 第5図																																																											
z	配管ダクト出入口建物	第5図																																																												
aa	配管・ケーブル架台																																																													
bb	訓練用模擬水槽																																																													
cc	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)	第1図																																																												
dd	500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔																																																													
ee	500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔																																																													
ff	500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔	第1図, 第3図																																																												
gg	第二輪谷トンネル																																																													
hh	連絡通路		第2図, 第4図																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 216 798 1220" style="border: 1px solid black; height: 478px; width: 221px;"></div> <div data-bbox="816 401 854 1066" style="text-align: center;">第1-1図 アクセスルートの周辺構造物（発電所全体図）</div>	<div data-bbox="946 216 1673 863" style="border: 1px solid black; height: 308px; width: 245px;"></div> <div data-bbox="976 884 1626 915" style="text-align: center;">第1図 アクセスルートの周辺構造物等（発電所全体）</div>	<div data-bbox="1718 216 2421 1377" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 237px;"></div> <div data-bbox="2442 562 2481 1178" style="text-align: center;">第1図 アクセスルートの周辺構造物（発電所全体）</div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="136 212 789 1178" style="border: 1px solid black; height: 460px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="804 327 845 1096" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 156px;">第1-2図 アクセスルート周辺の周辺構造物(別紙1 荒浜側詳細図)</div>	<div data-bbox="940 212 1679 957" style="border: 1px solid black; height: 355px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="923 970 1697 1052" style="text-align: center;">第2図 アクセスルート周辺の周辺構造物等(東海第二発電所側詳細図)</div>	<div data-bbox="1718 212 2407 1367" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="2410 457 2451 1230" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 218px;">第2図 アクセスルート周辺の周辺構造物(緊急時対策所周辺詳細図)</div>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 216 789 1220" style="border: 1px solid black; height: 478px; width: 218px;"></div> <div data-bbox="813 344 848 1108" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第1-3 図 アクセスルート周辺の周辺構造物 (別紙2 大湊側詳細図) </div>	<div data-bbox="943 216 1679 957" style="border: 1px solid black; height: 353px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="982 974 1626 1003" style="text-align: center;"> 第3 図 アクセスルート周辺の周辺構造物等 (海側詳細図) </div>	<div data-bbox="1715 216 2407 1457" style="border: 1px solid black; height: 591px; width: 233px;"></div> <div data-bbox="2421 485 2457 1192" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第3 図 アクセスルート周辺の周辺構造物 (E L 44m 周辺詳細図) </div>	<div data-bbox="2629 163 2683 197" style="text-align: center;"> 備考 </div>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 216 771 1176" style="border: 1px solid black; height: 457px; width: 212px;"></div> <div data-bbox="795 296 834 1108" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第1-4図 アクセスルート周辺の周辺構造物 (別紙3 大湊側高台詳細図) </div>	<div data-bbox="943 216 1679 940" style="border: 1px solid black; height: 345px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="931 974 1679 1003" style="text-align: center;"> 第4図 アクセスルート周辺の周辺構造物等 (東海発電所側詳細図) </div>	<div data-bbox="1724 216 2427 1402" style="border: 1px solid black; height: 565px; width: 237px;"></div> <div data-bbox="2436 478 2475 1220" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第4図 アクセスルート周辺の周辺構造物 (1, 2号炉周辺詳細図) </div>	備考

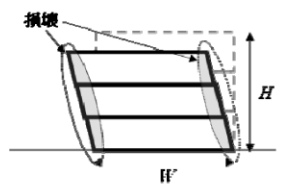
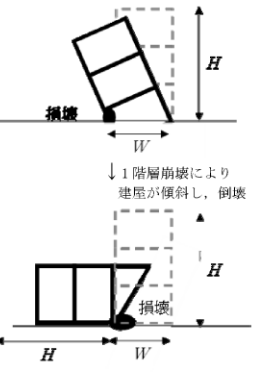
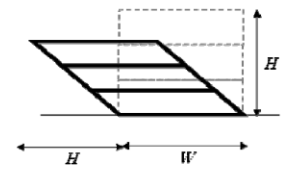
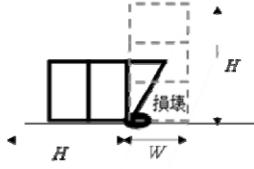
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 216 765 1171" style="border: 1px solid black; height: 455px; width: 210px;"></div> <p data-bbox="786 331 825 1096" style="text-align: center;">第1-5 図 アクセスルート周辺の構造物 (別紙 4 企業棟詳細図)</p>		<div data-bbox="1724 216 2415 1381" style="border: 1px solid black; height: 555px; width: 233px;"></div> <p data-bbox="2427 478 2466 1171" style="text-align: center;">第5 図 アクセスルート周辺の構造物 (3号炉周辺詳細図)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 214 768 1171" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="786 277 831 1150" style="position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); white-space: nowrap;"> 第1-6図 アクセスルートの周辺構造物(別紙5 淡水貯水池周辺詳細図) </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) <u>建造物の倒壊による屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</u></p> <p>アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した建造物のうち、耐震Sクラス(Ss機能維持含む)以外の建造物については、基準地震動Ssにより<u>損壊し、倒壊するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</u></p> <p>建造物のうち<u>建屋の倒壊による影響範囲は、過去の被害事例から建屋の損傷モードを想定し評価した。第2表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊、又は建屋の根元から転倒するものとして建屋高さ分を設定した。</u></p> <p><u>建屋以外の建造物の損壊による影響範囲は、建造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定し評価した。</u></p> <p>建造物の<u>倒壊によるアクセスルートへの影響評価結果を第3-1表～第3-4表、倒壊により影響を与える構築物の位置を第4-1図～第4-3図に示す。アクセスルートに必要な幅員(3m※)を確保できないと想定される場合は倒壊の影響を受けると評価した。</u></p>	<p>2. <u>建造物等の損壊による屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</u></p> <p>アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した建造物のうち、耐震Sクラス(Ss機能維持含む。)以外の建造物については、基準地震動Ssにより<u>がれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</u></p> <p><u>建屋建造物の影響範囲は第3表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊、又は建屋の根元から転倒するものとして建屋高さ分を設定した。なお、鉄骨造建屋については、過去の被害調査から層崩壊や転倒崩壊は確認されていない(補足説明資料(3)参照)が、影響範囲を建屋高さ分と設定した。</u></p> <p><u>建屋以外の建造物のうち機器類の損壊による影響範囲は、建造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定し評価した。</u></p> <p><u>建屋以外の建造物のうち斜面の崩壊による影響範囲は、斜面高さの2倍を崩壊土砂の到達距離として評価した。(別紙(13)参照)</u></p> <p>建造物(建屋、機器類)の損壊によるアクセスルートへの影響評価方法を第4表、影響評価結果を第5表～第6表、<u>損壊により影響を与える建造物等の位置を第5図～第7図に示す。損壊時にアクセスルートに干渉する全ての建造物等のうち、必要な幅員※を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</u></p> <p>また、<u>損壊時にアクセスルートに干渉する全ての建造物等について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する建造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</u></p>	<p>4. <u>建造物の損壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価</u></p> <p>アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した建造物のうち、耐震Sクラス(Ss機能維持含む。)以外の建造物については、基準地震動Ssにより<u>がれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</u></p> <p><u>建造物のうち建物の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建物の損傷モードを想定し評価した。第3表に示すとおり、建物の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊、又は建物の根元から転倒するものとして建物高さ分を設定した。</u></p> <p><u>建物以外の建造物の損壊による影響範囲は、建造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定し評価した。</u></p> <p>建造物の<u>損壊によるアクセスルートへの影響評価方法を第4表、影響評価結果を第5表～第6表に示す。損壊時にアクセスルートに干渉する全ての建造物のうち、必要な幅員(3.0m※)を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</u></p> <p><u>また、損壊時にアクセスルートに干渉する全ての建造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する建造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、4.(4)③④に示す周辺斜面の基準地震動によるすべり安定性評価結果より土砂の発生が想定されない</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、損壊により影響を与える建造物はない</p> <p>・設計方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する建造物についても考慮</p>

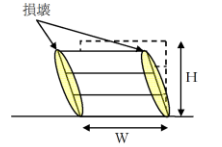
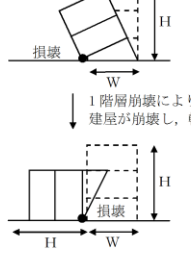
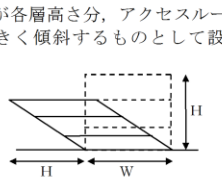
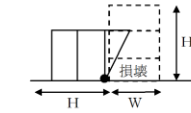
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※可搬型設備のうち最大幅の代替原子炉補機冷却系熱交換器トレーラー (2.7m) から保守的に設定。</p>	<p>なお、以下の箇所は重機によるがれき撤去は行わずに人力でホース又はケーブルを敷設するものとする。</p> <p>・接続口付近</p> <p>がれき等の有無にかかわらず、車両通行せずに人力でホースを敷設する箇所であり、また、がれき上からホース又はケーブルを敷設することが可能である。</p> <p>なお、東側接続口付近に設置されている廃棄物処理建屋換気空調ダクトは地震時の損壊を想定した場合にダクト上を人力でホース又はケーブル敷設することが可能である。</p> <p>あらかじめ形状変更・移設等の事前対策を行う構造物を第8図から第10図に示す。</p> <p>※ 必要な幅員 (5m) は、重大事故等対応において早急に確保すべきアクセスルート幅として、車両通行幅 3m (重大事故等発生直後にアクセスルートの通行を想定している可搬型設備のうち、車幅が最大となる「可搬型代替注水大型ポンプ (車幅: 2.49m) 」に余裕を考慮) 及び、ホース敷設幅 2m (原子炉注水等用の 200A ホース 3 本+水源補給用の 200A ホース 1 本+放水用の 300A ホース 2 本の計 6 本を敷設した場合の占有幅 (1.4m) に余裕を考慮) から設定</p>	<p>※: 可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅 (約 2.5m) 及び使用ホース中最大サイズの 300A ホース 1 本敷設の幅 (約 0.4m) を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も 1 本敷設で使用する。</p>	<p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、接続口付近を含むアクセスルート上においては重機によるがれき撤去を行わずにホース又はケーブル敷設が可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>可搬型設備等の仕様の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は、重大事故等対応の初動において必要である車両の通行及びホース敷設幅 (150A ホース 1 本若しくは 300A ホース 1 本) を確保可能</p>

第2表 建屋の損傷モード及び倒壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴※	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊。 ○柱の耐力不足・剛性の偏在や層間での急な剛性・耐力の違い・重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き転倒に至ったケースが確認されている。
想定される損傷モード	<p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に転倒に至る崩壊を想定。</p> 
想定する建屋の倒壊範囲	<p>全層崩壊は地震時に構造物を受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定。</p> 
建屋の倒壊による影響範囲	<p>H (建屋高さ分を設定)</p>	

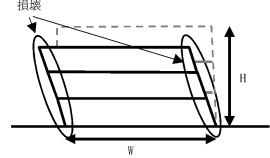
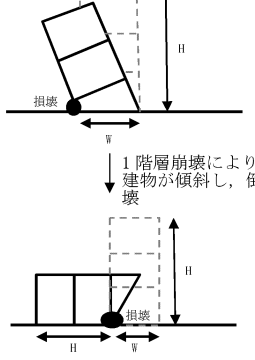
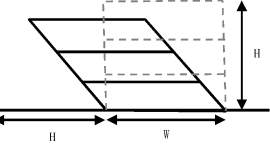
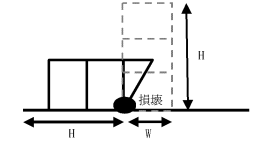
※「阪神・淡路大震災調査報告 共通編-1 総集編, 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

第3表 建屋の損傷モード及び損壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴※	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊がある。 ○柱の耐力不足・剛性の偏在や層間での急な剛性・耐力の違い・重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6階～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き、転倒に至ったケースが多く確認されている。
想定される損傷モード	<p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に転倒に至る崩壊を想定した。</p> 
想定する建屋の損壊範囲	<p>全層崩壊は地震時に構造物を受けるエネルギーを各層で配分するため、各層の損傷は小さく、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいといえるが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定した。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定した。</p> 
建屋の損壊による影響範囲	<p>H (建屋高さ分を設定)</p>	

※「阪神・淡路大震災調査報告 共通編-1 総集編, 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

第3表 建物の損傷モード及び損壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴※	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊。 ○柱の耐力不足・剛性の偏在や層間での急な剛性・耐力の違い・重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き転倒に至ったケースが確認されている。
想定される損傷モード	<p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に転倒に至る崩壊を想定。</p> 
想定する建物の損壊範囲	<p>全層崩壊は地震時に構造物を受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建物全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建物高さH分には到達しないものHとして設定。</p> 
建物の損壊による影響範囲	<p>H (建物高さ分を設定)</p>	

※「阪神・淡路大震災調査報告 共通編-1 総集編, 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

第4表 構造物(建屋, 機器類) 損壊時の影響評価方法

構造物とアクセスルートの位置関係	
L-H が正の値の場合	L-H が負の値の場合
構造物が損壊してもがれきがアクセスルートに届かないため、通行性に影響なし →判定「A」	構造物が損壊するとがれきがアクセスルートに干渉するため、詳細評価が必要となる
L+W-H が5m 以上の場合	L+W-H が5m 未満の場合
がれきがアクセスルートに干渉するが、道幅5mを確保可能なため、通行性に影響なし →判定「A」	道幅5mが確保困難なため、がれき撤去、人力によるホース等の敷設、迂回路の通行のいずれかの対応が必要 →判定「B」、「C」
【判定】	
「A」: 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、がれきがルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施) 「B」: がれき撤去によりアクセスルートを確保する構造物 (車両通行のみの場合はがれき撤去不要な構造物も含む。) 「C」: がれき発生時は迂回路を通行する構造物	

アクセスルート対象距離: Lの設定にあたり、全ての構造物の影響範囲を確認(参考資料-1)した上で、アクセスルートに干渉する可能性のある面との距離を算出する。

第4表 構造物(建物, 機器類) 損壊時の影響評価方法

構造物とアクセスルートの位置関係	
L-H が正の値の場合	L-H が負の値の場合
構造物が損壊してもがれきがアクセスルートに届かないため、通行性に影響なし →判定「A」	構造物が損壊するとがれきがアクセスルートに干渉するため、詳細評価が必要となる
L+W-H が3m 以上の場合	L+W-H が3m 未満の場合
がれきがアクセスルートに干渉するが、道幅3mを確保可能なため、通行性に影響なし →判定「A」	道幅3mが確保困難なため、がれき撤去、人力によるホース等の敷設、迂回路の通行のいずれかの対応が必要 →判定「B」、「C」
【判定】	
「A」: 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、がれきがルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施) 「B」: がれき撤去によりアクセスルートを確保する構造物 (車両通行のみの場合はがれき撤去不要な構造物も含む。) 「C」: がれき発生時は迂回路を通行する構造物	

アクセスルート対象距離: Lの設定にあたり、全ての構造物の影響範囲を確認(参考資料-1)した上で、アクセスルートに干渉する可能性のある面との距離を算出する。

・記載方針の相違
【柏崎6/7】
 島根2号炉は、構造物(建物, 機器類) 損壊時の影響評価方法を記載

第3-1表 屋外アクセスルートへの影響評価結果 (建屋) (1/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物名	耐震 クラス	構造 種別	高さ (m)	702421 対象距離 (m)	評価方法	判定値 (702421)	影響評価
第1-1図	1	機械工作業用ボンベ庫	R	RC造	2	8.63	対象による影響範囲をHとして評価	22.55	アクセスルートへ影響なし
	2	水処理ポンプ小屋	R	S造	1	3.17	対象による影響範囲をHとして評価	29.98	アクセスルートへ影響なし
	3	社員駐留用車庫(東側)	R	S造	1	3.39	対象による影響範囲をHとして評価	9.11	アクセスルートへ影響なし
	4	社員駐留用車庫(西側)	R	S造	1	3.39	対象による影響範囲をHとして評価	9.11	アクセスルートへ影響なし
	5	燃料倉庫	R	S造	1	6.30	対象による影響範囲をHとして評価	10.20	アクセスルートへ影響なし
	6	燃料倉庫	R	S造	2	6.98	対象による影響範囲をHとして評価	9.02	アクセスルートへ影響なし
	7	発電所車庫(下層)	R	S造	1	2.70	対象による影響範囲をHとして評価	13.10	アクセスルートへ影響なし
	8	発電所車庫(上層)	R	S造	2	2.38	対象による影響範囲をHとして評価	13.10	アクセスルートへ影響なし
	9	電気用機器用車庫(東側)	R	S造	3	2.38	対象による影響範囲をHとして評価	13.12	アクセスルートへ影響なし
	10	電気用機器用車庫(西側)	R	S造	3	2.38	対象による影響範囲をHとして評価	13.12	アクセスルートへ影響なし
第1-2図	11	事故処理用車庫(東側)	R	S造	1	14.10	対象による影響範囲をHとして評価	-0.05	影響あり
	12	事故処理用車庫(西側)	R	S造	1	14.10	対象による影響範囲をHとして評価	-0.05	影響あり
	13	事故処理用車庫(東側)	R	S造	2	14.10	対象による影響範囲をHとして評価	9.90	アクセスルートへ影響なし
	14	事故処理用車庫(西側)	R	S造	2	14.10	対象による影響範囲をHとして評価	9.90	アクセスルートへ影響なし
	15	事故処理用車庫(東側)	R	S造	1	2.62	対象による影響範囲をHとして評価	13.37	アクセスルートへ影響なし
	16	事故処理用車庫(西側)	R	S造	1	2.62	対象による影響範囲をHとして評価	13.37	アクセスルートへ影響なし
	17	事故処理用車庫(東側)	R	S造	1	7.84	対象による影響範囲をHとして評価	5.16	アクセスルートへ影響なし
	18	事故処理用車庫(西側)	R	S造	1	7.84	対象による影響範囲をHとして評価	5.16	アクセスルートへ影響なし
	19	事故処理用車庫(東側)	R	S造	2	12.25	対象による影響範囲をHとして評価	3.64	アクセスルートへ影響なし
	20	事故処理用車庫(西側)	R	S造	2	12.25	対象による影響範囲をHとして評価	3.64	アクセスルートへ影響なし
第1-3図	21	燃料倉庫	R	S造	1	12.83	対象による影響範囲をHとして評価	9.17	アクセスルートへ影響なし
	22	燃料倉庫	R	S造	1	5.75	対象による影響範囲をHとして評価	7.25	アクセスルートへ影響なし
	23	燃料倉庫	R	S造	1	5.90	対象による影響範囲をHとして評価	4.10	アクセスルートへ影響なし
	24	燃料倉庫	R	S造	2	5.88	対象による影響範囲をHとして評価	5.62	アクセスルートへ影響なし
	25	燃料倉庫	R	S造	2	6.13	対象による影響範囲をHとして評価	5.62	アクセスルートへ影響なし
	26	燃料倉庫	R	S造	2	6.83	対象による影響範囲をHとして評価	5.62	アクセスルートへ影響なし
	27	燃料倉庫	R	S造	2	6.83	対象による影響範囲をHとして評価	4.65	アクセスルートへ影響なし
	28	燃料倉庫	R	S造	1	4.07	対象による影響範囲をHとして評価	7.43	アクセスルートへ影響なし
	29	燃料倉庫	R	S造	1	4.10	対象による影響範囲をHとして評価	7.43	アクセスルートへ影響なし
	30	燃料倉庫	R	S造	1	4.10	対象による影響範囲をHとして評価	7.43	アクセスルートへ影響なし
第2-5図	31	燃料倉庫	R	S造	1	5.90	対象による影響範囲をHとして評価	23.10	アクセスルートへ影響なし
	32	燃料倉庫	R	S造	1	5.90	対象による影響範囲をHとして評価	23.10	アクセスルートへ影響なし
	33	燃料倉庫	R	S造	1	5.90	対象による影響範囲をHとして評価	9.20	アクセスルートへ影響なし
	34	燃料倉庫	R	S造	1	10.50	対象による影響範囲をHとして評価	-0.30	影響あり(車両)
	35	燃料倉庫	R	S造	1	6.30	対象による影響範囲をHとして評価	23.70	アクセスルートへ影響なし
	36	燃料倉庫	R	S造	1	8.50	対象による影響範囲をHとして評価	17.50	アクセスルートへ影響なし
	37	燃料倉庫	R	S造	1	5.70	対象による影響範囲をHとして評価	8.50	アクセスルートへ影響なし
	38	燃料倉庫	R	S造	1	7.90	対象による影響範囲をHとして評価	6.10	アクセスルートへ影響なし
	39	燃料倉庫	R	S造	1	8.90	対象による影響範囲をHとして評価	5.10	アクセスルートへ影響なし
	40	燃料倉庫	R	S造	2	8.90	対象による影響範囲をHとして評価	4.00	アクセスルートへ影響なし
第3-1図	41	燃料倉庫	R	S造	2	8.92	対象による影響範囲をHとして評価	16.58	アクセスルートへ影響なし
	42	燃料倉庫	R	S造	1	3.80	対象による影響範囲をHとして評価	16.20	アクセスルートへ影響なし
	43	燃料倉庫	R	S造	1	5.15	対象による影響範囲をHとして評価	4.55	アクセスルートへ影響なし
	44	燃料倉庫	R	S造	1	4.20	対象による影響範囲をHとして評価	7.80	アクセスルートへ影響なし
	45	燃料倉庫	R	S造	1	4.43	対象による影響範囲をHとして評価	10.55	アクセスルートへ影響なし
	46	燃料倉庫	R	S造	1	4.43	対象による影響範囲をHとして評価	10.55	アクセスルートへ影響なし
	47	燃料倉庫	R	S造	1	4.20	対象による影響範囲をHとして評価	3.80	アクセスルートへ影響なし
	48	燃料倉庫	R	S造	1	4.20	対象による影響範囲をHとして評価	3.80	アクセスルートへ影響なし
	49	燃料倉庫	R	S造	1	4.20	対象による影響範囲をHとして評価	3.80	アクセスルートへ影響なし
	50	燃料倉庫	R	S造	1	4.20	対象による影響範囲をHとして評価	3.80	アクセスルートへ影響なし

第5表 屋外アクセスルートへの影響評価結果 (建屋) (1/3)

参照 図面	No	構造物諸元			アクセスルート			影響評価		
		建物 構造	高さ (m)	耐震 クラス	幅 (m)	W	判定値: L-H 正の数: 干渉なし	判定 結果		
第2-5図	1	機械工作業用ボンベ庫	S	2.5	RC	29.7	7.5	27.2	34.7	A
	2	燃料倉庫	RC	6.0	RC	2.2	15.0	2.9	5.1	A
	3	燃料倉庫	RC	6.0	RC	2.2	15.0	2.9	5.1	A
	4	燃料倉庫	S	4.4	RC	24.6	7.5	20.2	27.2	A
	5	燃料倉庫	S	10.3	RC	33.2	7.5	22.9	30.4	A
	6	燃料倉庫	S	16.8	RC	8.3	16.0	-8.5	1.5	B
	7	燃料倉庫	S	6.0	RC	3.0	10.0	-3.0	7.0	A
	8	燃料倉庫	S	4.5	RC	14.3	10.0	3.8	16.8	A
	9	燃料倉庫	S	4.5	RC	14.3	10.0	3.8	16.8	A
	10	燃料倉庫	RC	32.5	RC	39.2	10.0	6.8	16.8	A
第3-1図	11	燃料倉庫	RC	-	-	-	-	-	-	A
	12	燃料倉庫	S	-	-	-	-	-	-	A
	13	燃料倉庫	RC	14.7	RC	31.4 (東側)	7.5	15.7	24.2	A ₉₀
	14	燃料倉庫	RC	8.2	RC	0.0 (東側)	5.0	-14.7	-9.2	C ₉₀
	15	燃料倉庫	RC	6.0	RC	8.2	10.2	0.0	10.2	A
	16	燃料倉庫	S	9.9	RC	0.0	5.0	-9.9	5.0	A
	17	燃料倉庫	RC	5.7	RC	1.4 (東側)	6.2	-1.3	1.9	A ₉₀
	18	燃料倉庫	S	3.6	RC	3.2 (東側)	5.5	0.8	5.6	A ₉₀
	19	燃料倉庫	RC	14.9	RC	12.4	5.5	-2.5	3.0	B
	20	燃料倉庫	RC	-	-	-	-	-	-	A
第3-2図	21	燃料倉庫	S	4.0	RC	17.7	15.2	7.6	18.0	A ₉₀
	22	燃料倉庫	RC	8.4	RC	7.3	10.0	-0.9	9.1	A
	23	燃料倉庫	RC	2.9	RC	4.0	10.0	3.1	11.1	A
	24	燃料倉庫	S	4.9	RC	5.9	10.0	0.0	10.0	A
	25	燃料倉庫	RC	11.4	RC	11.4	10.0	0.0	10.0	A
	26	燃料倉庫	S	2.0	RC	2.3	10.0	-0.9	4.2	A ₉₀
	27	燃料倉庫	S	3.2	RC	3.2	10.0	-0.9	4.2	A ₉₀
	28	燃料倉庫	S	3.2	RC	3.2	10.0	-0.9	4.2	A ₉₀
	29	燃料倉庫	S	3.2	RC	3.2	10.0	-0.9	4.2	A ₉₀
	30	燃料倉庫	S	3.2	RC	3.2	10.0	-0.9	4.2	A ₉₀

【判定】 □ : 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきルートに干渉しない)
 □ : 「B」 がれき撤去によりアクセスルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施
 □ : 「C」 がれき発生時は重機によるがれき撤去は行わずに人力でがれき上にホース等を敷設する構造物
 □ : がれき発生時は重機によるがれき撤去は行わずに人力でがれき上にホース等を敷設する構造物
 ※1 耐震及び損壊しないこととする
 ※2 当該構造物距離のルートは、板状部距離にだけ使用するルートであるため、がれき影響がある場合は、他のルートによりがれき影響がない箇所に放水砲を設置する
 ※3 当該箇所は人力でホースを敷設する範囲のため、1.4m以上のルート幅が確保できればホース敷設作業に影響はない
 ※4 対策を実施することで通行性を確保 (第8図参照)

第5表 アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (1/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	耐震 クラス	建物 構造	階数 n	高さ (m)	アクセスルート 対距離 (m)	アクセスルート 幅 (m)	評価方法	影響評価	
										判定値: L-H 3m以上: 干渉なし	判定 結果
第2図	1	緊急時対策所	-(Ss)	RC造	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	A
	2	1号水ろ過装置室	-	S造	2	8.00	13.80	18.80	損壊による影響範囲をHとして評価	9.00	A
	3	技術訓練棟2号館	-	S造	2	8.00	5.20	18.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-2.80	A
	4	管理事務所1号館	-	SRC造	6	24.90	29.41	12.25	損壊による影響範囲をHとして評価	4.51	A
	5	管理事務所2号館	-	RC造 SRC造 S造	5	18.80	6.90	15.90	損壊による影響範囲をHとして評価	-11.90	A
第3図	6	ガスタービン発電機建物	-(Ss)	RC造 SRC造 S造	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	A
	7	協力企業A社事務所1	-	S造	1	4.21	3.00 (北側) 13.00 (西側)	7.40 (北側) 9.80 (西側)	損壊による影響範囲をHとして評価	-1.21 (北側) 8.79 (西側)	A
	8	協力企業A社事務所2	-	S造	1	6.88	5.40	7.40	損壊による影響範囲をHとして評価	-1.48	A
	9	協力企業A社事務所3	-	S造	3	8.78	18.00	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	9.22	A
	10	協力企業A社事務所4	-	S造	3	11.65	27.70	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	16.05	A
	11	協力企業B社事務所1	-	S造	1	3.70	2.40	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-1.30	A
	12	協力企業B社事務所2	-	RC造 S造	3	12.16	8.00	10.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-4.16	A
	13	協力企業B社事務所3	-	S造	2	8.55	35.00	8.08	損壊による影響範囲をHとして評価	26.45	A
	14	協力企業C社事務所1	-	S造	3	12.49	15.92	15.38	損壊による影響範囲をHとして評価	3.43	A
	15	協力企業D社売店	-	S造	1	4.00	2.00	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-2.00	A
	16	合併処理施設機械室	-	RC造	1	3.40	12.00	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	8.60	A
	17	固体廃棄物貯蔵所B棟	B	RC造	2	10.00	13.90	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	3.90	A

【判定】 □ : 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきルートに干渉しない、
 がれき撤去によりアクセスルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
 □ : 「B」 がれき撤去によりアクセスルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施
 □ : 「C」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物

・設備の相違
 【柏崎6/7, 東海第二】
 プラントの相違に伴
 う評価結果の相違

第3-2表 屋外アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (2/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺建物名称	耐震 クラス	建物 構造	高さ (m)	7/7セグメント 対象距離 (m)	評価方法	判定値 (見出し)	影響評価
第1-3図	48	6号炉CO2圧入装置	N	RC造	1	4.40	照射による影響範囲をHとして評価	1.70	影響あり
	49	2号炉原子炉建屋	S	RC造	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	影響なし
	50	2号炉原子炉建屋	S	RC造	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	影響なし
	51	6号炉廃棄物処理建屋	B	RC造	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	影響なし
	52	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
	53	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
	54	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
	55	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
	56	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
	57	6号炉原子炉建屋	N	RC造	2	9.85	照射による影響範囲をHとして評価	14.15	影響あり
第1-4図	58	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	59	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	60	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	61	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	62	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	63	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	64	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	65	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	66	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	67	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
第1-5図	68	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	69	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	70	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	71	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	72	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	73	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	74	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	75	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	76	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	77	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
第2-5図	78	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	79	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	80	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	81	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	82	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	83	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	84	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	85	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	86	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	87	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
第3-6図	88	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	89	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	90	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	91	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	92	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	93	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	94	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	95	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	96	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり
	97	5号炉原子炉建屋	N	RC造	1	3.60	照射による影響範囲をHとして評価	10.40	影響あり

第5表 屋外アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (2/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺建物名称	耐震 クラス	建物 構造	高さ (m)	7/7セグメント 対象距離 (m)	評価方法	判定値 (見出し)	影響評価
第2-5図	27	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	28	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	29	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	30	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	31	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	32	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	33	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	34	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	35	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	36	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
第3-6図	37	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	38	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	39	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	40	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	41	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	42	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	43	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	44	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	45	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	46	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
第4-7図	47	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	48	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	49	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	50	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	51	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	52	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	53	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	54	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	55	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり
	56	所内ライオンプロパンボンベ庫	N	S造	2.5	33.1	照射による影響範囲をHとして評価	30.6	影響あり

【判定】 □：「A」通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、かたがわアクセスルートに干渉しない、
 □：「B」がれき撤去によりアクセスルートに干渉しない、かたがわアクセスルートに干渉しない、
 □：「C」がれき撤去によりアクセスルートに干渉しない、かたがわアクセスルートに干渉しない、
 □：がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみ) を確保する構造物 (車両通行のみ) の必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を(実施) される
 □：がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみ) を確保する構造物 (車両通行のみ) の必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を(実施) される
 □：対策を実施することで通行性を確保 (第9図参照)
 ※1 対策を実施することで通行性を確保 (第9図参照)
 ※2 廃棄物処理建屋の周辺と埋め戻し部との境界部の高さ発生のため、ルート幅をがれき撤去により確保

第5表 アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (2/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺建物	耐震 クラス	建物 構造	階数 n	高さ (m)	7/7セグメント 対象距離 (m)	評価方法	判定値 (見出し)	影響評価	
第4図	18	1号炉原子炉建屋	B	RC造	—	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	A	
	19	1号炉廃棄物処理建屋	B	RC造	—	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	A	
	20	2号炉原子炉建屋	S	RC造	—	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	A	
	21	2号炉廃棄物処理建屋	B	RC造	—	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	A	
	22	2号炉タービン建屋	B	RC造	—	—	—	耐震評価に基づき影響がないことを確認	—	A	
	23	屋内閉閉所	—	S造	1	13.50	44.50	損壊による影響範囲をHとして評価	31.00	39.30	A
	24	44m 搬送事務所	—	RC造	3	13.05	11.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-1.25	8.55	A
	25	プラスチック固化設備建屋	B	RC造	1	3.23	3.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.23	7.67	A
	26	西側事務所	—	RC造	2	8.00	3.30	損壊による影響範囲をHとして評価	-4.70	3.30	A
	27	北口警備所	—	S造	2	7.15	14.00	損壊による影響範囲をHとして評価	6.85	14.85	A
28	2号炉取水コンロール建屋	C	RC造	1	4.23	3.90	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.33	7.67	A	
29	2号炉鉄イオン貯蔵建屋	C	S造	1	4.06	1.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-3.06	5.94	A	
30	2号炉排気筒モニタ室	C	RC造	—	—	—	損壊による影響範囲をHとして評価	0.84	8.84	A	
31	地下湧水浄化設備	—	S造	1	2.40	2.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.40	7.60	A	

【判定】 □：「A」通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、かたがわアクセスルートに干渉しない、
 □：「B」がれき撤去によりアクセスルートに干渉しない、かたがわアクセスルートに干渉しない、
 □：「C」がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみ) を確保する構造物 (車両通行のみ) の必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を(実施) される
 □：がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみ) を確保する構造物 (車両通行のみ) の必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を(実施) される
 □：対策を実施することで通行性を確保 (第9図参照)
 ※1 対策を実施することで通行性を確保 (第9図参照)
 ※2 廃棄物処理建屋の周辺と埋め戻し部との境界部の高さ発生のため、ルート幅をがれき撤去により確保

第3-3表 屋外アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (3/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物名称	構造物諸元			評価方法	影響評価			
			前義 クラス	建物 構造	階数 n		高さ(m) H	7メートル 対象距離 L	判定値 (L-H)	判定
第1-6図	94	土木企業体 現場事務所①	N	S造	2	5.30	15.60	倒壊による影響範囲をHとして評価	10.30	アクセスルートへ影響なし
	95	土木企業体 現場事務所②	N	S造	1	5.80	19.00	倒壊による影響範囲をHとして評価	13.20	アクセスルートへ影響なし
	96	土木企業体 現場事務所③	N	S造	2	5.60	10.90	倒壊による影響範囲をHとして評価	5.30	アクセスルートへ影響なし
	97	土木企業体 現場事務所④	N	S造	2	5.50	13.40	倒壊による影響範囲をHとして評価	7.90	アクセスルートへ影響なし
	98	土木企業体 現場事務所⑤	N	S造	1	3.00	12.10	倒壊による影響範囲をHとして評価	9.10	アクセスルートへ影響なし
	99	土木企業体 現場事務所⑥	N	S造	1	2.75	9.50	倒壊による影響範囲をHとして評価	6.75	アクセスルートへ影響なし
	100	土木企業体 現場事務所⑦	N	S造	2	5.60	9.50	倒壊による影響範囲をHとして評価	3.90	アクセスルートへ影響なし

第5表 屋外アクセスルートの影響評価結果 (建物) (3/3)

参照 図面	No	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			アクセスルート幅 (m) W	評価方法	影響評価		
			建物 構造	高さ (m) H	7メートル 対象距離 (m) L			判定値(L-H) 正の数:干渉なし	判定 5m以上:影響なし	
第1,7図	60	保原燃料倉庫	S	5.9	31.3	8.0	損壊による影響範囲をHとして評価	26.0	A	
	61	燃料貯蔵庫	R	3.3	17.2	8.0		18.0	A	
	62	燃料貯蔵庫	R	4.1	17.1	8.0		16.0	A	
	63	燃料貯蔵庫	R	4.1	17.1	8.0		16.0	A	
	64	燃料貯蔵庫	R	4.1	17.1	8.0		16.0	A	
	65	燃料貯蔵庫	R	4.1	17.1	8.0		16.0	A	
	66	ボイラー上屋	S	6.9	37.4	8.0		30.5	A	
	67	使用済燃料貯蔵庫	R	22.0	23.0	10.0		1.0	11.0	A
	68	非常用ディーゼル発電機	R	5.2	4.8	7.5		-0.4	7.1	A
	69	保安監視室	S	4.0	33.1	7.5		29.1	36.6	A
第2,5図	70	排気庫	S	7.0	16.9	5.0	9.9	14.9	A	
	71	配電設備室	R	3.2	39.2	5.0	36.0	41.0	A	
	72	水島貯蔵庫	S	2.8	40.8	7.5	38.0	45.5	A	
	73	燃料貯蔵庫	S	5.6	18.0	5.0	12.4	17.4	A	
	74	燃料貯蔵庫	S	5.5	16.8	8.0	11.3	19.3	A	
	75	燃料貯蔵庫	S	7.2	5.6	8.0	-1.6	6.4	A	
	76	煙突	R	3.0	1.5	7.5	-1.5	6.0	A	
	77	常設代替高圧電源装置	R	-	-	-	-	-	A	
	78	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	79	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
第4,7図	80	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	81	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	82	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	83	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	84	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	85	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	86	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	87	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	88	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	
	89	保安監視室	R	8.5	52.6	7.5	45.1	50.6	A	

【判定】 □ : 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、
 : 「B」 がれき撤去によりアクセスルートを確保する構造物 (耐震性が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
 : 「C」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみの場合はがれき撤去不要な構造物も含む、)
 : がれき発生時は重機によるがれき撤去は行わずに人力でがれき上に人力でがれき等を敷設する構造物

第5表 アクセスルートへの影響評価結果 (建物) (3/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			7メートル 幅(m) W	評価方法	影響評価				
			耐震 クラス	建物 構造	階数 n			高さ (m) H	7メートル 対象距離 (m) L	判定値: L-H 3m以上: 影響なし	判定	
第5図	32	3号炉原子炉建物	-	SRC造 RC造 S造	6	46.96	42.40	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-4.56	5.24	A
	33	3号炉サービス建物	-	RC造 S造	4	19.52	31.20	12.40	損壊による影響範囲をHとして評価	11.68	24.08	A
	34	3号炉出入管理棟	-	RC造 S造	1	5.83	2.30	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	-3.53	6.27	A
	35	放水塔モニタ建物	-	RC造	1	3.70	0.00	18.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-3.70	14.30	A
	36	給水設備建物	-	S造	1	6.55	18.90	9.00	損壊による影響範囲をHとして評価	12.35	21.35	A
	37	野方放射線モニタ厚質資材倉庫	-	S造	1	2.70	3.00	9.00	損壊による影響範囲をHとして評価	0.30	9.30	A
	38	第1危廃物倉庫	-	RC造	1	4.36	26.30	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	21.94	29.84	A
	39	3号炉補給海水系ポンプメンテナンス建物	-	S造	1	16.87	16.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.87	7.03	A
	40	7号倉庫	-	S造	2	11.99	24.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	12.01	19.91	A
	41	8号倉庫	-	S造	2	11.99	24.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	12.01	19.91	A
42	9号倉庫	-	S造	1	11.99	24.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	12.01	19.91	A	
43	10号倉庫	-	S造	1	11.99 (東側) 9.44 (南西 側)	5.50 (東側) 5.70 (南西 側)	10.49 (東側) 9.90 (南西 側)	9.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-6.49 (東側) -3.74 (南西側)	4.00 (東側) 6.16 (南西側)	A
44	資材倉庫	-	S造	1	2.50	9.30	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	6.80	14.70	A	
45	新2号倉庫	-	S造	1	11.99	24.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	12.01	19.91	A	
46	非常物品保管倉庫	-	S造	2	11.99	25.00	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	13.01	20.91	A	
47	協力企業A社会庫1	-	S造	1	7.14	14.70	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	7.56	15.46	A	
48	協力企業A社会庫2	-	S造	1	4.50	6.30	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	1.80	9.70	A	
49	協力企業A社会庫3	-	S造	1	3.40	9.10	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	5.70	13.60	A	
50	協力企業B社会庫所2	-	S造	2	6.70	10.30	9.00	損壊による影響範囲をHとして評価	3.00	12.00	A	

【判定】 □ : 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、
 : 「B」 がれき撤去によりアクセスルートを確保する構造物 (耐震性が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
 : 「C」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみの場合はがれき撤去不要な構造物も含む、)

第3-4表 屋外アクセスルートへの影響評価結果（建屋以外）

参照 図面	アクセスルート周辺構造物名称	構造物諸元		評価方法	影響評価
		高さ(m) H	アクセスルート 対象距離(m) L		
第1-1図	A 15kV 荒浜線鉄塔 No.25, No.26	No.25:44 No.26:33	-	送電線の影響を別途評価	-
	B 500kV 新新鶴崎線鉄塔 No.1, No.2	No.1:72 No.2:68	-	送電線の影響を別途評価	-
	C 500kV 南新鶴崎線鉄塔 No.1, No.2	No.1:73 No.2:77	-	送電線の影響を別途評価	-
第1-2図	D 通信鉄塔	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	E 1/2号炉主排気筒	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	F 3号炉主排気筒	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	G 4号炉主排気筒	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	H 免震重要棟屋外遮断壁	3.85	13.00	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	I No.1ろ過水タンク	7.40	22.50	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	J No.2ろ過水タンク	13.50	22.50	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
第1-3図	K 6号炉軽油タンク	-	-	耐震評価により倒壊しないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	L 5号炉主変圧器	11.00	26.30	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	M 6号炉主変圧器	11.20	10.90	倒壊による影響範囲をHとして評価	影響あり
	N 7号炉軽油タンク	-	-	耐震評価により倒壊しないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	O 7号炉主変圧器	10.15	15.05	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	P 6/7号炉非放射線性廃液収集タンク	3.00	9.00	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	Q 5号炉軽油タンク(B)	3.00	17.80	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	R 5号炉軽油タンク(A)	-	-	耐震評価により倒壊しないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	S 5号炉軽油タンク	1.75	7.35	耐震評価により倒壊しないことを確認	アクセスルートへ影響なし
	T 圧力抑制室プール水サージタンク(大 森側)	11.52	20.20	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし
	V 5号炉排気筒	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	アクセスルートへ影響なし
W 大森側 純水タンク No.3	12.30	29.10	倒壊による影響範囲をHとして評価	アクセスルートへ影響なし	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

第6表 屋外アクセスルートの影響評価結果（建屋以外）

参照 図面	No.	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元		評価方法	影響評価
			高さ (m) H	アクセスルート 対象距離(m) L		
第1図	A	275kV送電線塔 (No.1)	57.5	10.0	損壊による影響範囲を Hとして評価	判定値: L+W-H 10.0 10.0以上: 影響なし
	B	15kV・66kV送電線塔 (No.6)	42.9	-	送電線の影響を別途評 価	-
	C	15kV・66kV送電線塔 (No.3)	42.9	-	-	-
	D	15kV・66kV送電線塔 (No.5)	32.6	-	-	-
	E	多目的タンク	13.3	7.0	-	-0.3
	F	橋本野瀬タンク	10.0	10.1	-	9.1
	G	6号炉軽油タンク	13.3	25.6	-	12.4
	H	原水タンク	10.7	30.9	-	20.3
	I	設備貯留性ソーダタンク	2.1	0.0	-	-2.1
	J	設備貯留性アンモニアタンク	1.4	0.0	-	-1.4
第2図	K	主要変圧器	10.0	12.3	-	2.3
	L	炉内変圧器	5.4	25.3	-	19.9
	M	起動変圧器	7.4	28.9	-	21.5
	N	予備変圧器	6.0	7.4	-	1.5
	O	廃棄物処理棟 換気装置ダクト	7.6	0.0	-	-
	P	主排気ダクト	26.4	0.0	-	-
	Q	排気筒	-	-	耐震評価により損壊し ないことを確認	-
	R	排気筒 (東海東側)	89.7	99.6	-	-
	S	No.1炉内トランス2号タンク	2.7	12.5	-	9.9
	T	No.1炉内トランス1号タンク	4.5	11.9	-	7.4
第4,7図	U	No.2炉内トランス2号タンク	4.5	11.9	損壊による影響範囲を Hとして評価	7.4
	V	No.2炉内トランス1号タンク	2.7	12.5	-	9.8
	W	600kV配電タンク	9.0	27.5	-	18.5
	X	15kV引降機	16.50	2.3	-	-14.2
	Y	耐震土俵①	3.00	7.50	損壊高さの2倍を影響範囲 Hとして評価	7.2
	Z	耐震土俵②	3.00	7.50	損壊高さの2倍を影響範囲 Hとして評価	7.2
	AA	側方流動	-	91.0	水際線から100mの範囲 を影響範囲として評価	-4.5
				20.0 (東西幅 ^{※1})		3.00 ^{※1}
				7.50 (西側)		3.00 ^{※1}
				20.0 (東西幅 ^{※1})		-1.5
			20.0 (東西幅 ^{※1})		-9.0	
			20.0 (東西幅 ^{※1})		11.0	

【判定】□: 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきルートに干渉しない、
がれきルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
□: 「B」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物
□: 「C」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物 (車両通行のみの場合がれき撤去不要な構造物を含む、)

※1 当該構造物活動のルートは、放水施設設置時に使用されるルートであるため、がれき影響がある場合は、影響がない箇所に放水筒を設置する
※2 対策を実施することで通行性を確保 (第9,10図参照) ※3: L+W-H (斜面高さの2倍) で計算 ※4: 側方流動の影響評価範囲外 (道路交差点)

東海第二発電所(2018.9.18版)

第6表 アクセスルートへの影響評価結果（建物以外）(1/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元		評価方法	影響評価
			高さ (m) H	アクセスルート 対象距離 (m) L		
第2図	A	通信用無線鉄塔	-	-	耐震評価を実施のうえ必要対策を実施	判定値: L+H 3m以上: 影響なし
	B	統合原子力防炎NW用屋外アンテナ	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	C	除なく構設備	6.90	15.00	損壊による影響範囲をHとして評価	8.10
第3図	D	1号ろ過水タンク	11.60	33.30	損壊による影響範囲をHとして評価	21.70
	E	2号間留所遮断壁	12.00	0.00	構造的にアクセスルート側に損壊しない	-
	F	2号間留所防浪壁	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
第3図	G	輪谷貯水槽(西1)	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	H	輪谷貯水槽(西2)	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	I	輪谷貯水槽(東1)	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	J	輪谷貯水槽(東2)	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	K	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	-	-	耐震評価を実施のうえ必要対策を実施	-
	L	66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔	29.4	111.10	損壊による影響範囲をHとして評価	81.70
	M	220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔	-	-	耐震評価を実施のうえ必要対策を実施	-
	N	220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔	-	-	耐震評価を実施のうえ必要対策を実施	-
	O	第2-66kV 間留所屋外鉄構	-	-	耐震評価を実施のうえ必要対策を実施	-
	P	ガスタービン発電機用軽油タンク	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-
	Q	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク	3.60	10.61	損壊による影響範囲をHとして評価	7.01
R	硝子水洗タンク	6.10	6.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.10	
S	協力企業B社設備 1	2.40	3.10	損壊による影響範囲をHとして評価	0.70	
T	協力企業B社設備 2	1.90	8.50	損壊による影響範囲をHとして評価	6.60	
U	協力企業B社設備 3	1.00	1.00	損壊による影響範囲をHとして評価	0.00	
V	協力企業B社倉庫 1	2.70	2.10	損壊による影響範囲をHとして評価	-0.60	
W	協力企業B社倉庫 2	2.45	5.10	損壊による影響範囲をHとして評価	2.65	

【判定】□: 「A」 通行性に影響がない構造物 (耐震性があるため損壊しない、がれきルートに干渉しない、
がれきルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
□: 「B」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物
□: 「C」 がれき発生時は迂回路を通行する構造物

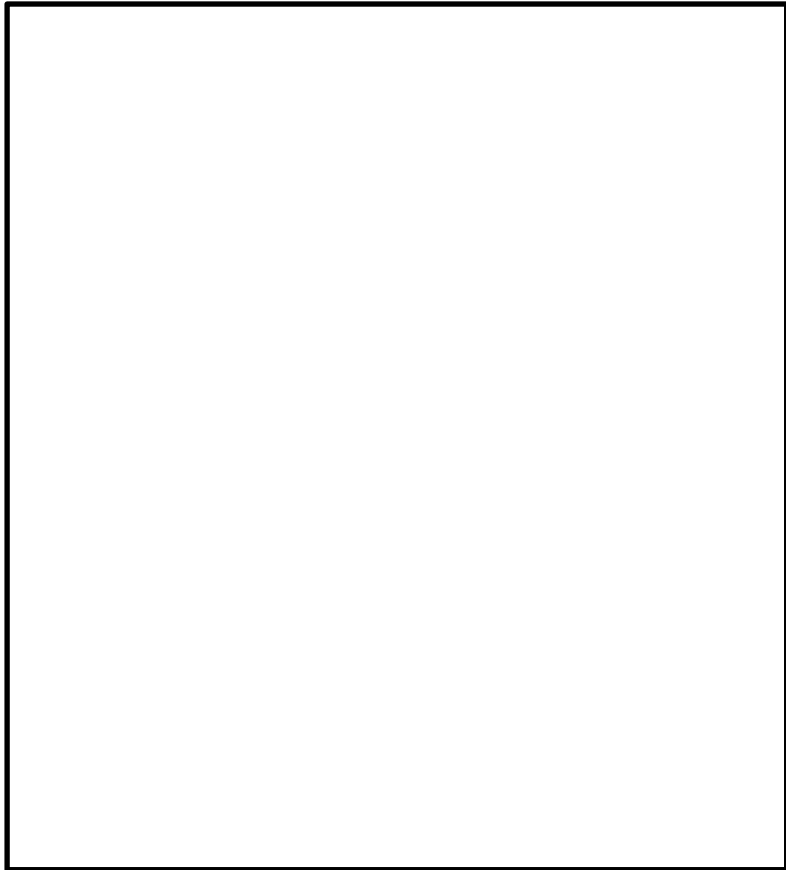
島根原子力発電所 2号炉

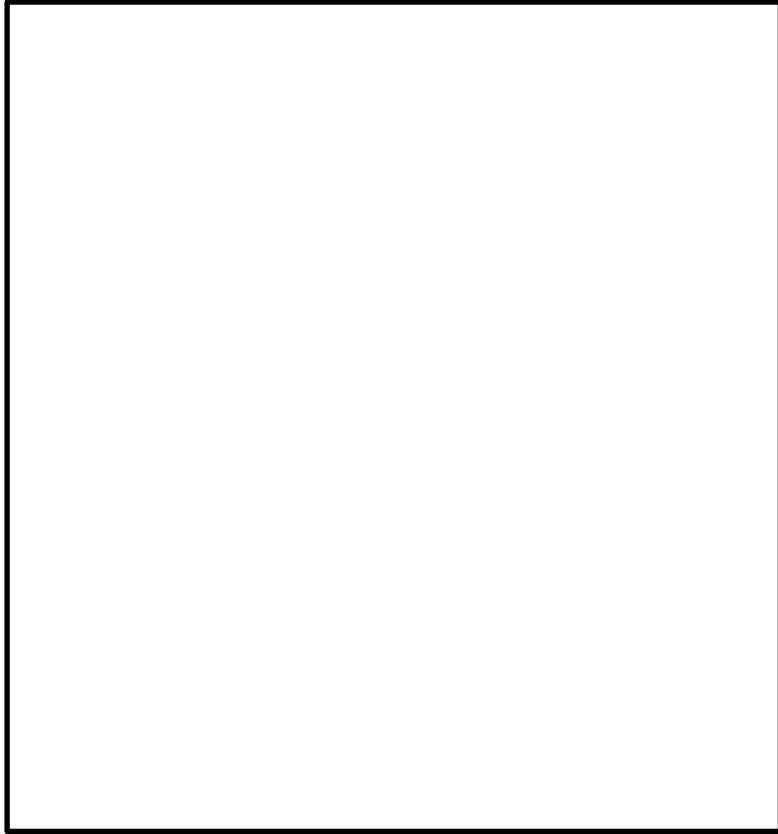
備考

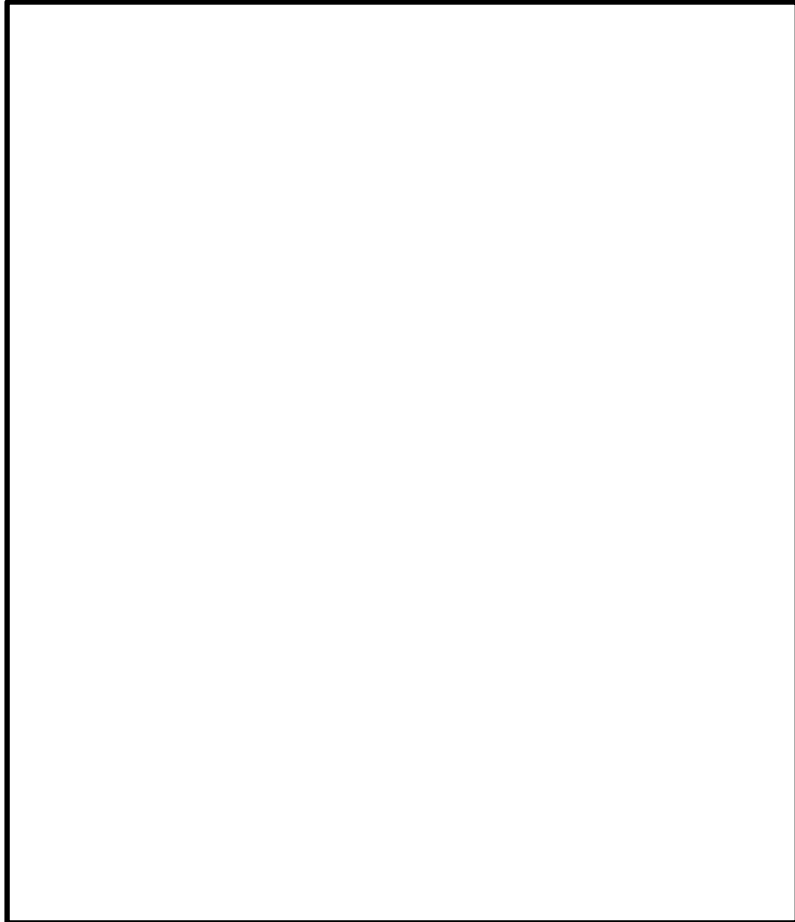
第6表 アクセスルートへの影響評価結果(建物以外)(2/3)

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			7メートル 対象距離 (m) L	7メートル 幅(m) W	評価方法	影響評価		
			耐震 クラス	高さ (m) H	7メートル 幅(m) W				判定値： L-H 正の数： 干渉なし	判定値： L-H 3m以上： 影響なし	
第4図	X	宇中系統中継水槽(西山水槽)	-	2.00	9.80	6.80	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	4.80	14.60	A
	Y	雑用水タンク	-	2.50	6.80	6.80	9.80	損壊による影響範囲をHとして評価	4.30	14.10	A
	Z	2号炉MGC液体薬液貯蔵タンク	C	6.01	3.80	3.80	8.30	損壊による影響範囲をHとして評価	-2.21	6.09	A
	a	2号炉MGC液体薬液貯蔵装置	C	4.41	2.90	2.90	8.30	損壊による影響範囲をHとして評価	-1.51	6.79	A
	b	1号炉廃水貯蔵タンク	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	c	固化材タンク	B	5.71	3.40	3.40	7.90	損壊による影響範囲をHとして評価	-2.31	5.59	A
	d	防火壁	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	e	原子炉建物空気冷却系冷凍機	-	4.84	6.30	6.30	8.30	損壊による影響範囲をHとして評価	1.46	9.76	A
	f	原子炉建物空気冷却系冷凍機前脚架	-	2.10	2.20	2.20	8.30	損壊による影響範囲をHとして評価	0.10	8.40	A
	g	1,2号炉間所内電路総用線道	C	2.30	0.00	0.00	8.30	損壊による影響範囲をHとして評価	-2.30	6.00	A
	h	低圧原子炉代管注水ポンプ格納槽*	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	i	第1ベントフィルタ格納槽*	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	j	補助油火水機*	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	k	2号炉非常用アイゼン発電機 燃料貯蔵タンク(B系)*	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	l	2号炉廃水貯蔵タンク	B	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	m	2号炉補助循環水貯蔵タンク	B	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
n	2号炉トランス水受入タンク	B	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A	
o	2号炉排気筒	C	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A	
p	燃料移送ポンプエリア薬液貯蔵設備	-	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A	
q	2号炉鉄イオン溶解タンク	C	4.80	1.50	1.50	9.00	損壊による影響範囲をHとして評価	-3.30	5.70	A	
r	取水槽除じん機エリア防水平壁	S	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A	
s	取水槽排水ポンプエリア防水平壁	C	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A	
t	2号炉起動変圧器	C	6.80	37.20	37.20	8.00	損壊による影響範囲をHとして評価	30.40	38.40	A	

【判定】 □ : 「A」通行性に影響がない構造物(耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、
 がれきがルートに干渉するがルートの必要輸送が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
 □ : 「B」がれき撤去によりアクセスルートに干渉するがルートの必要輸送が確保可能、設備の移設等の対策を実施)
 □ : 「C」がれき発生時は迂回路を通行する構造物(車両通行のみの場合はがれき撤去不要な構造物も含む。)
 ※ : 地上入口部を示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1092 1060 1537 1138">第5図 アクセスルート周辺の構造物 (東海第二発電所側詳細図)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="997 1016 1614 1052">第6図 アクセスルート周辺の構造物（海側詳細図）</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="937 1104 1679 1138">第7図 アクセスルート周辺の構造物（東海発電所側詳細図）</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="943 212 1679 999" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="923 1014 1706 1142" data-label="Caption"> <p>第8図 サービス建屋～チェックポイント歩道上屋並びに原子炉建屋付属棟及び廃棄物処理建屋に対する事前対策（形状変更，ALC パネル部変更）</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="946 214 1673 1129" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="937 1150 1682 1276">第9図 サービス建屋（東海発電所），溶融炉苛性ソーダタンク，溶融炉アンモニアタンクに対する事前対策（構造変更，移設）</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="934 214 1685 1087" style="border: 2px solid black; height: 416px; width: 253px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1003 1108 1605 1138" style="text-align: center;">第 10 図 154kV 引留鉄構に対する事前対策 (移設)</p> <p data-bbox="928 1199 1694 1541">第 5 表及び第 6 表において、損壊時にアクセスルートに干渉する構造物等 (L (アクセスルート対象距離) - H (構造物高さ) の値が負の数の構造物等) について、構造物の影響範囲を確認 (参考資料-1) した上で、確保可能なアクセスルートの幅員が構造物の単独損壊評価よりも狭くなるおそれがある構造物等について、損壊時に確保可能なアクセスルートの幅員を確認した。評価結果を第 7 表、詳細確認結果を第 12 図、第 13 図、第 15 図、第 16 図、第 17 図に示す。</p>	<p data-bbox="1748 1199 2490 1499">第 5 表及び第 6 表において、損壊時にアクセスルートに干渉する構造物 (L (アクセスルート対象距離) - H (構造物高さ) の値が負の数の構造物) について、構造物の影響範囲を確認 (参考資料-1) した上で、確保可能なアクセスルートの幅員が構造物の単独損壊評価よりも狭くなるおそれがある構造物について、損壊時に確保可能なアクセスルートの幅員を確認した。評価結果を第 7 表、詳細確認結果を第 6, 7 図に示す。</p>	<p data-bbox="2516 1199 2783 1541">・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、確保可能なアクセスルートの幅員が構造物の単独損壊評価よりも狭くなるおそれがある構造物について評価</p>

第7表 損壊時にアクセスルートに干渉する構造物等の評価結果

No	損壊時に単独損壊評価よりも幅員が狭くなるおそれのある構造物等の組合せ	損壊時に確保可能な道幅	対応方針	参照図面
16	へパフィルター室	0m	がれき撤去は行わずに、人力でがれき上にホース等を敷設する	第12図
0	廃棄物処理建屋換気空調ダクト			
37	補修装置等保管倉庫	11m	車両の通行に影響がないことを確認した	第13図
AA	側方流動			
42	固体廃棄物作業建屋	3.8m	がれきの影響を受けないように、アクセスルートを広幅することで、車両の通行に必要なアクセスルートの幅を確保する	第15図
51	サイトバンカー建屋			
43	緊急時対策室建屋	0m	当該ルートは使用せず、迂回路を使用する	第16図
44	事務本館			
46	タービンホール(東海発電所)			
76	擁壁②			
Z	崩壊土砂②			
32	固体廃棄物貯蔵庫A棟	0m	当該ルートは使用せず、迂回路を使用する	第17図
AA	側方流動			

第7表 損壊時にアクセスルートに干渉する構造物の評価結果

管理番号	損壊時に単独損壊評価よりも幅員が狭くなるおそれのある構造物の組合せ	損壊時に確保可能な道幅	対応方針	参照図面
Z	2号炉 NGC 液体窒素貯蔵タンク	3.79m	車両の通行に影響がないことを確認した	第6図
a	2号炉 NGC 液体窒素蒸発装置			
g	1, 2号炉開閉所間電路接続用洞道			
z	配管ダクト出入口建物	6.27m	車両の通行に影響がないことを確認した	第7図
aa	配管・ケーブル架台			
34	3号炉出入管理棟			

・設備の相違
【東海第二】
プラントの相違に伴う評価結果の相違

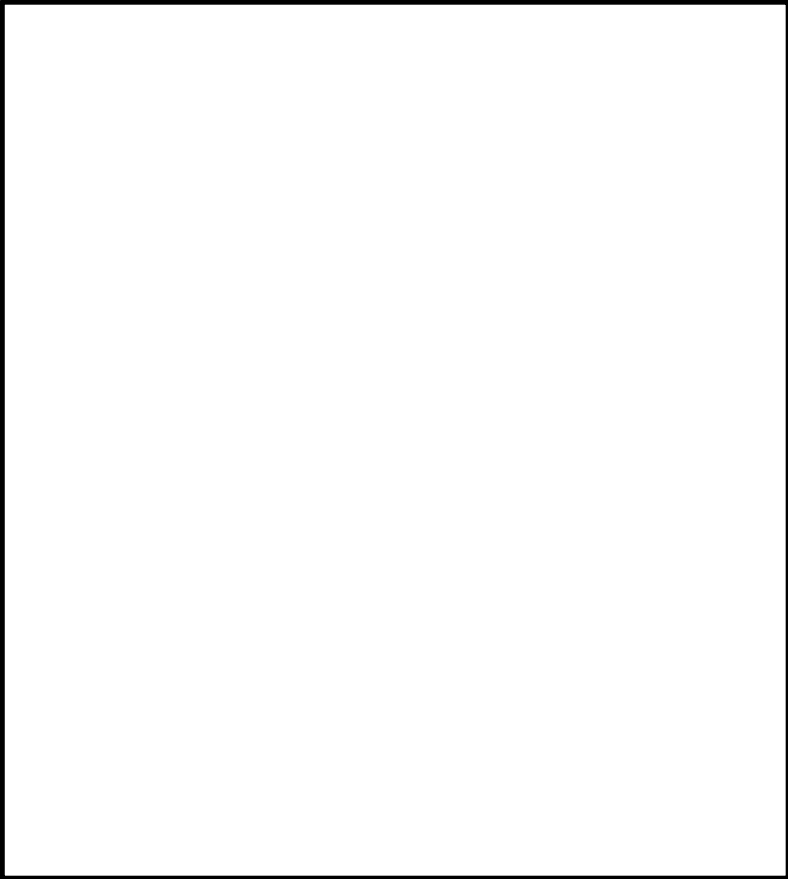
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1718 212 2436 1472" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 242px;"></div> <div data-bbox="2436 338 2475 1381" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第6図 2号炉 NGC 液体窒素貯蔵タンク等の構造物とアクセスルートとの位置関係及び外観 </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1718 222 2436 1461" style="border: 2px solid black; height: 590px; width: 242px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="2442 380 2487 1373" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第7図 3号炉出入管理棟等の建物及び構造物とアクセスルートとの位置関係及び外観 </div>	

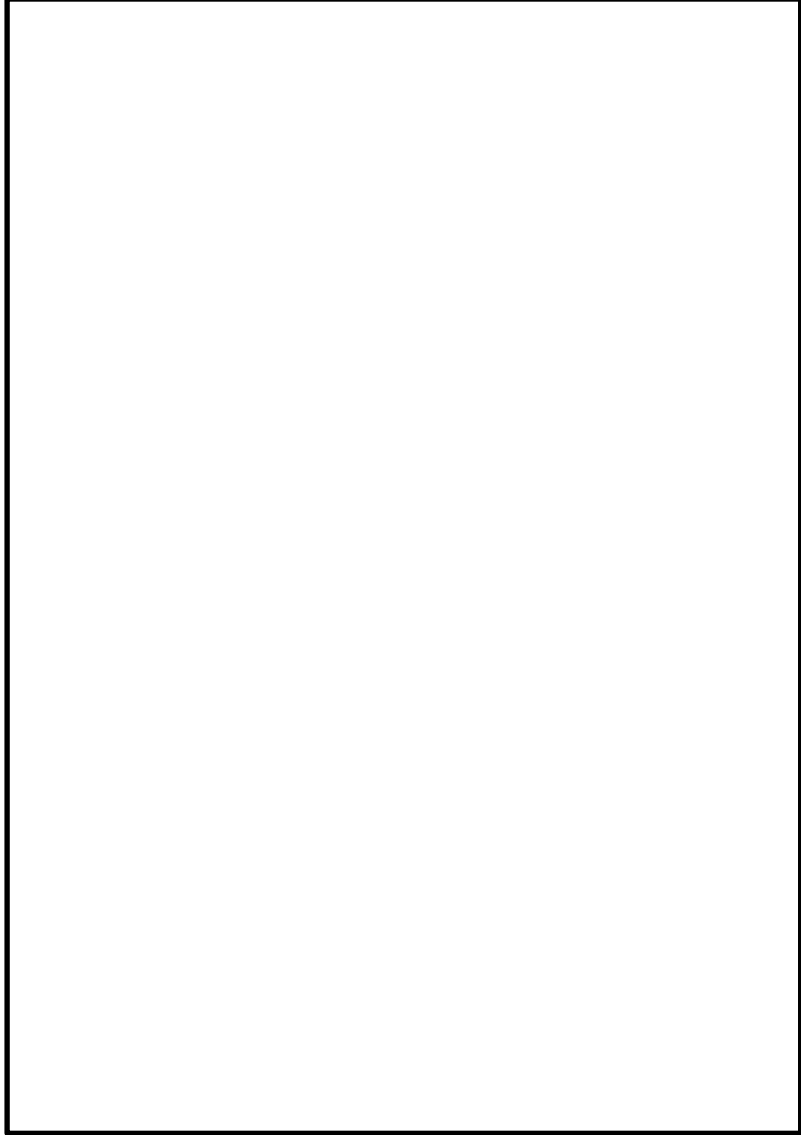
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. <u>アクセスルートに影響がある構造物の詳細確認</u> <u>損壊時にアクセスルートに影響がある構造物等のうち、第5表及び第6表の対応方針にて、がれき撤去によりアクセスルートの確保、又は人力にて送水ホースを敷設することで対応する</u>とした<u>構造物等の対応の成立性について、アクセスルート及び近傍構造物等との位置関係及び構造物等の外観を第11図～第17図に示す。</u></p> <div data-bbox="946 751 1670 1537" style="border: 1px solid black; height: 374px; width: 244px; margin: 10px auto;"></div> <p>第11図 屋内開閉所等の構造物とアクセスルートの位置関係及び構造物外観</p>		<p>・設計方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、接続口付近を含むアクセスルート上においては重機によるがれき撤去を行わずにホース又はケーブル敷設が可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="934 220 1685 1213" style="border: 2px solid black; height: 473px; width: 253px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="934 1241 1685 1318">第12図 原子炉建屋東側の構造物とアクセスルートの位置関係 及び構造物外観並びに人力によるホース敷設の想定範囲</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="943 212 1685 1178" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="926 1192 1706 1276" data-label="Caption"> <p>第13図 補修装置等保管倉庫，焼却炉用プロパンボンベ庫等の 構造物及び側方流動とアクセスルートの位置関係及び構造物外観</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="943 1062 1679 1136">第 14 図 機材倉庫等の構造物とアクセスルート的位置関係及び 構造物外観</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="937 220 1679 1209" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="923 1236 1700 1367" data-label="Caption"> <p>第15図 サイトバンカー建屋, サービス建屋(東海発電所)等の 構造物とアクセスルートの位置関係及び構造物外観並びに人力 によるホース敷設の想定範囲</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1050 1287 1567 1367">第 16 図 擁壁①, 崩壊土砂①等の構造物と アクセスルートとの位置関係及び構造物外観</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="943 220 1679 1031" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="964 1058 1653 1142" data-label="Caption"> <p>第 17 図 固体廃棄物貯蔵庫 A 棟, 側方流動等の構造物と アクセスルートの位置関係及び構造物外観</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																
		<p>5. 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価</p> <p>保管場所及びアクセスルート周辺の構造物のうち①周辺構造物の損壊（建物，鉄塔等）及び②周辺タンク等の損壊について，基準地震動S_sによる影響確認が必要な構造物を第8，9表のとおり抽出した。</p> <p>第8表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表（1 / 2）</p> <table border="1" data-bbox="1745 573 2475 1444"> <thead> <tr> <th>No. ※1</th> <th>名称</th> <th>耐震設計・評価方針分類</th> <th>条文要求</th> <th>評価区分</th> <th>外装材被害の有無</th> <th>外装材以外の被害の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>I^{※2}</td><td>緊急時対策所</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>無</td></tr> <tr><td>6</td><td>ガスタービン発電機建物</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>無</td></tr> <tr><td>18</td><td>1号炉原子炉建物</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>—</td></tr> <tr><td>19</td><td>1号炉廃棄物処理建物</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>—</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉原子炉建物</td><td>S クラス</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>無</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉廃棄物処理建物</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>—</td></tr> <tr><td>22</td><td>2号炉タービン建物</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>—</td></tr> <tr><td>30</td><td>2号炉排気筒モニタ室</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>無</td><td>—</td></tr> <tr><td>A^{※2}</td><td>通信用無線鉄塔</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>B^{※2}</td><td>統合原子力防災NW用屋外アンテナ</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>F</td><td>2号炉開閉所防護壁</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>G^{※2,3}</td><td>輪谷貯水槽（西1）</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>H^{※2,3}</td><td>輪谷貯水槽（西2）</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>I^{※3}</td><td>輪谷貯水槽（東1）</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>J^{※3}</td><td>輪谷貯水槽（東2）</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>K</td><td>66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>M^{※2}</td><td>220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>N^{※2}</td><td>220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>O</td><td>第2-66kV 開閉所屋外鉄構</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>P^{※3,4,5}</td><td>ガスタービン発電機用軽油タンク</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>b^{※3}</td><td>1号炉復水貯蔵タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>d</td><td>防火壁</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>h</td><td>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽^{※8}</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>i</td><td>第1ペントフィルタ格納槽^{※8}</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>j</td><td>補助消火水槽^{※8}</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>k</td><td>2号炉非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク(B系)^{※8}</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>l^{※3}</td><td>2号炉復水貯蔵タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>m^{※3}</td><td>2号炉補助復水貯蔵タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>n^{※3}</td><td>2号炉トラス水受入タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可^{※6}</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>o</td><td>2号炉排気筒</td><td>S s 機能維持</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>p</td><td>燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	No. ※1	名称	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価区分	外装材被害の有無	外装材以外の被害の有無	I ^{※2}	緊急時対策所	S s 機能維持	○	工事認可	無	無	6	ガスタービン発電機建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	無	18	1号炉原子炉建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	—	19	1号炉廃棄物処理建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	—	20	2号炉原子炉建物	S クラス	○	工事認可	無	無	21	2号炉廃棄物処理建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	—	22	2号炉タービン建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	—	30	2号炉排気筒モニタ室	波及的影響評価	○	工事認可	無	—	A ^{※2}	通信用無線鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—	B ^{※2}	統合原子力防災NW用屋外アンテナ	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	F	2号炉開閉所防護壁	耐震評価	—	工事認可	—	—	G ^{※2,3}	輪谷貯水槽（西1）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	H ^{※2,3}	輪谷貯水槽（西2）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	I ^{※3}	輪谷貯水槽（東1）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	J ^{※3}	輪谷貯水槽（東2）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	K	66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—	M ^{※2}	220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—	N ^{※2}	220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—	O	第2-66kV 開閉所屋外鉄構	耐震評価	—	工事認可	—	—	P ^{※3,4,5}	ガスタービン発電機用軽油タンク	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	b ^{※3}	1号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	d	防火壁	耐震評価	—	工事認可	—	—	h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	i	第1ペントフィルタ格納槽 ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	j	補助消火水槽 ^{※8}	耐震評価	—	工事認可	—	—	k	2号炉非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク(B系) ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	l ^{※3}	2号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	m ^{※3}	2号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	n ^{※3}	2号炉トラス水受入タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—	o	2号炉排気筒	S s 機能維持	○	工事認可	—	—	p	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備	波及的影響評価	○	工事認可	—	—	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉は，基準地震動S_sによる影響確認が必要な構造物を明確化</p>
No. ※1	名称	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価区分	外装材被害の有無	外装材以外の被害の有無																																																																																																																																																																																																																													
I ^{※2}	緊急時対策所	S s 機能維持	○	工事認可	無	無																																																																																																																																																																																																																													
6	ガスタービン発電機建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	無																																																																																																																																																																																																																													
18	1号炉原子炉建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	—																																																																																																																																																																																																																													
19	1号炉廃棄物処理建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	—																																																																																																																																																																																																																													
20	2号炉原子炉建物	S クラス	○	工事認可	無	無																																																																																																																																																																																																																													
21	2号炉廃棄物処理建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	—																																																																																																																																																																																																																													
22	2号炉タービン建物	S s 機能維持	○	工事認可	無	—																																																																																																																																																																																																																													
30	2号炉排気筒モニタ室	波及的影響評価	○	工事認可	無	—																																																																																																																																																																																																																													
A ^{※2}	通信用無線鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
B ^{※2}	統合原子力防災NW用屋外アンテナ	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
F	2号炉開閉所防護壁	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
G ^{※2,3}	輪谷貯水槽（西1）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
H ^{※2,3}	輪谷貯水槽（西2）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
I ^{※3}	輪谷貯水槽（東1）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
J ^{※3}	輪谷貯水槽（東2）	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
K	66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
M ^{※2}	220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
N ^{※2}	220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
O	第2-66kV 開閉所屋外鉄構	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
P ^{※3,4,5}	ガスタービン発電機用軽油タンク	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
b ^{※3}	1号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
d	防火壁	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
i	第1ペントフィルタ格納槽 ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
j	補助消火水槽 ^{※8}	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
k	2号炉非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク(B系) ^{※8}	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
l ^{※3}	2号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
m ^{※3}	2号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
n ^{※3}	2号炉トラス水受入タンク	耐震評価	—	工事認可 ^{※6}	—	—																																																																																																																																																																																																																													
o	2号炉排気筒	S s 機能維持	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													
p	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備	波及的影響評価	○	工事認可	—	—																																																																																																																																																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																
		<p align="center">第8表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表 (2 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No. ※1</th> <th>名称</th> <th>耐震設計・評価 方針分類</th> <th>条文 要求</th> <th>評価 区分</th> <th>外装材 被害の 有無</th> <th>外装材 以外の 被害の 有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>r</td><td>取水槽除じん機エリア防水壁</td><td>Sクラス</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>s</td><td>取水槽海水ポンプエリア防水壁</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>w</td><td>取水槽ガントリクレーン※9</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>x</td><td>1号炉排気筒</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>y</td><td>防波壁</td><td>Sクラス</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>gg</td><td>第二輪谷トンネル</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>hh※12</td><td>連絡通路</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※2</td><td>免震重要棟</td><td>耐震評価</td><td>—※10</td><td>工事認可※7</td><td>無</td><td>無</td></tr> <tr><td>—※2</td><td>免震重要棟遮蔽壁</td><td>波及的影響評価</td><td>○</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※2,3</td><td>非常用ろ過水タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可※6</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※4</td><td>第2予備変圧器</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※4</td><td>重油移送配管</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※3,4</td><td>重油タンク (No. 1, 2, 3) ※11</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※3</td><td>3号炉復水貯蔵タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可※6</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—※3</td><td>3号炉補助復水貯蔵タンク</td><td>耐震評価</td><td>—</td><td>工事認可※6</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>注：対象は地震による保管場所及びアクセスルートへの影響評価のうち①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）及び②周辺タンク等の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを抽出。 耐震設計・評価方針分類ごとの耐震設計方針、耐震評価方針については第9表に示す。 条文要求の「○」は「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条で適合性を説明するもの。「—」は「工事計画—添付資料—安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する補足説明資料」若しくは「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条に評価結果を記載する。外装材及び外装材以外の被害想定の詳細は別紙(37)に示す。 ※1：第1表、第2表による管理番号を示す。 ※2：3.(3)a.①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。 ※3：4.(4)②e.タンクからの溢水及び別紙(33)に示す溢水伝播挙動評価において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。 ※4：4.(4)②b.可燃物施設の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。 ※5：3.(3)a.②(a)可燃物施設の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。 ※6：「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を説明するもの。 ※7：別紙(37)にて耐震性を確認する。 ※8：地上入口部を示す。 ※9：2号炉取水槽上における影響評価結果を示す。 ※10：免震重要棟は、「設置許可基準規則」に基づく発電用原子炉施設（設計基準対象施設又は重大事故等対処設備）には該当しない。免震重要棟は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における初動対応要員の待機場所として、並びに重大事故等発生時においては、緊急時対策要員のうち交替・待機要員の待機場所として使用する。 ※11：溢水防止壁を示す。 ※12：土石流及び送電線の垂れ下がりによる影響を受けないアクセスルート。</p>	No. ※1	名称	耐震設計・評価 方針分類	条文 要求	評価 区分	外装材 被害の 有無	外装材 以外の 被害の 有無	r	取水槽除じん機エリア防水壁	Sクラス	○	工事認可	—	—	s	取水槽海水ポンプエリア防水壁	波及的影響評価	○	工事認可	—	—	w	取水槽ガントリクレーン※9	波及的影響評価	○	工事認可	—	—	x	1号炉排気筒	波及的影響評価	○	工事認可	—	—	y	防波壁	Sクラス	○	工事認可	—	—	gg	第二輪谷トンネル	耐震評価	—	工事認可	—	—	hh※12	連絡通路	耐震評価	—	工事認可	—	—	—※2	免震重要棟	耐震評価	—※10	工事認可※7	無	無	—※2	免震重要棟遮蔽壁	波及的影響評価	○	工事認可	—	—	—※2,3	非常用ろ過水タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—	—※4	第2予備変圧器	耐震評価	—	工事認可	—	—	—※4	重油移送配管	耐震評価	—	工事認可	—	—	—※3,4	重油タンク (No. 1, 2, 3) ※11	耐震評価	—	工事認可	—	—	—※3	3号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—	—※3	3号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—	
No. ※1	名称	耐震設計・評価 方針分類	条文 要求	評価 区分	外装材 被害の 有無	外装材 以外の 被害の 有無																																																																																																													
r	取水槽除じん機エリア防水壁	Sクラス	○	工事認可	—	—																																																																																																													
s	取水槽海水ポンプエリア防水壁	波及的影響評価	○	工事認可	—	—																																																																																																													
w	取水槽ガントリクレーン※9	波及的影響評価	○	工事認可	—	—																																																																																																													
x	1号炉排気筒	波及的影響評価	○	工事認可	—	—																																																																																																													
y	防波壁	Sクラス	○	工事認可	—	—																																																																																																													
gg	第二輪谷トンネル	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																													
hh※12	連絡通路	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																													
—※2	免震重要棟	耐震評価	—※10	工事認可※7	無	無																																																																																																													
—※2	免震重要棟遮蔽壁	波及的影響評価	○	工事認可	—	—																																																																																																													
—※2,3	非常用ろ過水タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—																																																																																																													
—※4	第2予備変圧器	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																													
—※4	重油移送配管	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																													
—※3,4	重油タンク (No. 1, 2, 3) ※11	耐震評価	—	工事認可	—	—																																																																																																													
—※3	3号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—																																																																																																													
—※3	3号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	—	工事認可※6	—	—																																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
		<p style="text-align: center;"><u>第9表 耐震設計・評価方針</u></p> <table border="1" data-bbox="1730 268 2475 699"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>設計方針</th> <th>評価方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sクラス</td> <td>耐震Sクラスとして設計する。</td> <td>「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。</td> </tr> <tr> <td>S s機能維持</td> <td>基準地震動S sによる地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波及的影響評価</td> <td>耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震評価</td> <td>基準地震動S sによる地震力によって、倒壊しない設計とする。</td> <td>【建物^{※1}、鉄塔^{※2}、構造物^{※3}】 第10表に示す。 【構造物^{※4}】 「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において説明する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：免震重要棟 ※2：通信用無線鉄塔，66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔，220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔，220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔，第 2 - 66kV 開閉所屋外鉄構 ※3：2号炉開閉所防護壁，防火壁，補助消火水槽，第二輪谷トンネル，第 2 予備変圧器，重油移送配管，重油タンク (No. 1, 2, 3)，連絡通路 ※4：輪谷貯水槽 (西 1)，輪谷貯水槽 (西 2)，輪谷貯水槽 (東 1)，輪谷貯水槽 (東 2)，1号炉復水貯蔵タンク，2号炉復水貯蔵タンク，2号炉補助復水貯蔵タンク，2号炉トールス水受入タンク，非常用ろ過水タンク，3号炉復水貯蔵タンク，3号炉補助復水貯蔵タンク</p> <p><u>第 8, 9 表で抽出した構造物のうち，耐震設計・評価方針分類が「耐震評価」の構造物（「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において耐震性を説明するものを除く。）の耐震評価方針を第 10 表に示す。</u></p> <p><u>このうち，免震重要棟の評価方針，評価結果を別紙 (37) で示す。その他の構造物の評価結果については詳細設計段階で示す。</u></p>	分類	設計方針	評価方針	Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。	S s機能維持	基準地震動S sによる地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。		波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。		耐震評価	基準地震動S sによる地震力によって、倒壊しない設計とする。	【建物 ^{※1} 、鉄塔 ^{※2} 、構造物 ^{※3} 】 第10表に示す。 【構造物 ^{※4} 】 「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において説明する。	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7，東海第二】 島根 2号炉は，耐震設計・評価方針を明確化</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7，東海第二】 島根 2号炉は，「耐震評価」の構造物の耐震評価方針を明確化</p>
分類	設計方針	評価方針																
Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。																
S s機能維持	基準地震動S sによる地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。																	
波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。																	
耐震評価	基準地震動S sによる地震力によって、倒壊しない設計とする。	【建物 ^{※1} 、鉄塔 ^{※2} 、構造物 ^{※3} 】 第10表に示す。 【構造物 ^{※4} 】 「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において説明する。																

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所(2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p style="text-align: center;">第10表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価方針(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 35%;">評価方法</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信用無線鉄塔</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び基礎の応力評価を実施する。</td> <td>上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。^{※2}</td> </tr> <tr> <td>66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2-66kV 開閉所屋外鉄構</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号炉開閉所防護壁</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。^{※3}</td> <td>曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。^{※3}</td> </tr> <tr> <td>防火壁</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。^{※3}</td> <td>曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。^{※3}</td> </tr> <tr> <td>補助消火水槽^{※1}</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、入口部(RC構造)の照査を実施する。</td> <td>曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。^{※4}</td> </tr> <tr> <td>第二輪谷トンネル</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。</td> <td>曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。^{※4}</td> </tr> <tr> <td>連絡通路^{※5}</td> <td>基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。</td> <td>曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：地上入口部を示す。 ※2：JISME S NC1-2005/2007, 「電気設備の技術基準」(1997), JEAG4601-1987 他に準拠して評価する。 ※3：「鋼構造設計規程 - 許容応力度設計法-」(日本建築学会, 2005) に準拠して評価する。 ※4：「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル」(土木学会, 2005) に準拠して評価する。 ※5：土石流及び送電線の垂れ下がりによる影響を受けないアクセスルート。</p>	名称	評価方法	評価基準	通信用無線鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び基礎の応力評価を実施する。	上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2}	66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔			220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔			220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔			第2-66kV 開閉所屋外鉄構			2号炉開閉所防護壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。 ^{※3}	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}	防火壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。 ^{※3}	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}	補助消火水槽 ^{※1}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、入口部(RC構造)の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}	第二輪谷トンネル	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}	連絡通路 ^{※5}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}	<p>備考</p>
名称	評価方法	評価基準																																		
通信用無線鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び基礎の応力評価を実施する。	上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2}																																		
66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔																																				
220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔																																				
220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔																																				
第2-66kV 開閉所屋外鉄構																																				
2号炉開閉所防護壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。 ^{※3}	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}																																		
防火壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防護壁(鋼構造)の照査を実施する。 ^{※3}	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}																																		
補助消火水槽 ^{※1}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、入口部(RC構造)の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}																																		
第二輪谷トンネル	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}																																		
連絡通路 ^{※5}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}																																		

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所(2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p style="text-align: center;">第 10 表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価方針 (2 / 2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">評価方法</th> <th style="width: 50%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免震重要棟</td> <td>基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び免震装置の応答について評価を実施する。</td> <td>上部構造の層間変形角及び免震装置のせん断ひずみ^{※1, 2}が評価基準値以下であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>第 2 予備変圧器</td> <td>基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、基礎金具について応力評価を実施する。</td> <td>基礎金具の発生応力が、基礎金具の許容応力以下であることを確認する。^{※4}</td> </tr> <tr> <td>重油移送配管</td> <td>基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、配管及び支持構造物の応力評価を実施する。</td> <td>配管及び支持構造物の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。^{※5}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 1, 2, 3)^{※3}</td> <td>基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、溢水防止壁 (RC 構造) に対する照査を実施する。</td> <td>曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。^{※6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「鉄筋コンクリート造建物の耐震性能評価指針 (案)・同解説」(社) 日本建築学会) において、壁フレーム構造の安全限界状態とされる層間変形角の値。 ※2：「免震構造の試評価例及び試設計例」(独) JNES, 2014) における設計目標値。 ※3：溢水防止壁を示す。 ※4：JEAC 4601-2008, JEAG 5003-2010, JSME S NIJ-2011 に準拠して評価する。 ※5：JEAG 4601-1987, JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1991 追補版, JSME S NC1-2005/2007 に準拠して評価する。 ※6：「コンクリート標準示方書[構造性能照査編]」(土木学会, 2002) に準拠して評価する。</p>	名称	評価方法	評価基準	免震重要棟	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び免震装置の応答について評価を実施する。	上部構造の層間変形角及び免震装置のせん断ひずみ ^{※1, 2} が評価基準値以下であることを確認する。	第 2 予備変圧器	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、基礎金具について応力評価を実施する。	基礎金具の発生応力が、基礎金具の許容応力以下であることを確認する。 ^{※4}	重油移送配管	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、配管及び支持構造物の応力評価を実施する。	配管及び支持構造物の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※5}	重油タンク (No. 1, 2, 3) ^{※3}	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、溢水防止壁 (RC 構造) に対する照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※6}	<p>備考</p>
名称	評価方法	評価基準																
免震重要棟	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び免震装置の応答について評価を実施する。	上部構造の層間変形角及び免震装置のせん断ひずみ ^{※1, 2} が評価基準値以下であることを確認する。																
第 2 予備変圧器	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、基礎金具について応力評価を実施する。	基礎金具の発生応力が、基礎金具の許容応力以下であることを確認する。 ^{※4}																
重油移送配管	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、配管及び支持構造物の応力評価を実施する。	配管及び支持構造物の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※5}																
重油タンク (No. 1, 2, 3) ^{※3}	基準地震動 S_s を用いた地震応答解析に基づき、溢水防止壁 (RC 構造) に対する照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※6}																